
神奈川県応急仮設住宅
供給マニュアル

令和３年６月

神奈川県地域住宅協議会

目 次

第1章 全体編

1	マニュアルについて	全-1
(1)	マニュアルの位置づけ	全-1
(2)	マニュアルの適用	全-2
(3)	マニュアルに関係する協定団体	全-2
(4)	マニュアルで使用する用語	全-2
(5)	マニュアルの見直し	全-2
2	応急仮設住宅等の概要	全-3
(1)	被災後の住まいと恒久的な住宅確保までの考え方	全-3
(2)	応急仮設住宅の概要	全-5
(3)	応急仮設住宅の供給の前提となる考え方	全-6
3	応急仮設住宅の供給に関する体制	全-7
(1)	県内の体制について	全-7
(2)	県の体制について	全-8
(3)	救助実施市・市町村の体制について	全-10
(4)	県ブランチの設置について	全-11
(5)	県・市町村の災害時の住宅対策の主な業務・体制について【時系列】	全-12
4	応急仮設住宅の供給に係る資源配分計画	全-14
5	応急仮設住宅の供給事務の流れ（供給方針の策定まで）	全-15

第2章 建設型応急住宅編

1	建設型応急住宅の概要	建-1
(1)	建設型応急住宅とは	建-1
(2)	建設型応急住宅の供給方式	建-1
(3)	県・救助実施市・市町村、協定団体、会員施工業者の役割	建-2
(4)	災害救助法に基づく市町村への委任事務	建-2
(5)	平時の取組み	建-3
2	建設型応急住宅の供給事務の流れ（事務処理フロー）	建-4
ア	必要戸数の推計	建-5
イ	建設用地の選定	建-5
ウ	資源配分（供給戸数割り当て）の検討	建-5
エ	設置計画の検討（現地調査）	建-5
オ	設置計画の策定	建-7
カ	建設用地使用に係る手続き	建-9
キ	建設契約の締結	建-9
ク	建設型応急住宅の建設	建-11
ケ	設計・仕様変更が生じた場合の対応	建-13
コ	入居手続き	建-15
サ	維持管理・営繕業務	建-17
シ	入居者管理・入居者支援・退去手続き	建-19
ス	建設型応急住宅の処分	建-19

3	建設地選定基準・早期着工可能地選定基準	建－21
(1)	候補地選定基準	建－21
(2)	早期着工可能地選定基準	建－22
4	神奈川県建設型応急住宅の設計方針	建－25
5	入居条件等	建－33
6	入居世帯選定基準	建－34

第3章 賃貸型応急住宅編

1	賃貸型応急住宅の概要	賃－1
(1)	賃貸型応急住宅の概要	賃－1
(2)	賃貸型応急住宅を供与する方式	賃－1
(3)	県・救助実施市、市町村、協定団体、団体会員の役割	賃－2
(4)	災害救助法に基づく市町村への委任事務	賃－2
(5)	平時の取組み	賃－2
2	賃貸型応急住宅の供給事務の流れ（事務処理フロー）	賃－3
(1)	全体	賃－3
(2)	平時	賃－4
(3)	初動	賃－5
(4)	申込～入居	賃－7
(5)	入居後～退去	賃－11
3	事例：令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）における相模原市の対応	賃－13
(1)	台風第19号における発災後の流れ	賃－13
(2)	借上基準、費用負担（内閣府協議結果）	賃－14
(3)	その他（相模原市の対応）	賃－17

第4章 資料編

1	全体編	資1－1
2	建設型応急住宅編	資2－1
(1)	様式	資2－1
(2)	建設型応急住宅標準仕様書及び標準プラン	資2－36
3	賃貸型応急住宅編	資3－1
(1)	要綱（案）	資3－2
(2)	要綱に基づく様式	資3－7
(3)	要綱様式以外の様式	資3－29
4	協定書	資4－1
5	法令集	資5－1

* 連絡先一覧は、毎年度当初に更新する、神奈川県地域住宅協議会災害時住宅対策検討部会の担当者一覧（建設型応急住宅関係・賃貸型応急住宅関係）を参照

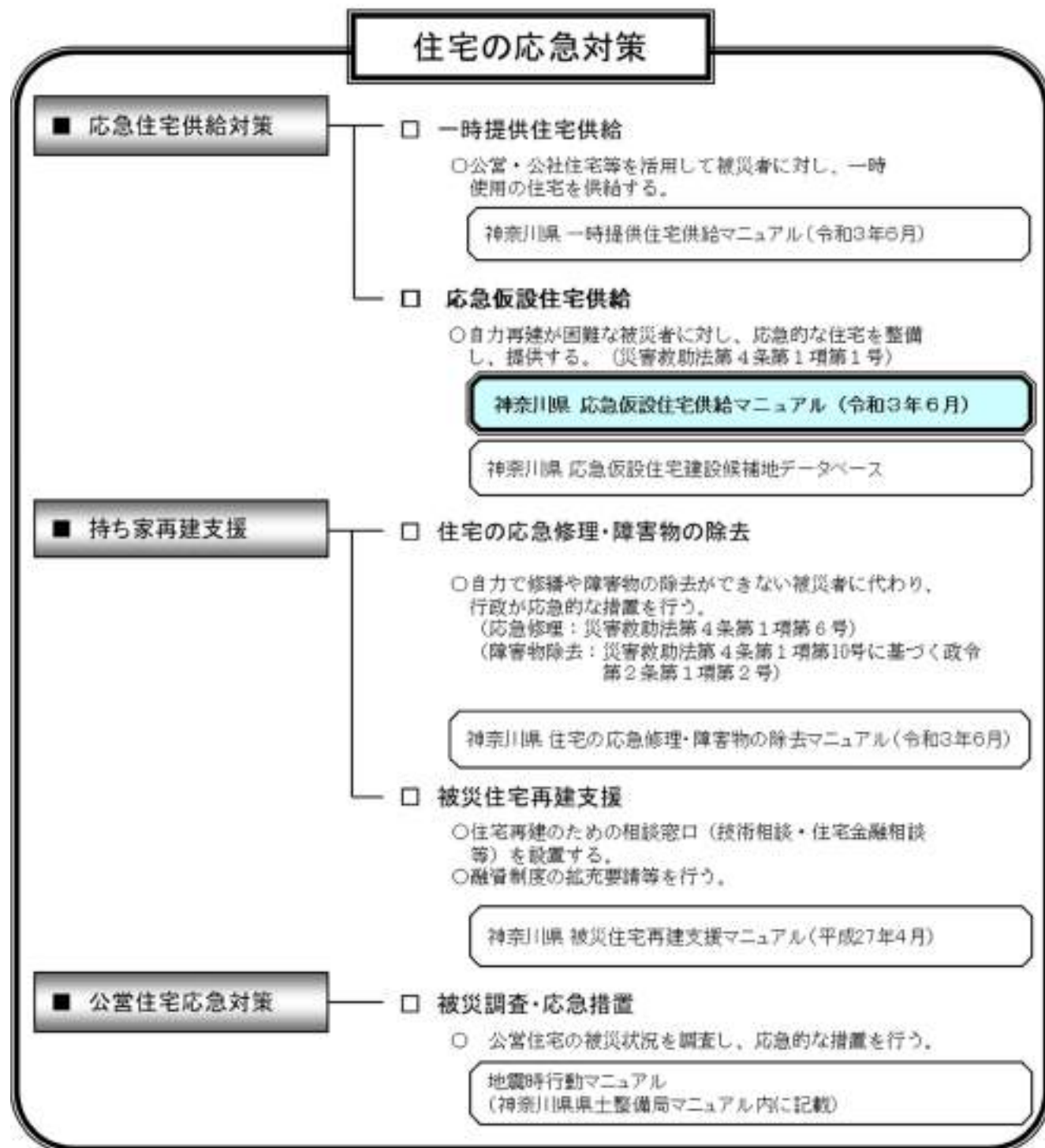
第 1 章 全体編

1 マニュアルについて

(1) マニュアルの位置づけ

このマニュアルは、住宅の応急対策のうち、災害救助法に基づく応急仮設住宅を供給するまでの流れを整理したもので、これにより、発災時に迅速な対応を図れるようにすることを目的としています。

なお、大規模災害等が発生した際に、県、救助実施市及び市町村等が行う住宅の応急対策及び各対策のマニュアルをまとめると、おおむね下図のとおりとなります。



(2) マニュアルの適用

大規模災害等の発生により県内に災害救助法が適用された場合には、このマニュアルを適用し、県及び救助実施市が、住宅が全壊等の被害を受けた被災者に対して応急仮設住宅を供給します。

なお、供給にあたっては、本マニュアルのみによらず、最新の関係法令、災害救助事務取扱要領、近年の災害時の他自治体等の対応を参考に柔軟に対応するものとします。

また、災害の状況、執行体制等により、このマニュアルによる対応が困難と判断される場合には、関係機関と連携を図りながら適宜対応します。(県外での発災時も同様)

(3) マニュアルに関係する協定団体

神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市は、災害時における応急仮設住宅の供給に関し、次の団体と協定を締結しています。

供給形式	概 要	団体名	マニュアル上の略称
建設型 (5団体)	建設型応急住宅の建設等	①(一社)プレハブ建築協会	プレ協
		②(一社)全国木造建設事業協会	全木協
		③(一社)日本木造住宅産業協会神奈川支部	木住協
	建設業者斡旋等	④(一社)神奈川県建設業協会	神建協
	技術者斡旋等	⑤(一社)神奈川県建築士事務所協会	神事協
賃貸型 (3団体)	民間賃貸住宅の被災者への提供等	⑥(公社)神奈川県宅地建物取引業協会	宅建協会
		⑦(公社)全日本不動産協会神奈川県本部	全日
		⑧(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	ちんたい協会

※「災害発生時の住宅対策に関する各種マニュアルと協定締結の状況」(p. 資 4-2) 参照

※各団体との協定内容は、資料編の協定書 (p. 資 4-3~) 参照

(4) マニュアルで使用する用語

用 語	説 明
法	災害救助法
政令	災害救助法施行令
省令	災害救助法施行規則
建設型	建設により応急仮設住宅の供与を行うもので、建設型応急住宅の略称
賃貸型	民間賃貸住宅の借上げにより応急仮設住宅の供与を行うもので、賃貸型応急住宅の略称
建設型協定団体	プレ協、全木協、木住協、神建協、神事協 (建設を行う協定団体は、プレ協、全木協、木住協の3団体)
賃貸型協定団体	宅建協会、全日、ちんたい協会
応急仮設住宅供給方針	建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅それぞれについて、供給するか意思決定を行うもの(【資料3】参照)
設置計画	建設型応急住宅を設置する配分(市町村・場所・戸数・事業者)を定めるもの(建設型編【様式3、4】参照)

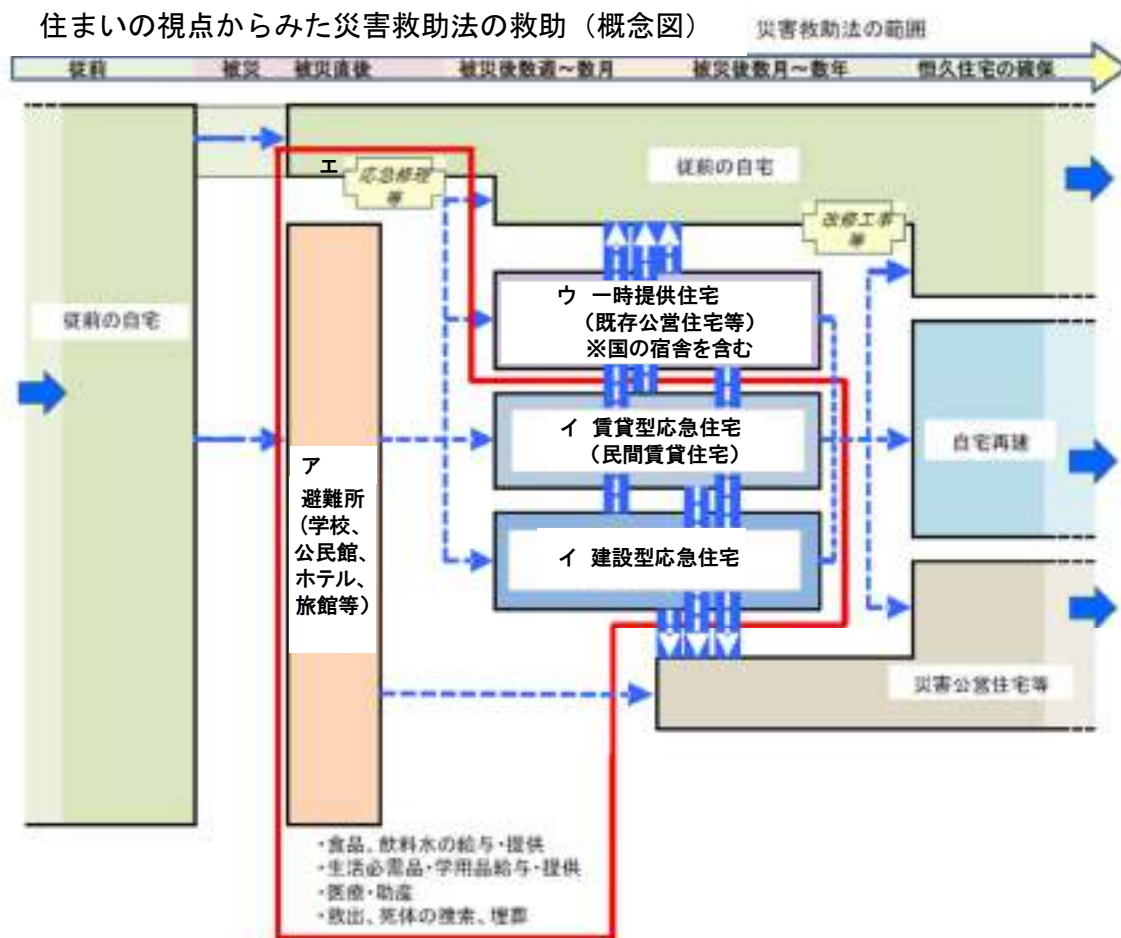
(5) マニュアルの見直し

本マニュアルは、発災時に応急仮設住宅の迅速な供給を行うことを目的としているため、適時に見直しを行い、実効性のあるものに更新していくものとします。

2 応急仮設住宅等の概要

(1) 被災後の住まいと恒久的な住宅確保までの考え方

被災後から恒久的な住宅確保までの概念図を示すと次のようになります。



（災害救助法の概要（令和2年度）（内閣府政策統括官（防災担当）避難生活担当、被災者生活再建担当）より引用・一部加工）

ア 避難所〔法第4条第1項第1号〕

災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、公民館等に受け入れるもの。

イ 応急仮設住宅〔法第4条第1項第1号〕 ☛ 本マニュアルの対象

災害のために住家が全壊等の被害を受けた被災者のうち、自らの資力では住宅を確保できない者に対し、住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図るもの。

応急仮設住宅には、**建設型応急住宅**（買取方式・リース方式）と**賃貸型応急住宅**（民間賃貸住宅を借上げるもの）があります。

ウ 一時提供住宅 ☛ 「神奈川県一時提供住宅供給マニュアル」参照

災害により住家を滅失した被災者等に対し、既存公営住宅等の空き住戸を目的外使用して提供するもの。なお、一時提供住宅は、災害救助法に基づくものではないため、国庫補助の対象とならず、提供にあたる費用は提供する自治体の負担となります。

エ 住宅の応急修理〔法第4条第1項第6号〕 ☛ 「住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」参照

災害により住家被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者に対し、元の住家に引き続き住めるように日常生活上必要最小限度の部分を応急的に修理するもの。

被災者向けの避難所、応急仮設住宅、一時提供住宅の概要

	避難所	応急仮設住宅		一時提供住宅
		建設型応急住宅	賃貸型応急住宅	
災害救助法の位置づけ	○	○	○	×
施設	学校、公民館等	プレハブ・木造等により建設	既存の民間賃貸住宅	公営住宅、公社住宅等
期間等	開設できる期間は災害発生の日から7日以内	災害発生の日から20日以内に着工し、供与期間は完成日から2年間	災害発生の日から速やかに借上げ、供与期間は契約日から2年間（応急修理を利用する場合は、6か月）	原則として3か月（状況に応じて6か月まで更新）
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることが出来ないもの ・ 応急修理を利用する場合は、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれるもの ・ 応急仮設住宅への入居後、他の応急仮設住宅への転居は不可		応急仮設住宅の基準を準用し、各提供主体が設定 応急修理実施世帯、一時提供住宅間の転居は、受入地方公共団体の判断
設置費等	330円/1人・1日 （福祉避難所は特別配慮のために必要な通常実費を加算）	・ 建設費は、5,714千円/戸以内 ・ 戸当たり面積は、実施主体が、地域の実情、世帯構成等に応じて設定	家賃の上限額は、国との調整・協議により決定	—
国庫負担	○	○	○	×
国庫支出対象	運営に必要な光熱水費、仮設便所等の設置費等	設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、運送費及び建築事務費等の一切の経費	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの	—

（２）応急仮設住宅の概要

ア 応急仮設住宅の種類

応急仮設住宅は、法に基づく救助の種類の一つです。〔法第４条第１項第１号〕

従来はプレハブ・木造住宅を建設する仮設住宅が主流でしたが、東日本大震災では、民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する住宅が活用され、その後の災害時にも多くの自治体で民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅が供給されており、その重要性が再認識されています。

このように現在では、応急仮設住宅は「**建設型応急住宅**」（旧建設型仮設住宅）と「**賃貸型応急住宅**」（旧借上型仮設住宅、みなし仮設）の２つ方式が主流となっています。

なお、公営住宅等の一時提供住宅は、法に基づく応急仮設住宅とされていませんが、これまでの大規模災害において国等からの要請により、目的外使用として被災者を受け入れており、東日本大震災では、特例で「みなし仮設住宅」として応急仮設住宅の適用を受けました。

イ 応急仮設住宅の基準

期間、費用等の基準は、内閣府告示に基づく「一般基準」で定められていますが、発災後、内閣府との協議により「特別基準」が定められた場合は変更される場合があります。

一般基準 【政令第３条第１項】	・「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）」に従い、あらかじめ、県知事等が定めるものであり、県では「災害救助法施行細則による救助の程度等（最終改正令和 2 年 8 月 25 日告示第 342 号）」により、その基準を定めています。 ・この基準を「一般基準」としています。
特別基準 【政令第３条第２項】	一般基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事等が内閣総理大臣に協議を行い、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができるようになっており、この協議により定められた基準を「特別基準」としています。 【特別基準の例】 ・建設型の着工日、供与期間の延長 ・建設型の特別仕様（敷地内通路の簡易舗装、追い炊き機能付き給湯器等） ・建設型の土地の借地料、建設地の造成費用 ・賃貸型の家賃上限等 （本県が被災した場合は、国との協議により特別基準が決定されます。）

ウ 費用負担

法に基づく救助の費用は県及び救助実施市が支弁し、国庫で２分の１以上負担されます。このため、応急仮設住宅の供給にあたっては、原則として市町村（救助実施市を除く）の費用負担は生じません。

（３）応急仮設住宅の供給の前提となる考え方

本県では、国土交通省が東日本大震災における応急仮設住宅の供給実績を踏まえて作成した「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」の趣旨や「広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン」の考え方を取り入れ、応急仮設住宅を次の事項を前提として供給することとします。

【応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項】

- 被災者が希望する場合は民間賃貸住宅の借り上げ、自宅の応急修理を優先。
- 応急仮設住宅を供給する場合は、建設仮設にこだわることなく、借上仮設を有効に活用すべき。
- 応急仮設住宅は早期解消すべき。長期利用が想定される場合は高齢者等、団地計画、行政サービス等に配慮。
- 供与主体は被災都道府県が原則。被災市町村の能力等を勘案して業務を委任。
- 大規模災害においては、建設期間は最長６ヶ月で必要戸数を建設することを目安とし、その間の避難者の生活環境改善、建設状況の情報提供が必要。

「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」国土交通省住宅局住宅生産課（平成２４年５月）より引用

【仮設期の住まいづくりの優先順位の考え方】（抜粋）

- 持ち家被災者には、応急修理制度の周知により被災した住宅の修理を促すことも有効。
- 公的賃貸住宅等の空き室等の活用を積極的に行う。早期の入居が可能なことから、要配慮者の優先入居等についても検討する。
- 既存の民間賃貸住宅ストックを活用する「賃貸型応急住宅」の供与を積極的に行う。
- 既存施設を簡易な改修で速やかに応急仮設住宅として供与できる場合は、他の用途の建築物の活用を検討する。
- 住家の被害が甚大になり、多くの仮設期の住まいが必要になる場合は、建設型応急住宅を建設する。
- 賃貸型応急住宅と建設型応急住宅の供与に関する優先順位については、住宅ストック、地域コミュニティ、要配慮者への支援必要性等の地域特性や被害特性等を踏まえて、各地域において設定する。

「広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン」

国土交通省 中部地方整備局 建政部 住宅整備課（令和２年３月）より引用

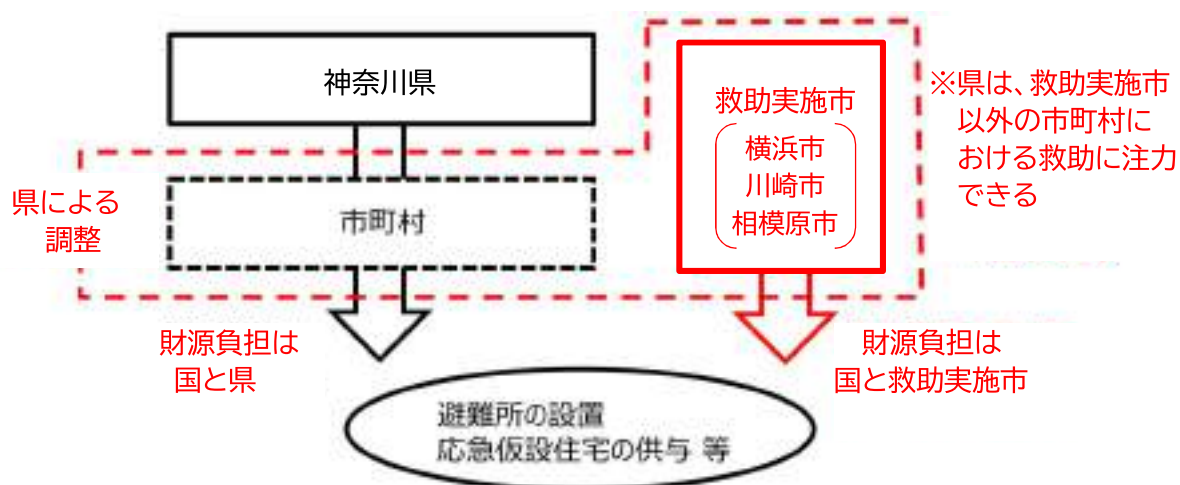
3 応急仮設住宅の供給に関する体制

(1) 県内の体制について

平成 30 年 6 月に災害救助法が改正され、内閣総理大臣の指定により、政令市が、救助実施市として救助の実施主体となれることとなり、本県の 3 つの政令指定都市（横浜市、川崎市及び相模原市。）が、平成 31 年 4 月に救助実施市に指定されました。

県は、救助主体が複数存在することになっても、引き続き、県の広域調整の下で公平で迅速な応急仮設住宅の供給が行えるよう「災害救助に係る神奈川県資源配分計画（くらし安全防災局所管）」の個別計画として「応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画」を平成 30 年 12 月 27 日に策定しています。（詳細は、「4 応急仮設住宅の供給に係る資源配分計画」を参照）

ア 救助実施市が指定されたことによる県内の体制のイメージ



（内閣府「災害救助法の一部を改正する法律案の概要」資料より一部引用）

イ 県・救助実施市・市町村の主な役割分担

		県	救助実施市	市町村 (救助実施市除く)
救助体制の構築		○	○	○
県内の広域調整		○		
県外の広域調整		○		
国との調整		○	○	
救助の 実施主体	災害救助法適用時	○	○	○ (委任事務のみ)
	上記以外		○	○
被災者への支援			○	○
財源負担		○	○	

(2) 県の体制について

ア 災害時における「住宅の応急対策」の体制

神奈川県では、災害時における住宅の応急対策を円滑に実施するため、次に掲げる体制を基本とし、被災状況等に応じて、適宜編成するものとします。



【本マニュアルの関連】

各班の主な業務内容は次のとおり。

総務班	・住宅の応急対策業務に係る人事、事務スペース、庶務等に関する業務
契約班	・応急仮設住宅の建設・借上げ、応急修理・障害物除去の契約に関する業務
建設住宅班	・建設型応急住宅の建設に関する業務
賃貸住宅班	・賃貸型応急住宅の民間賃貸住宅の借上げに関する業務
公営住宅班	・県営住宅の被害調査、緊急措置、公的賃貸住宅の一時提供などに関する業務
住宅再建班	・住宅再建に関する業務
建築物・宅地危険度判定班	・震災建築物の応急危険度判定に関する業務 ・被災宅地の危険度判定に関する業務

イ 応急仮設住宅の供給に関する配置体制

応急仮設住宅の供給に関する配置体制は業務内容等を踏まえ、次のとおりとします。



■ 各担当及びグループの主な業務、想定人員、職種、応援部隊の配置

	主な業務内容	想定人員		職種		応援 部隊	
		小規模 災害	大規模 災害	事務	技術		
建設住宅班	建設型応急住宅に関する業務						
計画担当	県全体の被災状況を把握し、応急仮設住宅の必要戸数を算定する。 また、国、市町村、関係団体等と調整・協議を行い、仕様、各種基準等の決定を行う。	4 名	4 名	○	○		
整備担当	建設型応急住宅の建設に関する業務						
用地 G	市町村と協力し建設地の現地調査等を行い、建設地を確認	1 名	2 名 + α		○	○	
	建設 G	【審査】建設型応急住宅の設計図書の審査	3 名	6 名 + α		○	○
		【監理】町村における建設型応急住宅の工程管理、完了検査、町村への引継	3 名/チーム×A			○	○
	入居管理 G	建設型応急住宅の入居募集に関する市町村との調整・協議、入居状況の取りまとめ	2 名	3 名 + α	○		○
賃貸住宅班	賃貸型応急住宅に関する業務						
賃貸調整担当	賃貸型応急住宅に関する協定団体等との調整・協議	1 名	2 名	○			
募集・審査担当	賃貸型応急住宅の募集、市町村の入居審査事務の調整	2 名	2 名 + α	○		○	
入居管理担当	賃貸型応急住宅の入居状況の把握、退去手続き	2 名	2 名 + α	○		○	

※建設Gの審査関係は、建築職、電気職、機械職を適宜配置

※建設Gの監理関係は、1チーム：建築職、電気職、機械職の3名体制とし、1チームが月2,000戸程度を対応することとし、必要戸数から人員を算定

※被災状況により、適宜、「α」の増員を行う。

(3) 救助実施市・市町村の体制について

救助実施市・市町村は、各市町村の地域防災計画や県の体制等を参考として、平時から災害時における住宅対策の体制について、関係課と連携し、災害時の体制を構築します。

ア 救助実施市・市町村における体制の確認

救助実施市・市町村所管課は、下記の主な業務内容を踏まえ、応急仮設住宅の供給に係る体制を平時から関係課等と調整の上、確認します。

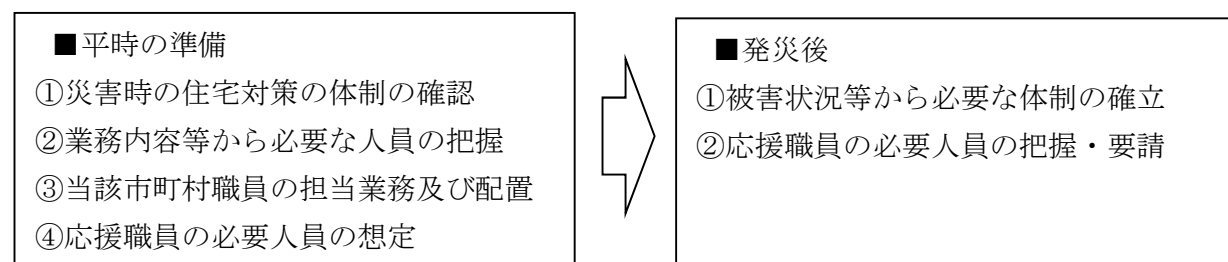
県計画担当関係	・被災状況や被災者への聞き取り等から応急仮設住宅の必要戸数を把握し、住戸タイプの割り振り ・地域性等を考慮し、仕様や各種基準の特例基準等を検討し、県と調整
県用地G関係	・建設候補地データベース等を参考に建設地の選定、現地調査等の基礎資料の提供 ・民有地の場合は、地権者との調整
県建設G（審査）関係	・県から示される設計図書の仕様、配置、住戸タイプ等の確認
県建設G（監理）関係	・救助実施市・市における工程管理、町村における進捗状況の確認
県入居管理G関係	・入居者募集・選定・管理、入居状況の把握・報告
県賃貸住宅班関係	・申込受付、入居申込者の審査、入居管理

イ 救助実施市・市町村における人員想定について

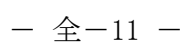
救助実施市・市町村は、県の業務内容等を参考にして、必要な人員の想定を行います。

その際、災害時の住宅対策には応急仮設住宅の他に、公的賃貸住宅の一時提供、住宅の応急修理、障害物の除去、住宅相談、建物・宅地危険度判定などの業務があり、それらの業務内容等を含めて、人員を想定する必要があります。

また、これまでの大規模災害時には、発災から1週間程度経過して他の地方公共団体から応援職員が順次配置されていることから、当該市町村職員と応援職員の業務分担をあらかじめ想定しておきます。



ブランチ業務で、疑義等が生じた場合は、計画担当と調整・協議を実施して、関係者に指示等を行います。



(5) 県・市町村の災害時の住宅対策の主な業務・体制について【時系列】

ア 応急仮設住宅（建設型・賃貸型）・一時提供住宅関連

		【建設住宅班】			【公営住宅班】	【賃貸住宅班】	
県の体制	計画担当	整備担当			一時提供担当	賃貸調整担当	
		用地G	建設G (審査 監理)	入居管理G		募集・審査担当 入居管理担当	
発災直後（発災後3日程程度）	【県】	《3名》 ・被災状況把握 ○市町村へ必要戸数等依頼 △協定団体へ依頼	《1名》 ○被災市町村へ用地選定依頼		《1名》 ○事業主体へ提供可能住宅依頼	《1名》 △協定団体へ協力依頼	
	【市町村】	・被災状況把握 ・必要戸数把握 ・被災者聞き取り ・体制準備	・建設地選定		・公営住宅等の被害確認 ・提供可能住戸把握		
初期期（1週間程度）	【県】	《4名》 △必要戸数の算出 △設置計画作成 ○関係課、市町村等との調整 △協定団体との協議 △国との特別基準等の協議（仕様、各種基準等の決定）	【住宅計画課＋住宅営繕事務所職員＋危機管理防災課】 《2名＋α》 《2名＋α》 《3名＋α》			《2名》 ○提供可能住戸取りまとめ	《3名＋α》 ○協力不動産店名簿取りまとめ ○提供可能住戸取りまとめ △協定団体との協議 △国との特別基準等の協議
	【市町村】	・住戸タイプの戸数算定 ・特別基準等の要望 ・施工業者宿泊場所紹介	△建設地の現調日程調整 ・建設地現調（基礎情報提供） ・配置案作成 ・民有地の地権者調整	△早期着工団地契約図書審査 ○工程管理（町村分） ・工程管理（市分）	△入居条件、選定基準作成 受入れ準備（必要物資調達等） ・入居条件、選定基準の調整 受入れ準備（必要物資調達等）		
メイン活動期（1ヶ月程度）	【県】	《4名》 ○最終必要戸数の算出 ○関係課、市町村等との調整 △進捗とりまとめ	【住宅計画課＋住宅営繕事務所職員＋危機管理防災課＋応援部隊】 《2名＋α》 《審査：6名＋α》 《3名＋α》			《3名》 ・入居募集等に関する事業主体調整	《6名＋α》 《契約：B名》 △入居者募集 △入居契約 △入居管理
	【市町村】	・最終必要戸数の把握 ・住戸タイプの戸数算定 ・施工業者宿泊場所紹介	△建設地の現調日程調整 ・建設地現調（基礎情報提供） ・配置案作成 ・民有地の地権者調整	△契約図書審査 ○工程管理（町村分） ・工程管理（市分）	△入居募集等に関する市町村調整 ・入居者募集 ・入居者選定 ・入居管理 （営繕、自立可能世帯対応、退去等含む）	△入居状況の取りまとめ ・入居者募集 ・入居者選定 ・入居管理	

○：県のみ業務 △：県・救助実施市の業務 ※救助実施市の業務は△部分と市町村部分を担う。

		【住宅再建班】		【公営住宅班】	建築物・宅地 危険度判定班
県の体制		応急修理 ・除去担当 相談担当・ 助成担当			
発災直後 (発災後3日程度)	【県】	【住宅計画課】 《1名》 ○市町村へ体制確認 △協定団体に依頼	【住宅計画課】 《1名》 ○住宅金融支援機構、 県建築士会等へ依頼 ○市町村へ体制確認	【一時提供住宅】 ・県営住宅の 被害確認 ・提供可能住戸 把握	
	【市町村】	・体制準備	・体制準備		
初期期（1週間程度）	【県】	【住宅計画課】 《2名》 △協定団体と協議 ○関係課、市町村 等との調整・協議 △国と特別基準等の 協議 △広報準備	【住宅計画課】 《2名》 ○実施計画案作成 ○県建築士会、住宅金 融支援機構等へ協力 要請・協議 ○機構、士会等による 相談場所確保 (市町村窓口、県政総合センター等)	【一時提供住宅】 ・入居条件、選定基 準の調整	
	【市町村】	・特別基準の要望 ・受付準備 ・広報	・住宅再建手引き作成 (マニュアル抜粋) ・市町村の相談窓口 設置準備		
メイン活動期（1ヶ月程度）	【県】	【住宅計画課】 《3名》 ○業者一覧取りまと め、市町村へ送付 ○疑難案件検討、 回答 ○実施状況の取りま とめ	【住宅計画課】 《2名》 ○機構、士会等による 再建相談の実施 ○再建支援制度確認 ○市町村に再建支援に 係る情報提供	【一時提供住宅】 ・入居者募集 ・入居者選定 ・入居管理	
	【市町村】	・受付 ・業者選定 ・内容審査 ・業者との契約 ・完成検査 ・工事費支払い	・市町村の相談窓口 設置 ・手引き等の広報 ・手引き等の更新	※他の業務 ・県営住宅応急復旧 ・県営住宅緊急措置 など	

4 応急仮設住宅の供給に係る資源配分計画

(1) 計画の概要

県では、大規模災害時に県内の救助の実施主体が複数になった場合に、県域全体として公平で迅速な救助を行うため、資源配分に係る計画策定の手順や、県及び救助実施市の役割、平時・災害発生時の連携体制などについて「災害救助に係る神奈川県資源配分計画（くらし安全防災局危機管理防災課所管）（以下「県資源配分計画」という。）」を定めています。

応急仮設住宅の供給については、県資源配分計画の個別計画として、建設型応急仮設住宅の設置計画（供給計画）の策定に係る事務オペレーション等について、平成30年12月27日に「応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画」を定めています。

(2) 資源配分について

ア 資源配分の対象

発災時に配分の調整が必要な資源として、建設型協定団体（プレ協、全木協、木住協）から示される建設型応急住宅の「供給可能戸数」を資源配分の対象としています。

なお、賃貸型応急住宅についても資源配分計画の対象としていますが、大規模の災害においては、市町村又は県を越えた広域的な避難を余儀なくされる可能性が高く、救助の実施主体毎に空き住戸を配分すると、被災者の避難行動を制約し、迅速な住宅提供を損ねる可能性があることから、配分戸数は設定していません。

イ 資源の事前配分

建設型協定団体から示される初動期（1ヶ月）の建設型応急住宅の供給可能戸数について、あらかじめ人口割合に応じて次のとおり事前配分戸数を設定し、これにより初動期の迅速な資源配分を行うこととしています。なお、発災時にこの事前配分を適用するかについては、被害の状況等を踏まえて、県、救助実施市が協議の上決定します。

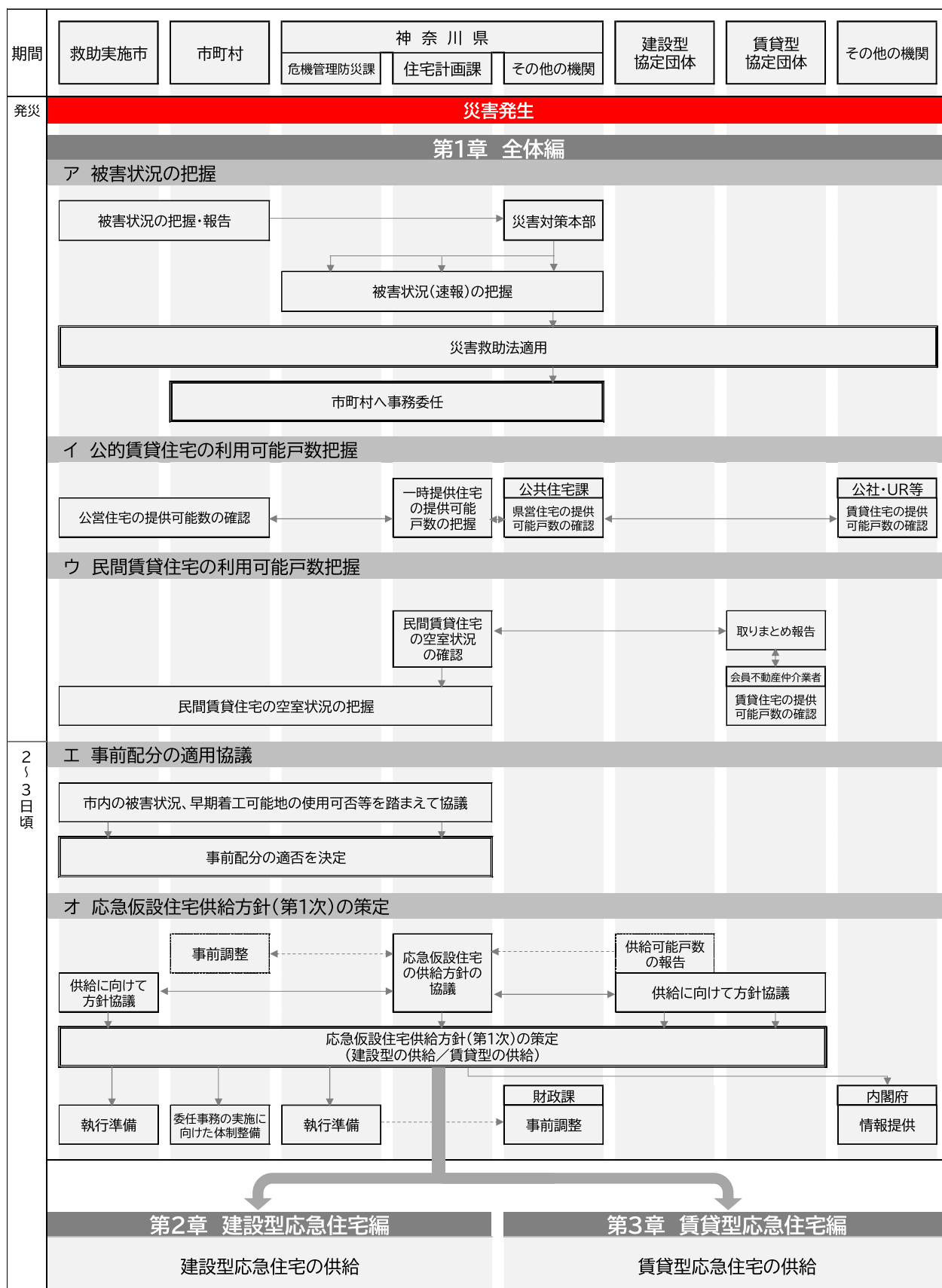
■事前配分戸数（平成30年4月1日時点の総人口数により設定）

救助主体	総人口数		事前配分戸数（戸）	
	（人）	（地域比）	割合	合計
横浜市	3,733,084	40.7%	41%	771
川崎市	1,505,357	16.4%	16%	301
相模原市	722,688	7.9%	8%	150
県（政令市除く）	3,202,150	34.9%	35%	658
合計	9,163,279	100%	100%	1880

(3) 資源配分計画の実施に係る業務の流れ

業務の流れなどの詳細については、応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画の本文（P. 資1-2）を参照してください。

5 応急仮設住宅の供給事務の流れ（供給方針の策定まで）



ア 被害状況の把握

- (ア) 救助実施市及び市町村は、災害が発生した場合には、迅速かつ正確に管内の被害状況を把握し、災害情報管理システムにより県災害対策本部に報告します。【災害対策基本法第 53 条第 1 項】
- (イ) 県災害対策本部から、県危機管理防災課及び県住宅計画課（県土整備局連絡班経由）は、被害状況（速報）及び災害救助法適用の情報を入手します。
- (ウ) 被害状況により、県は災害救助法に基づき救助事務の一部を市町村に委任します。

イ 公的賃貸住宅の利用可能戸数把握

- (ア) 県住宅計画課は、災害の状況等に応じて、県営住宅については県公共住宅課に、市町村営住宅については各市町村に、公的賃貸住宅については独立行政法人都市再生機構、神奈川県住宅供給公社、横浜市住宅供給公社及び川崎市住宅供給公社に、公的賃貸住宅の利用可能戸数を照会し、各住宅事業主体は、利用可能戸数を確認の上、県に報告します。

ウ 民間賃貸住宅の利用可能戸数把握

- (ア) 県住宅計画課は、民間賃貸住宅の空き室状況を、賃貸型協定団体に確認します。
- (イ) 賃貸型協定団体は、災害の状況等に応じて、会員不動産仲介業者に確認し、一時提供住宅リスト（「神奈川県一時提供住宅供給マニュアル」における【様式 2】）又はそれに準じたリストにより民間賃貸住宅の空き室情報を取りまとめ、県住宅計画課に報告します。
- (ウ) 県住宅計画課は、報告された民間賃貸住宅の空き室情報を救助実施市、市町村、県危機管理防災課と共有します。

エ 事前配分の適用協議

- (ア) 県は、県内の被災状況（震度分布、津波高さ・浸水範囲、水害浸水範囲等）を踏まえ、初動期（1 ヶ月）の供給可能戸数に係る事前配分（P. 全－14 参照）の適用の可否を救助実施市と協議して決定します。
- (イ) 事前配分を適用せずに、事前配分とは別の配分とする場合は、建設型協定団体からの供給可能戸数の報告や必要建設戸数の推計等を踏まえ、県及び救助実施市が協議の上、県が広域調整のもとで配分を決定し、当該配分戸数を基に進めていきます。

オ 応急仮設住宅供給方針（第 1 次）の策定

- (ア) 事前配分適用の協議結果を踏まえ、県及び救助実施市は、各市町村の被災状況（将来的な見込みも含む）、公的賃貸住宅の提供可能戸数、建設型協定団体の応急仮設住宅供給能力、民間賃貸住宅の空き室状況などを基に、応急仮設住宅（建設型・賃貸型共）の供給を行うか等についての供給方針を、協定団体（建設型・賃貸型共）と協議します。
- (イ) 協議結果を踏まえ、県は応急仮設住宅供給方針（第 1 次）を策定します。（【資料 3】）
- (ウ) 建設型又は賃貸型の供給を行う場合は、県住宅計画課はそれぞれの協定団体に供給実施の連絡を行い、建設型協定団体の現状の供給能力見込みについて照会を行います。（建設型編【様式 1】）
- (エ) 建設型協定団体は、会員施工業者に連絡し、現状の供給能力を把握した上で、県住宅計画

課に報告します。(建設型編【様式2】)

(オ) 県危機管理防災課は、災害救助法に係る国庫負担金を所管する内閣府と、予算措置の関係から県財政課に、それぞれ事前に情報提供を行い、円滑に建設費等の執行が図れるようにします。

(カ) 被災市町村は、委任事務の実施に向けて、庁内の体制を整備します。【資料4】

供給方式	市町村（救助実施市除く）の委任事務	
建設型	市	・ 工程管理（地縄張り、中間確認、完成検査立ち会い） ・ 入居管理 ・ 維持管理
	町村	・ 入居管理 ・ 維持管理 ※町村の工程管理は、県住宅営繕事務所でを行います。
賃貸型	・ 申込受付 ・ 入居審査 ・ 入居管理	

- ・ 供給方針は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の供給を実施するかしないか等について、県・救助実施市・市町村の意思統一を目的に策定するものです。
- ・ 発災当初は、供給方針（第1次）の策定までを被災後2～3日程度を目途として行い、これ以降（第2次、第3次…）は、順次この作業（ア～オ）を繰り返し行います。

第 2 章 建設型応急住宅編

1 建設型応急住宅の概要

(1) 建設型応急住宅とは

建設型応急住宅とは、災害により住宅が全壊等の被害を受けし、自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者に対して、災害救助法に基づき、県及び救助実施市が応急仮設住宅を建設し提供する制度（災害救助法第4条第1項第1号）

(2)－1 応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	1戸当たり平均 5,714,000円以内	
住 宅 の 規 模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ実界において、単身用(6坪タイプ)、小家族用(9坪タイプ)、大家族用(12坪)の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着 工 時 期	災害発生の日から20日以内	
救 助 期 間	完成の日から最長2年(建築基準法85条)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項
○ 被災者の当面の住まいの確保のため、法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。 ○ 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。 ○ 「建設型仮設住宅」について、その呼称を「建設型応急住宅」に改める。(令和元年10月公布)

「災害救助法の概要（令和2年度版）内閣府政策統括官（防災担当）避難生活担当、被災者生活再建担当」より引用

(2) 建設型応急住宅の供給方式

方式	内容	特徴
買取方式	施工業者と売買契約を締結し、建設型応急住宅を供給する方式	・管理権限は県・救助実施市が有する ・撤去解体は県・救助実施市が実施
リース方式	施工業者と賃貸借契約を締結し、建設型応急住宅を供給する方式	・管理権限は施工業者が有する ・設置から撤去までを施工業者が行う ・リース方式は上限数が設けられる

(3) 県・救助実施市、市町村、協定団体、会員施工業者の役割

役 割	県	救助実施市	市町村	協定団体	会員 施工業者
平時					
供給体制整備	○	○	○	○	
建設候補地の選定・データの管理		○	○		
発災時					
必要戸数の調査・推計	○	○	○		
被災者への要望調査		○	○		
供給可能戸数の情報収集	○	○		○	
建設用地の選定	○	○	○	○	
現地調査・配置計画（案）の作成	○	○	○	○	
資源配分の決定・設置計画の策定	○	○			
建設地・建設戸数の決定	○	○	○		
会員施工業者の手配・斡旋	○	○		○	
発注・契約（売買又は賃貸借）	○	○			○
設計図書の作成・承認	○	○			○
建設工事	○	○			○
工程管理（地縄張り、中間確認、完成検査立ち会い）	○	○	○ （市のみ）		○
被災者への制度周知・説明	○	○	○		
入居申込みの受付・審査		○	○		
入居者の入居管理・支援		○	○		
維持管理・営繕業務		○	○		○
費用の支払い	○	○			
入居者の退去手続き		○	○		
撤去解体	○	○			○
連絡調整	○	○	○	○	○

(4) 災害救助法に基づく市町村への委任事務

建設型応急住宅の供給について、法第 13 条に基づき県が市町村（救助実施市を除く）に委任する事務は次のとおり。

ア 市への委任事務

- (ア) 建設型応急住宅の建設に係る工程管理（地縄張り、中間確認、完成検査立ち会い）
- (イ) 建設型応急住宅の入居管理
- (ウ) 建設型応急住宅の維持管理

イ 町村への委任事務

- (ア) 建設型応急住宅の入居管理
- (イ) 建設型応急住宅の維持管理

(5) 平時の取組み

ア 応急仮設住宅建設候補地データベースの管理・共有（年1回更新）

- (ア) 県・救助実施市・市町村が協力して、建設候補地をリストアップし、データベース化して管理する。
- (イ) 建設可能地の測量図等、仮設住宅を建設する上で参考になる資料があれば、できるだけ電子化した上で、情報を共有する。
- (ウ) 防災協力農地の登録など、可能な限り土地の所有者等の了解を得て、その情報を登録する。
- (エ) 救助実施市・市町村は、建設候補地の中から、早期着工可能地を選定して台帳を整備する。(P. 建-6 参照)

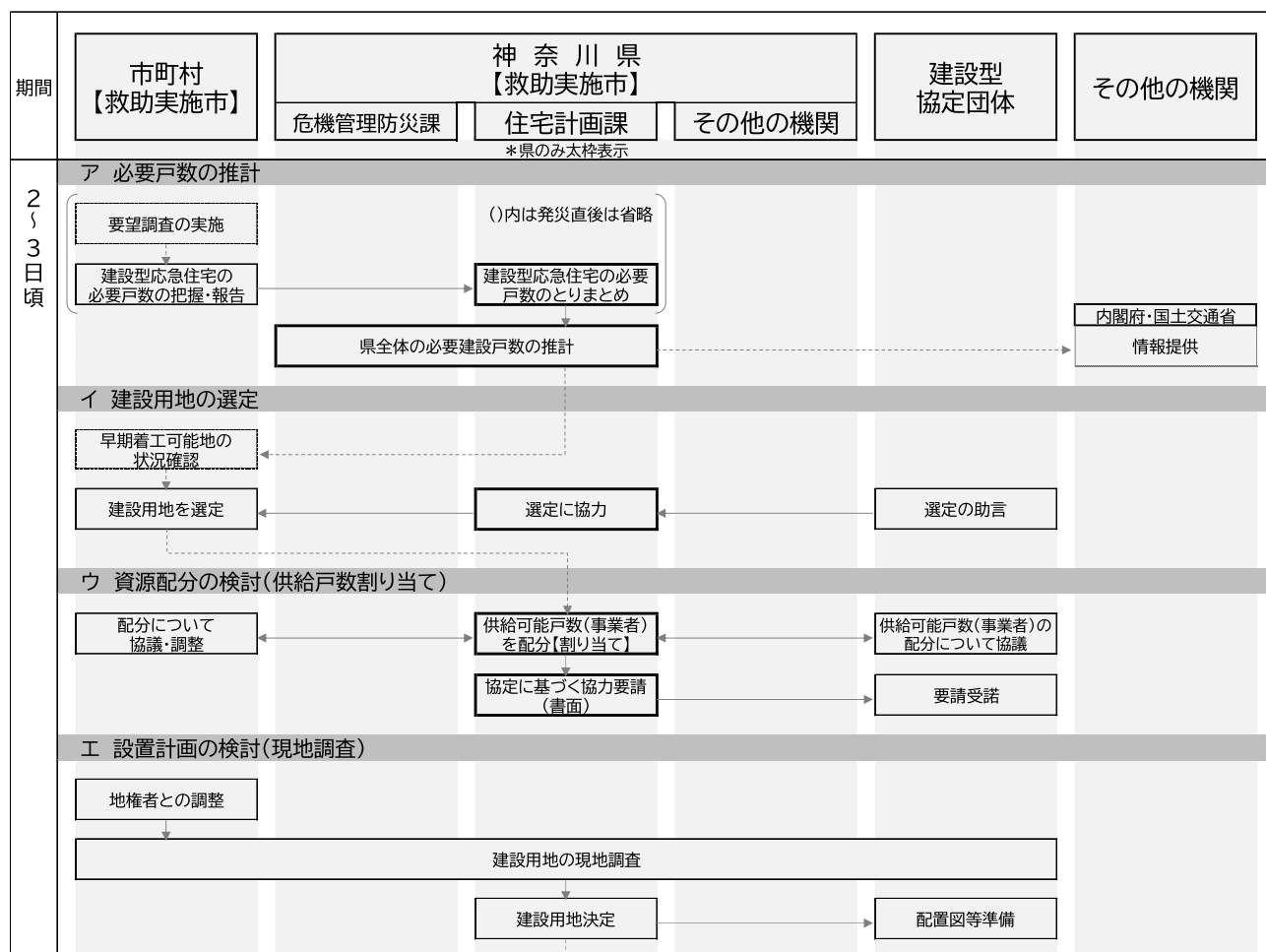
イ 供給体制の整備、関係機関との連絡体制の構築

- (ア) 県・救助実施市・市町村・協定団体は、建設型応急住宅の供給体制の訓練等を実施する。
- (イ) 県・救助実施市・市町村は、神奈川県地域住宅協議会災害時住宅対策検討部会において、建設型応急住宅の供給に係る事前対策の情報共有及び検討を行う。

2 建設仮設住宅の供給事務の流れ（事務処理フロー）

期間	市町村 【救助実施市】	神奈川県 【救助実施市】			建設型 協定団体	その他の機関
		危機管理防災課	住宅計画課	その他の機関		
2 ～ 3 日頃	ア 必要戸数の推計					P.建-5
	イ 建設用地の選定					P.建-6
	ウ 資源配分(供給戸数割り当て)の検討					P.建-6
	エ 設置計画(第1次)の検討(現地調査)					P.建-6
	オ 設置計画(第1次)の策定					P.建-7
7 日頃	カ 建設用地の使用に係る手続き					P.建-9
	キ 建設契約の締結					P.建-10
	ク 建設型応急住宅の建設					P.建-11
2 ～ 3 週間	ケ 設計・仕様変更が生じた場合の対応					P.建-13
	コ 入居手続き					P.建-15
2 カ月頃 ～	コ-1 準備作業					
	コ-2 入居申込～入居完了					
	サ 維持管理・営繕業務					P.建-17
	サー1 営繕業務					
	サー2 仮設許可(建築基準法第85条第3項)手続き					
	シ 入居者管理・入居者支援・退去手続き					P.建-19
	ス 建設型応急住宅の処分					P.建-20

(1) 必要戸数の推計～設置計画の検討（現地調査）



ア 必要戸数の推計

アー１ 発災直後～１週間頃の推計

県住宅計画課は、事前配分の適用を踏まえて、応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画に基づき、次の推計方法により必要建設戸数を推計し、市町村と情報共有します。

【必要建設戸数の推計方法】

$$\begin{aligned}
 & \text{必要建設戸数} = \text{避難者数}^{\ast 1} / 2 \text{人}^{\ast 2} \text{ (避難世帯数の推計)} \\
 & \quad \times 80\% \text{ (全壊・半壊世帯数割合}^{\ast 3} \text{の推計)} \\
 & \quad \times 1/2 \text{ (建設型応急仮設住宅要望}^{\ast 4} \text{の推計)}
 \end{aligned}$$

※１ 県災害情報管理システムの避難者数により把握する。

※２ 本県の世帯平均人数より設定（H27.10.1時点2.26人）

※３、４ 東日本大震災における被災県の実例を参考に設定。

（例）避難者数が100,000人の場合、 $100,000 / 2 \times 0.8 \times 1/2 = 20,000$ 戸

つまり、避難者数の1/5（20％）の割合の戸数が必要建設戸数（推計値）となる。

（注意）「必要建設戸数」の公表に当たっては、発災後の初期段階の情報に基づく推計値であることを明記して、協定団体等が混乱を招くことがないようにします。

アー 2 発災後 2 ～ 3 週間頃の推計

- (ア) 県住宅計画課は、市町村に、必要建設戸数を照会します。〔様式 8〕
- (イ) 市町村は、準備が整い次第、避難所アンケート等による要望調査を開始し、必要建設戸数を推計値から要望戸数（精査した結果得られた必要戸数）に置き換えて県に報告します。〔様式 9〕
- (ウ) 県住宅計画課は、市町村からの報告を取りまとめ、必要建設戸数を適時に更新して、市町村と情報共有します。

イ 建設用地の選定

イー 1 発災直後～ 1 週間頃

市町村はアー 1 の必要建設戸数（推計値）に対して、地域特性や被災状況を踏まえて、建設候補地データベースの早期着工可能地の中から建設用地を選定して、県に報告します。建設用地の選定は「建設地選定基準」（P. 建-21）に基づき、公共用地の利用を優先し、それでもなお必要戸数の確保が困難なときは、民有地を利用することとします。

《早期着工可能地の事前選定・台帳整備》

- ・早期着工可能地とは、建設候補地のうち、管理者（所有者）、ライフラインの状況、造成の要否等から、発災後、早期に建設用地として使用することが可能であると市町村が判断して選定した用地のことです。
- ・市町村は、建設候補地データベースにおける建設候補地の中から、「早期着工可能地を選定するためのチェックリスト」（P. 建-24）による判定結果を勘案して早期着工可能地を選定し、応急仮設住宅建設候補地個別台帳〔様式 7〕を整備しておくこととします。

イー 2 発災後 2 ～ 3 週間頃

市町村は、アー 2（イ）の要望戸数に応じて、建設用地の見直し及び追加を行って県に報告します。

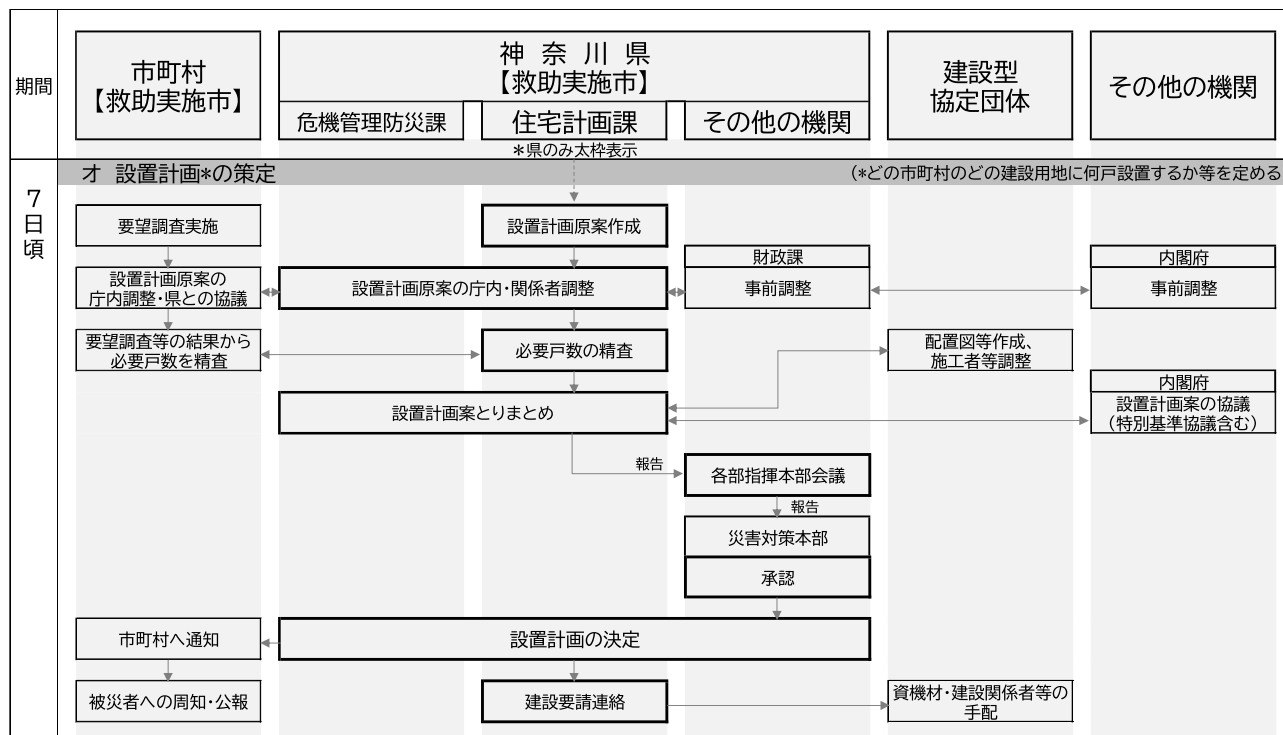
ウ 資源配分（供給戸数割り当て）の検討

- (ア) 県住宅計画課は、必要建設戸数の取りまとめ結果、建設用地の選定状況、民間賃貸住宅の空き家情報などを踏まえ、建設型協定団体の供給可能戸数（会員施工業者の斡旋状況含む）を考慮した上で、当面 1 か月分の資源配分（市町村別の供給戸数の割り当て）を行います。
- (イ) 県住宅計画課は、建設型協定団体に、協定に基づく協力要請を書面により行います。〔様式 5〕

エ 設置計画の検討（現地調査）

- (ア) 市町村は、現地調査実施のため建設用地の地権者（県有施設を除く）と調整を行います。県有地及び県教育委員会の教育財産については、県住宅計画課が調整します。
- (イ) 物件所在地の市町村職員立会いの下、県住宅計画課及び建設型協定団体が現地調査を実施します。タイプ別建設希望戸数、上下水道の場所及び管径、所在地の測量図など、建設に参考となるものを、現地調査の際に、当該市町村から建設型協定団体に情報提供します。〔様式 6〕

(2) 配置計画の策定



オ 設置計画の策定

- (ア) 県住宅計画課は、市町村別の必要建設戸数及び市町村からの建設用地報告を基に、現地調査の結果を踏まえ、建設用地を選定し、当面1ヶ月分の設置計画原案を作成します。
- (イ) 県危機管理防災課と県住宅計画課は、建設型応急住宅設置計画原案の内容について、被災市町村の意見を聞き、必要に応じて原案の内容を修正します。
- (ウ) 県危機管理防災課は、これらの調整を経た設置計画原案について、内閣府及び県財政課と調整します。
- これらの調整を経て、設置計画案をまとめます。【様式3、4】
- (エ) 県危機管理防災課は統制部会議に、県住宅計画課は県土整備部指揮本部会議に、それぞれ建設型応急住宅設置計画案を報告します。災害対策本部に対し、統制部は、災害救助の一環としての建設型応急住宅の供給戸数及び内訳を説明し、県土整備部指揮本部は建設型協定団体の供給能力や民間賃貸住宅の空き室状況などを補足説明し、建設型応急住宅設置計画の承認を得ます。
- (オ) 上記の承認を経て、県は建設型応急住宅設置計画を決定します。
- (カ) 県住宅計画課は、市町村及び建設型協定団体に決定した設置計画を通知します。【様式10】
- (キ) 県、市町村は建設に向けた準備を開始するとともに、被災者への周知を行います。また建設型協定団体は、資機材・建設関係者等の手配を開始します。

- ・設置計画とは、どの市町村のどの建設用地にどの住戸タイプを何戸設置するか等を定めるものです。（設置計画書【様式3、4】参照）

（注）各敷地内の住戸配置等を定める配置計画（配置図）とは異なります。

- ・発災当初は、設置計画（第1次）の策定までを被災後7日程度を目途として行い、これ以降（第2次、第3次…）は、順次この作業（ア～オ）を繰り返し行います。

《特別仕様の確認手順》

- （ア）県住宅計画課は、被災市町村に建設タイプに係る特別仕様に関する要望を照会します。
- （イ）被災市町村は、標準仕様を確認の上、地域性等を考慮した特別仕様の要望を作成し、県住宅計画課に回答します。
- （ウ）県住宅計画課は、特別仕様の要望を取りまとめ、県危機管理防災課と調整・協議して、建設型協定団体との調整を行い、県危機管理防災課を通じて、特別仕様について内閣府と協議を行います。
- （エ）県住宅計画課は、内閣府との協議結果を被災市町村に報告するとともに、期日を定めて、特別仕様を適用する住棟の照会を行います。
- （オ）被災市町村は、特別仕様による住棟がある場合には、その内容を期日までに県住宅計画課に提出します。
- （カ）県住宅計画課は、被災市町村から提出された特別仕様について内容を確認の上、建設型協定団体に報告します。
- （キ）建設型協定団体は、県住宅計画課からの報告に基づき、設計図書を作成します。

《特別仕様の費用負担》

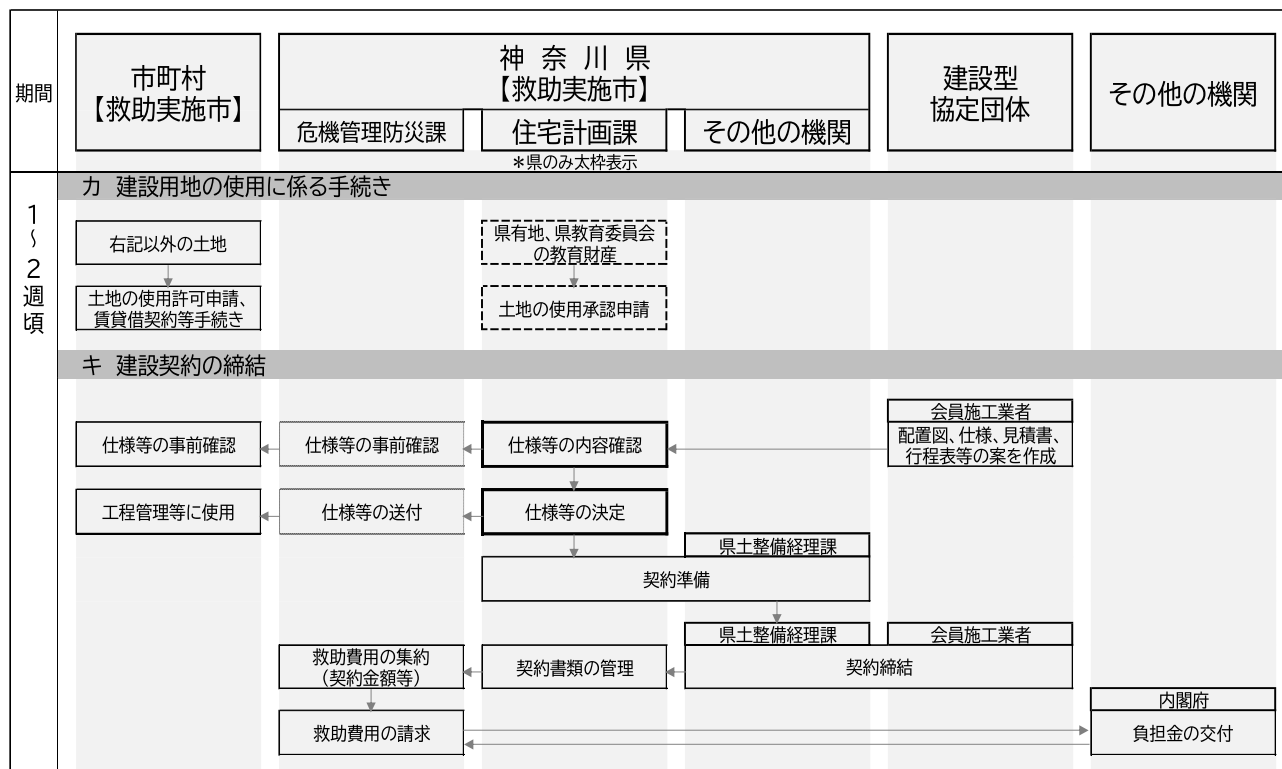
特別仕様については、内閣府との協議により特別基準として認められた場合は、国庫対象となります。

なお、国庫対象とならない場合でも、市町村が費用を負担して、別途、整備又は設置できる場合がありますので、国庫対象外の特別仕様の整備又は設置を要望する場合は、県住宅計画課と調整・協議を実施することとします。また、市町村が費用を負担して、別途、整備又は設置したものについては、原則として撤去費用についても、市町村が負担することになります。

《東日本大震災で国庫対象として認められた特別仕様》

バリアフリー対策	・ 敷地内通路の簡易舗装
暑さ・寒さ対策	・ 断熱材の追加、窓の二重サッシ化、日よけ・風除室の設置 ・ エアコンの追加、石油ストーブ（ファンヒーター含む） ・ 暖房便座
その他	・ 土地の借地料 ・ 造成費用及び原状回復費用（必要・合理的な範囲内） ・ 物置

(3) 建設用地使用に係る手続き～建設契約の締結



カ 建設用地の使用に係る手続き

- (ア) 建設用地の使用手続については、県有地及び県教育委員会の教育財産については、県住宅計画課が、それ以外は、当該建設型応急住宅を管理する市町村が行います。【様式 11、12、13、14】
- (イ) 市町村有地については、当該財産を管理する市町村の規則等にしたいがい、使用手続を行います。
- (ウ) 国有普通財産については、関東財務局横浜財務事務所（三浦半島地域については、同横須賀出張所）に使用許可申請を行います。なお、地方公共団体が災害時の応急措置の用に供するときは、無償貸与を受けることができるとされています。【国有財産法第 22 条第 1 項第 3 号】【様式 15】
- (エ) 民有地を使用する場合は、権利関係を明確化するため、土地の賃貸借契約を締結するのが原則です。災害救助法の適用に当たっては、通常土地の借料は国庫補助の対象外です。国庫補助の対象とならない場合、当該土地の賃貸借に係る費用は、建設型応急住宅を管理する市町村の負担となります。
- ※ 阪神・淡路大震災においては、民有地を賃借した事例がありますが、その地代は市町村負担となっています。また、公租公課の減免により無償で借り上げた事例もあります。東日本大震災では特例措置で、土地の借料も国庫補助対象となっています。このように民有地の地代については、特例措置の取扱が異なるため、実際の災害時の取扱いは、内閣府への確認が必要となります。
- (オ) 県有地又は県教育委員会が管理する教育財産を使用して、建設型応急住宅を建設する場合は、県住宅計画課が、それぞれ県有財産使用承認申請書又は教育財産使用承認申出書

により申請を行い、建設地の使用手続を行います。【神奈川県県有財産規則第 24 条、教育財産の管理に関する規程第 12 条】（【様式 11、13】）

- （カ）建設型応急住宅を管理する市町村は、必要に応じて資機材の搬入ルートについて、県住宅計画課を通して、施工業者に連絡します。
- （キ）（必要な場合）施工業者は、緊急通行車両等確認申請書に記載の上、県住宅計画課に提出します。県住宅計画課は、緊急通行車両等確認申請書を取りまとめ、県土整備局総務室を経由して県危機管理防災課に提出します。（【様式 18】）
- （ク）県住宅計画課は、県危機管理防災課から確認証明書及び標章の交付を受け、施工業者に送付します。

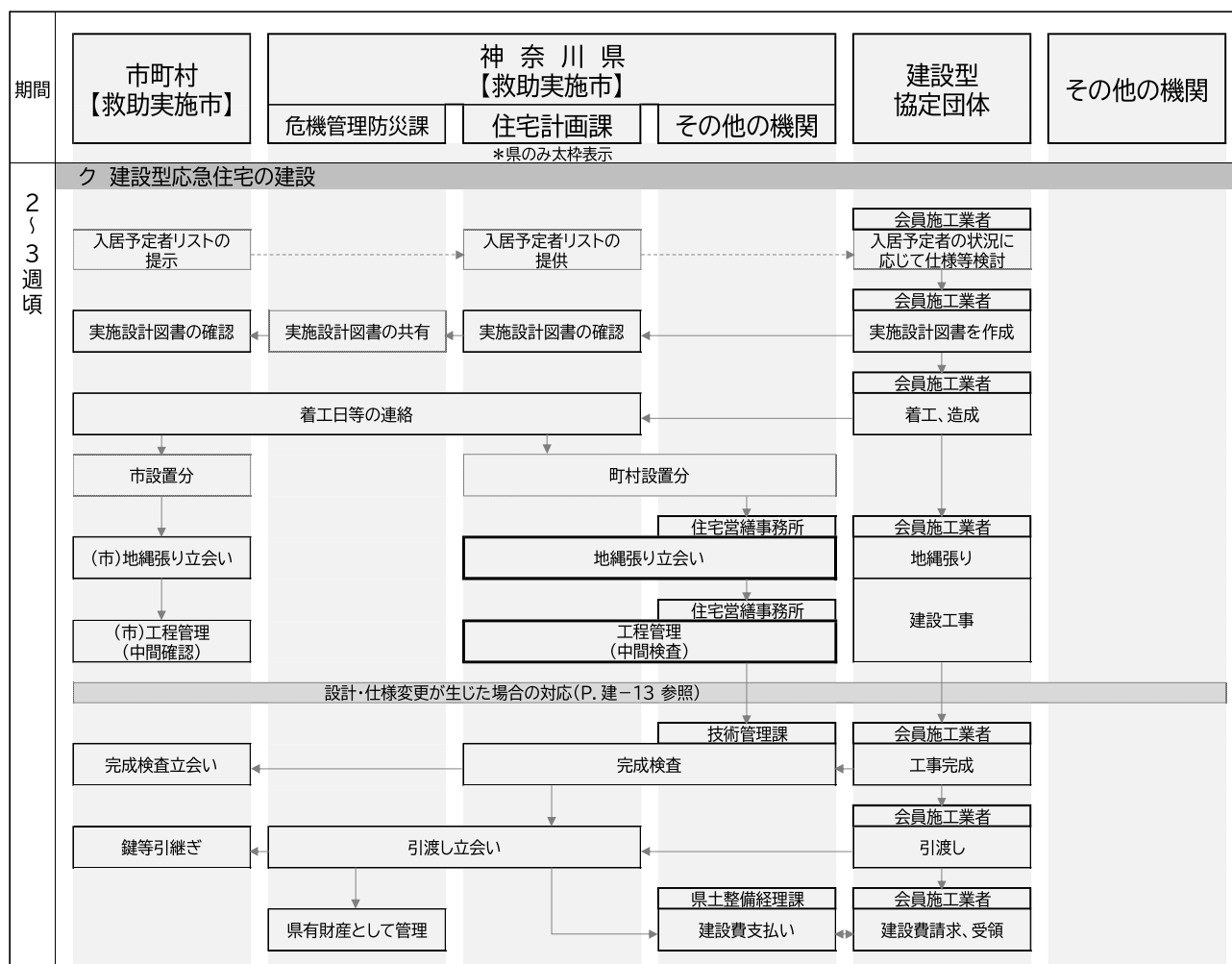
キ 契約の締結

- （ア）建設型協定団体の会員施工業者（以下「施工業者」という。）は、「神奈川県建設型応急住宅の設計方針」（P. 建－25）に基づいて、建設型応急住宅の配置図、仕様、見積書、工程表等を作成し、県住宅計画課に提示します。
- （イ）県住宅計画課は提出された内容を確認し、県危機管理防災課及び市町村の意見を聞いた上で、疑問な点があれば、施工業者と内容を調整します。このとき、必要に応じて施工業者に、緊急通行車両等確認申請手続きを行うよう指示します。
- （ウ）県住宅計画課は、調整結果を踏まえ、建設型応急住宅の仕様等を決定します。決定した内容は、当該建設型仮設住宅を管理する市町村に送付し、工程管理や建設後の営繕業務などに利用します。
- （エ）県住宅計画課は、県県土整備経理課に仕様書等の契約書類を作成し、執行依頼します。県県土整備経理課は、それに基づき、施工業者と建設契約を締結し、契約書類等を県住宅計画課に回付します。（【様式 16、17】）
なお、応急仮設住宅は、災害時に緊急に必要なものとして、地方自治法上随意契約が認められています。（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に基づく契約（いわゆる「緊急随契」））
- （オ）県住宅計画課は、契約結果を県危機管理防災課に連絡し、県危機管理防災課は、他の災害救助法に基づく業務も含め、契約状況を集約します。
- （カ）県危機管理防災課は、災害救助法の規定に基づき救助に要した費用を国に請求します。

（参考）

プレ協では、10,000 戸までの戸数は賃貸借契約（リース方式）、10,000 戸を超えた戸数については、県と協議の上、売買契約（買取方式）とすることを原則としています。

(4) - 1 建設型応急住宅の建設



ク 建設型応急住宅の建設

- (ア) 市町村は、入居予定者のリストを県住宅計画課に提示し、県住宅計画課は施工業者にリストを提供します。(特に住宅の配置設計にあたり特に配慮が必要な入居者がいる場合に必要)
- (イ) 施工業者は、実施設計図書を作成し、県住宅計画課に提出します。県住宅計画課は、内容を確認し、市町村と設計図書等を共有しした上で、承認を行います。
- (ウ) 施工業者は、建設に着手し、必要に応じて造成します。
- (エ) 工事が適切に実施されているかを確認し、工事の手戻り及び重大な瑕疵を防止するため、地縄張りの立会い及び中間確認を実施します。その他の立会いについては、必要に応じて県・市町村・施工業者が調整の上、適宜実施します。
- (オ) 施工業者は、県住宅計画課を通して、市の場合は当該市に、町村の場合は県住宅営繕事務所に事前に連絡し、担当職員立会いの下に地縄張りを行います。(チェックリスト【様式 27】により実施)
- (カ) 施工業者は、住宅建設工事を実施し、工事の進捗状況を、市の場合は当該市へ、町村の場合は県住宅営繕事務所に報告し、市及び県住宅営繕事務所は中間確認を実施します。(チェックリスト【様式 28】により実施)

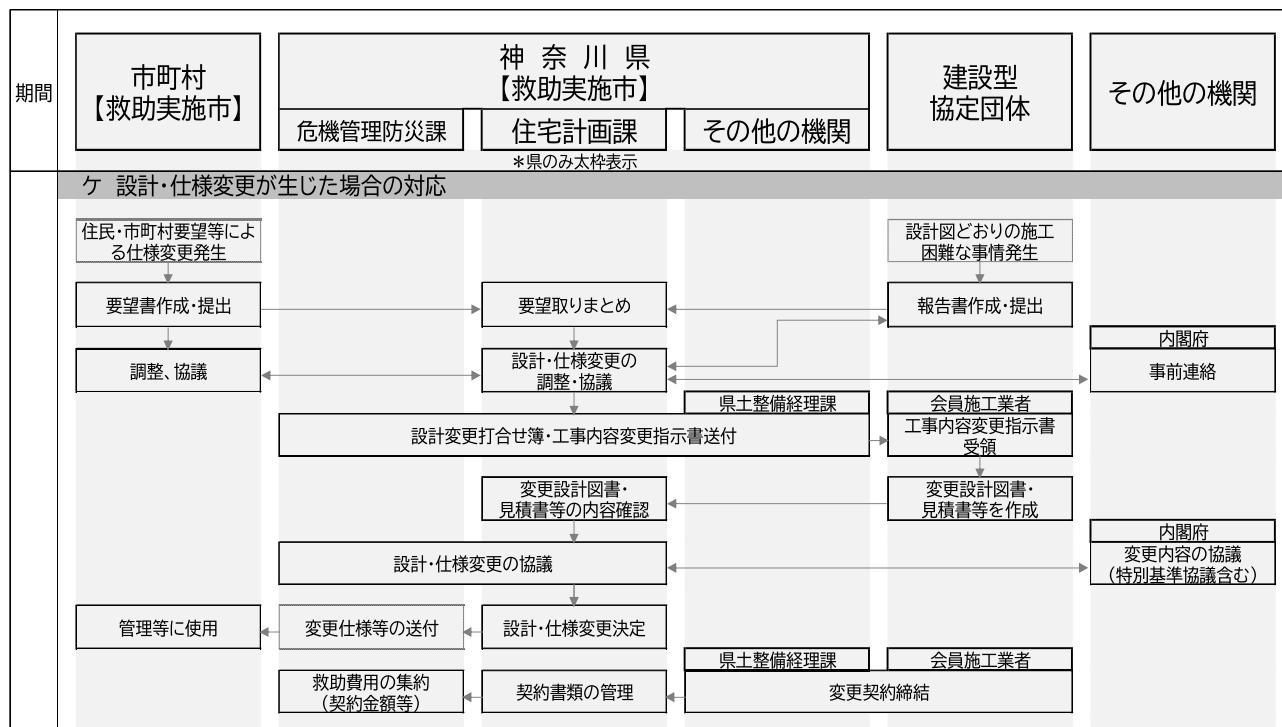
-
- (キ) 災害時の応急仮設建築物に係る工事は、建設リサイクル法第9条第1項の「正当な理由」に該当するため、法の分別解体及び再資源化等の義務は免除されますが、できるだけ分別解体及び再資源化等を行うよう努めることとします。
- なお、分別解体等が免除される場合でも、法第10条の届出又は法第11条の通知は必要となることに留意します。また、建設工事に伴う廃棄物については、廃棄物処理法等にしたがって、適正に処理しなければなりません。
- (ク) 施工業者は、建設型応急住宅の工事が完成したときは、県住宅計画課に工事完成届を提出します。
- (ケ) 県は、工事完成届を収受した日から14日以内に施工業者及び建設型応急住宅を管理する市町村立会いの上で県の技術職員が検査を行います。**（【様式21】）**
- (コ) 検査に合格した場合は、作成した検査調書を県危機管理防災課に提出し、施工業者から県危機管理防災課に当該建設型応急住宅を引き渡します。**（【様式22、23】）**
- (サ) 検査に不合格で、手直し、補強又は引換えをさせる必要がある場合は、履行期限までに完了させる見込みがある場合を除き、期限を定め、施工業者に手直し、補強又は引換えをさせます。手直し、補強又は引換えをさせた場合の検査は、当該部分のみの検査で判定することができます。
- (シ) 引継ぎ完了後に発生した手直し事項については、市町村が直接、施工業者に連絡し、手直しするよう指示します。
- (ス) 県危機管理防災課は、建設型応急住宅を管理する市町村に、当該住宅の鍵、鍵引継書及び建設型応急住宅引継シートを引き継ぎます。**（【様式22、23】）**
- (セ) 県住宅計画課は、県県土整備経理課に建設型応急住宅に係る建設費の支払いを依頼し、県県土整備経理課は、施工業者に建設費を支払います。
- なお、建設型応急住宅の建設は、買取ではなく賃貸借（リース方式）も可能です。
- 賃貸借契約のときの事務の流れも、基本的に建設と同様です。
- (ソ) 火災保険については、買取により建設型応急住宅を建設した場合には、県危機管理防災課が（公社）全国公営住宅火災共済機構に加入申込みを行います。
- 賃貸借契約により設置した場合には、契約相手（施工業者等）が火災保険に加入していることを確認します。

（公社）全国公営住宅火災共済機構

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-17 虎ノ門2丁目タワー21階

電 話 （03）3501-9497 F A X （03）3501-6914

(4) - 2 建設型応急住宅の建設：設計・仕様変更が生じた場合の対応



ケ 設計・仕様変更が生じた場合の対応（変更契約）

本頁では契約後に設計や仕様変更の必要が生じた場合の対応について記載します。

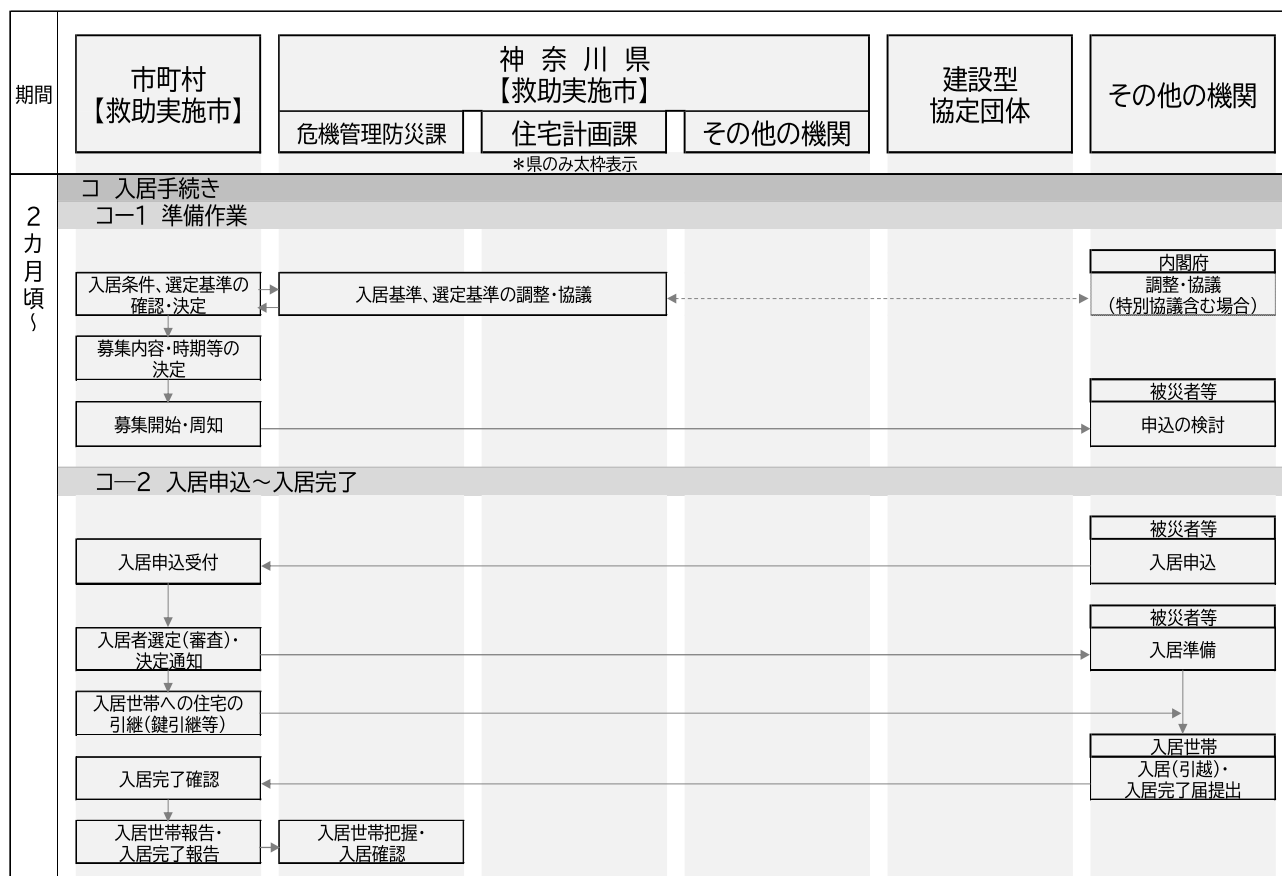
《設計・仕様変更の発生が考えられるケース》

- ・ 市町村の要望等による追加的事項
- ・ 特別基準による追加的事項
- ・ 敷地形状等により設計図どおり施工することが困難な事項

- (ア) 市町村の要望等による追加的事項により、契約変更が生じる設計や仕様変更の必要が生じた場合、その内容について市町村は要望書を作成のうえ、県住宅計画課に提出します。
- (イ) 敷地形状等により設計図どおり施工することが困難な事項等により、契約変更が生じる設計や仕様変更の必要が生じた場合、その内容について施工業者は報告書を作成のうえ、県住宅計画課に提出します。
- (ウ) 県住宅計画課は、設計や仕様変更の必要が生じた内容を取りまとめ、必要に応じて県危機管理防災課及び市町村、施工業者と調整・協議を行います。
- (エ) 特別基準等による国費負担の追加的事項については、県住宅計画課が県危機管理防災課を通じて内閣府と協議を行います。
- (オ) 県住宅計画課は、変更内容等について設計変更打合せ簿を作成し、県危機管理防災課及び県県土整備経理課と調整のうえ、工事内容変更指示書を施工業者に送付します。
- (カ) 施工業者は、変更設計図書及び必要に応じて見積書の案を作成し、県住宅計画課に提示します。

-
-
- (キ) 県住宅計画課は提出された内容を確認し、県危機管理防災課に事前に確認した上で、疑問な点があれば、県住宅計画課が施工業者と内容を協議します。
 - (ク) 県住宅計画課は、契約変更の内容について、事前に県県土整備経理課に連絡、調整を行います。
 - (ケ) 県住宅計画課は、確認及び協議結果を踏まえ、建設型応急住宅の設計・仕様変更を決定します。
 - (コ) 決定した内容は、当該建設型応急住宅を管理する市町村に送付し、建設後に行う管理業務などに利用します。
 - (サ) 県住宅計画課は、県県土整備経理課に、決定した内容を送付し、変更契約の執行を依頼します。県県土整備経理課は、それに基づき、施工業者と変更契約を締結し、契約書類等を県住宅計画課に送付します。
 - (シ) 県住宅計画課は、変更契約の結果を県危機管理防災課に連絡し、県危機管理防災課は、他の災害救助法に基づく業務も含め、契約状況を集約します。

(5) 入居手続き



コ 入居手続き

コー1 準備作業

(ア) 建設型応急住宅の建設・提供が決まった市町村は、速やかに入居者の募集準備を行います。

- ・「入居条件」、「入居世帯選定基準」の確認・決定
- ・特例基準を設ける場合は、県住宅計画課と協議

(イ) 県住宅計画課は、市町村から特例基準等の確認を求められた場合は、県危機管理防災課と調整・協議の上、必要に応じて、内閣府と調整・協議を実施します。

(ウ) 県住宅計画課は、回答内容を照会市町村に回答するとともに、被災市町村にも参考送付します。

(エ) 市町村は、回答内容を確認し、募集内容、時期等を決定し、県住宅計画課に報告します。

(オ) 県住宅計画課は、市町村から募集内容等の報告があった場合は、その取りまとめを行い、市町村の募集時期と併せ、県ホームページに掲載するとともに、県関係機関に配架依頼を行います。

コー2 入居申込～入居完了

(ア) 市町村は、入居可能日(引継日以降)を見据え、速やかに入居者の募集を行います。

(イ) 募集の周知は、広報紙、ホームページ、避難所等へのチラシ配布など当該市町村の被災者に広く周知します。

-
- (ウ) 入居世帯の選定は、「入居世帯選定基準」(P. 建－34)を参考に市町村が実施します。
- (エ) 市町村は、入居世帯が決定したら、応募世帯に通知するとともに、県危機管理防災課に入居予定者名簿を作成して報告します(【様式 19】)。県危機管理防災課は、各市町村からの報告を取りまとめ、建設型応急住宅の入居状況を把握します。
- (オ) 市町村は、県危機管理防災課から建設型応急住宅の引継ぎを受けたら、速やかに入居世帯へ建設型応急住宅を提供します。その際、入居に関する注意事項等の説明書(例)を参考に行います。(【様式 20】)
- (カ) 入居世帯は、入居した段階で入居完了届を作成し、市町村に提出します。(【様式 24】)
- (キ) 市町村は、建設型応急住宅の入居状況を確認し、その結果を取りまとめ、入居完了報告(応急仮設住宅台帳(建設型応急住宅)(【様式 25】)の写しを添付)を作成し、県危機管理防災課に報告します。

《参考》「災害救助事務取扱要領(令和2年5月)」より抜粋

第4 2(6) 必要な書類

法による応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させた場合は、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

ア 救助実施記録日計票(注)

イ 応急仮設住宅台帳

ウ 応急仮設住宅用敷地賃借契約書

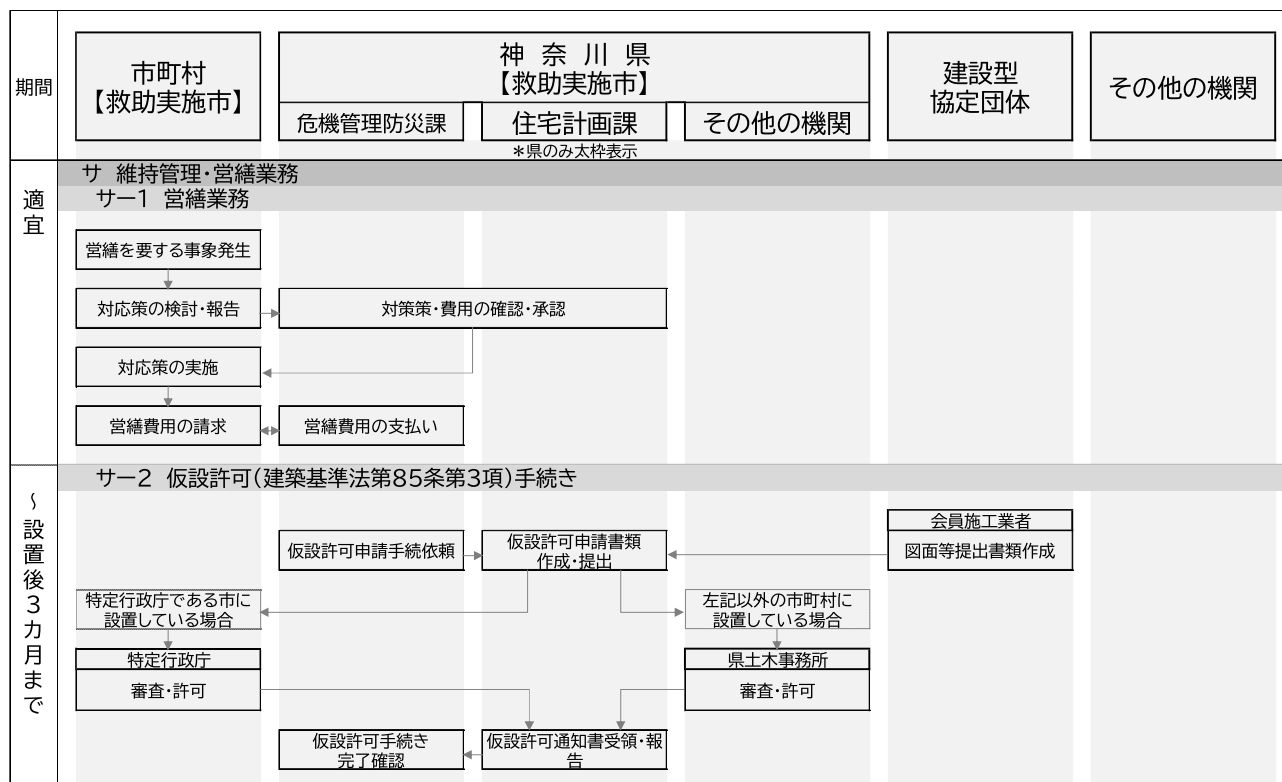
エ 応急仮設住宅使用賃借契約書

オ 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等

カ 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類

(注) 救助実施記録日計票(【様式 26】)については、必ずしも作成する必要はない旨、内閣府から見解が示されていることから、必要に応じて作成することとします(原則不要)。

(6) 維持管理・営繕業務



サ 維持管理・営繕業務

サー1 営繕業務

- (ア) 営繕を要する事象が発生した場合は、建設型応急住宅を管理する市町村は、対応内容及び費用（見積書）を県危機管理防災課に報告し、その了解を得た上で、対応策を実施します。対応策が終わった段階で、県危機管理防災課に終わった旨を報告します。
- (イ) このとき、技術的な問題等があり、市町村単独では対策が立てられない場合には、県住宅計画課が技術的な支援を行います。
- (ウ) 県危機管理防災課は、市町村から送付された営繕業務に係る見積書及び請求書により、費用を支払います。なお、過去の災害においては、建設型応急住宅の営繕業務に要した費用については、原則、災害救助法の国費の対象外となっています。

個別の対応が困難な場合の対応

災害規模や市町村の状況、管理戸数などから、個別の対応が困難な場合は、上記(ア)～(ウ)に係わらず、県危機管理防災課と市町村で、報告の方法や時期などの対応方法について協議します。

なお、東日本大震災では、市町村が業者に一括して営繕業務を委託した事例があります。

サー 2 仮設許可（建築基準法第 85 条第 3 項）手続き

- (ア) 建設型応急住宅は、通常 3 か月を超えて存続させるので、仮設建築物許可申請手続きが必要となります。県住宅計画課は、県危機管理防災課の依頼を受けて、設置した日から 3 か月を超える日までに、施工業者の協力のもと、仮設建築物許可申請書を作成します。
- (イ) 県住宅計画課は、建設型応急住宅の建設場所が、特定行政庁である市（横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市）の場合は特定行政庁の建築指導部局に、それ以外の場所に建設する場合は県土木事務所に、仮設建築物許可申請書を提出します。【建築基準法第 85 条第 3 項】
- (ウ) 特定行政庁から、許可通知が送付されたら、県住宅計画課で受領し、解体するまで保管します。
- (エ) 許可通知については、県住宅計画課で取りまとめて、県危機管理防災課に許可状況を報告します。
- (オ) 応急仮設建築物は 2 年以内の期間を限って許可されるため、建設型応急住宅を 2 年以上存続させる場合は、改めて許可手続きが必要となることに留意します。

（参考）寝具などの生活必需品について

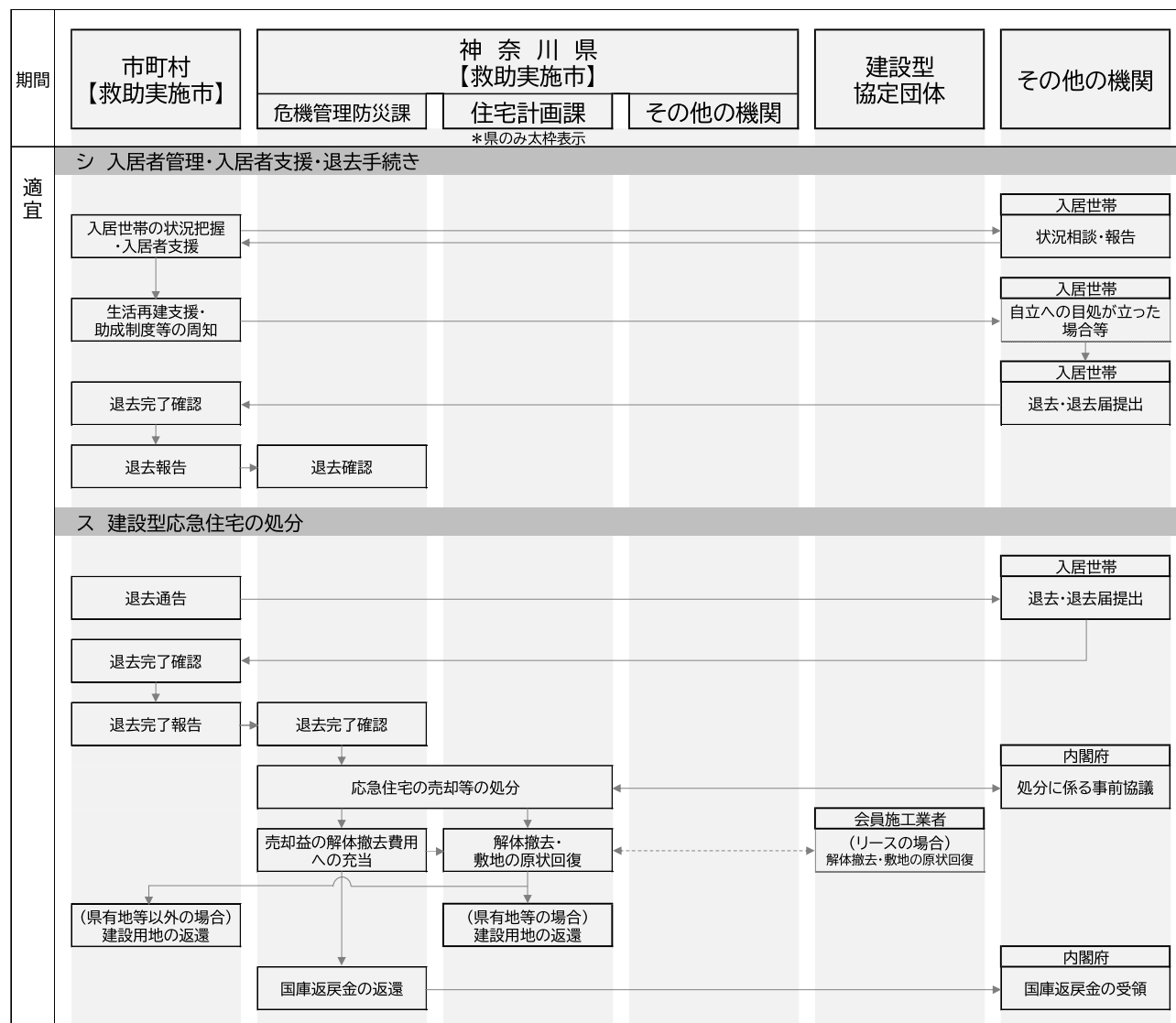
寝具などの生活必需品については、災害救助法に基づく「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」により支給される場合があるので、その場合は、市町村の所管部署と連携し、応急仮設住宅の入居者にも制度の利用について案内することも必要となることに留意します。

＜被服、寝具その他の生活必需品の品目の例＞ 災害救助事務取扱要領より抜粋

- (ア) タオルケット、毛布、布団等の寝具
- (イ) 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着
- (ウ) タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
- (エ) 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品
- (オ) 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具
- (カ) 茶碗、皿、箸等の食器
- (キ) マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等の光熱材料
- (ク) 高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材

「災害救助事務取扱要領（令和 2 年 5 月版）内閣府政策統括官（防災担当）」より抜粋

(7) 入居者管理・入居者支援・退去手続き～建設型応急住宅の処分



シ 入居者管理・入居者支援・退去手続き

- (ア) 建設型応急住宅を管理する市町村は、入居世帯の状況を把握するとともに、福祉部局等と連携して、入居者のケア・支援をします。また、入居者に対し、生活再建支援の相談窓口や助成制度等の周知を行います。
- (イ) 自立への目処が立った場合など、入居世帯が退去する際は、退去届を市町村に提出します。**【様式 29】**
- (ウ) 市町村は、退去を確認した上で、県危機管理防災課に報告します。
- (エ) 市町村は、自立可能世帯への対応の外、入居者の実態を把握した上で、公営住宅等への優先入居、各種貸付制度等による住宅資金の斡旋、社会福祉施設等への入所などを積極的に進めます。

ス 建設型応急住宅の処分

- (ア) 建設型応急住宅の利用期限(2年)が満了する前に、建設型応急住宅を管理する市町村は、入居世帯に対して期限を決めて、退去通告をします。
- (イ) 建設型応急住宅に入居している各世帯は、退去に当たっては、退去届を市町村に提出します。
- (ウ) 市町村は、退去を確認した上で、県危機管理防災課に報告します。
- (エ) 県危機管理防災課と県住宅計画課は、建設型応急住宅の利用期限を考慮に入れ、事前に建設型応急住宅の売却等処分の準備を進めます。
- (オ) 県住宅計画課は購入した建設型応急住宅の売却を検討します。建設型応急住宅の売却相場や売却先、売却方法などについて、直近の事例を有する自治体や協定団体から情報を収集します。
- (カ) 県危機管理防災課は、県住宅計画課の収集した情報などを基に、購入した建設型応急住宅については可能な限り売却し、売却益を解体撤去・敷地の原状回復費用に充当します。不足する場合は、解体撤去費用は災害救助費で負担されます。
- なお、利用期限である2年を経過した建設型応急住宅については、県の判断で処分を行うことができますが、2年以内に目的を達成した建設型応急住宅の処分には、内閣総理大臣の承認が必要となります。(処分にあたっては、災害救助事務取扱要領を参照のこと。)
- (キ) 賃貸借契約の場合は、契約相手方に連絡し、解体撤去(敷地の原状回復含む)します。
- (ク) 解体後の建設用地については、当該財産の管理者へ返還手続きを行います。(P. 建-9「カ 建設用地の使用に係る手続き」を参照)

(参考) 建設型応急住宅の処分について

建設された建設型応急住宅は、基本的に都道府県の営造物なので、その処分についても都道府県が行うことになります。当該建設型応急住宅が、国の定める処分制限期間(2年)を経過したものであるか否かにより、その取り扱いは次のように異なります。

	処分制限期間前	処分制限期間後
処分費用負担	都道府県	
処分方法	原則として換価処分し、その負担区分に応じて国庫及び都道府県の収入とする。	自由(有償譲渡可)
手続き	内閣総理大臣の承認を要する。	期間経過直後における利用状況を内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)あてに報告を行う。

3 建設地選定基準・早期着工可能地選定基準

(1) 建設地選定基準

被害状況等を勘案して、次の条件を総合的に勘案して決定します。

- まとまった敷地であること（原則として、敷地の空地部分が国公有地 2,000 m²以上、民有地 4,000 m²以上とするが、地域の状況等から、これによらないことができる）
- 浸水、崖崩れ等の危険がないこと
- 水道、電気等のライフラインの整備が容易なこと
- 仮設住宅建設の資機材の搬入等が容易なこと
- 日常生活に支障を来さない場所であること
- 他の要件が同等である場合は、①公有地、②国有地、③民有地の順に選定すること
- ※ 建設候補地の選定に当たってのポイント・留意点は「応急仮設住宅建設候補地データベース利用マニュアル」を参照してください。

(2) 早期着工可能地選定基準

- 早期着工可能地の選定においては、「早期着工可能地を選定するためのチェックリスト」(P. 建-24 参照)を作成し、その判定結果を勘案して、市町村において総合的に判断してください。
- 発災直後には、市町村において被災状況等を考慮のうえ、早期着工可能地の中から建設用地を抽出してください。
- 抽出された早期着工可能地は、「応急仮設住宅の神奈川県資源配分計画」における事前配分戸数(発災後1か月の供給可能戸数)を配分する際、優先的に配分することを想定しています。
- チェックリストの判定にあたっては、次表を判定の目安としてください。
(広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン(国土交通省中部地方整備局建政部住宅整備課(平成25年2月))を基に、住宅計画課で加工して作成。)

表 早期着工可能地を選定するためのチェックリストに関する判定の目安

項目	早期着工可能地	不足の場合に 活用を検討する土地	極力活用しない土地
A 規模	まとまりのある土地 (目安: 公有地 2,000 m ² 以上)	1,000 m ² ~2,000 m ² 程度	狭小地 ※1 (目安: 公有地 1000 m ² 未満)
B 利用期間 所有者	・ 5年以上の活用が可能 ・ 公有地	・ 2~5年の活用が可能 ・ 民有地※3	・ 2年以上の活用が困難 (小中学校用地等※2) ・ 民有地、農地※3
C 災害時用途 (警察・消防・自衛隊の活動拠点、がれき置場等)	災害時用途の指定がない	災害時用途の指定はあるが、仮設住宅を優先的に建設可能	災害時用途の指定があり、仮設住宅の建設不可
D 安全性 (土砂、浸水等) ※4	土砂、浸水等の恐れなし	(同左)	土砂、浸水等の恐れがある
E ライフライン (上・下水道、電気、ガス、消防水利) ※5	全て整備済み	いずれかが未整備	全てが未整備
F 敷地造成等 ※5	・ 資機材の搬入が容易 ・ 造成不要 ・ 舗装なし	・ 資機材の搬入が可能 ・ 造成必要 ・ 舗装あり	・ 資機材の搬入が困難 ・ 造成必要 ・ 舗装あり
G 住環境 ※6	・ 医療、学校、店舗、交通等の生活利便施設が確保可能 ・ 騒音等が支障ない	・ 生活利便施設が近くにない	・ 生活利便施設の確保が困難 ・ 騒音等の支障あり

-
- ※1 狭小地の場合、効率的な建設や行政サービスを提供することが難しい場合が想定されますが、借上型仮設住宅や一時提供住宅の提供が困難な場合や地域の必要戸数が著しく少ない場合などは、市町村の判断で建設用地とすることも想定されます。
- ※2 小中学校用地の場合、応急仮設住宅を建設することで学校再開時の学校行事や授業活動に影響が生じる可能性があります、学校用地を活用しないと地域の生徒が転校を余儀なくされるケースも想定されるため、短期間で撤去することについて入居者から理解が得られることを前提としたり、活用する場合も校庭の半分程度の利用に留めるなどして、市町村の判断で建設用地とすることも想定されます。
- ※3 民有地の場合、借地料が発生する可能性があります、また土地所有者の意向により長期利用が困難になる可能性があります、長期利用を見据えて借地期間、更新条件、原状復旧条件等を合意したうえで契約締結が可能であり、かつ権利関係、抵当権等の調整が可能な場合には、市町村の判断で建設用地とすることも想定されます。
- 特に、農地は原状復旧が難しく、将来宅地化する可能性があれば、農業用土を別の場所で保管し、住宅解体後に土を戻す等の対策を行う場合や、将来の宅地化について周辺の土地利用との調整が整う場合で、農業委員会等との調整が整うのであれば、市町村の判断で建設用地とすることも想定されます。
- ※4 土砂、浸水等の恐れがあることについては、各行政機関で公表している自然災害回避（アボイド）情報等を基に確認してください。（参考 HP：アボイドとは（神奈川県環境計画課 HP）<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/faq/p3392.html>）
- 浸水想定区域（洪水、高潮、津波等）の場合、市町村内が広範に浸水想定区域に指定され、周辺に他の候補地がない場合には、発災時における浸水被害の状況を確認のうえ、入居者の理解を得て、浸水時に備えて安全な避難路・避難場所を確保するなどの対策を行うことを前提に、市町村の判断で建設用地とすることも想定されます。また、周辺の市町村に候補地を求めることも考えられます。
- 津波浸水想定区域については、被害想定地震等の発生確率なども考慮のうえ、実際の発災時に津波浸水被害がなかった場合に備えて、活用を検討しておくことも考えられます。
- ※5 大規模造成やライフライン整備を行うと、多くの時間と費用を要することとなりますが、早期に工事着手が可能で、長期利用及び撤去後の活用が可能等メリットがある場合には、市町村の判断で建設用地とすることも想定されます。
- ※6 既成市街地や集落から離れた土地で、生活利便の確保が困難な場合には、建設用地またはその付近に店舗等の生活利便施設を併設したり、バス運行等の移動手段を確保することなどを前提に、市町村の判断で建設用地とすることも想定されます。
-

早期着工可能地を選定するためのチェックリスト

自治体名

〇〇市(町村)

基本情報		早期着工可能地【記載例】			
項目	目次	情報【記載例】(かっこ書き・解説を示す)			
1	記入日(更新日)	2019/7/24			
2	管理番号	1			
3	施設名	〇〇公園			
4	住所等	〇〇市〇〇1丁目2の3			
項目	目次	判定	情報	摘要【記載例】(かっこ書き・解説・補足)	
5	土地利用区分	B	〇	60	
6	面積			11,000㎡	
7	有効面積	A	〇	10,000㎡	
8	海拔			20m	
9	利用状態	B	〇	公園	公園
10	所有者(所有団体)	B	〇	市(町村)	(公有地の場合、地権者と調整済みか否かを記載)(民有地の場合、協定書等の契約の有無/有償・無償/2年以上の借用の可否、可の場合の借用期間を記載)
11	施設区分	B	〇	その他	
12	災害時用途との重複	C	〇	〇無し	(×の場合、重複している用途を記載)
13	樹木の有無	F	〇	〇無し	(有効面積の範囲内における樹木の有無で判定する)
14	障害物の有無	F	〇	〇無し	(×の場合、障害物の内容を記載)
15	地表面の状況(平坦または傾斜有)	F	〇	〇平坦	
16	配置計画図の作成状況			△作成中	(〇の場合、建設可能戸数を記載)
17	建設が必要な施設用途等			無し	(集会所、談話室、福祉仮設住宅、サポーターセンター、受水槽、浄化槽等わかる範囲で記載)
項目	目次	判定	摘要【記載例】(かっこ書き・解説・補足)		
18	災害(洪水・内水・高潮・津波・土砂災害・火山等)での被害想定区域の区域外である	D	〇	(候補地に至る経路も含めて判断。以下同じ。)(洪水・内水・高潮・津波・急傾斜・地すべり・砂防・土石流・液状化・崖崩れ・火山等について確認)	
19	資材搬入等経路が支障ない(4tトラックが乗入れ可)	F	〇	幅員6m(道路空間(上空含む)の障害物の状況、通り沿いの建築状況等から判断)	
20	土砂災害警戒区域が指定済みで、かつ区域外である	D	〇	(未指定の場合は基礎調査等の状況から判断。)	
21	急傾斜崩壊危険区域の区域外である	D	〇		
22	がけ地を含まない	D	〇		
23	危険物(ガスタンク・危険物倉庫等)が近隣にない	G	〇	(明細地図、現地調査、消防へのヒアリング等により判断。)	
24	悪臭、振動、騒音(鉄道・幹線道路等)の恐れがない	G	〇	(周辺の工場、鉄道、幹線道路等の状況から判断。必要に応じて環境部局等に確認。)	
25	日当たりについて支障ない		〇	(周辺の建築物の立地状況、地盤高さ等から判断。)	
26	夜間の敷地までの経路が支障ない(夜間街路灯の状況)		△	現状は無しだが、設置可能	
27	駅・バス停までの徒歩での所用時間	G	〇	〇〇駅まで約〇分(図上計測80m=1分)	
28	電車・バスの利用が可能	G	〇	1日の運行本数〇本(最寄駅、バス停等の情報を記載)	
29	医療施設(病院、診療所)がある(有の場合は距離を記入)	G	〇	〇〇医院まで約〇Km	
30	商店街・スーパーマーケットにある(有の場合は距離を記入)	G	〇	候補地内で移動販売等により対応する	
31	公民館、郵便局、学校 などがある(有の場合は距離を記入)	G	〇	公民館まで約〇Km、郵便局まで約〇〇Km、〇〇小学校まで約〇Km	
32	地盤の状況(表層地盤の状況)	F	〇	表層地盤は土(〇:土、芝生 △:一部のみ舗装あり ×:舗装(As,Cr)、インターロッキング等)	
33	地盤の状況(埋設物の有無)	F	〇	(工場跡地等の場合は従前土地利用者等へのヒアリング等で判断。)	
34	木杭に対応できる地盤である(埋立地である等、軟弱地盤ではないか)	F	〇	埋立地ではない(現地及び近隣のボーリング調査等も参考にする。)	
35	敷地境界が明確になっている(ブロック、杭等)		〇		
36	敷地内において建設上支障となる著しい高低差がない(法面・擁壁の状況等)	F	〇		
37	前面道路と敷地との高低差	F	〇	〇m(図上計測、現地確認により判断。)	
38	敷地の排水状況について支障ない(雨水排水等)	F	〇		
39	積雪への対応を要しない		〇		
40	上水道がある	E	〇		
41	下水道がある(下水道がない場合、浄化槽放流先は最寄にある)	E	〇		
42	ガス・LPG が供給可能	E	〇		
43	電気のための電柱が敷地内(又は最寄の電柱)で確保可能(敷地から電柱までの距離及び高圧・低圧の別を記入)	E	〇	最寄りの電柱まで約〇m、高圧	
44	消防水利(消火栓・防火水槽等)が使用可能(無い場合は代替機能がある)	E	〇		
45	電話のための電柱が敷地内(又は最寄の電柱)で確保可能、またはケーブルテレビを利用可能(敷地から最寄の電柱までの距離を記入)		〇	最寄りの電柱まで約〇m	
46	地上デジタル放送や衛星放送等が利用可能		〇		
47	長期間応急仮設住宅の設置が可能な土地である	B	〇	期間制限なし(〇:5年以上、△:2~5年、×:2年未満)	
48	災害時において優先的に利用可能である。	C	〇	(他の災害時用途が想定されている場合にはその用途を記載)	
早期着工可能地を選定する		〇	(判定結果を勘案して、市町村において総合的に判断)		
資料種別	有 無	摘 要			
敷地平面図(測量図等)	〇有り				
地盤高調査図(水準測量図等)	〇有り				
水道台帳	〇有り				
下水道台帳	〇有り				
電気引込み位置図	〇有り				
ガス引込み位置図	〇有り				

4 神奈川県建設型応急住宅の設計方針

1. 総 則

この方針は、災害時において迅速かつ円滑に神奈川県内の建設型応急住宅（以下「仮設住宅」という。）の配置計画を設計するにあたって、必要な技術的基準等を定める。

ただし、この方針に関わらず、災害発生時の被災状況等に応じて、市町村において最も適切な仮設住宅の整備ができるものとする。

2. 整備の原則

県は、仮設住宅を設置する市町村と連携し、スピード感をもって仮設住宅の整備に努める。

3. 配置計画

共通基準は、配置計画を作成するにあたっての共通の基準とし、地域コミュニティの状況等に応じ、市町村において、団地毎に、一般配置基準、コミュニティ形成に配慮した配置基準を選択するものとする。（イメージ図は別図1参照）

<共通基準>

- ・ 有効敷地面積は、原則として仮設住宅1戸（2DK換算）あたり100㎡とする。
- ・ 住戸タイプは、6坪型（1DK）、9坪型（2DK）及び12坪型（3K）を標準とし、各団地における住戸タイプごとの戸数割合は、市町村による被災者への要望調査等により入居者の世帯人数構成を把握し、適切に設定する。ただし、発災直後や被害状況により入居者の世帯人数構成が把握できない場合の戸数割合は、1対2対1を標準とする。
- ・ 敷地境界線、工作物、法面等と住棟との離隔距離は2m以上とする。ただし、法上に仮設住宅を計画する場合は、法面の状況（高さ、勾配、擁壁の有無等）から法面への影響等がない場合を除き、法上より5m以上の離隔距離を確保することが望ましい。
- ・ 住棟は、6連戸までを標準とし、8連戸（50m）を最大とする。
- ・ 敷地内の主要通路の幅員は8mを標準とし、その他の通路の幅員は6mを標準とする。
- ・ 屋外物置は、住棟妻面等へあらかじめ設置することが望ましい。
- ・ 入居者のコミュニティ形成を促進するため、屋外にベンチまたはテーブルセットを設置できるスペースを確保することが望ましい。
- ・ 住棟配置をプラスことにより入居者の「タマル」場所を創出することに配慮する。

<一般配置基準>

- ・ 住戸は、各居室の採光に配慮し、玄関を北側、居室を南側に配置する。
- ・ 住棟は、日照条件を公平にするため、長手方向を東西方向となるように配置することを標準とする。
- ・ 住棟の隣棟間隔は、5.5mを標準とする。

<コミュニティ形成に配慮した配置基準>

- ・ 住戸は、コミュニティの形成等に配慮し、玄関が向かい合わせとなるよう配置する。
- ・ 住棟は、日照条件に著しい差が生じないようにするため、長手方向を南北方向となるように配置することを標準とする。
- ・ 住棟の隣棟間隔は、通路側4.5m、中庭側6.5mを標準とする。

4. 調整用地

- ・ 発災後の一定期間を過ぎてから、仮設住宅の不足分を補うことや地域の実情に応えるための生活利便施設等を建設するための用地を、敷地とは別に、隣接または近接して確保しておくことが望ましい。用地の面積は、有効敷地面積の20%を目安とする。
- ・ また、サポートセンター、高齢福祉施設、福祉仮設住宅、移動販売等の駐停車場、ペット専用飼育施設その他の施設の用地、また、コミュニティ形成を図るための用地としての活用も考えられる。
- ・ 配置にあたっては、建設資材の搬入経路等が入居者の利便性を損なわないようにする。

5. 仮設住宅

- ・ 仮設住宅は、原則として平屋建てとする。
- ・ 仮設住宅の構造は、木造、軽量鉄骨造等（プレハブ）とし、構造種別は仮設住宅を設置する市町村の意向を踏まえ、発災後の協定団体の供給能力等を勘案し、県及び救助実施市が協議の上で県が決定する。なお、原則として、同一の団地で、構造種別が異なる仮設住宅を設置しない。
- ・ 仮設住宅1戸あたりの床面積は、6坪型（1DK）19.8㎡、9坪型（2DK）29.7㎡、12坪型（3K）39.6㎡を標準とする。
- ・ 玄関スロープは、団地毎の住戸数の10%程度について設置する。ただし、市町村による被災者への要望調査等により、玄関スロープを必要とする世帯数が把握できている場合など、適切な割合が設定できる場合はこれによる。

6. 集会所等

- ・ 20戸以上の仮設住宅を設置する場合は、集会所または談話室（以下、集会所等という。）を適切に配置する。
- ・ 集会所等の整備数、規模については、別表1を標準とする。
- ・ 集会所等には広場を一体的に計画することが望ましい。

7. 福祉仮設住宅

- ・ 県・市町村の福祉部局等からの依頼を受けて建設する。
- ・ グループホーム形式を基本とし、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造、設備とする。

8. 駐車場等

- ・ 駐車区画の寸法は2.5m×5m/台を標準とする。車路の幅員は6mとする。
- ・ 身障者用の駐車区画の寸法は3.5m×5m/台を標準とする。
- ・ 駐車台数は原則、戸数の70%とするが、敷地や地域の実情、市町村による被災者への要望調査等により、調整することができる。
- ・ 駐輪区画の寸法は0.5m×2.0m/台を標準とする。
- ・ 駐輪台数は原則、1戸1台とするが、敷地や地域の実情、市町村による被災者への要望調査等により、調整することができる。
- ・ 歩行者と車の動線を分離することが望ましい。

9. 受水槽、浄化槽、ごみ置き場等

- ・ 受水槽、浄化槽の要否を確認し、当該設備を必要とする場合は配置計画に明示する。
- ・ 受水槽は容量算定を、浄化槽は人槽算定を配置計画に明記する。また、算定方法は別表2に示す。
- ・ 浄化槽の保守点検に必要なスペースを確保し、受水槽に近接しないよう配慮する。
- ・ ごみ置き場は、仮設住宅戸数に応じて適切に配置する。

10. 外構工事の方針

- ・ 外構工事の標準的な仕様を別表2に示す。

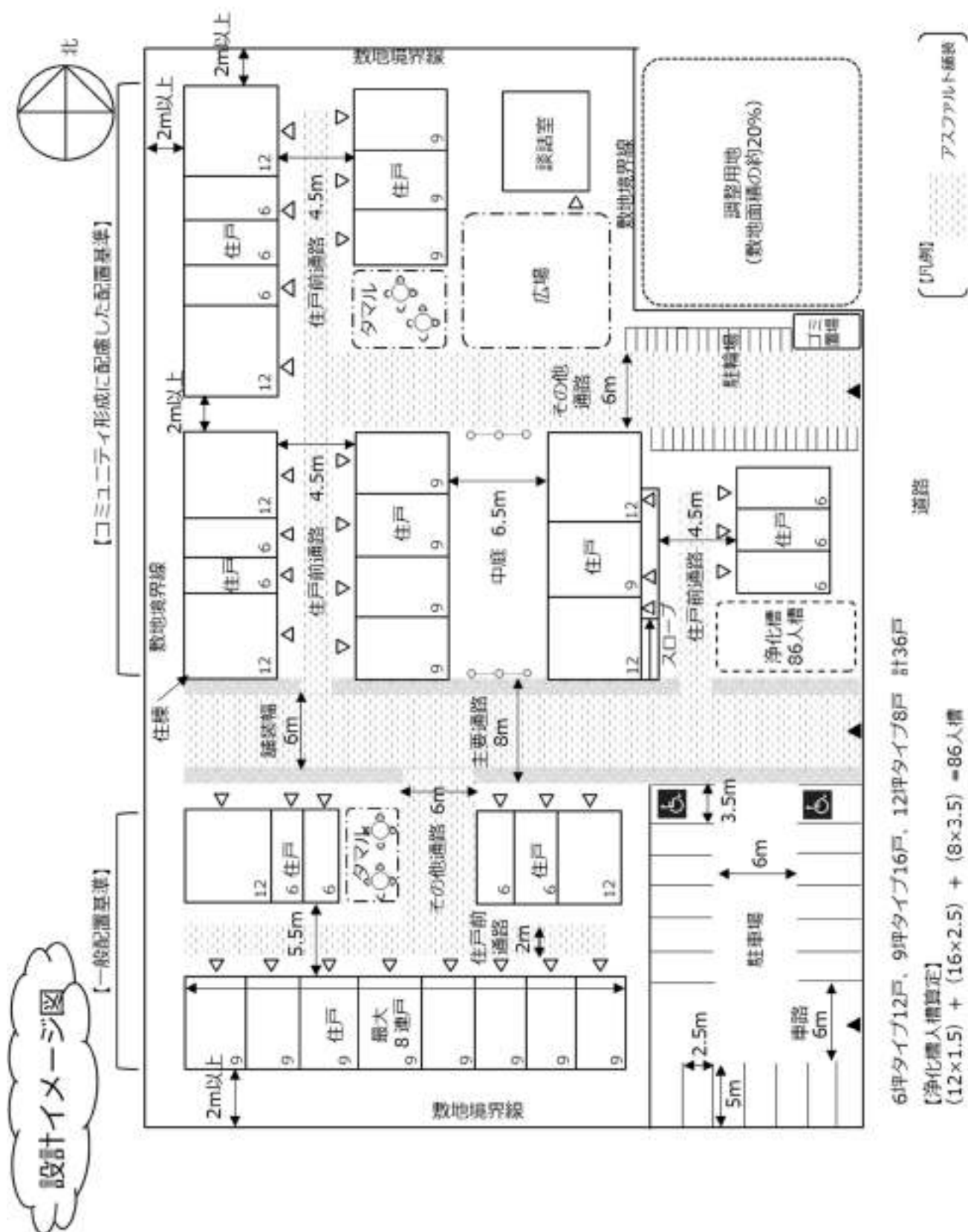
別表1（集会所等）

団地内 住戸数	整備数、規模の基準	
	施設	面積
20 戸以上～50 戸未満	談話室× 1	40 m ² ／施設
50 戸以上～100 戸未満	談話室× 1	40 m ² ／施設
	集会所× 1	60 m ² ／施設
100 戸以上～150 戸未満	談話室× 2	40 m ² ／施設
	集会所× 1	60 m ² ／施設
150 戸以上～200 戸未満	談話室× 2	40 m ² ／施設
	集会所× 2	60 m ² ／施設
200 戸以上 (※50 戸毎に各 1 施設追加)	談話室× 3	40 m ² ／施設
	集会所× 2	60 m ² ／施設

参考図（コミュニティ形成に配慮した配置基準の隣棟間隔）



別図 1 (配置計画イメージ図)



別表２ 建設型応急住宅（神奈川県）の外構工事の方針

本仕様は、建設型応急住宅における外構工事の標準的な仕様とするが、計画・設計をする際には、個々の団地の条件を踏まえ十分に検討をすること。

なお、資源（再生クラッシュラン等）の調達に問題がある場合には協議事項とする。

工 種	仕様・規格および留意事項
1 敷地造成 (1) 草木伐採、すきとり (2) 大規模造成 (3) 整地 (4) 残土処分	・草木伐採、すきとりは必要最低限の量とする。 ※原則、行わない。 ・高低差処理は法面で行い、擁壁等の工作物は設置しない。 ・敷地周囲に法面がある場合には、法肩付近へ雨水を集水させないように整地する。 (法面崩壊防止のため、防災小堤若しくは張芝により処理する) ・畑等に整備する場合には、原形復旧に配慮し、透水シートやサンドマットなどを検討する。 ・団地内は、砕石を敷き均すこととする。 ・砕石は再生クラッシュラン（RC-40）とする。 ・砕石厚は $t = 100\text{mm}$ を標準とするが、地盤の状況等により適宜変更する。 ・<u>原則として残土は敷地内で処分する。</u> ・敷地外にスペースがある場合には、良質土に限り飛散防止養生を行ったうえで、仮設期間後の復旧工事にストックすることも可能とする。
2 雨水排水	・原則、雨水は建設敷地内で浸透処理するものとし、可能な場合は敷地外の既存排水路にもあわせて接続する。 ・雨水排水施設は次の仕様を標準とする。 ①素掘り側溝型 ②浸透トレンチ型（素掘り側溝+単粒度砕石4号）断面寸法： $W = 400\text{mm}$、$H = 300\text{mm}$ ③有孔ドレンパイプ浸透トレンチ型（素掘り側溝+単粒度砕石4号+有孔ドレンパイプ）断面寸法：$W = 400\text{mm}$、$H = 300\text{mm}$、パイプ径 $\Phi 100 \sim 150\text{mm}$ ④有孔塩ビ管浸透トレンチ型（素掘り側溝+単粒度砕石4号+有孔塩ビ管）断面寸法：$W = 400\text{mm}$、$H = 300\text{mm}$、管径 $\Phi 100 \sim 150\text{mm}$ ⑤コンクリート側溝型（U字溝・グレーチング蓋細目タイプ込） ・外周部等、人や車両が近づく恐れのない箇所は、素掘り側溝型とする。 ・住棟の軒先側は浸透トレンチ型とする。 ・地盤状況を考慮し、より排水を促す必要がある場合については、有孔排水管（$\Phi 100\text{mm}$程度）を埋設する。 ・浸透トレンチ型と有孔管浸透トレンチ型の接続部分には必要に応じて浸透柵を設置する。（柵は最小限とするよう留意すること） ・原則として、舗装部分の横断は最小限とする。 ・車路横断等の場合は、有孔ドレンパイプ浸透トレンチ側溝またはU字溝等、強度を考慮した排水側溝を設置する。 ・駐車場部に設置する場合は、車路側ではなく駐車区画の後方部とする。

工 種	仕様・規格および留意事項
	・ 砕石敷きの車路舗装は、再生クラッシャラン(RC-40) 150mmとする。 ・ 住棟前通路の舗装区間は、主要通路から終端住戸の入口(ドア端+0.5m)までとし、スロープの奥に入口がある場合は、スロープを迂回して入口までとする。 ・ 住棟前通路(通路側)の幅はW=2,000mmを標準とし、住棟から1,000mm程度の距離を確保する。 ・ 住棟前通路部分のアスファルト舗装の厚さはT=130mmとし、舗装構成は密粒アスファルト30mm、再生クラッシャラン(RC-40) 100mmとする。
5 駐車場 (1) 駐車場(一般) (2) 身障者用駐車場	・ 駐車場のみに利用する車路については、原則としてアスファルト舗装は行わない。 ・ 区画はトラロープによる表示とする。 ・ 砕石を敷き均しとし、舗装構成は再生クラッシャラン(RC-40) 100mmとする。 ・ 車止めは設置しないことを原則とする。 ・ 設置にあたり、住戸との距離、動線に配慮する。 ・ 車椅子マーク(国際シンボルマーク)等を設置する。 ・ 身障者用駐車場及び住戸までの通路はアスファルト舗装(T=190mm)とし、舗装構成は密粒アスファルト40mm、再生クラッシャラン(RC-40) 150mmとする。 ・ 設置の有無については、市町村からの要望に基づき協議とする。
6 外灯(防犯灯)	・ 防犯に配慮し配置を検討する。 ・ 設置方法は、可能な限り他の工作物(電柱、フェンス等)に共架することとし、適当なものがない場合は、独立柱型の外灯を設置する。 ・ 照明器具の設置高さは、車両の通行がある場合は、4.5m以上、ない場合は3.0m以上とする。 ・ 配線は、架空配線を標準とする。 ・ 点滅方式は自動点滅とする。原則、住戸の窓付近には設置しない。設置する場合は自動点滅+タイマー式とする。 ・ 照明器具は、防雨形とし、D種接置工事を施すこととする。 ・ 駐車場の防犯灯については協議事項とする。
7 囲障	・ 囲障は、入居者に危険等を及ぼす恐れがある場合にのみ設置する。 ・ 危険等を及ぼす恐れがある箇所とは、高低差のある箇所及び隣地との関係において危険と判断されるもの(車両の通行が多い、水路がある等)で、それぞれの団地の状況から判断する。 ・ 設置する場合は、單管バリケード(H=1.2m、2段)を標準とし、現場の状況に応じて木杭トラロープ柵(H=1.2m@2,000mm、トラロープ3段)も可能とする。

工 種	仕様・規格および留意事項
8 ゴミ置場	・形式、容積等については、市町村との協議に基づくものとするが、基準等がない場合は、概ね100戸当たり1箇所とし、0.2㎡/戸とする。 ・構造は簡易なものとし、単管および合板等で囲い、ネットを設置する。 ・設置場所は、団地内車路に面したところに整備する。
9 案内板 ※団地内の案内を目的に 設置するもの	・設置箇所は、動線計画に配慮のうえ団地入口付近とする。 ・設置数は、100戸に1箇所程度とする。 ・材質はアルミ製を原則とする。 ・寸法は、H800mm×W800mm程度とする。
10 掲示板 ※自治会等の情報発信を 目的に設置するもの	・設置箇所は配置及び動線計画に基づき決定する。 ・設置数は、団地内に設置される集会所等にそれぞれ1箇所を標準とする。 ・材質はアルミ製を原則とし、表面は合板レザー貼り（グリーン）を原則とする。 ・寸法は、H900mm×W1800mm程度とする。 ・集会所等を設置しない団地については案内板と一体型を標準とする。
11 受水槽	・直結式を原則とするが、水道事業者等との協議により必要な場合に設置する。 ・基準等がない場合は、下記算定式より算出する。 $\text{受水槽容量}(\text{t}) = \text{計画人口}(\text{人}) \times 200 (\text{t/人}) \times 0.5(\text{日}) / 0.7$ ・受水槽の周囲は鋼目フェンス(h=1.8m)を設置し、出入口は施錠する。 ・受水槽の蓋は施錠する。 ・受水槽廻りの配管については、必要に応じて寒冷地対策を施す。 ・鋼目フェンスに立入禁止表示を原則1ヵ所設置する。 ・満減水警報(バトランプ及びブザー)を設置する。また、緊急連絡先を表示すること。 ・保守管理のため車両でのアプローチが可能な場所とする。入口付近等、給水の引き込みになるべく近い位置を検討する。
12 その他	・各管理者(道路、上下水、環境(ゴミ)、電力、通信、農業等)と協議のうえ設計を行うこと。

5 入居条件等

(1) 入 居 要 件

建設型応急住宅に入居できる被災者は、次の各号のいずれにも該当する者としてします。(災害救助法施行細則第3条関係)

- ア 住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない者※
- イ 自らの資力で住宅を得ることができない者
- ウ 災害救助法等に基づく賃貸型応急住宅に入居していない者
- エ 災害救助法等に基づく被災した住宅の応急修理及び障害物の除去制度を利用していない者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者

※ 過去の災害では、住家の被害の程度が次のような場合にも対象となったため、災害の状況に応じて、対象が変更となることに留意してください。

- 住家が半壊(「大規模半壊」を含む。)であって、水害により流入した土砂、流木等により住家に居住できない者
- 二次災害等により住家が被害を受けるおそれがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり住家に居住できない者

- | | |
|---------------|---|
| (2) 使用許可期間 | 2年以内 |
| (3) 使 用 料 | 免除 |
| (4) 敷 金 | 免除 |
| (5) 退 去 修 繕 | 免除 |
| (6) 連 帯 保 証 人 | 免除(緊急連絡先の登録は必要) |
| (7) 共 益 費 | 入居者負担 |
| (8) 光 熱 水 費 | 入居者負担 |
| (9) 駐車場使用料 | 免除 |
| (10) そ の 他 | 上記の事項を除いては、原則として公営住宅法、同施行令及び公営住宅管理条例等によります。 |

6 入居世帯選定基準

(1) 建設型応急住宅の入居世帯選定は市町村が行いますが、特に優遇区分を絞り込む必要があるときは、次に掲げる世帯を参考として選定するものとします。

- 要介護度3以上の者がいる世帯
- 重度障害者（身体障害者手帳1・2級の者、療育手帳Aの者、身体障害者手帳3級で療育手帳Bの者）がいる世帯
- 妊産婦がいる世帯
- 3歳未満の乳幼児がいる世帯
- ひとり親世帯
- その他、入居希望者に特別な事情があり、早急に入居すべき合理的な理由を持つ世帯

(2) 建設型応急住宅の供給戸数が入居申込者の数に満たないときは、前項を踏まえた上で、抽選により入居者を決定します。

第3章 賃貸型応急住宅編

1 賃貸型応急住宅の概要

(1) 賃貸型応急住宅の概要

賃貸型応急住宅とは、災害により住宅が全壊等の被害を受け、自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者に対して、災害救助法に基づき、県及び救助実施市が民間賃貸住宅を借上げて提供する制度（災害救助法第4条第1項第1号）

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）
費用の限度額	地域の実情に応じた額（実費）	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住 宅 の 規 模	世帯の人数に応じて 建設型応急住宅 で定める規模に準じる規模	
着 工 時 期	災害発生の日から速やかに提供	
救 助 期 間	最長2年（建設型応急住宅と同様）	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

主 な 留 意 事 項
○ あらかじめ、民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。
○ 被災者の孤立防止や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等（集会所）を設置できることから、施設を設置する場合の借り上げ経費については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。
○ 「借上型仮設住宅」について、その呼称を「賃貸型応急住宅」を改める。（令和元年10月公布）

「災害救助法の概要（令和2年度版）内閣府政策統括官（防災担当）避難生活担当、被災者生活再建担当」より引用・一部加工

(2) 賃貸型応急住宅を供与する方式

次の2つの方式があるが、本マニュアルでは主に自ら探す方式について説明する。

方式	内容	特徴
自ら探す方式 【本マニュアル】	被災者が自ら物件を探し、県・救助実施市に申込する方式	・ 件数に制限がかかりにくい ・ 大規模災害時に特に有効
マッチング方式 【検討中】	物件を自ら探せない被災者（要配慮者世帯）等に対して、救助実施市・市町村（又は要請を受けた居住支援団体や協力不動産店）が被災者の要望等に沿った物件を探してマッチングする方式	・ 対応にあたる職員数が限られるため、対応可能件数が限られる ・ 比較的小規模な災害時に有効

(3) 賃貸型応急住宅の供与に関わる県・救助実施市、市町村、協定団体、団体会員の役割

役 割	県	救助実施市	市町村	協定団体	団体会員
制度の体制整備	○	○		○	
制度の運用	○	○			
被災者への制度の周知	○	○	○		
入居希望者への制度の説明		○	○		
入居対象者の入居申込みの受付		○	○		
入居申込み・賃貸借契約の審査	○	○			
入居者の入居管理・支援		○	○		
費用の支払い	○	○			
入居者の退去手続き	○	○			
借上可能な民間賃貸住宅の情報収集及び情報提供				○	○
団体会員への制度周知・支援	(○)	(○)		○	(○)
賃貸型応急住宅に係る貸主の意向確認					○
賃貸借契約の媒介					○
連絡調整	○	○	○	○	○

(4) 災害救助法に基づく市町村への委任事務

賃貸型応急住宅の供給について、法第 13 条に基づき、県が市町村（救助実施市を除く）に委任する事務は次のとおり。

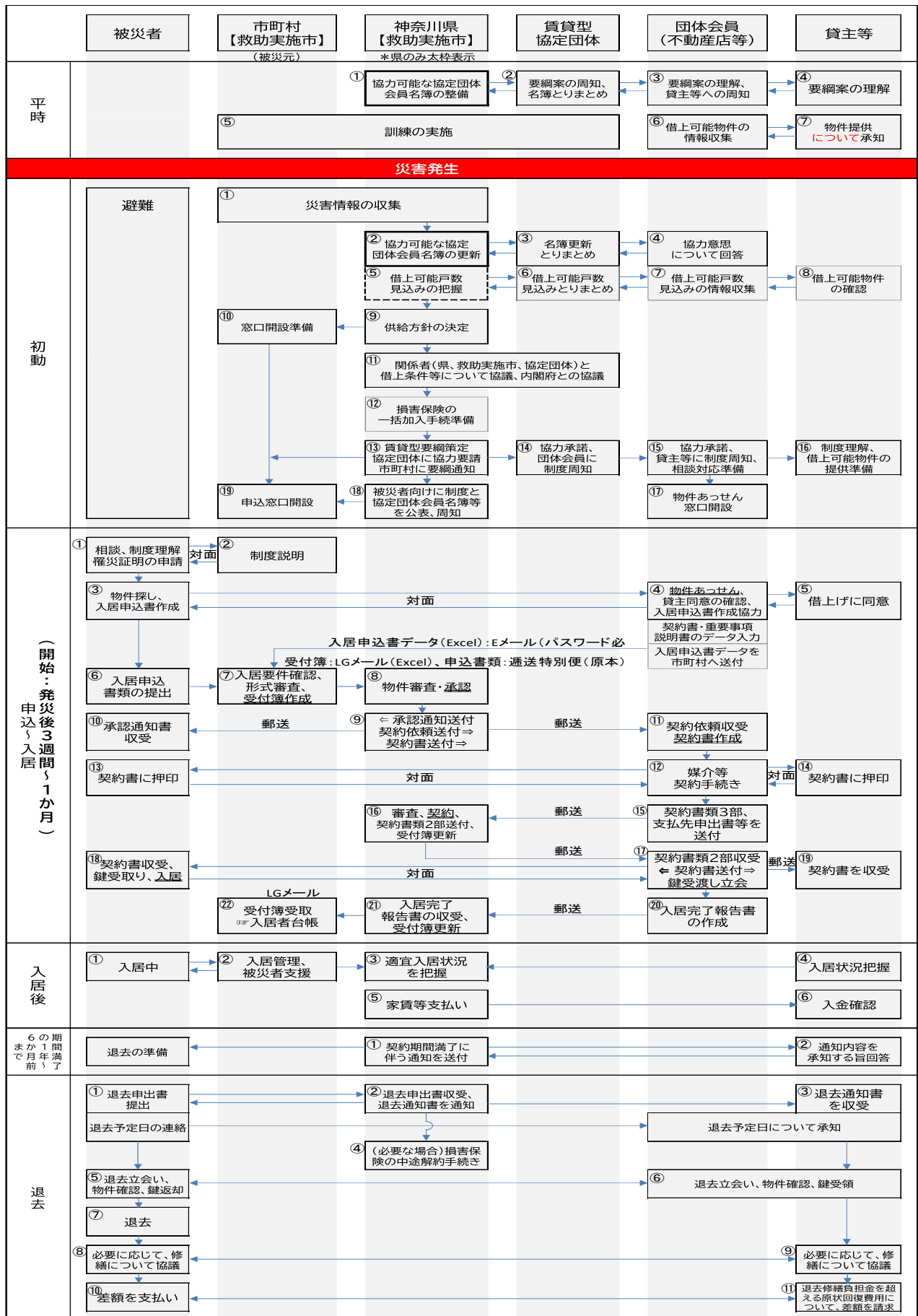
- ア 賃貸型応急住宅の供給に係る申込受付
- イ 賃貸型応急住宅の供給に係る入居審査（形式審査）
- ウ 賃貸型応急住宅の供給に係る入居管理

(5) 平時の取組み

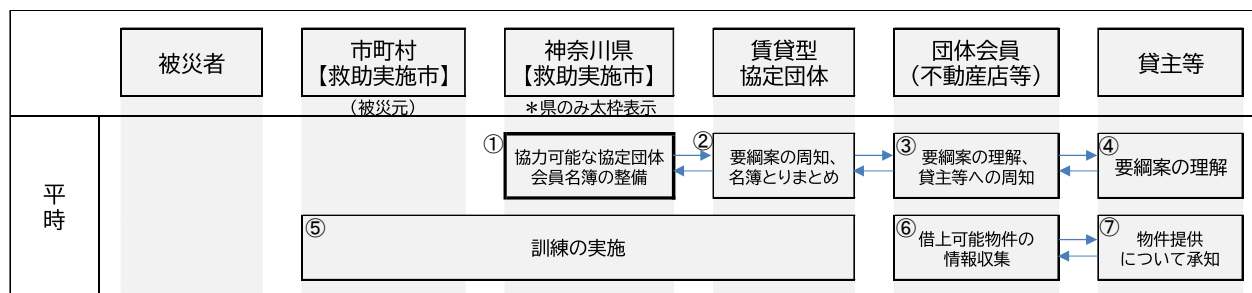
- ア 県、協定団体は、協力可能な協会団体会員名簿を整備する。（毎年度更新）
- イ 県、救助実施市、市町村、協定団体は、協力して賃貸型応急住宅の供給に関する訓練を実施する。

2 賃貸型応急住宅の供給事務の流れ（事務処理フロー）

（1）全体

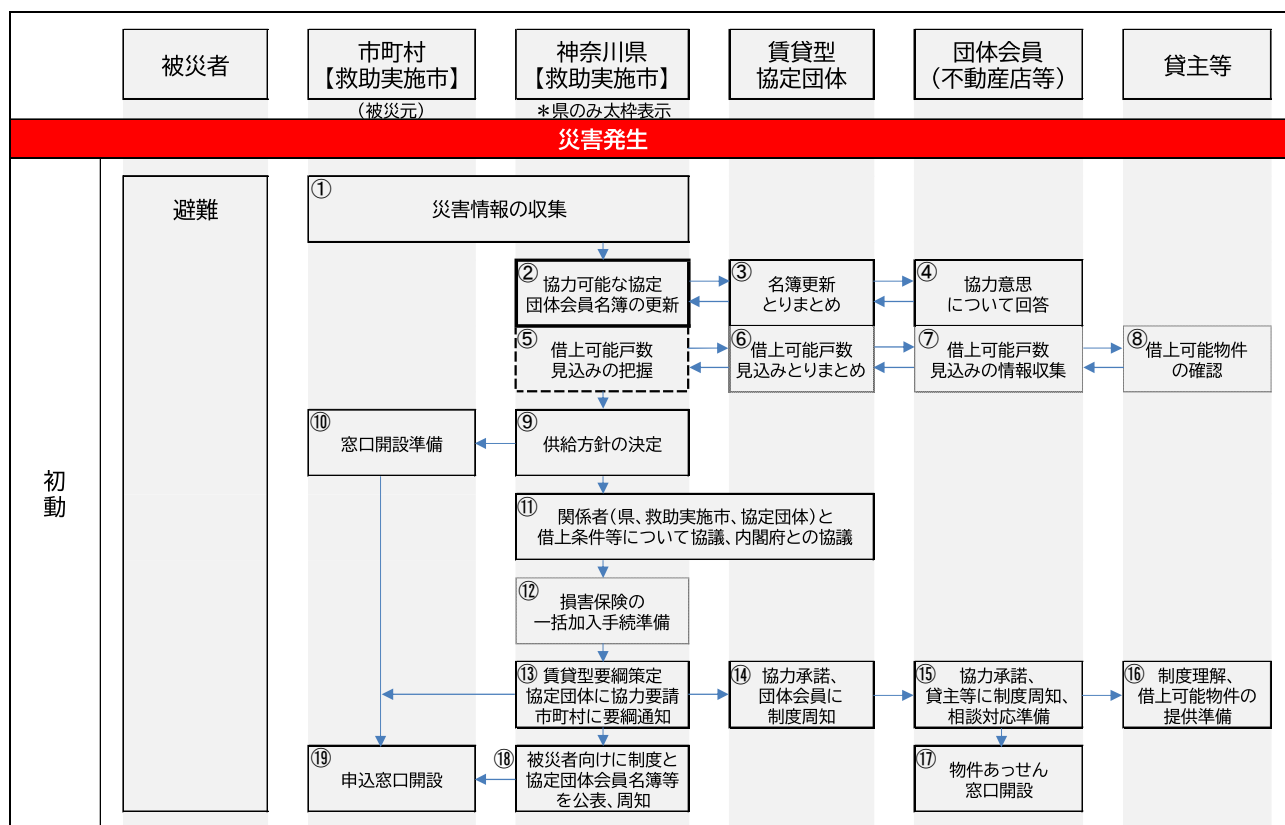


(2) 平時



実施主体	手順	各手順の説明
県	①協力可能な団体会員名簿の整備 (毎年度更新)	□県は、賃貸型協定団体(以下、協定団体)に対して、協力可能な団体会員名簿(以下、会員名簿)【様式A-2】の作成、及び民間賃貸住宅の借上可能戸数見込み(以下、借上可能戸数見込み)【様式A-2に含む】の報告を依頼【様式A-1】する。 □県は、協定団体から提出された会員名簿【様式A-2】を、救助実施市、市町村と共有する。
協定団体	②要綱案の周知、 名簿とりまとめ	□団体会員に賃貸型応急住宅の制度の周知(【様式A-3】周知用チラシ参照)を図り、会員名簿【様式A-2】を作成して、県に送付する。
団体会員	③要綱案の理解、 貸主等への周知、	□社内研修等を活用し、賃貸型応急住宅の制度について理解した上で、貸主等に対して制度の周知を図る。
貸主等	④要綱案の理解	□賃貸型応急住宅の制度について理解し、所有物件を提供の可否について検討する。
救助実施市・市町村・協定団体	⑤訓練の実施	□県、救助実施市、市町村、協定団体は、協力して賃貸型応急住宅の供給に関する訓練を実施する。
団体会員	⑥借上可能物件の 情報収集	□災害時に「県・救助実施市が借上げて被災者に提供すること」に貸主が同意する物件について情報収集を行う。
貸主等	⑦物件を提供することについて承知	□所有物件を災害時に「県・救助実施市が借上げて被災者に提供すること」について同意する場合は制度理解を深める。

(3) 初動



実施主体	手順	各手順の説明
県 (救助実施市)	①災害情報の収集	□県内市町村及び近隣都県の災害情報を収集する。
県・協定団体	②～⑧会員名簿の更新、借上可能戸数見込みの把握	□県は、協定団体に対して、協力可能な協定団体会員名簿（以下、「会員名簿」という。）【様式A-2】の更新、及び民間賃貸住宅の借上可能戸数見込み【様式A-2に含む】の報告を依頼【様式A-1】する。 □協定団体は、団体会員の被災状況等を確認して、会員名簿【様式A-2】を更新し、団体会員の借上可能戸数見込みの報告をとりまとめて、県に送付する。 □県は、救助実施市、市町村と会員名簿【様式A-2】及び借上可能戸数見込み【様式A-2に含む】を共有する。
県 (救助実施市)	⑨供給方針の決定	□県は、市町村の被災状況を踏まえ、公的賃貸住宅の提供可能戸数、借上可能戸数見込み、建設型応急住宅の供給能力等の情報をもとに、応急仮設住宅の供給方針(案)(＝建設型及び賃貸型応急住宅の供給を行う意思決定)(全体編【資料3】)を検討する。 □救助実施市も同様に応急仮設住宅の供給方針(案)を検討する。 □県と救助実施市は、建設型及び賃貸型応急住宅の供給が必要と判断した場合、「応急仮設住宅の供給方針」を決定する。 □県は、協定団体に電話等で供給方針を伝え、県庁にて借上基準等の協議を行う旨を連絡する。

市町村	⑩事務委任、窓口開設準備	□県は、市町村に電話、メール等で供給方針を伝える。 ※県が市町村（救助実施市を除く）に委任する事務は、賃貸型応急住宅の供給に係る事務のうち、申込受付、入居審査（形式審査）、入居管理に関する事務。 □市町村は、賃貸型応急住宅の申込窓口の開設準備を始める。
県・ 協定団体 （救助実施市）	⑪借上条件等の協議	□県と救助実施市は、借上条件等（入居者要件、物件条件、費用負担内容、入居期間、手続きの流れ等）について協議する。 □県は、協定団体を招集し、借上条件等について協議する。 □県と救助実施市は、設定した借上基準等について、内閣府と協議を行い、借上条件等を決定する。
県 （救助実施市）	⑫損害保険の一括加入手続準備	（損害保険に加入していない場合） □県と救助実施市は、借家人賠償責任保険等の損害保険に一括加入するため、保険会社等と手続きの準備を進める。
	⑬要綱策定、協定団体に協力要請	□県と救助実施市は、それぞれで賃貸型応急住宅実施要綱を策定する。この際、支出負担について、事業担当課及び経理担当部署の調整を済ませる。※1 □県と救助実施市は、協定団体に正式に協力要請を通知【様式B-1】※2する。 □県は、市町村に賃貸型応急住宅実施要綱を通知【様式B-2】する。 ※1 災害救助費用（賃貸借契約に係る費用・損害保険に係る費用）は、災害救助基金より支出されるため、再配当等の手続きを行う。（県の場合は、危機管理防災課から住宅計画課への再配当により、予算を確保する。） ※2 協力要請は、県・救助実施市連名で行うなど、必要に応じて適宜調整する。
協定団体・ 団体会員	⑭～⑰制度周知、物件あっせん窓口開設	□協定団体は団体会員に制度の周知を行う。（協力可能な不動産店については、会員名簿に掲載し、被災者に周知する。） □団体会員は貸主に制度の理解を求め、物件の提供準備を行う。 □団体会員は、物件あっせん窓口を開設する。 □協定団体は、会員名簿を団体HP等にて公表する。
市町村・ 県	⑱～⑲申込窓口開設	□県と市町村は、被災者向けに、HP等にて制度周知を行う。 □市町村は、申込窓口を開設する。

（参考）寝具などの生活必需品について（再掲）

寝具などの生活必需品については、災害救助法に基づく「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」により支給される場合があるので、その場合は、市町村の所管部署と連携し、応急仮設住宅の入居者にも制度の利用について案内することも必要となることに留意します。

＜被服、寝具その他の生活必需品の品目の例＞ 災害救助事務取扱要領より抜粋

（ア）タオルケット、毛布、布団等の寝具

（イ）洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着

（ウ）タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品

（エ）石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品

（オ）炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具

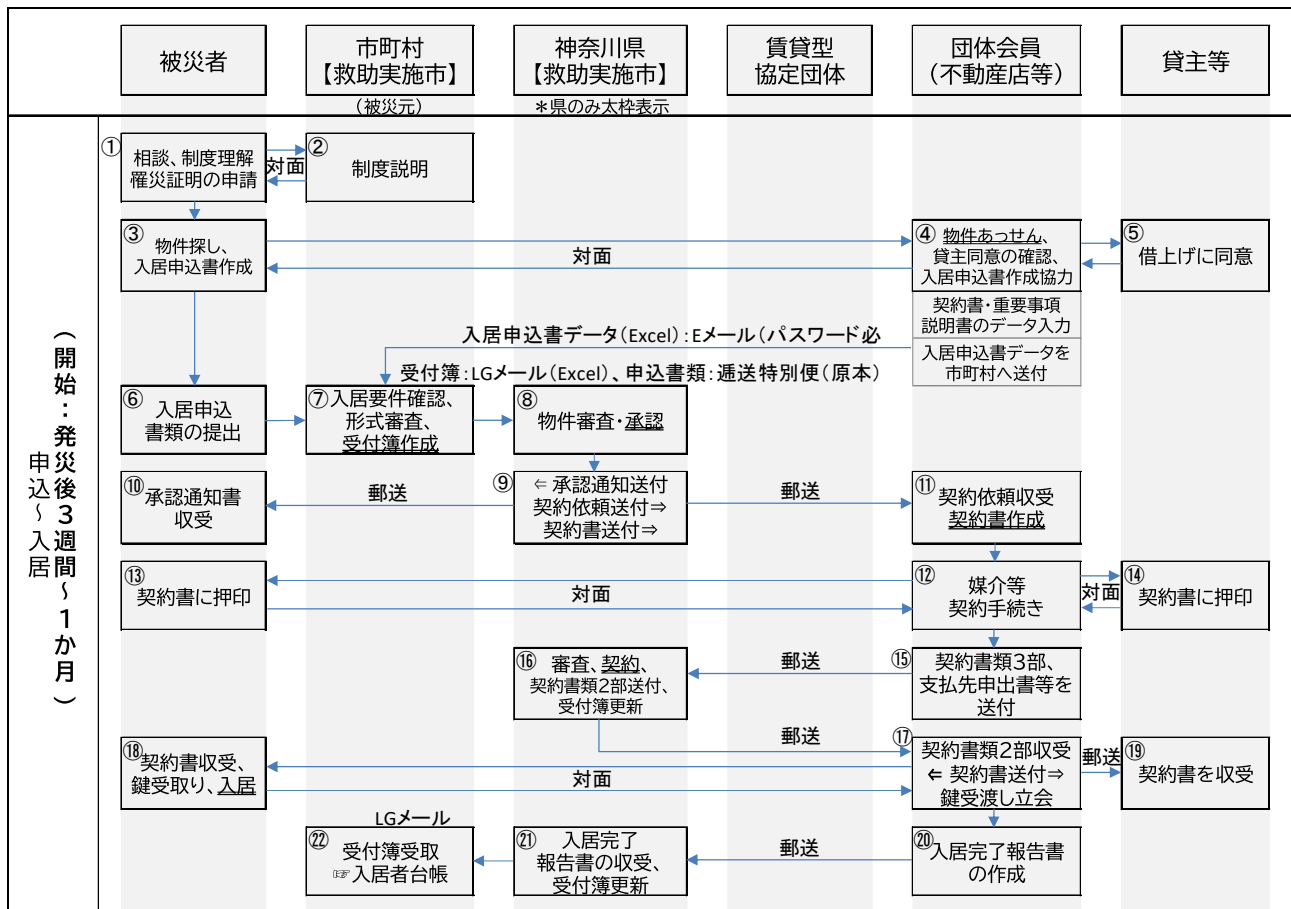
（カ）茶碗、皿、箸等の食器

（キ）マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等の光熱材料

（ク）高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材

「災害救助事務取扱要領（令和2年5月版）内閣府政策統括官（防災担当）」より抜粋

(4) 申込～入居



実施主体	手順	各手順の説明
被災者	①相談、制度理解、罹災証明書の申請	☐ 災害時に居住していた市町村の窓口にご相談に行き、賃貸型応急住宅の制度の説明を受け、周知用チラシ【様式B-3】、会員名簿【様式A-2】、申込書類【様式第1号】を受け取る。 ☐ 入居予定者全員の住民票の交付申請を行う。 ☐ 罹災証明窓口に行き、罹災証明申請を行う。
市町村(救助実施市)	②制度説明	☐ 窓口に来庁した被災者に、周知用チラシにより入居者要件、物件条件、費用負担内容、入居期間、手続きの流れ、入居申込時の必要書類について説明し、周知用チラシ【様式B-3】、会員名簿【様式A-2】、申込書類【様式第1号】を渡す。 ☐ 被災者に住民票、罹災証明書を取得するように説明する。 ☐ 被災者に住民票を交付する。 ☐ 被災者に罹災証明書を交付する。
被災者	③物件探し、入居申込書の作成	☐ 会員名簿に掲載されている不動産店に行き、賃貸型応急住宅のあつせんを受け、内覧等を行い(省略可)、決定する。 ☐ 不動産店の協力のもと、入居申込書【様式第1号】を記入し、入居申込時の必要書類を整える。

団体会員	④物件あっせん、貸主同意の確認、申込書作成協力	【物件あっせん】 ☐被災者が店舗に来店したら、罹災証明書の交付状況を確認する。 ☐借上条件に適合し、居住可能な住宅をあっせんする。 ☐あっせんする住宅の内覧を行う（省略可）。 【貸主同意の確認】 ☐住宅が決まったら、貸主に「県が借上げて入居対象者に提供すること」について同意の有無を確認し、入居申込書の所定欄に記入する。 【入居申込書作成協力】 ☐入居申込書【様式第1号】の作成に協力し、物件情報書類を作成（提供）する。 ＜入居申込書【様式第1号】の作成の流れ＞ [1 入居対象者]は被災者が自ら記入又は不動産店が代わりに入力する。 [2 賃貸型応急住宅の状況][3 貸主及び仲介業者等]は不動産店が記入する。 [4 確認事項]は被災者が自ら記入するよう説明する。 ☐提出書類チェックリスト（入居申込用）【様式C-1】を被災者とともに記入し、提出書類を整えて、被災者に渡す。 （以降は、被災者が退店後に行う） 【契約書・重要事項説明書のデータ入力】 ☐入居申込書データ（Excel）に中にある、賃貸型応急住宅賃貸借契約書【様式第5号】・重要事項説明書【様式第6号】・補足説明書【様式第6号補足】・定期建物賃貸住宅契約についての説明書【様式第7号】に物件情報を入力。 【入居申込書データを市町村に送付】 ☐入居申込書データ（Excel）※を申請者の被災元の市町村にEメールで送信する。（※セキュリティ上、送信するデータには必ずパスワードを設定する。）
貸主等	⑤借上げに同意	☐「県が借上げて入居対象者に提供すること」に同意する。（原則、電話等による口頭確認で可能。）
被災者	⑥入居申込書類の提出	☐市町村窓口で、罹災証明書・住民票を入手する。（入手していない場合） ☐市町村の賃貸型窓口に入居申込時の必要書類を提出する。※ ※救助主体の判断によりデータのみ提出とすることも可能。ただし、申込に必要な書類（住民票の写し・罹災証明書の写し・物件データ資料など）も併せてデータで提出する必要があることに留意する。

《留意事項》 被災者自ら契約した賃貸借契約への遡及について

発災後、被災者自ら民間賃貸住宅を借りて入居している場合でも、「対象者の要件」、「賃貸型応急住宅の条件」等を満たしている場合には、借主を県・救助実施市とする契約に切り替えることで、入居日に遡って本制度の対象となります。※

なお、契約の切り替えにあたっては、退去修繕負担金や仲介手数料などの入居費用の二重払いが行われないように留意するとともに、入居申込時に従前契約の精算に関する誓約書【様式第14号】の提出が必要となります。

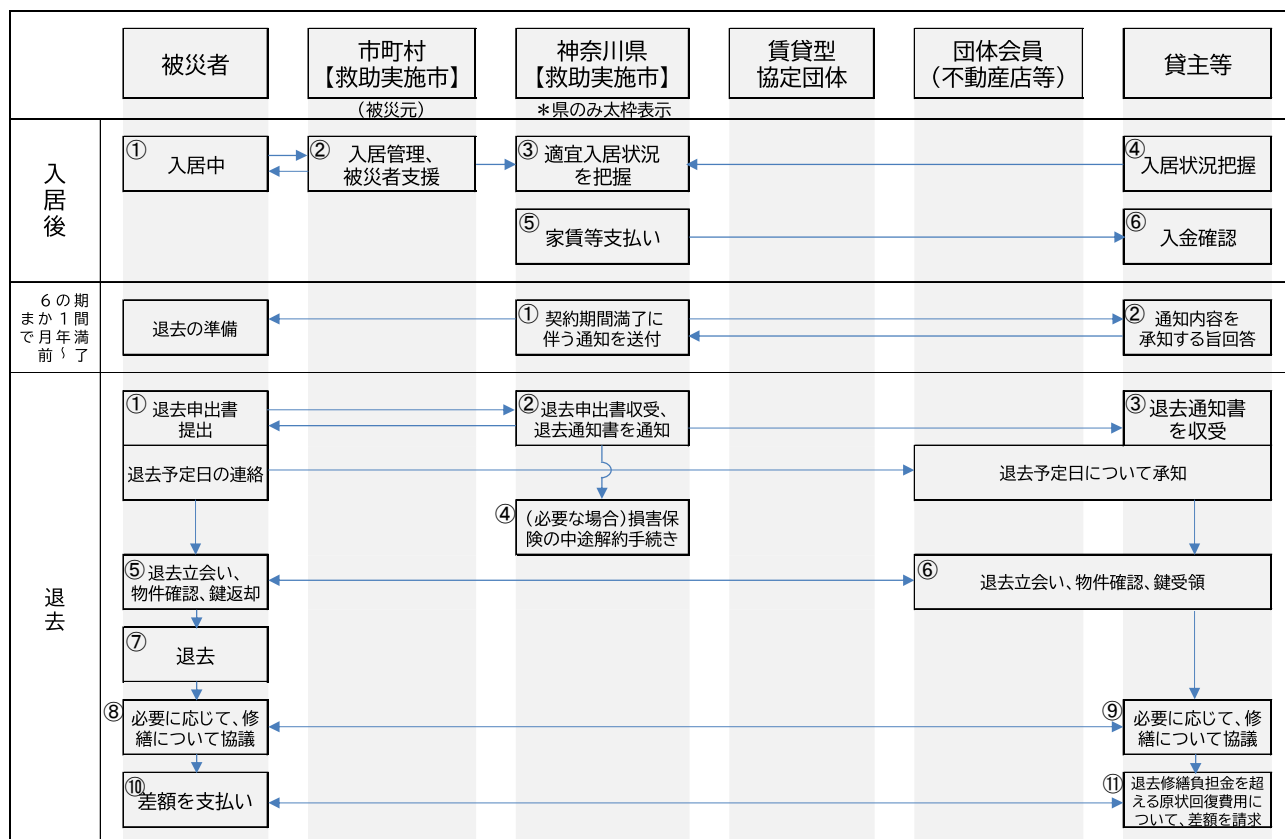
※ 遡及適用の有無（切替契約を認めるか否か）は、県や救助実施市の判断によります。

（P. 貸-18「エ 遡及適用について」も併せて参照）

市町村 (救助実施市)	⑦申込受付	□被災者が賃貸型窓口に来たら、入居申込時の必要書類を受け取り、提出書類チェックリスト（入居申込用）【様式C-1】により形式審査を行う。 □住民票により災害発生時の居所を、罹災証明書により住家の被害の程度を確認。 □市町村の住宅部局にて、建設型応急住宅等の申込がないことを確認。 □入居申込書【様式第1号】[2 賃貸型応急住宅の状況]により、住宅の条件（家賃上限、貸主同意、耐震性の有無）を確認。 □入居申込書【様式第1号】[4 確認事項]により、資力がないこと、暴力団関係者でないことを確認。 □提出書類チェックリスト（入居申込用）【様式C-1】 にチェック☑し、入居申込時の必要書類を収受する。 □④で団体会員（不動産店）から送信された入居申込書（Excel データ）を活用し、受付簿【様式C-3】（エクセル）を作成。この際、契約書・重要事項説明書のデータが入力されているか確認する。県に入居申込書（Excel データ）をLGメールで送信し、入居申込時の必要書類の原本※を通送（特別便）する。 ※手続き上、市町村で入居申込書類の写しを取る必要はないが、市町村の判断により写しを取ることは妨げない。
県 (救助実施市)	⑧物件審査	□市町村からLGメールで入居申込書（Excel データ：契約書・重要事項説明データが入力されたもの）を受信し、通送[特別便]で入居申込時の必要書類を収受する。 □入居申込書（Excel データ）の入力内容を入居申込書【様式第1号】により照合し、受付簿の内容に誤りがないことを確認する。 □入居対象者の要件、賃貸型応急住宅の条件等について、提出書類チェックリスト（入居申込用）【様式C-1】により審査を行う。 □契約書類【様式第5号～7号】を作成する。 契約書類 ・【様式第5号】賃貸借契約書（定期建物賃貸借契約） ・【様式第6号】重要事項説明書（定期建物賃貸借契約） ・【様式第6号補足】重要事項説明書（定期建物賃貸借契約）【補足説明書】 ・【様式第7号】定期建物賃貸住宅契約についての説明書 ※入居期間の始期は原則として契約締結日以降となるが、承認通知書【様式第2号】の通知日＝入居期間の始期＝契約締結日とするなど、県・救助実施市において、経理担当部署と予め調整しておくことが望ましい。
	⑨承認通知書送付、 契約依頼送付	□支出負担について、事業担当課及び経理担当部署において調整した手法により決裁のうえ、被災者に承認通知書【様式第2号】を郵送する。 □団体会員（不動産店）に契約依頼書【様式第4号】及び契約書類【様式第5号～7号】（各3部、押印なし）※を郵送する。 ※契約書類は、団体会員（不動産店）の協力を得られる場合は、不動産店で印刷していただくことも可能。
被災者	⑩承認通知書受取	□承認通知書【様式第2号】を受け取る。

団体会員	⑪～⑮契約書作成など	☐ 県から契約依頼書【様式第4号】と契約書類【様式第5号～7号】(各3部、押印なし)を郵送により收受し、記載内容を確認する。 ☐ 被災者に電話連絡して来店してもらい、契約書類を説明し、記名押印をもらい、避難先で待機してもらう。 ☐ 支払先申出書【様式第9号】を1部作成する。(貸主が指定する口座・仲介業者が指定する口座とも記載する。) ☐ 委任状【様式第8号】を1部作成する。 ☐ 契約書類、支払先申出書、委任状に貸主の記名押印をもらう。 ☐ 提出書類チェックリスト(契約用)【様式C-2】を記入し、契約書類を整えて、県に郵送する。
県 (救助実施市)	⑯ 契約書審査、押印、契約成立	☐ 団体会員(不動産店)から契約書類【様式第5号～7号】(各3部、被災者・貸主の押印あり)、支払先申出書【様式第9号】1部、委任状【様式第8号】1部、提出書類チェックリスト(契約用)【様式C-2】1部を郵送により收受する。 ☐ 提出書類チェックリスト(契約用)【様式C-2】により審査する。 ☐ 決裁のうえ、契約日及び契約期間を記入して(⑧の※印参照)、契約書類に知事印を押印する。⇒契約成立 ☐ 団体会員(不動産店)に契約書類(各2部、押印済み)を郵送する。
団体会員	⑰～⑳鍵渡し、入居完了報告書の作成	☐ 県から契約書類【様式第5号～7号】(各2部、押印あり)を郵送により收受したら、被災者に電話連絡して来店してもらい、契約書類1部と鍵を渡す。 ☐ 貸主に契約書類1部を渡す。(郵送可) ☐ 賃貸型応急住宅に赴き、被災者に入居完了報告書【様式第8号】に記名してもらう。 ☐ 入居完了報告書に団体会員(不動産店)欄に記名して、県に郵送(又はPDFデータにしてメール送信)する。
県 (救助実施市)	㉑入居完了報告書の收受	☐ 不動産店から入居完了報告書【様式第10号】を郵送又はメールで收受し、入居日を受付簿【様式C-3】に入力する。 ☐ 県は、市町村に、契約日、入居日を入力した受付簿を、入居者台帳としてLGメールで送信する。
市町村	㉒入居完了情報の更新	☐ 県から入居完了日が入力された受付簿【様式C-3】をLGメールで受信して、入居者台帳として管理する。

(5) 入居後～退去



実施主体	手順	各手順の説明
<入居後>		
県・市町村	①～④入居管理（状況確認）、被災者支援	□市町村は、入居世帯の状況を把握するとともに、入居者に対し、生活再建支援の相談窓口や助成制度等の周知を行う。 □県は、市町村からの報告等により入居者の状況を把握するとともに、貸主との状況共有に努める。
県（救助実施市）	⑤⑥賃料の支払い	□県は、貸主等に請求書の提出を求め、契約書に定める期日毎に、貸主等に家賃等の支払いを行う。
<契約期間満了の1年～6か月前まで>		
県（救助実施市）	①契約期間満了に伴う通知を送付	□県は、契約期間満了の1年～6か月前までに、貸主等及び入居者に、契約期間が満了することについての通知※を送付する。（参考【様式D-1】） ※借地借家法第38条第4項では、定期借家契約の場合、「賃貸期間が1年以上の場合には、期間満了の1年前から6ヶ月前までの間に、期間の満了により定期借家契約が終了することを通知しなくてはならない」と定めている。通常は貸主から借主に対して通知されるが、賃貸型応急住宅の場合は、借主である県（救助実施市）がこのことを承知しているため、県（救助実施市）から通知を行い、貸主等から回答をもらうこととしている。（次頁参考参照）

貸主等	②通知内容を承知する旨回答	☐ 貸主等は、通知内容を確認し、内容を承知したことについて、県（救助実施市）に回答する。（参考【様式D-2】）
<退去>		
被災者	①退去申出書提出、退去予定日の連絡	☐ 自立への目処が立った場合など、入居世帯が退去する際は、退去日の40日前までに、退去申出書【様式第12号】を（市町村を経由して）県に提出する。 ☐ 併せて、貸主等に対して退去予定日の連絡を行う。
（救助実施市） 県	②～④退去通知書を通知	☐ 県は、退去日の1か月前までに貸主等及び被災者に退去通知書【様式第13号】を通知する。 ☐ 県は、必要に応じて、損害保険会社へ退去に伴う手続きを行う。
被災者 ・ 団体会員 ・ 貸主等	⑤⑥退去立会、物件確認、鍵返却	☐ 被災者、団体会員及び貸主等は、退去立会を行い、物件の確認を行う。確認が済み次第、鍵の返却を行い、退去（物件明け渡し）を行う。

（参考）契約期間終了日の通知（P.74 Step4-1.）

（イ）留意点・事前検討する事項

☐6か月前までの連絡について

- ・定期建物賃貸借契約における6か月前までの通知の趣旨は、借主に契約期間の満了を知らせて退去準備をしてもらうという点にあります。今回の場合、乙である都道府県が当該取り扱いを理解していることから、都道府県から住宅所有者に対し「〇月〇日までに契約が終了することを確認する」といった旨の通知を行い、それに対し住宅所有者から当該内容どおりで対応をお願いする旨の回答書をもらうのが望ましいです。
- ・回答書は住宅所有者が単に署名捺印（記名押印）等をすれば足りる書式を作成しておくことが望ましいです。

『災害時における民間賃貸住宅の活用について【被災者に円滑に応急借上げ住宅を提供するための手引き（本編）】（平成24年11月国土交通省・厚生労働省）』より抜粋

3 事例：令和元年東日本台風（令和元年台風第 19 号）における相模原市の対応

（1） 台風第 19 号における発災後の流れ

発災後 日数	日 付	経 過
0	令和元年 10 月 12 日	令和元年台風第 19 号発生・災害救助法適用
4	10 月 16 日	災害情報収集・被災者の意向確認
		損害保険について保険会社への契約・保証条件等の説明依頼
5	10 月 17 日	建設型応急住宅の事前配分を行わない旨の通知※
9	10 月 21 日	関係者（県・救助実施市・協定団体）と借上条件等について協議
12	10 月 24 日	内閣府へ協議資料送付
		協定団体（支部）に協力要請
13	10 月 25 日	内閣府協議終了
		賃貸型応急住宅要綱の策定（市長決裁）
		被災者向け案内の準備（チラシ作成）
14	10 月 26 日	協力団体会員へ個別訪問（制度説明）
16	10 月 28 日	損害保険申込
17	10 月 29 日	賃貸型応急住宅制度開始
		被災者向け周知（HP・チラシ配架・報道提供）
		申込窓口開設（津久井・相模湖・藤野まちづくりセンター及び建築・住まい政策課）
		避難所での制度説明を実施
		入居対象者の要件（二次災害の恐れ）について内閣府協議
20	11 月 1 日	協定団体以外が扱う物件について（要綱改正）
		出張申込受付（鳥屋・青根）の実施
24	11 月 5 日	出張申込受付（串川・青野原）の実施
33	11 月 14 日	耐震性の要件緩和（内閣府協議及び要綱改正）
46	11 月 27 日	遡及適用について（要綱改正）
324	令和 2 年 8 月 31 日	受付終了

※発災直後より建設型応急住宅の供与を実施しない方針であった。

（被災地域が限られており、賃貸型応急住宅により必要戸数の供与が可能と判断）

(2) 借上基準、費用負担（内閣府協議結果）

「令和元年台風第 19 号における賃貸型応急住宅の考え方について（基本方針）」※より

（※神奈川県・救助実施市共通の借上基準）

- (1) 対象となる市町村は令和元年 10 月 12 日に災害救助法が適用された市町村とする。
川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、
南足柄市、寒川町、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村（11 市 7 町 1 村）
- (2) 対象者は、次のいずれかに該当し、かつ自らの資力では住家を得ることができない者とする。
 - ① 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者
 - ② 「半壊」（「大規模半壊」を含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者
 - ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス及び道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない者
- (3) 供与に用いる住宅は県下全域の民間賃貸住宅（アパート、貸家等）とする。
- (4) 賃貸借契約は、貸主、県等（借主）、被災者（入居者）の三者による定期建物賃貸借契約とし、県等は借り受けた物件を被災者に提供する。
- (5) 災害救助法による賃貸型応急住宅の入居期間は、契約成立日から 2 年以内とする。（供与期間の延長はないことに留意する。また、賃貸型応急住宅の住み替えはできないことに留意する。）
- (6) 賃料については、世帯人数に応じて賃料の上限を設定するため、賃料の範囲内で物件を選定する。（賃料に被災者が現金を上乗せ支弁する等については、厳に認めていない。上限を超える賃料の住家に居住する場合は災害救助法の適用外になることに留意。）
- (7) 賃貸型応急住宅の供与にあたっては、神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課及び相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課が所管し実施するものとする。ただし、神奈川県が市町村に委任した事務については当該市町村が実施するものとする。
- (8) 賃貸型応急住宅の供与にあたっては、各市町村において相談窓口を開設し、被災者の自宅の状況や今後の見通し等を聞き取りすること。
- (9) 賃貸型応急住宅の供与に係る各種要件は原則【別紙 1】のとおりとする。
- (10) 上記の基準等によらない場合は、別途県等が内閣府と協議を行うものとする。

【別紙1】

項目	内容
契約方法	貸主、県等（借主）、被災者（入居者）の三者による定期建物賃貸借契約
供与期間	契約成立日から2年以内（供与期間の延長はない）
建物の耐震性	昭和56年6月1日以降に着工した新耐震基準を満たす民間賃貸住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性を確認された民間賃貸住宅を対象とする。
規模（面積）・間取り	・戸建、長屋建て、共同建てを問わない。 ・1R～3LDK程度とし、通常の間取りに対応した面積 ・車いす等を利用しているものについては、可能な限りバリアフリー住宅を提供すること（3LDK程度の範囲内）
賃料 （世帯人数ごとの賃料の限度額）	※賃料及び賃料設定の考え方については【別紙2】参照。 ・高齢者、障害者等の要配慮者世帯においては、バリアフリー仕様等を考慮して世帯人数による制限を緩和することができる。 ・支払時期は次のとおり 初回支払い分：契約成立日の翌月末まで （特別な理由があるときを除く） 第2回支払い分：当月分を当月末まで 第3回以降の支払い分：当月分を前月末まで （ただし、4月分に関しては当月末までに支払う）
賃料以外での金員	・共益費（又は管理費※）（通常徴収している額を限度とする。） （※主にマンションの場合で共益費のことを管理費と呼んでいる場合は管理費とする。） ・退去修繕負担金（1年あたり賃料の1箇月分を限度）（※1） 支払時期は、1年目分については、契約成立日の翌月末までとする。2年目分については、契約成立日から1年後の翌月末までとする。 ・礼金（賃料の1箇月分を限度） 支払時期は、契約成立日の翌月末までとする。 ・仲介手数料（月額賃料の0.55箇月分（税込）を限度） 支払時期は、契約成立日の翌月末までとする。 ・損害保険料（包括保険契約を行う。） （1年1戸当たり3～4千円程度）（※2） 支払時期について、暫定保険料は契約締結後、保険会社からの請求に基づき速やかに支払うものとし、保険料は、保険期間終期を締日として1年間分を計算し、暫定保険料との差額を確定精算手続きする。 ・入居時鍵等交換費用（実費、社会通念上必要な額を限度とする。）
入居者負担	光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、駐車場料金、自治会費
留意点	・ペット飼育においては、上記の賃料で入居可能な物件であれば入居ができるが、これを理由に加算することはできない。 ・駐車場料金においては、上記の賃料で入居可能な物件であれば入居ができるが、これを理由に加算することはできない。

（※1）退去修繕負担金は、借上げた住宅の明け渡し時における原状回復（通常損耗及び経年劣化を含む。）に要する費用に充てるものとする。県等と貸主の間では精算を要しない。

（※2）損害保険料は、県等が保険会社と協議を行い、包括契約に基づき加入するものとする。

【別紙 2】

令和元年台風第 19 号における
神奈川県賃貸型応急住宅の家賃上限設定の考え方について

○賃料については、次の点に考慮し設定

- ①立地が偏ることなく、新耐震基準を満たす、相当数の戸数が対象となること。
- ②世帯人数に応じた適切な規模の住宅であること。
- ③借上げ住戸の仕様等が県内の民間賃貸住宅の一般的なものであること。

○上記に基づき、世帯人数に応じた間取りを設定し、これまでの災害支援における高い知見と経験を有する団体及び「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結している団体の意見、その他、民間の賃貸情報を参考に間取りに応じた上限額を設定した。

(協力団体)

- ・(公社) 神奈川県宅地建物取引業協会
- ・(公社) 全日本不動産協会神奈川県本部
- ・(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会

○この家賃では、民間賃貸住宅のおよそ 8 割になり、相当数の住戸が対象となる。

	横浜市内の物件				川崎市内の物件			
	HOME'S				HOME'S			
	上限額	総件数	該当件数	割合	上限額	総件数	該当件数	割合
1人 [1R・1K・1DK]	¥70,000	19,820	15,654	79.0%	¥75,000	11,439	8,961	78.3%
2人 [1LDK・2K・2DK]	¥95,000	6,494	5,179	79.8%	¥110,000	3,733	3,108	83.3%
3～4人 [2LDK・3K・3DK]	¥110,000	3,586	2,843	79.3%	¥120,000	1,370	1,066	77.8%
5人以上 [3LDK・4DK]	¥150,000	1,245	1,020	81.9%	¥150,000	425	348	81.9%

	相模原市内の物件				その他市町村内の物件			
	HOME'S				HOME'S			
	上限額	総件数	該当件数	割合	上限額	総件数	該当件数	割合
1人 [1R・1K・1DK]	¥55,000	5,661	4,834	85.4%	¥55,000	13,659	10,866	79.6%
2人 [1LDK・2K・2DK]	¥75,000	1,661	1,374	82.7%	¥70,000	6,389	5,137	80.4%
3～4人 [2LDK・3K・3DK]	¥80,000	1,190	932	78.3%	¥80,000	5,537	4,635	83.7%
5人以上 [3LDK・4DK]	¥110,000	274	232	84.7%	¥110,000	1,333	1,096	82.2%

【世帯人数ごとの賃料の限度額】

※ 2021.4.8 インターネット賃貸情報 (HOME'S) より

(3) その他（相模原市の対応）

ア 入居対象者の要件（二次災害の恐れ）の運用について（10/29 協議）

二次災害等の恐れがある方に関しては、入居に関し内閣府との特別協議が必要とされていたため、入居対象者の要件について整理し、内閣府へ協議のうえ、市として内規（局長決裁）を定めた。

- 1 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者
→ホテル、旅館並びに公営住宅等を避難所として利用している者及び親族宅等に身を寄せている者も含む。
- 2 二次災害等により住家が被害を受けるおそれがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり住家に居住できない者
→以下のとおり
 - ①土砂災害が発生し全壊等の被害を受けた住家を含む集落地で、二次災害のおそれがあるため長期にわたり住家に居住できない者
 - ②土砂災害が発生した区域に隣接し、二次災害のおそれがあるため長期にわたり住家に居住できない者
 - ③法面の崩壊等により、二次災害のおそれがあるため長期にわたり住家に居住できない者
 - ④ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)の途絶が長期に見込まれる者
 - ⑤地すべり等による避難指示が長期に見込まれる者
 - ⑥その他、二次災害等のおそれがある者として特に市長が認める者

イ 協定団体以外が扱う物件について（要綱上対象とならない物件）（11/1 要綱改正）

当初、協定団体の会員である不動産会社が扱う物件を対象物件としていたが、被災者より協定団体会員でない不動産会社が扱う物件に入居したいとの申し出があったため、要件を緩和した。

【緩和内容】定義に以下を追加

団体会員等 前号に規定する者及び宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条の規定に基づく宅地建物取引業の免許を有し、申出をした者

ウ 耐震性の要件緩和について（11/14 要綱改正）

募集開始時は対象物件を耐震性が確認できる住宅に限っていたが、発災後ひと月が経過するに際して、被災者の住まいが決まらず避難所が閉鎖できない状況を鑑み、耐震性の要件を緩和した。

【従来】

新耐震基準で建設(昭和56年6月1日以降に着工)された住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認できる住宅。

【緩和後】

新耐震基準で建設(昭和56年6月1日以降に着工)された住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認できる住宅。ただし、地域性等を勘案し、入居対象者が希望する民間賃貸住宅が不足する場合は、この限りではない。

■内閣府協議

内閣府より、耐震性の要件緩和に関し以下のとおり回答があった。

- ・自治体が供与する仮設住宅が地震で倒壊した場合のリスクがある
 - ・一方で、物件があまり豊富にないエリアの場合、物件が不足する
- 救助実施主体としてやむを得ないという判断なのであれば、対象として構わない

■耐震補助制度の拡充

耐震性の要件を緩和するにあたり、従来より実施している耐震補助制度の要綱を改正し、賃貸型応急住宅の所有者を補助対象に加え、当該補助対象者への補助限度額を拡充した。

エ 遡及適用について(11/27)

内閣府からの令和元年11月27日付通知(「令和元年台風第19号等における賃貸型応急住宅の供与の取扱いについて」)により、遡及適用が認められたため、既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方も対象とした。

【従来】

本要綱の施行前に、被災者が自ら物件を探し、借主となって賃貸借契約を行ったときは、賃貸型応急住宅としてみなさない。

【緩和後】

上記の記載内容を削除し、以下の内容を追加。

令和元年10月12日以降、入居対象者が既に別途契約し民間賃貸住宅に入居している場合においても、第8条の要件を満たしている場合には、第9条に基づく契約を締結することで、本事業の対象とする。

入居対象者が既に締結した契約の精算は、貸主と入居者の間で行うものとする。その場合、入居対象者は従前契約の精算に関する誓約書(様式第14号)を相模原市へ提出する。

■周知等

入居者のうち対象となる2名およびその仲介業務等を行った不動産会社へ確認し、遡及適用するかを確認。結果、遡及適用することとなった。

※既に入居者が支払った費用については、貸主及び不動産会社より入居者へ返還し、市から貸主及び不動産会社へ費用の支払いをした。

第4章 資料編

1 全体編	資 1-1
【資料1】災害救助に係る神奈川県資源配分計画	資 1-2
【資料2】応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画	資 1-7
【資料3】応急仮設住宅供給方針（第○次）案（イメージ）	資 1-11
【資料4】災害救助法による事務委任に係る事前の取決め	資 1-14
2 建設型応急住宅編	資 2-1
（1）様式	資 2-2
（2）応急仮設住宅標準仕様書及び標準プラン	資 2-37
3 賃貸型応急住宅編	資 3-1
（1）要綱（案）	資 3-2
（2）要綱に基づく様式	資 3-7
（3）要綱様式以外の様式	資 3-29
4 協定書	資 4-1
災害発生時の住宅対策に関する各種マニュアルと協定締結の状況	資 4-2
建設型協定団体（5 団体）	資 4-3
賃貸型協定団体（3 団体）	資 4-17
5 法令集	資 5-1
災害救助法	資 5-2
災害救助法施行令	資 5-10
災害救助法施行規則	資 5-16
災害救助法の運用に関する件	資 5-19
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	資 5-21
災害救助費の国庫負担について	資 5-28
災害救助法による救助の実施について	資 5-30
災害救助法施行細則による救助の程度等	資 5-40
大規模災害における応急救助の指針について	資 5-46
災害救助法による応急仮設住宅の管理および処分について	資 5-57

1 全体編

【資料1】災害救助に係る神奈川県資源配分計画	資 1-2
【資料2】応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画	資 1-7
【資料3】応急仮設住宅の供給方針（第〇次）案（イメージ）	資 1-11
【資料4】災害救助法による事務委任に係る事前の取決め	資 1-14

災害救助に係る神奈川県資源配分計画

1 策定の目的

複数の市町村に災害救助法が適用されることが想定される大規模災害時に、県の広域調整の下で、公平で迅速な救助が行えるよう、資源配分に係る計画策定の手順や県及び救助実施市の役割、平時・災害発生時の連携体制などを定める。

2 策定の理由

これまで大規模災害時には、災害救助法を適用し、県が実施主体となり、市町村への事務委任を通じて救助を実施する体制であったが、平成 30 年 6 月に、同法が改正され、国の指定により、政令指定都市が救助実施市として、救助の実施主体となり得ることとなった。

そこで、救助の主体が複数になることも想定される中で、大規模災害時に県域全体として、公平な救助を迅速に実施するため、災害対策基本法及び改正災害救助法に基づく県の広域調整権の下で、市町村の被災状況に応じて、円滑かつ適切に資源配分を行う必要がある。

3 対象とする資源

大規模災害時に、被災者へ公平な救助を実施する観点から、災害対策基本法及び災害救助法に基づく広域調整が必要となるすべての資源を対象とする。

（対象となる資源の例）

- ・被災者に提供する水、食料、生活必需品などの救援物資
- ・救援物資等の輸送手段や物資拠点
- ・応急仮設住宅（建設型、借上げ型）
- ・医療資源（保健医療活動チーム、医療機関、医薬品等）
- ・国がプッシュ型で提供する資源、県が協定事業者、指定行政機関（国）、全国知事会、九都県市など、広域的な枠組みを活用して調達する資源
- ・その他、指定（地方）公共機関など、広域的な活動を行う物資等供給事業者が教習する資源

（対象外となる資源の例）

- ・市町村の備蓄物資
- ・地域商店会等から調達する物資などの地域密着型の物資
- ・市町村独自の自治体間協定・カウンターパートによる支援物資等

4 適用する事態

複数の市町村で災害救助法が適用される広域的な災害とする。なお、救助実施市のみが同法の適用となる局所災害においては、計画は適用せず、救助実施市は、自ら資源を確保し、県は、被災市の資源の確保が迅速で適切にできるよう、支援することとする。

5 資源配分の目安

県が平成 25・26 年度に実施した地震被害想定に基づく、資源配分の目安は、「別表」のとおりとする。

これを基に、県、救助実施市は必要な事前の準備を行い、資源配分計画が適用される災害にあつては、次項に基づき、被災の状況に応じて、資源供給計画を策定し、資源の供給を行うこととする。

また、大規模水害など、地震以外の災害においては、目安の設定は行わず、被災状況に応じて、次項の手順に準じて資源の配分を行うこととする。

なお、医療や応急仮設住宅など、資源配分の手順等が個別の計画等であらかじめ定められている場合は、その計画に基づき、県災害対策本部の各部において、県災害対策本部の統制部（県統制部）と連携して資源配分・供給を行うものとする。

6 資源供給計画の策定

物資の配分については、市町村の要請を待たずに国等が物資を供給する「プッシュ型支援（災害対策基本法第 86 条の 16 第 1 項）」に分けて、手順を整理する。

（１）プッシュ型支援

国の首都直下地震等の応急対策計画では、国は発災後 3 日目までに県が設置する物資拠点（広域物資拠点）に輸送し、4 日目以降、順次、県が、市町村が設置する物資拠点（地域内輸送拠点）に輸送することとなっている。国のプッシュ型支援における資源の供給計画の策定手順は次のとおりとする。なお、県がプッシュ型支援を行う場合にも、同様とする。

ア 資源配分の目安の確認

県統制部において、震度情報などから、類似の地震を推定し、「別表」に基づく資源配分割合の目安を確認し、資源供給の準備を行う。

イ 資源供給計画の策定

市町村等からの被害報告、県の現地災害対策本部などからの情報を基に、概括的な被害情報を整理し、推定される避難者数などを基に、資源配分割合を設定する。併せて、供給される資源の規模、時期など、国の物資輸送計画を確認し、資源供給計画を策定する。

なお、発災後 3 日目までは家庭及び市町村等の準備で物資が賄われることを前提とするが、3 日目までに物資が不足する市町村から要請があつた場合には、県が次項のプル型物資の手順による緊急調達を行う。

（２）プル型支援

市町村からの物資等の要請を受け、県は、物資等供給事業者、全国知事会、指定行政機関などに対して応援要請を行い、市町村に供給する。その際の資源供給計画の策定手順は次のとおり。

ア 市町村の支援ニーズの把握

県統制部が、県の災害情報県のシステムや現地災害対策本部などからの情報を基に、策定手順は次のとおり。

イ 資源供給計画の策定

県統制部が、物資等供給事業者や全国知事会などの応援による供給可能量、輸送時期を破格市、市町村のニーズを把握、整理する。

なお、広域調達した物資は、県の広域物資拠点で受け入れ、市町村が指定する地域内輸送拠点等に輸送する。

7 資源供給計画の策定の体制

県統制部・被災者救援班に、救助実施市、物資等輸送関係団体のＬＯ（情報連絡員）などによる資源配分連絡調整チーム（仮称）を設置し、資源配分の目安の確認、資源供給計画の策定、物資の集配拠点の指定、輸送手段の確保などの調整を行う。

救助実施市は、発災後、速やかに、資源配分の判断ができる立場の職員及び救助実施市の災害対策本部との連絡調整ができる職員を、県統制部に派遣する。

なお、医療や応急仮設住宅など、個別の計画に基づく資源廃部は、県災害対策本部の所管部が、必要に応じ、救助実施市、関係事業者等と連携して調整を行うが、県統制部に設置する資源配分連絡調整チーム（仮称）で調整が必要になった場合は、第 10 項の連絡会議（仮称）の構成員を招集し、適宜、調整を行うことができることとする。

8 特別基準の協議

県統制部及び救助実施市は、国と特別基準を協議する場合は、公平な救助を実施するため、できるだけ事前に情報を共有する。また、国との協議結果についても同様に共有する。

なお、個別の計画に基づく配分を行う資源に係る特別基準を協議する場合についてはも、県災害対策本部の各部は、救助実施市の担当部署との間で情報を共有し、その情報については、県統制部とも共有するものとする。

9 求償事務の整理

県及び救助実施市は、他の都道府県及び救助実施市が応援のため支弁した費用（県にあっては、事務委任に基づき委任を受けた市町村が繰替支弁をした費用を含む）について、それぞれ、求償に応じる。

その際、県及び救助実施市に対する求償の重複や漏れが生じないように、留意するものとする。

10 平時における取組

（１）災害救助に係る連絡会議（仮称）の設置運営

県は、常設の災害救助に係る連絡会議（仮称）を設置し、これを毎年 1 回以上開催し、資源配分計画の検証、連携体制の確認を行う

なお、会議は、次の者によって構成するものとし、詳細は別途要綱等により定める。

- ・ 県、救助実施市、市長会、町村会
- ・ 内閣府、国の地方機関
- ・ 物資等輸送関係団体
- ・ 建設・不動産関係団体
- ・ 医療関係団体

-
- ・指定（地方）公共機関（大手輸送事業者、物資供給事業者）
 - ・協定事業者
 - ・その他 災害救助法に基づく委託団体（日本赤十字社神奈川県支部）

（２）連絡窓口の共有

災害時に救助が円滑かつ迅速に実施されるよう、連絡会議（仮称）の構成機関は、連絡調整窓口を明確化し、毎年度更新のうえ、関係機関で共有する。

（３）訓練の実施

資源供給計画の策定、物資拠点の設定、輸送手段の確保など、県が設置する資源配分連絡調整チーム（仮称）の設置、運営訓練を定期的実施する。

（４）協定等の充実

県は、県域全体を体操とした物資配分における広域調整機能の実効性を確保するため、民間企業等との協定の締結や、指定地方公共機関の指定の促進に努める。

また、物資の円滑な供給を確保するため、物資拠点のリスト化を進める。

救助実施市は、県の広域調整の下で、円滑に救助が実施できるよう、民間企業等との協定の充実に努める。その際、大規模災害時には、県の広域調整の下で、資源配分が行われることを明確にする。

11 救助実施市以外の市町村の支援

（１）平時

県は、本計画に基づき、公平な救助の実施が行えるよう、災害救助法の事務委任に係る事前の取決めに定めた救助の着実な実施に向け、研修等の充実に努める。

また、市町村の資源の確保を迅速で適切に支援できるよう、協定のさらなる充実など、国や民間企業等との連携強化に努める。

（２）災害発生時の対応

県は、事前の取決めにに基づき、市町村に事務委任を行い、県、救助実施市、救助実施市以外の市町村が連携して、災害救助を実施する。また、救助実施市は、被災の状況に応じ、自らの資源を活用し、県の広域調整の下で、救助実施市以外の市町村の支援に努める。

別表 (資源配分の目安)

	都心南部 直下型地震	三浦半島 新島群の地震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震	元禄型 関東地震
横浜市	6強	6強	5弱	5強	5強	7	7
	554,430	259,330	0	19,550	25,260	1,587,310	1,708,930
	4.2%	6.3%	0%	2.2%	2.0%	4.2%	4.2%
川崎市	6強	6弱	4	5強	5強	7	7
	479,060	5,620	0	14,850	31,040	428,590	484,060
	3.6%	1%	0%	1.7%	2.4%	1.1%	1.2%
相模原市	6強	5強	5弱	5強	5強	6強	6強
	85,980	450	0	10	430	81,920	81,920
	6%	0%	0%	0%	0%	2%	2%
政令指定 都市以外 の市町村	6強	6強	6強	6弱	6弱	7	7
	180,000	142,850	61,520	51,680	69,440	1,647,230	1,710,090
	1.3%	3.4%	10.0%	6.0%	5.5%	4.3%	4.2%

上段は最大震度、中段は避難者数(人)、下段は資源配分割合(小数点以下切り捨てで記載)をそれぞれ示す。

※ 上表は、県の地震被害想定による避難者数を基にした資源配分の目安である。災害時には、ライフラインや住宅などの被災状況、地域の特性、市町村のニーズなどを総合的に判断した上で、県の広域調整の下、資源配分を行う。

応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画

平成 30 年 12 月 27 日

神奈川県住宅計画課

1 策定の目的

平成 30 年 6 月に災害救助法が改正され、国の指定により、政令市が救助実施市として、救助の実施主体となり得ることとなった。

県内に救助の実施主体が複数になることも想定される中で、県では、大規模災害時に県域全体として、公平で迅速な救助を行うため、資源配分に係る計画策定の手順や県及び救助実施市の役割、平時・災害発生時の連携体制などについて「災害救助に係る神奈川県資源配分計画（くらし安全防災局災害対策課所管）（以下「県資源配分計画」という。）」を定めることとなった。

この県資源配分計画において、「医療や応急仮設住宅など、資源配分の手順等が個別の計画等であらかじめ定められている場合は、その計画に基づき、県災害対策本部の各部において、県災害対策本部の統制部と連携して資源配分・供給を行うものとする。」とされたことから、応急仮設住宅の供給については、県資源配分計画の個別計画として、建設型応急仮設住宅の設置計画（供給計画）の策定に係る事務オペレーション等について「応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画」を次のとおり定めることとする。

2 資源配分について

（1）資源配分の対象

○本計画において、資源配分の対象は、建設型応急仮設住宅に係る協定を締結している団体（以下「協定団体」という。）から示される「供給可能戸数」とする。

○一方、借上型応急仮設住宅は、県下共通の供給ルールで運用する必要があることや、建設型応急仮設住宅の配分をする上で民間賃貸住宅の供給戸数を把握する必要があることなどから、広域調整が必要な資源として県資源配分計画の対象としているが、次の理由により、配分は設定しない。

（理由）

- ・今後、都心南部直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害が発生し、被災した市町村だけでは借上型応急仮設住宅を確保することが困難な場合には、当該市町村又は県を越えた広域的な避難も余儀なくされる可能性が高い。
- ・このような大規模の災害においては、被災者が民間賃貸住宅を自ら探すことが主流となることが想定される。実際に、東日本大震災時には、全国各地に避難が行われ、本県でも民間賃貸住宅等に被災者を受入れており、被災者が自ら選択して契約をした。
- ・このような大規模の災害において、救助の実施主体毎に空き住戸を配分すると、被災者の避難行動を制約し、迅速な住宅提供を損ねる可能性がある。

（２）資源の事前配分

大規模災害において、救助実施市が発災直後から速やかに建設準備に着工できるように、協定団体から示される初動期（１ヶ月）の供給可能戸数について、人口割合に応じて事前に配分することとし、次表のとおり事前配分戸数をあらかじめ設定する。

なお、事前配分の適用については、発災直後の県内の被災状況（震度分布、津波高さ・浸水範囲、水害の浸水範囲等）を踏まえ、県及び救助実施市で協議して決定する。

■事前配分戸数（平成 30 年 4 月 1 日時点の総人口数により設定）

救助主体	総人口数		事前配分戸数（戸）	
	（人）	（地域比）	割合	合計
横浜市	3,733,084	40.7%	41%	771
川崎市	1,505,357	16.4%	16%	301
相模原市	722,688	7.9%	8%	150
県（政令市除く）	3,202,150	34.9%	35%	658
合計	9,163,279	100%	100%	1880

【参考】県内の供給可能戸数^{※1}（単位：戸（29.7㎡、9坪））

協定団体	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	備考
プレハブ建築協会（プレ協） ^{※2}	(3,800) 380	(29,000) 2,900	(62,000) 6,200	(関東) 神奈川県
全国木造建設事業協会（全木協）	500	1,500	3,000	神奈川県
日本木造住宅産業協会神奈川支部（木住協）	1,000	3,000	6,000	神奈川県
合計	1,880	7,400	15,200	

※1 各協定団体の供給可能戸数は、協定締結時に提示された供給可能戸数（平成 30 年 11 月末時点）。

※2 プレ協の本県への供給可能戸数は、関東圏域（10 都県）の供給可能戸数の 10%と想定している。

3 建設型応急仮設住宅の設置計画の策定に係る事務オペレーション

(1) 平時

①早期着工可能地の選定（市町村）

- ・市町村は、建設候補地データベースを適時に更新し、早期着工可能地を選定して県に報告する。

②事前対策の情報共有及び検討（県、市町村）

- ・県及び市町村は、神奈川県地域住宅協議会災害時住宅対策検討部会において、応急仮設住宅の供給に係る事前対策の情報共有及び検討を行う。

(2) 発災直後～1週間頃

①事前配分の適用の要否の判断（県、救助実施市）＜発災直後＞

- ・県及び救助実施市は、2（2）に基づき、資源の事前配分の適用の要否を協議して決定する。

②供給可能戸数等の把握（県、事業主体、協定団体）

- ・県は、公的賃貸住宅（事業主体）及び借上型応急仮設住宅（協定団体）の提供可能戸数、並びに建設型応急仮設住宅（協定団体）の供給可能戸数を把握して、市町村と情報共有する。

③必要建設戸数の推計（県）

- ・①の事前配分の適用を踏まえて、県は、次の推計方法に基づき、必要建設戸数を推計し、市町村と情報共有する。

【必要県建設戸数の推計方法】

$$\begin{aligned} \text{必要建設戸数} &= \text{避難者数}^{※1} / 2 \text{人}^{※2} \text{（避難世帯数の推計）} \\ &\quad \times 80\% \text{（全壊・半壊世帯数割合}^{※3} \text{の推計）} \\ &\quad \times 1/2 \text{（建設型応急仮設住宅要望}^{※4} \text{の推計）} \end{aligned}$$

※1 県災害情報管理システムの避難者数により把握する。

※2 本県の世帯平均人数より設定（H27.10.1時点2,26人）

※3、4 東日本大震災における被災県の実例を参考に設定。

（注意）「必要建設戸数」の公表に当たっては、発災後の初期段階の情報に基づく推計値であることを明記して、協定団体等が混乱を招くことがないようにする。

④建設用地の選定（市町村）

- ・市町村は、③の必要建設戸数（推計値）に対して、地域特性や被災状況を踏まえて、早期着工可能地の中から建設用地を選定して、県に報告する。

⑤要望調査の準備（市町村）

- ・市町村は、実際の必要建設戸数を把握するため、要望調査（避難所アンケート等）の準備を開始する。

⑥設置計画（第１次）の策定（県、救助実施市）

- ・ 県は、①～③の情報を基に、県及び救助実施市に供給可能戸数を配分する。
- ・ 県及び救助実施市は、配分された供給可能戸数について、④の情報を基に、建設型応急仮設住宅の設置計画の原案を作成する。
- ・ 県は、設置計画原案について、市町村（救助実施市を除く）に意見照会を行う。
- ・ 県及び救助実施市は、内閣府と調整の上、設置計画（第１次）を策定する。

（３）２～３週間頃

①供給可能戸数等の把握（県、事業主体、協定団体）【更新】

- ・ 県は、協定団体から提供される供給可能戸数等の情報を適時に更新して、市町村と情報共有する。

②必要建設戸数の推計（県）【更新】

- ・ 県は、必要建設戸数（推計値）を適時に更新して、市町村と情報共有する。

③要望調査の実施（市町村）

- ・ 市町村は、準備が整い次第、避難所アンケート等による要望調査を開始し、必要建設戸数を推計値から要望戸数に置き換えて県に報告する。

④建設用地の選定（市町村）【見直し、追加】

- ・ 市町村は、③の要望戸数に応じて、建設用地の見直し及び追加を行って県に報告する。

⑤設置計画（第１次）の更新（県、救助実施市）

- ・ 県は、①～③の情報を基に、県及び救助実施市に配分する供給可能戸数を精査する。
- ・ 県及び救助実施市は、精査後の供給可能戸数と④の情報を基に、建設型応急仮設住宅の設置計画（第１次）の内容を見直して更新する。

（４）３週間以降

（３）と同様の流れで、第２次以降の設置計画を策定する。

４ 特別基準の協議について

県及び救助実施市は、建設型応急仮設住宅の特別仕様等の特別基準について国と協議する場合は、できるだけ事前に情報を共有することとする。また、国との協議結果についても、同様に共有する。

５ その他

本計画は記載のない事項については、県資源配分計画及び神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル（神奈川県地域住宅協議会作成）によることとする。

〇〇〇災害に係る神奈川県内の応急仮設住宅の供給方針（第〇次）案（イメージ）

年 月 日

神奈川県県土整備局建築住宅部長

年 月 日に発生した〇〇〇災害における県内の被害状況を踏まえ、神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市は、次のとおり災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 4 条第 1 項第 1 号に基づく応急仮設住宅の供給を実施する。

1 対象地域

年 月 日に災害救助法が適用された〇市町村とする。

2 建設型応急住宅の供給方針

神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市は、建設型応急住宅の供給を（実施する／実施しない）。

（1）事前配分の適用

第 1 次設置計画の供給戸数は、応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画に基づく事前配分※¹を適用（する／しない）。

※ 1 県及び各救助実施市は、当該計画に基づき、（3）の建設型応急住宅に係る協定締結団体が示す初動期（1 ヶ月）の供給可能戸数を人口割合に応じて事前に配分している。

（2）資源配分（配分戸数）

	第 1 次配分戸数※ ²
神奈川県（下記を除く）	〇戸（658 戸）
横浜市内	〇戸（771 戸）
川崎市内	〇戸（301 戸）
相模原市内	〇戸（150 戸）

※ 2 事前配分を適用する場合は、（ ）内が配分戸数となる

なお、第 2 次以降の建設が見込まれる場合は、協定団体が示す供給可能戸数、県内の被災状況及び県内市町村の需要を踏まえて、県が供給可能戸数を配分する。

（3）供給団体

建設型応急住宅の供給は、次の建設型応急住宅に係る協定締結団体に要請の上、実施する。

- ・（一社）プレハブ建築協会
- ・（一社）全国木造建設事業協会
- ・（一社）日本木造住宅産業協会神奈川支部

(4) 市町村への委任事務

神奈川県が、災害救助法のに基づき市町村（救助実施市を除く）に委任する事務は次のとおり。

被災市	工程管理（地縄張り、中間確認、完成検査立ち会い）、 申込み受付、入居審査、入居管理
被災町村	申込み受付、入居審査、入居管理

(5) 供給事務

建設型応急住宅の供給は、神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル（建設型応急住宅編）に基づき実施する。

3 賃貸型応急住宅の供給方針

神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市は、賃貸型応急住宅の供給を（実施する／実施しない）。

(1) 家賃設定の考え方

賃貸型応急住宅の供給に係る家賃上限については、家賃設定の考え方（別添）に基づき、神奈川県、救助実施市及び（2）の協定締結団体が協議の上、決定する。

(2) 供給団体

賃貸型応急住宅の供給は、次の賃貸型応急住宅に係る協定締結団体に民間賃貸住宅のあっせんを要請の上、実施する。

- ・（公社）神奈川県宅地建物取引業協会
- ・（公社）全日本不動産協会神奈川県本部
- ・（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会

(3) 市町村への委任事務

神奈川県が、災害救助法に基づき市町村（救助実施市を除く）に委任する事務は、申込み受付、入居審査、入居管理とする。

(4) 供給事務

賃貸型応急住宅の供給は、神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル（賃貸型応急住宅編）に基づき実施する。

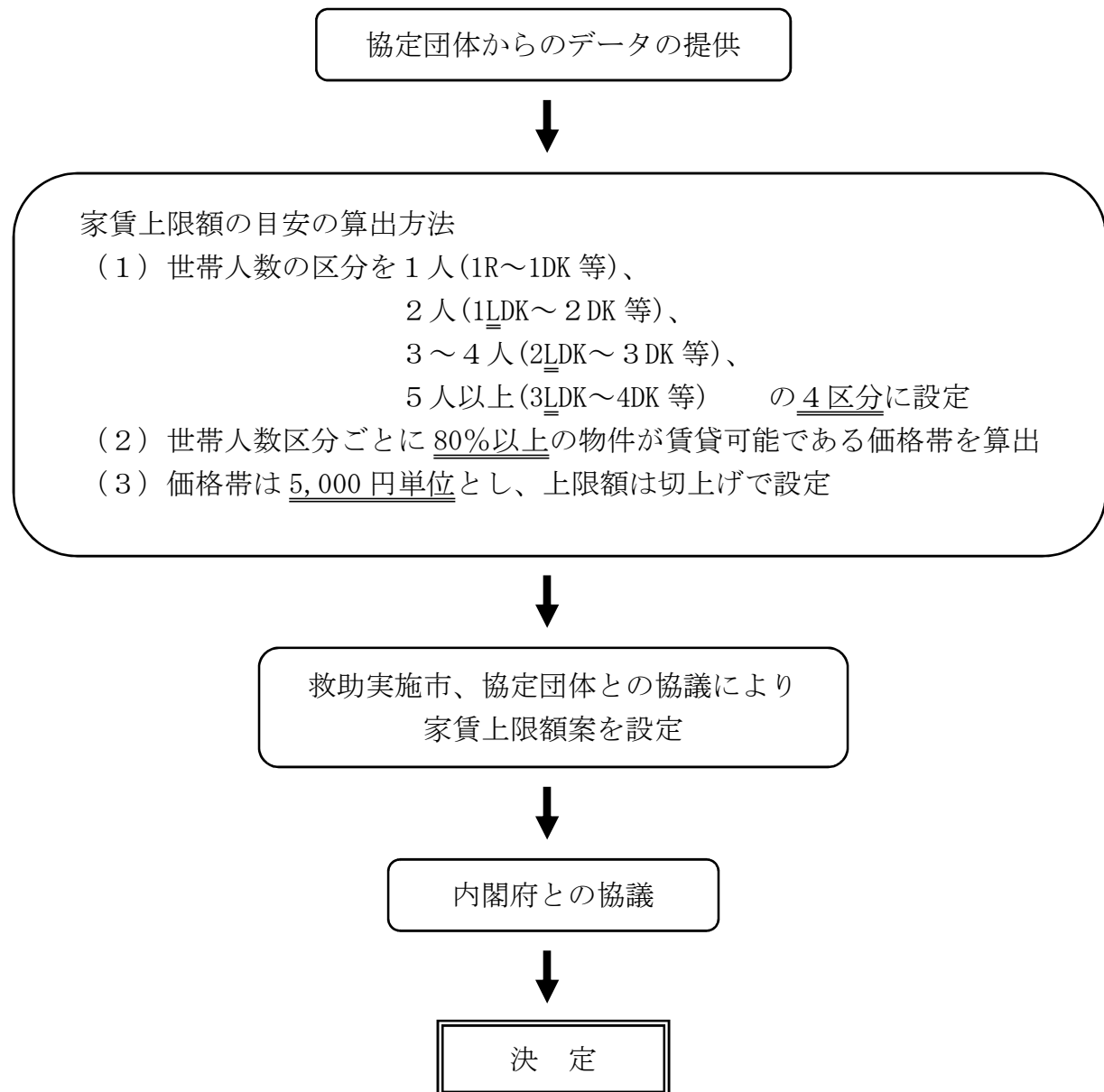
以上

＜家賃設定の考え方＞ (家賃上限額の決定の流れ)

1 目的

上限価格設定に時間をかけず、賃貸型応急住宅を迅速に被災者に提供する。

2 決定までの流れ



3 発災時にデータ提供されない場合に備えて（参考）

毎年4月1日時点のデータを協定団体より提供を受け、上限額の目安をあらかじめ算定し、県、救助実施市、協定団体の間で共有しておく。

災害救助法による事務委任に係る事前の取決め

1 趣旨

この取決めは、災害救助法第 13 条第 1 項に基づき救助を迅速に行うため必要があると認められるときに、県の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を、市町村が行うこととするために必要な事項について、事前に定めるものである。

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）（抄）

（事務処理の特例）

第 13 条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）（抄）

（市町村長による救助の実施に関する事務の実施）

第 17 条 都道府県知事は、法第 13 条第 1 項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するものとする。この場合においては、当該市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

2 都道府県知事は、法第 13 条第 1 項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務（法第 7 条から第 10 条までに規定する事務に限る。）の一部を市町村長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

3 法第 13 条第 1 項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

2 事務の内容

県は、別表に掲げる救助種目に係る事務の全部又は一部を市町村に委任することとし、広域調整が必要な事務は、県が実施することとする。

ただし、災害の規模・態様及び地域の特性等により、必要に応じて委任する事務の範囲を調整することがある。

3 留意点

- (1) この取決めは、災害対策基本法及び各種計画、マニュアル等における実施主体を基本とし、救助の委任は、救助の迅速、的確化が図られ、かつ、市町村において実施し得る範囲に限る。
- (2) 市町村を実施機関とする救助事務については、一義的には市町村による対応を基本とするが、当該市町村による対応が困難な場合は、県が支援する。
- (3) 上記に関わらず、広域調整が必要な事務が発生した場合は、県が当該事務を実施する。

別表

救助種目	実施機関	備考
1 避難所の設置	市町村	
2 応急仮設住宅の供与	県・市町村	神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル等における役割分担を原則とし、特に応急仮設住宅設置計画の作成は、県の広域調整を必要とする事務である。
3 炊き出しその他による食品の給与	市町村	
4 飲料水の供給	市町村	※神奈川県地域防災計画等における役割分担を原則とし、県営水道は応急飲料水の確保に努める。
5 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与	市町村	
6 医療・助産	県・市町村	神奈川県保健医療救護計画等における役割分担を原則とし、特に保健医療調整本部の機能に係ること（D M A T・医療救護班等の派遣、災害拠点病院等との調整、D M A T・医療救護班等による医療機関への重症患者の輸送等）は、県の広域調整を必要とする事務である。
7 被災者の救出	市町村	
8 被災した住宅の応急修理	市町村	
9 学用品の給与	市町村	神奈川県地域防災計画等における役割分担を原則とし、県立学校への学用品の供与に係る事務は県が実施する。
10 埋葬	市町村	
11 死体の搜索・処理	市町村	
12 障害物の除去	市町村	

※平成 30 年 11 月 27 日開催 平成 30 年災害救助法説明会（市町村災害救助事務主管課向け）資料より

2 建設型応急住宅編

(1) 様式

【様式1】「建設型応急住宅供給可能戸数について（照会）」	資 2-2
【様式2】「建設型応急住宅供給可能戸数について（回答）」	資 2-3
【様式3】建設型応急住宅設置計画書（総括表）	資 2-4
【様式4】建設型応急住宅設置計画書（内訳表）	資 2-5
【様式5】「建設型応急住宅の設置（第○次）について（協力要請）」	資 2-6
【様式6】建設型応急住宅建設チェックリスト	資 2-7
【様式7】建設型応急住宅建設可能地用地台帳	資 2-8
【様式8】「建設型応急住宅の建設戸数調書の提出について（依頼）」	資 2-9
【様式9】建設型応急住宅の建設戸数調書	資 2-10
【様式10】「建設型応急住宅設置計画書（第○次）について（通知）」	資 2-11
【様式11】県有財産使用承認申請書	資 2-12
【様式12】行政財産使用許可申請書	資 2-13
【様式13】教育財産使用承認申出書	資 2-14
【様式14】教育財産目的外使用許可申請書	資 2-15
【様式15】普通財産貸付申請書	資 2-17
【様式16】建設型応急住宅賃貸借契約書（例）	資 2-18
【様式17】建設型応急住宅売買契約書（例）	資 2-20
【様式18】緊急車両等確認申請書	資 2-22
【様式19】建設型応急住宅入居予定者名簿	資 2-23
【様式20】建設型応急住宅入居許可に関する説明書（例）	資 2-24
【様式21】建設型応急住宅完成チェックリスト	資 2-21
【様式22】建設型応急住宅引継シート	資 2-29
【様式23】鍵引継書	資 2-30
【様式24】入居完了届	資 2-31
【様式25】応急仮設住宅台帳（建設型応急住宅）	資 2-32
【様式26】救助実施記録日計票（例）	資 2-33
【様式27】地縄張り立会いチェックリスト	資 2-34
【様式28】中間確認チェックリスト	資 2-35
【様式29】退去届	資 2-36

住計第 号
年 月 日

一般社団法人 プレハブ建築協会会長 様
一般社団法人 全国木造建設事業協会会長 様
一般社団法人 日本木造住宅産業協会会長 様

神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課長
(公 印 省 略)

建設型応急住宅供給可能戸数について（照会）

年 月 日に発生した〇〇災害により、県内で災害救助法の適用が予定
されます。（ 月 日に、県内で災害救助法が適用されました。）

そのため、建設型応急住宅の設置が必要と見込まれますので、別紙（様式 2）によ
り建設型応急住宅の提供可能戸数について、 月 日までに回答してください。

問合せ先
住宅企画グループ 〇〇
電話
ファクシミリ
電子メール

【様式 2】

年 月 日

神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課長 様

一般社団法人 ○○会長

建設型応急住宅供給可能戸数について（回答）

年 月 日付け住計第 号で照会を受けた標記のことについて、
次のとおり回答します。

(単位：戸)

住宅の種類		供 給 可 能 戸 数				
工法	間取り	現有在庫	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内
例		300 (30)	400 (40)	500 (50)	600 (60)	900 (90)
組立 タイプ	1DK 19.8㎡	()	()	()	()	()
	2DK 29.7㎡	()	()	()	()	()
	3K 39.6㎡	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()
ユニット タイプ	1DK 19.8㎡	()	()	()	()	()
	2DK 29.7㎡	()	()	()	()	()
	3K 39.6㎡	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()
計		0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()

※()内は、高齢者仕様（バリアフリー）の戸数の内数を記入してください。

※一般社団法人 全国木造建設事業協会 及び一般社団法人 日本木造住宅産業協会は、組立タイプの欄に回答してください。

建設型応急住宅設置計画書（内訳表）

可試

救助主体	达着工分
------	------

[illegible]

【※】車いす利用者、要介護者、身体機能（特に歩行機能）が低下している方が入居する場合など、スロープ設置・段差解消・出入口幅配慮等が必要な住戸数（戸数）を記入する。

※2 集会所又は談話室を設置する場合は「○」を記入する。

第3 住宅・集会所（仮居室）の収容施設費を記入する。（外構工事費・園田費等についても、規模に応じた標準的な費用が算出可能な場合は計算して記入する。）

※4 署名権は、施工業者名を記入する。（施工業者が決定していない場合は、協定団体名を記入する。）

年 月 日

一般社団法人 プレハブ建築協会会長 様
 一般社団法人 全国木造建設事業協会会長 様
 一般社団法人 日本木造住宅産業協会会長 様

神奈川県県土整備局建築住宅部長
 (公印省略)

建設型応急住宅の設置（第〇次）について（協力要請）

〇年〇月〇日に発生した〇〇〇災害に係る県内の被害状況、及び県内市町村からの建設用地に係る報告を基に、次のとおり建設型応急住宅の設置（第〇次）を検討しています。

つきましては、建設候補地の現地調査を行いますので、会員施工業者の手配等について協力をお願いいたします。

なお、現地調査にあたっては、各救助主体（県・横浜市・川崎市・相模原市）と調整の上実施してください。

市町村名	建設候補地	供給戸数	協定団体
〇〇市		〇戸	
〇〇市		〇戸	
〇〇市		〇戸	
計 市町村	計 団地	計 〇戸	計 団体

問合せ先

住宅計画課住宅企画グループ 〇〇

電話

ファクシ

電子メール

建設候補地 現地調査・被害状況チェックシート				自治体名		神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市		
基本情報	1	市区町村名 (連絡先)	〇〇市町村		担当課名	TEL	担当者名	
	2	候補地住所・名称	住所		名称			
	3	敷地面積	26401.06 m (有効敷地面積 21557.5 m)					
	4	敷地使用状況	☐ グランド ☐ 公園 ☐ 駐車場 ☐ 資材置場 ☐ その他 ()					
	5	現状地盤	☐ 土 ☐ 砕石 ☐ 芝生 ☐ 雑草地 ☐ その他 ()					
	6	既存障害物	☐ 物置 ☐ 遊具 ☐ 樹木 ☐ 植栽 ☐ その他 ()					
	7	想定建設戸数	戸 (戸あたり面積 m/戸)					
	8	必要な施設	☐ 集会所 ☐ 談話室 ☐ 受水槽 ☐ 浄化槽 ☐ 堆雪場 ☐ その他 ()					
	9	土地所有者	☐ 国有地 ☐ 都道府県有地 ☐ 市区町村有地 ☐ 私所有地 (名義)					
周辺状況の確認	① 安全性	1	被害想定区域外の確認	急傾斜崩壊危険区域の区域	☐ 外 ☐ 内			
				土砂災害警戒区域	☐ 外 ☐ 内			
				浸水区域(洪水・内水・高潮・津波)	☐ 外 ☐ 内			
				火山災害区域	☐ 外 ☐ 内			
		2	被災状況の確認			敷地内 の亀裂・陥没	☐ 無 ☐ 有	
					崖 地 のひび割れ・崩壊	☐ 無 ☐ 有		
					法 面 のひび割れ・崩壊	☐ 無 ☐ 有		
					擁 壁 のひび割れ・崩壊	☐ 無 ☐ 有		
	② 住環境	3	住環境に悪影響を与える要因 (騒音・振動・悪臭・危険)	鉄道線路	☐ 無 ☐ 有	m		
				幹線道路	☐ 無 ☐ 有	m		
				工場等	☐ 無 ☐ 有	m		
				臭気の出る施設	☐ 無 ☐ 有	m	被災ゴミ集積場 ☐ 無 ☐ 有	
		4	日照・通風	日照・通風等に支障のある障害物	☐ 無 ☐ 有		被災による障害物の発生	☐ 無 ☐ 有
	5	敷地経路	夜間街路灯等安全設備	☐ 無 ☐ 有		被災による安全設備の崩壊	☐ 無 ☐ 有	
	③ 利便性	6	周辺施設の確認	交通機関(鉄道) 駅	☐ 無 ☐ 有	m	被災の状況 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 復旧可能 ☐ 復旧不可	
				交通機関(バス) バス停	☐ 無 ☐ 有	m	被災の状況 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 復旧可能 ☐ 復旧不可	
				商業施設(商店街・スーパー・コンビニ等)	☐ 無 ☐ 有	m	被災の状況 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 復旧可能 ☐ 復旧不可	
				医療施設(病院、診療所)	☐ 無 ☐ 有	m	被災の状況 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 復旧可能 ☐ 復旧不可	
				文教施設(小中高・大学・幼稚園)	☐ 無 ☐ 有	m	被災の状況 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 復旧可能 ☐ 復旧不可	
				公共施設(公民館、郵便局等)	☐ 無 ☐ 有	m	被災の状況 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 復旧可能 ☐ 復旧不可	
		7	近隣対策	近隣へ与える影響	☐ 無 ☐ 有			
	敷地の状況	④ 敷地造成等	8	地盤の状況(表層地盤の状況)	埋立地、軟弱地盤	☐ 良 ☐ 悪		木杭で対応できる地盤である ☐ 可 ☐ 否
			9	地盤の状況	グラント、芝生、インフラ等	☐ 種類		H鋼で対応できる地盤である ☐ 可 ☐ 否
			10	前面道路と敷地との高低差	埋設物の有無	☐ 無 ☐ 有	cm	
			11	敷地内に著しい高低差がない		☐ 無 ☐ 有	cm	
			12	敷地境界が明確になっている	ブロック、杭等	☐ 可 ☐ 否		
			13	周辺道路の資材搬入経路に支障なし	4 tトラック・レッカー乗入れ可能	☐ 可 ☐ 否		
14			既存障害物	野球場	マウンド・バックネット・ベンチ・投光器	☐ 無 ☐ 有		被災の状況 ☐ 無 ☐ 有
				公園	物置・備蓄倉庫・遊具・砂場・芝生	☐ 無 ☐ 有		被災の状況 ☐ 無 ☐ 有
				樹木	伐採・伐根・枝払い・移設	☐ 無 ☐ 有		被災の状況 ☐ 無 ☐ 有
				既存施設	施設利用(集会場・ホール・駐車場)	☐ 無 ☐ 有		被災の状況 ☐ 無 ☐ 有
				廃棄物	放置資器材や産業廃棄物(ゴミ)	☐ 無 ☐ 有		
15			地上・地中埋設物の撤去	暗渠配管	☐ 無 ☐ 有		被災の状況 ☐ 無 ☐ 有	
				既存建物の解体	☐ 無 ☐ 有		被災の状況 ☐ 無 ☐ 有	
				埋蔵文化財	☐ 無 ☐ 有		被災の状況 ☐ 無 ☐ 有	
				歩道の切り下げの可否	☐ 無 ☐ 有		被災の状況 ☐ 無 ☐ 有	
16	敷地への進入路の改良	拡幅または新設工事の必要性	☐ 無 ☐ 有		被災の状況 ☐ 無 ☐ 有			
		拡幅または新設工事の必要性	☐ 無 ☐ 有		被災の状況 ☐ 無 ☐ 有			
ライフライン	18	排水計画の確認	給水計画の確認	給水経路の確認	☐ 無 ☐ 有	被災の状況 ☐ 無 ☐ 有		
			既存管の供給能力の確認	☐ 無 ☐ 有				
			排水経路の確認	☐ 無 ☐ 有		被災の状況 ☐ 無 ☐ 有		
	雨水排水計画の確認	既存処理場の処理能力確認	☐ 無 ☐ 有					
		宅内処理による周辺への影響	☐ 無 ☐ 有		被災の状況 ☐ 無 ☐ 有			
	ガス供給の確認	都市ガス・プロパンガス	☐ 都市 ☐ LPG		被災の状況 ☐ 無 ☐ 有			
		電力の供給確認	電柱までの距離	☐ 無 ☐ 有	m	被災の状況 ☐ 無 ☐ 有		
	19	消防水利の確認	消火栓・防火水槽等	☐ 無 ☐ 有	位置	被災の状況 ☐ 無 ☐ 有		
地上・衛星放送等の確認			☐ 無 ☐ 有		被災の状況 ☐ 無 ☐ 有			
電話の供給の確認			☐ 無 ☐ 有		被災の状況 ☐ 無 ☐ 有			
その他	20	長期間の設置可能な土地	☐ 可 ☐ 否					
	21	災害時に優先的に利用可能である	☐ 可 ☐ 否					
備考	* 被害状況や留意事項を記載してください。また、被害状況等について、状況が分かる写真を添付してください(建設の可否判断等に使用します)。							
								

100-0000

◎案内図 周辺状況図

◎現況写真

100-0000

応急仮設住宅建設候補地個別台帳

所在地・施設名												
現況土地利用												
利用状態												
敷地面積												
建設可能戸数												
所有団体												
地権者情報												
名前												
住所												
合意条件等												
用途地域												
防火指定												
樹木有無												
障害物の有無												
地表面の状況												
災害時用途												
主な接道												
最寄交通機関												
電気(連絡先)												
プロパンガス(連絡先)												
上水道(連絡先)												
下水道(連絡先)												
電話(連絡先)												
特記事項												
調査年月日												
調査者												
TEL:												

◎配置計画図

100-0000

調査年月日	調査者	調査場所	調査員
-------	-----	------	-----

住計第 号
年 月 日

各市町村建設型応急住宅主務課長 様

神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課長
(公 印 省 略)

建設型応急住宅の建設戸数調書の提出について（依頼）

このことについて、建設型応急住宅を計画的に建設するため、標記調書を 月 日
までに提出してください。

問合せ先
住宅企画グループ ○○
電話
ファクシミリ
電子メール

建設型応急住宅の建設戸数調書

災 害 名			
市 町 村 名		所 属 名	
担 当 者 名		電 話	

NO	区・町字名	建物被害戸数 (全壊・全焼・ 流出世帯数)	設置要望 戸数	タイプ別内訳(戸)				建設場所 (建設可能地 管理番号)
				1DK	2DK	3K	高齢者仕様 (内数)※	
例	〇〇町	50戸	20戸	10戸	5戸	5戸	6戸	001-001
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
計		戸	戸	戸	戸	戸	戸	

※ 車いす利用者、要介護者、身体機能(特に歩行機能)が低下している方が入居する場合など、スロープ設置・段差解消・出入口幅配慮等が必要な住戸数(内数)を記入してください。

(追記事項)

被災地区内で建設適地が不足し、対応不可な場合、他市町村内において、建設地を選定することとなります。
市町村内で、建設適地が不足している場合は、以下の表に記入してください。

総不足戸数	タイプ別内訳(戸)			
	1DK	2DK	3K	うち 高齢者仕様
戸	戸	戸	戸	戸

住計第 号
年 月 日

(市町村) 長 様
一般社団法人 プレハブ建築協会会長 様
一般社団法人 全国木造建設事業協会会長 様
一般社団法人 日本木造住宅産業協会会長 様

神奈川県知事

建設型応急住宅設置計画書（第〇次）について（通知）

このことについて、県内の被災状況及び建設可能戸数等を勘案した上で、別添（様式 4）のとおり建設型応急住宅を設置することとしたので通知します。

各市町村におかれましては、建設用地の使用等の準備を開始してください。

各協定団体におかれましては、資機材及び建設関係者の手配等、建設に係る準備を開始してください。

問合せ先

（建設型応急住宅の建設について）

住宅計画課住宅企画グループ ○○

電話

ファクシミリ

電子メール

（上記以外について）

危機管理防災課○○グループ ○○

電話

ファクシミリ

電子メール

(用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

第 号
年 月 日

県 有 財 産 使 用 承 認 申 請 書

殿

申請者

貴職管理の下記県有財産について、次のとおり使用の承認を申請します。

1 施設の名称

2 所在地

3 使用財産の数量等

(1) 種類 ☐土地 ☐建物 ☐その他 ()

(2) 数量

(3) 使用箇所

4 使用する理由

5 使用の期間

年 月 日から

年 月 日まで 間

(用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

第 号
年 月 日

行政財産使用許可申請書

殿

申請者 住所

氏名 (法人にあつては、名) ⑩
称及び代表者の氏名

次のとおり行政財産の使用許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 使用を希望する財産

(1) 施設の名称

(2) 所在地

(3) 種類 ☐土地 ☐建物 ☐その他 ()

(4) 構造又は地目

(5) 使用数量使用数量 (面積、延長、) 面積、延長、本数
本数

2 使用の目的又は用途

3 使用希望期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 使用料の減額又は免除の希望の有無及び希望をする場合は、その理由

5 その他必要事項

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

教育財産使用承認申出書

第 号
年 月 日

(教育機関の名称) 長 殿

(申出者)

貴職管理の下記教育財産について、次のとおり使用の承認を願いたいので、関係書類を添えて申し出ます。

1 使用を希望する財産等

- (1) 財産の名称
- (2) 財産の所在
- (3) 申出箇所の名称、位置
- (4) 使用面積、数量等
- (5) 使用人員

2 使用の目的又は用途

3 使用希望期間 年 月 日から 年 月 日

4 遵 守 事 項

使用財産について支出した有益費、必要費その他の費用の返還は請求しません。

5 添 付 書 類

使用希望場所の案内図、実測図、設置物の規模・構造を示す図等の関係図面、その他使用承認の申出に参考となる書類

教育財産目的外使用許可申請書

年 月 日

長 殿
住 所
申請者
氏 名

電 話

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

次のとおり教育財産の使用許可を申請します。

1 使用を希望する財産等

(1) 財産の名称

(2) 財産の所在

(3) 申請箇所の名称、位置

(4) 使用面積、数量等

(5) 使用人員

2 使用の目的又は用途

3 使用希望期間

から

まで

4 使用料の減免の希望の有無とその理由

5 遵 守 事 項

- (1) 電気、水道料等の光熱水費等は、県の定めるところにより全額を負担します。
- (2) 使用財産について支出した有益費、必要費その他の費用の返還は請求しません。

6 添 付 書 類

使用希望場所の案内図、実測図、設置物の規模、構造を示す図等の関係図面、その他使用許可の申請に参考となる書類

管理者の意見

年 月 日

印

第 号
年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿

(市町村長名)

下記のとおり、普通財産の貸付けを願いたく関係書類を添え申請します。

記

所在地	区分	種 目	構 造	数 量	希望 貸付料	希望貸 付期間	使用目的	摘 要
〇〇市〇〇町 〇丁目〇番地	土 地	宅 地	平坦地	m ²	無償	2 年	災害救助法に よる建設型応 急住宅用敷地	

添 付 書 類

- | | | |
|---------|--------------|---------|
| 1 申請理由 | 2 建設型応急住宅配置図 | 3 位 置 図 |
| 4 実 測 図 | 5 求 積 図 | |

建設型応急住宅賃貸借契約書（例）

神奈川県知事（以下「甲」という。）と株式会社 代表取締役（以下「乙」という。）とは建設型応急住宅の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約の概要）

第1条 この契約の概要は、次のとおりとする。

- (1) 品名及び内容 建設型応急住宅一式（別紙明細のとおり。以下「物件」という。）
- (2) 賃貸借料 総額 円
（うち消費税 円）
月額 円
（うち消費税 円）
- (3) 契約期間 年 月 日から
年 月 日まで
- (4) 設置場所 神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課の指定した場所
- (5) 契約保証金 神奈川県財務規則第28条の規定に基づき免除する

（物件の引渡し及び検査）

第2条 乙は、前条に規定する物件を正常に使用できる状態で引き渡すものとする。この場合甲は速やかに検査を行うものとする。

- 2 前項の検査に不合格となったときは、乙は直ちに良品と交換し、再度甲の検査を受けるものとする。
- 3 検査に合格したときは、甲は遅滞なく乙に対し受領書を交付することとし、これをもって物件の引渡しが完了したものとみなす。

（支払方法）

第3条 乙は、当該月の賃貸料をその翌月に甲に請求するものとする。

- 2 甲は、第1項の規定により乙から適法な請求があったときは、その請求書を受理した日から30日以内に神奈川県指定金融機関公金取扱店横浜銀行県庁支店において、第1条に規定する金額を支払うものとする。

（物件の使用、管理責任）

第4条 甲は、物件を善良な管理者の注意義務をもって使用し、維持管理しなければならない。

- 2 甲の故意又は過失により、物件の荒廃又は毀損した場合には、その修繕保守に要する経費は、甲の負担とする。

（保険料、管理費用の負担）

第5条 乙は、物件について賃貸借期間を保険期間とする物件に関する損害を補償する動産総合保険を締結するものとする。ただし、保険金額は物件の時価とし、保険料は乙の負担とする。

2 甲が善良なる管理者の注意をもって管理した場合、物件の修繕保守に要する経費は乙の負担とする。

(物件の撤去)

第6条 甲は、賃貸借期間の終了日までに物件の返還、撤去を通知するものとし、乙は甲の指定する期日までに物件を撤去するものとする。

2 甲は、契約期間終了前に物件を撤去する必要がある場合、乙にその旨を通知するものとし、乙は甲の指定する期日までに物件を撤去するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第7条 乙は、この契約により生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、甲が承認した場合はこの限りではない。

(機密の保持)

第8条 乙は、本契約の実施にあたり知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らす、又は他の目的に利用してはならない。

(疑義の決定)

第9条 この契約に規定のない事項又はこの契約に疑義が発生したときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

年 月 日

(甲) 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事

⑨

(乙) (住所)
(会社名)
(代表者役職名・氏名)

⑨

建設型応急住宅売買契約書（例）

神奈川県知事〇〇（以下「甲」という。）と××株式会社代表取締役△△（以下「乙」という。）とは、建設型応急住宅の売買について次のとおり契約を締結する。

（契約の概要）

第 1 条 この契約の概要は、次のとおりとする。

- (1) 品名 建設型応急住宅一式（別紙明細のとおり。以下「物件」という。）
- (2) 売買代金 円（うち消費税 円）
- (3) 納入期限 年 月 日
- (4) 納入場所 神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課の指定した場所
- (5) 代金支払場所 神奈川県指定金融機関公金取扱店横浜銀行県庁支店
- (6) 契約保証金 神奈川県財務規則第 28 条の規定に基づき免除する

（納入の通知）

第 2 条 乙は、前条に規定する物件の工事が完成したときは、甲に通知するものとする。

（検査）

第 3 条 甲は、前条の通知を受けた日から起算して 10 日以内に乙の職員の立会いのもとに検査を行い、これに合格したときは、物件を受領するものとする。

2 検査の結果不良品があるときは、乙は当該物件を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 物件の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物件の損失は乙の負担とする。

（危険負担）

第 4 条 前条第 1 項に規定する受領前に生じた物件の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

（担保責任）

第 5 条 物件の受領後、甲において損傷等を発見した場合には、当該損傷等が甲の過失による場合を除き、乙は甲の指定する日までにこれを良品と交換又は物件を補修するものとする。

2 前項の場合において、乙が交換に応ずる期間は、物件を受領後 1 ヶ年とする。

（代金の支払）

第 6 条 売買代金の支払は、検査が完了し、物件を受領後、乙から適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に行うものとする。

（履行遅滞）

第 7 条 乙が物件の納入期限までに納入しないときであっても、甲が特に必要と認めた場合には、納入期限の延期を承認することができる。

2 前項の規定により納入期限を延期するときは、遅延料を徴収するものとする。

この遅滞料は、その期限の翌日から起算して遅滞日数1日につき売買代金の1000分の1の相当する金額とし、売買代金の支払の際に売買代金から控除するものとする。

3 天変地変等で甲がやむをえないと認めるとき又は甲の都合により納入が遅れたときは遅滞料を徴収しないものとする。

4 第3条第2項及び第5条第1項に規定する場合において、指定された期間内に乙が良品を納入しないとき又は物件の補修をしないときは、前2項の規定を準用する。

(解 除)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲はこの契約を解除して違約金として売買代金の100分の10に相当する金額を徴収することができる。

(1) 乙が第1条第3号に規定する納入期限または第3条第2項もしくは第5条第1項の指定期日までに良品を納入しないとき又は物件の補修をしないとき。

(2) 乙がこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

(3) 物件の検査に際して乙もしくはその代理人又はこれらの使用人等が甲の職員の職務遂行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為があると甲が認めたとき。

(費用の負担)

第9条 この契約の締結に要する費用及び物件納入に要する費用は乙の負担とする。

(協議事項等)

第10条 前各条に定めるもののほか、神奈川県財務規則の定めるところによるものとし、この契約に定めのない事項については、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事

⑨

乙 住所
会社名
代表者名

⑨

第4号様式（4関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

災 害
 地震防災応急対策用
 原子力災害
 国民保護措置用

緊急通行車両等確認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者住所

電話

氏名

印

機 関 等 の 名 称			
番号標に表示されて い る 番 号			
輸 送 人 員 又 は 品 名			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
業 務 の 内 容		1 救助救護 2 応急避難 3 搜索 4 災害予知 5 災害復旧 6 施設点検 7 人員輸送 8 避難生活 9 調査研究 10 飲食 料 11 医療医薬 12 混乱防止 13 広報啓発 14 その他()	
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考		通行日時 年 月 日 時から 年 月 日 時まで	

備考 1 この申請書は、神奈川県安全防災局危機管理防災課又は各地域県政総合センターに提出してください。

2 この申請書に次の書類を添付してください。

(1) 確認申請に係る車両の自動車検査証の写し1通

(2) 確認申請に係る車両が指定行政機関等が所有する車両以外のものである場合にあっては、指定行政機関等の上申書又は輸送協定書等契約を疎明する書面

(自治体名)

[illegible]

年 月 日

建設型応急住宅入居許可に関する説明書（例）

〇〇災害に被災されたあなたに対して入居する場合及び入居後のことについて説明しますので、この説明書をよく理解・承知の上、入居してください。

- 1 この建設型応急住宅は、今回の〇〇災害により住居を滅失し、このため住居がなく、かつ資産もなく自らの資力では住宅等を確保することができない方々に対し供するものですが、この住居はあくまでも建設型応急住宅であって一時的な入居をするものです。
入居される方々は、この点を十分理解・承知の上、入居してください。
- 2 住宅の規模は次のとおりです。
 - (1) 住宅の名称 〇〇〇〇
 - (2) 所在地
 - (3) 構造・規格 プレハブ住宅・〇㎡/戸
 - (4) 附属設備 水道・電灯・建具
 - (5) 付帯施設
- 3 住宅の供与期間は、 年 月 日までとなります。期間内であっても、他の住宅への住替えをお願いする場合があります。
- 4 建設型応急住宅の入居者は、〇〇災害の被災者でなければなりません。
- 5 次のような場合は、入居を取り消すことがありますので注意してください。
 - (1) 入居申込書等に虚偽の申告があったとき
 - (2) この住宅を他人に貸したり、権利を譲渡したりしたとき
 - (3) 許可なくこの住宅に工作を加えたり住宅の形状を変更したりしたとき
 - (4) この住宅の使用目的または用途を変更したりしたとき
 - (5) その他神奈川県が必要と認めたとき
- 6 入居者は次の費用を負担しなければなりません。
 - (1) 電気・水道の使用料
 - (2) 汚物・塵かいの処理に要する費用
 - (3) 共同施設の使用料

-
-
- 7 入居者は、この住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態で維持しなければなりません。
- 8 この住宅には増改築等できません。
- 9 次の料金は入居者がそれぞれ納入しなければなりません。
- (1) 共同便所の汲取料
 - (2) 共同便所の電気設備の電気料
- 10 入居者がこの住宅を退去するときは、あらかじめ退去届を提出してください。
各附属施設の料金はそれぞれの期間に届け出て検査を受けてください。
- 11 入居者の故意又は過失による損壊等に対する住宅の退去修繕に要する費用については、入居者負担となる場合があります。
- 12 その他、この住宅の管理を行う（市町村名） 課の指示に従ってください。

問合せ先
（市町村名） 課
電話
F A X
電子メール

建設型応急住宅完成チェックリスト

(1) 建築・外構

団地名： 建設地：
 施工者： 電話： 担当者：
 検査日： 検査員：

確 認 項 目		良否	指 示 事 項
全般	工事写真（着工、中間、完成） 竣 工 図（配置図、平面図、立面図、外構図） 取扱説明書（湯沸器、コンロ、風呂）		
外部	外装材（原則として屋根、外壁は新品） 玄関戸（引き戸の場合は、外側殺しとする） 物干し金物（建物付き又は、自立型一組） 玄関上部型板ガラス		
内部	住戸界壁（両面張りの上、小屋裏まで） 床高、天井高の確認 建具の開閉（外部サッシは、サラン網戸付き） ブレースの固定 その他（Wカーテンレール、遮光カーテン） 便所・浴室のステンレス手すり		
設備	一口コンロ付き流し台（W=1,350）、吊り戸棚（W=600～750） ユニットバス（照明、換気扇、給排水） 洗濯機置き場廻り（給水、排水口、防水コンセント） 屋内配線の処理（柱壁内又は、モール処理） 給湯、換気扇 給排水、汚水排水の確認 郵便受け		
外構	外部雨水排水処理（敷地内の雨水処理、砂利敷き程度） マンホール（中耐加重 6t 以上） 団地内案内板 棟番号 雨水樹（原則として浸透式は不可）		

(2) 機 械

団地名： 建設地：
施工者： 電話： 担当者：
検査日： 検査員：

確 認 項 目		良否	指 示 事 項
器具	衛生器具（便器、ロータンク、洗面器等）の取付けは堅固か 給湯器の取付けは堅固か 給湯器のダイレクト着火・消火は確実に作動するか 給湯器の接地（アース）が取付けられているか 天井扇、換気扇の作動は良好か（異音は無いか） フード廻りの雨じまい（コーキング）は良いか		
給水 給湯	給水栓、混合栓は堅固に取付けられているか 配管に漏水が無いか（水圧試験結果報告書の提出） 屋外露出配管の防凍被覆はできているか 水道メーターは適正に設置されているか		
排水	配管、排水金物の接続部に漏水は無いか（通水試験） 防臭処理（トラップ）は講じられているか		
ガス	配管、ガスコックの接続部に漏れが無いか（気密試験結果報告書の提出） ボンベ転倒防止鎖の取付けは堅固か メーター廻りの配管は堅固に支持されているか		
外構	桝の天端高さは適正か インバートは施行されているか（塩ビ製も可） 排水管の勾配は取れているか（逆勾配は不可） 埋設配管後の整地はできているか 無臭トイレは臭突用ヒーターの設置とコンセントに接続されているか		
その他			

（注）上水道、下水道が未接続である場合は、指示事項欄に「未接続」である旨を記載し、写しを各市町村の担当者に預け、上下水道の共用開始後に確認を依頼すること。

（市町村担当者 職 氏名 ）

(3) 電 気

団地名： 建設地：
施工者： 電話： 担当者：
検査日： 検査員：

確 認 項 目		良否	指 示 事 項
屋外	電力・電話等の架空配線の地上高さは十分確保されているか 電力・電話等の引き込み線の支持金物の強度は十分か 電話線接続部分の保護方法は適正か、雨水の水切り処理は適切か 屋外露出配線の支持は適正か アースの抵抗値は法令に適合しているか（100Ω以下） 配線の外壁貫通部分の雨じまい及び保護は適切に処理されているか		
屋内	分電盤の電線接続部の増し締め及び接続電圧は確認したか 漏電ブレーカーの動作を確認したか 説明書は添付してあるか（測定表提出） 分電盤分岐回路の表示はあるか、絶縁抵抗は良好か クーラー、冷蔵庫、洗濯機のコンセントはアース付きか 照明器具の支持方法は適切か、落下の恐れは無いか 各室の照明器具は点灯するか、スイッチの結線は正しいか 各室のコンセント電圧は100Vか		
通信	テレビは明瞭に受信できるか テレビ受信用ブースター電源は定額引き込みか 電話用の引き込み用穴あけは施行されているか		

建設型応急住宅引継シート

団地概要		市町村名()		
		担当者		
		区分	氏名	電話番号
団地名		県		
現在地		市町村		
団地総戸数		施工者名		
完成年月日		担当者名		

完成日	建設形式	棟数	戸数	備考

緊急連絡先	構造	業者名	担当者名	電話番号
	建築関係			
	電気関係			
	水道関係			
	ガス関係			
その他	電気使用	可 ・不可	(使用開始日)	
	生活排水接続	完了 ・未完了	(接続完了日)	
	水道関係	供給可能区域		
		現在給水不能区域	(給水時期)	
		└─▶ 供給開始までの対応()		
	汚水	接続可能地域		
		現在接続不能区域	(接続時期)	
		└─▶ 接続するまでの対応()		
	その他特記事項			

鍵 引 継 書

年 月 日

市 町 村 名	団 地 名	住 所

住 戸 番 号	玄 関 鍵 番 号	本 数	受 領 印	住 戸 番 号	玄 関 鍵 番 号	本 数	受 領 印
— 号室		本		— 号室		本	
— 号室		本		— 号室		本	
— 号室		本		— 号室		本	
— 号室		本		— 号室		本	
— 号室		本		— 号室		本	
— 号室		本		— 号室		本	
— 号室		本		— 号室		本	
— 号室		本		— 号室		本	
— 号室		本		— 号室		本	
— 号室		本		— 号室		本	
— 号室		本		— 号室		本	
— 号室		本		— 号室		本	
— 号室		本		— 号室		本	
— 号室		本		— 号室		本	
— 号室		本		— 号室		本	
— 号室		本		— 号室		本	
— 号室		本		— 号室		本	
— 号室		本		— 号室		本	

上記の鍵 本(組)を引き継ぎました。

受領者 市町村名

所属

担当者氏名

引渡者 施工業者名

担当者氏名

入 居 完 了 届

年 月 日

(市長村名) ○○課長様

入居者氏名

私は、次のとおり入居を完了いたしましたので報告します。

1 入居住宅

団地名

住宅番号

2 入居年月日

年

月

日

3 入居後連絡先

電 話 ()

—

4 入居後緊急連絡先

住 所

電 話 ()

—

○ 入居した日から15日以内にご提出ください。

(※内閣府「災害救助法による救助の実施について」による様式)

様式4-1(建設型仮設住宅)

応急仮設住宅台帳
(建設型仮設住宅)

[illegible]

- (注) 1 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
2 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
3 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅等の別を記入する。
4 「仕様等」欄は、福祉仮設住宅やバリアフリー住宅等、入居者に配慮した設備の内容がわかるように記入すること。
5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
6 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにすること。

〔例〕

救助実施記録日計票

救助の種類

避

修理

障

○

炊

学

○

水

死捜

○

救出

死処

○

〇〇市町村

責任者氏名

地区責任者氏名

印

印

No.

〇月〇日〇時〇分

員数（世帯）

品目（数量金額）

受入先

払出先

場所

方

記

法事

(注) 本様式は、必ずしも作成する必要はない旨、内閣府から見解が示されていることから、必要に応じて作成することとします(原則不要)。

地縄張り立会いチェックリスト

確 認 日			
地 区 名		所 在 地	
棟 数		戸 数	
確認者の 所属名		確認者 の氏名	

【地縄張り立会い実施の目的】

工事の手戻り及び重大な瑕疵の防止等のため、建物の配置等が、図面と相違ないかを工事の初めに確認する。

〈地縄張りとは〉 工事着工の最初の作業で、建築予定地に縄等を張って、図面どおりに建物の配置を決めていく作業をいい、地縄を張る作業は施工者が実施する。

- ※1 「必須」項目について、必ず確認を実施する。
- ※2 「対応可能な場合に実施」項目については、技術職員による確認ができるなど、対応可能な場合に必要に応じて確認する。
- ※3 目視や巻尺(メジャー)による測定、施工者が記録した書類等により確認する。
- ※4 測量など専門的な技術を要する確認内容については、施工者の責任により実施されていることを確認する。

		確認内容	良:○ 否:×	指摘事項	県記入欄
					手直し 確認
必須	1	基準点から建物位置は適切か			
	2	境界からの離隔は適切か			
	3	住棟数は図面通りか			
対応可能な場合に実施	1	住棟間隔は図面通りか ・車路の幅員等が確保できているか			
	2	住棟寸法は適切か			
	3	集会場・駐車場・駐輪場・ゴミ置き場等の付帯施設の位置は適切か ・動線に障害物等はないか			
	4	その他			

中間確認チェックリスト

確 認 日			
地 区 名		所 在 地	
棟 数		戸 数	
確認者の 所属名		確認者 の氏名	

【中間確認実施の目的】

工事の手戻り及び重大な瑕疵を防止し、工事が適切に実施されているかを確認するため
中間確認を実施する。

- ※1 中間確認立会いの実施時期は、建て方完了の前後とする。
- ※2 「必須」項目について、必ず確認を実施する。
- ※3 「対応可能な場合に実施」項目については、技術職員による確認ができるなど、対応可能な場合に必要に応じて確認する。
- ※4 確認は、目視や巻尺(メジャー)による測定、施工者が記録した書類等により実施する。
- ※5 工事が進捗し、確認できない部分については、施工者が撮影した工事写真や書類等により確認する。

		確認内容	良:○ 否:×	指摘事項	県記入欄
					手直し 確認
必須	1	住戸タイプは図面通りか			
	2	住戸数は図面通りか			
対応可能な場合に実施	1	木杭等の打設状況は適切か ・杭の間隔、寸法、位置			
	2	杭と土台、土台と建物の固定は適切か			
	3	床は水平か			
	4	床、壁、天井パネルの品質は適切か ・重大な損傷や変形はないか			
	5	給排水管類の結露・凍結防止対策は適切か ・図面通りに保温材が施工されているか			
	6	電気ケーブルの被覆に損傷等はないか			
	7	排水管の勾配は適切か(床下等)			
	8	その他			

退 去 届

年 月 日

(市長村名) ○○課長様

入居者氏名 _____

私は、次のとおり退去しましたので届出ます。

1 退去した住宅 _____ 団地名 _____

住宅番号 _____

2 退去年月日 _____ 年 月 日

3 住まいの再建方法(いずれかに☑を記入。その他の場合は具体的に記入してください。)

☐ 自宅(持家)の再建(新築、購入など)が完了したため

☐ 公営住宅に転居するため

☐ 民間賃貸住宅に転居するため

☐ 親族等の住宅に同居するため

☐ その他 ()

4 転居先の住所・電話番号 _____ 住 所 _____

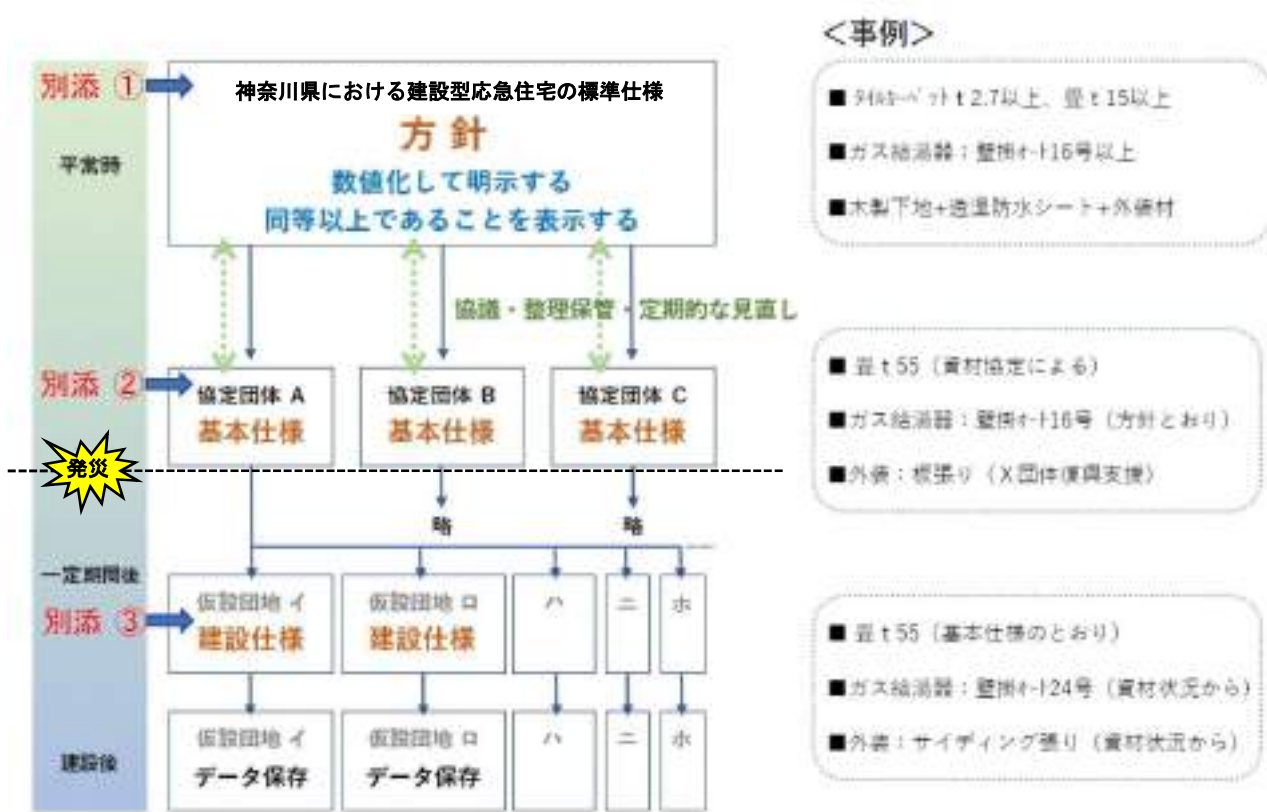
電話番号 () _____

○ 退去した日から 15 日以内にご提出ください。

(2) 建設型応急住宅標準仕様書及び標準プラン

建設型応急住宅標準仕様書（住戸）	資 2-38
建設型応急住宅標準プラン（住戸）	資 2-56
集会所標準仕様書及び平面プラン（プレ協）	資 2-57

ア 建設型応急住宅標準仕様書（住戸）



標準仕様方針等の位置づけ

建設型応急住宅の建設等に関する協定団体（プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、日本木造住宅産業協会神奈川支部）が構造等の基本的な躯体の仕様が異なること、また、被災の状況により資材不足等が想定されることから、平時は「神奈川県における建設型応急住宅の標準仕様方針」（別添①）及び、この方針にもとづく、各協定団体の「基本仕様」（別添②）を作成する。

発災後は、平時に各協定団体で作成した「基本仕様」に基づき建設を進めるが、資材の調達状況等に応じて、適宜変更を行う。変更後の仕様は「建設仕様」（別添③）として変更の経緯等を記録する。

(別添①) 神奈川県における建設型応急住宅の標準仕様方針

モジュール		900mm内外×900mm内外
構 造		軽量型鋼ブレース構造、木造軸組工法、木造枠組工法、その他
基 礎		木杭@900mm内外 末口90mm以上、鋼製束・プラ束@900mm内外
屋根・樋		折板葺き、小波板葺き ※下地・留付け等は「鋼板製屋根構法標準SSR2007」に準拠 樋：有り又は無し
天井・廻縁		下地：木製・鋼製 仕上：PB t 9.5mm以上（化粧PB・ビニールクロス貼り） 廻縁：無し、木製、塩ビ製、樹脂化粧材、その他
床	床組	大引：鋼製・木製 根太：無し、木製45mm×45mm以上@450mm内外（@303mm内外）
	床下地	パネル+合板 t 5.5mm以上、合板または製材 t 12mm以上
	床仕上(居室等)	パーケットフロア t 12mm、CFシート t 1.8mm以上（合板下地 t 3mm以上） タイルカーペット t 2.7mm以上（合板下地 t 3mm以上）、畳 t 15mm以上
	床仕上(押入等)	合板 t 12mm以上（2枚張り総計含む）、パーケットフロア t 12mm以上
壁	外壁	カラー鋼板製パネル+ふかし壁、木製下地+透湿防水シート+外装材 内部仕上：PB t 9.5mm以上（化粧PB・ビニールクロス貼り）
	住戸内間仕切壁	下地：木製・鋼製 仕上：PB t 9.5mm以上（化粧PB・ビニールクロス貼り）
	住戸間間仕切壁 準耐火界壁	下地：木製・鋼製 告示第1358号（準耐火構造）に適合し遮音性能を有すること （小屋裏の界壁については、天井仕様強化対応可）
	コンロ前	下地：鋼製・PB t 9.5mm以上 ケイカル板 t 5mm以上 下地：木製・PB t 12.5mm以上 キッチンパネル t 3mm以上
	巾木・造作材等	木製・塩ビ製・樹脂化粧材・その他・無し
建 具	外部	ガラス中央部の熱貫流率6.51以下
		必 須：玄関ドア（テラス戸含む） 引違いテラス戸W1.6m内外×H2m内外：1カ所以上（中棧付:上部透明・下部型ガラス） ※外部開口部は全て網戸付き（玄関ドアは除く）
		その他：引違い窓、縦・横スベリ出し窓、開き戸 適宜設置
	内部	カーテン、アコーディオンカーテン、木製開き戸
台 所		キッチン1200・流し台750+コンロ台600+吊戸（6坪） 流し台1050+コンロ台600+吊戸（6坪・9坪・12坪）
浴 室		1116以上 跨ぎ段差180mm以下、手摺：内外1カ所以上
そ の 他	温熱環境 (断熱材の選定)	外皮平均熱貫流率UA：1.0以下、冷房期の平均日射熱取得率 η AC：3.0以下の外皮性能とし適宜設定する ※UA値・ η AC値は、別に定める計算方法により検証すること
	小屋裏換気	小屋裏給排気(天井面積比、1/300以上)、軒裏給排気(同、1/250以上)、 軒裏給気・小屋裏排気(同、各1/900以上)、軒裏給気・排気塔排気(同、それぞれ1/900以上・1/1600以上)
	S H対策	ホルムアルデヒド発散建築材料：F4★認定品、規制対象外建築材料
	構造の安定	上部構造：耐震等級2（基準法の1.25倍）以上 配風等級1（基準法）以上
	高齢者への配慮	高齢者等配慮対策等級（専用部分） 等級2（玄関の段差は除く）

※網掛部の内容は事項に解説があります。

給排水衛生	給水	VP管、HIVP管、PE管、適宜保温材　　量水器（各戸設置）　　流し前水栓：シングルバ－混合水栓
	排水(汚・雑)	VP管、VU管　　（放流形式は地域指導による）
	給湯	VP管、HIVP管、PE管、適宜保温材 ガス給湯器：壁掛オート16号以上（追炊きあり）　　給湯3ヶ所（キッチン・浴室・洗面）
	ガス	プロパンガス（各戸設置）　　SGP管、フレキ管　　マイコンメーター、ガス漏れ警報器
	換気	24時間第三種換気　　局所換気3ヶ所（キッチン・浴室・トイレ） 給気口：DKΦ150防虫網付　　その他居室：Φ100フィルター付
	トイレ	洋風大便器（手洗い付）　　ペーパーホルダー、タオルリング等、手摺1か所
	その他	洗面化粧台（一面鏡）W500mm以上　　タオルリング等（洗面）　　タオル掛け（脱衣） 住宅用火災警報器：キッチン(熱感知)・居室(煙感知)
電気設備	幹線	単相三線式30A以上　　原則引込戸数：6戸　　CV22以上－3C
	照明	各居室：シーリング1ヶ所、浴室・トイレ：ダウンライト等各1ヶ所、流し元灯：1ヶ所 入口灯：1ヶ所、その他：適宜
	コンセント	一般(2口)：DK1ヶ所、居室2か所、ガス漏れ警報器1ヶ所　　E付(2口)：3ヶ所（洗濯機用、トイレ、冷蔵庫用）　　防水E付：給湯器用1ヶ所　　バラ：換気扇用3ヶ所、洗面化粧台1ヶ所、TVブースター1ヶ所　　AC：1ヶ所（6坪）、2か所（9坪・12坪）　　専用：電子レンジ1ヶ所
	スイッチ	各照明器具、浴室換気扇、トイレ換気扇
	電話	空配管CD22(通線ワイヤ)　　ノズルプレート
	テレビ	端子1ヶ所　　空配管CD22(通線ワイヤ)　　アンテナ等：別途
	エアコン	1ヶ所：22型以上
備品	住戸	郵便受け：各住戸1ヶ所（壁付前入れ前出しW400mm程度）
		室名札：各住戸1ヶ所
		玄関庇：D900mm内外×L2,200mm内外（床面積に含まれない形状とする）
		玄関段差解消タラップ：22/21以下、踏面195mm以上
		物干し：柱取付タイプ1組（12坪：2組）
		付鴨居：各住戸1ヶ所（L2,400mm以上）
		濡れ縁：各住戸1ヶ所（Z600mm内外×L2,000mm内外）
		家庭用消火器：各住戸1ヶ所（4型程度）
	棟	棟番号札：各棟2か所（妻側に設置）
		消火器：各棟1ヶ所（10型程度）
		防犯灯：各棟1ヶ所
特記事項	各協定団体は、本方針に基づき団体毎の基本仕様（案）を県に提出する。協議後、決定した基本仕様をそれぞれ保管する。（基本仕様は5年程度を目途に再協議のうえ継続または更新する） 発災後の建設時（着工前）には、根拠を示したうえで諸般の状況を踏まえた決定仕様を提出する。 竣工後、別に定める様式（団地別の決定仕様について）を提出し、県基本方針と比較検証しデータを保存する。	

《標準仕様方針の解説》

住宅性能表示制度における評価方法基準を準用し、下記基準を設定する。

※ 基準は、直近の災害事例等を踏まえ、随時更新を行うものとする。

■ 建具／外部：断熱等性能等級 等級 3（平成 4 年基準相当）

入居期間が 1 年を超える場合があるため、等級 3 とする。

神奈川県（5～7 地域）の場合、建具の仕様は一重で構造・材質は問わない。

※代表的な仕様例である一重金属製単板ガラスの熱貫流率 $6.51\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$ を使用。

■ 温熱環境（断熱材の選定）：断熱等性能等級 等級 3（平成 4 年基準相当）

入居期間が 1 年を超える場合があるため、等級 3 とする。

神奈川県（5～7 地域）の場合、外皮平均熱貫流率 $UA : 1.54 \text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下、冷房期の平均日射熱取得率 $\eta_{AC} : 3.8$ 以下だが、現在の各協定団体の断熱性能が $UA : 1.0$ 、 $\eta_{AC} : 3.0$ を十分に満たすことが可能なことから数値を設定した。

※日射取得率は 0.86η （透明ガラス 5mm）を使用。数値の詳細は、別紙＜資料＞参照

■ 小屋裏換気：劣化対策等級（構造躯体等）等級 3

各協定団体の性能等を考慮し、適用可能であるため、等級 3 とする。

■ 構造の安定：上部構造耐震等級 2（基準法の 1.25 倍）以上、耐風等級 1（基準法）以上

地震による大規模災害では、数年間に渡り余震が繰り返されることから、耐震等級 2 を満たす上部構造とする。「せん断力係数 $C0 = 0.20 \times 1.25 = 0.25$ 」

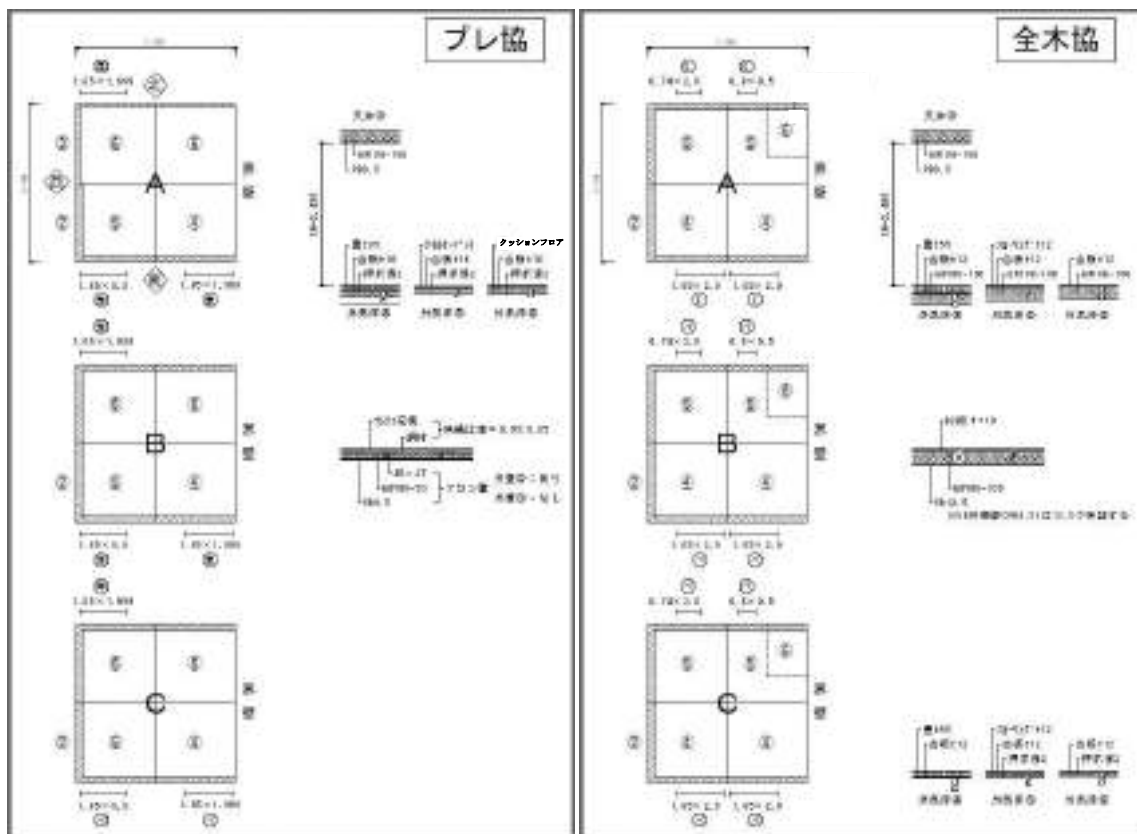
■ 高齢者への配慮：高齢者等配慮対策等級（専用部分）等級 2 以上（ただし、玄関の段差をのぞく）

※ 高齢者等の入居と施工性に配慮し、等級 2 相当とする。

＜資料＞別紙 温熱環境（断熱等性能等級）

9坪タイプ（2DK）の住戸をモデル化のうえ、各協定団体の仕様を考慮し外皮性能の比較検討を行った。外皮性能の比較検討に際しては、下記の事項を前提条件とした。

- ①住宅性能評価表示協会「住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率（冷房期・暖房期）計算書－H28年省エネルギー基準に基づく（木造戸建て住宅）－」を利用する。
- ②東面（界壁）を外皮等面積から除外して検討する。（界壁の仕様等からUA値は不利側となる）
- ③断熱層および各種断熱材の熱伝導率は、各協定団体提供資料から読み取れる範囲で想定する。
- ④小屋裏収納等は考慮しない。
- ⑤その他の前提条件はモデル図に示す。



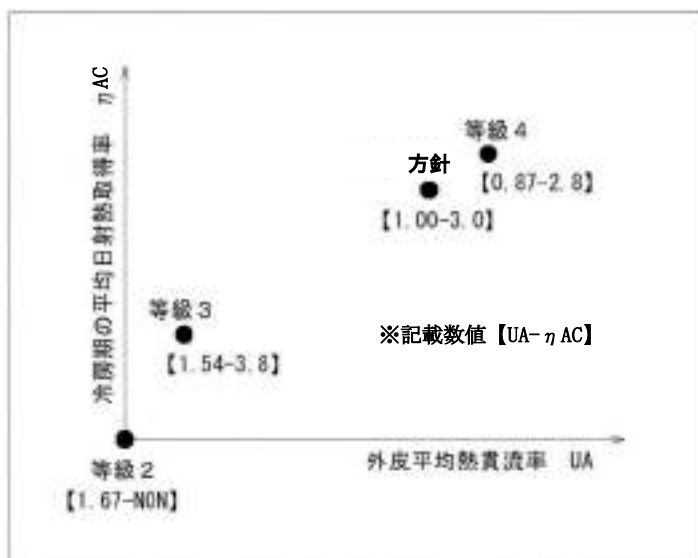
計算結果一覧

モデル名	備考	UA 値	UA 値	備考	モデル名
プレ協 A	団体標準仕様	1.03	1.03	外気床性能ダウン	全木協 C
プレ協 B	全外周部フカシ壁	0.96	0.89	全開口部性能ダウン	全木協 B
プレ協 C	居室開口部性能アップ	0.87	0.65	団体標準仕様	全木協 A

標準仕様方針／ 壁 ／ 外壁 ：カラー鋼板製パネル＋ふかし壁（モデル・プレ協B）とすることで、UA値＝0.96 W/㎡・Kを確認した。全木協の団体標準仕様は、等級4を超えた高い性能値であることを確認した。

西日本豪雨の愛媛県は、温熱環境を等級3と設定して応急仮設住宅を建設したが、神奈川県においては、現行の協定団体標準仕様を考慮のうえ、外皮性能の数値を「等級3から等級4」のあいだに設定し、標準仕様方針としている。

「性能表示・等級3」「標準仕様方針」「性能表示・等級4」の性能値は下図のように位置づけられる。



(別添②)【記載例】〇〇協会 基本仕様

〇年〇月〇日

モジュール	910×910	—
構 造	木造枠組工法	—
基 礎	木杭@900内外 末口90mm以上	—
屋根・樋	小波板葺き・「鋼板製屋根構法標準SSR2007」に準拠 軒樋：塩ビ角100 縦樋：塩ビ丸60	—
天井・廻縁	下地：木製 仕上：PB t 9.5（化粧PB・ビニールクロス貼り） 廻縁：無し	—
床	床組	大引：木製 根太：無し A
	床下地	構造用合板 t 24 A
	床仕上(居室等)	パーケットフロア t 12、CFシート t 1.8以上（合板下地 t 9） 畳 t 30以上 A
	床仕上(収納等)	ワッ合板 t 12 —
壁	外壁	木製下地+透湿防水シート+窯業系サイディング t 14（防火構造） 内部仕上：PB t 12.5（化粧PB・ビニールクロス貼り） A
	住戸内間仕切壁	下地：木製 仕上：PB t 12.5（化粧PB・ビニールクロス貼り） A
	住戸間間仕切壁 準耐火界壁	下地：木製 仕上：PB t 12.5+PB t 9.5以上（化粧PB・ビニールクロス貼り） GW10K以上－ t 50mm以上充填 小屋裏まで A
	コンロ前	下地：木製・PB t 12.5 キッチンパネル t 3 A
	巾木・造作材等	樹脂化粧材 —
建 具	外部	ガラス中央部の熱貫流率2.33以下 日射取得率0.62 A
		必 須：玄関ドア（K4） 引違いテラス戸W1.65×H2m（中棧付:上部透明・下部型） ※外部開口部は全て網戸付き —
		その他：引違い窓、縦・横スベリ出し窓 —
	内部	カーテン、アコーディオンカーテン、木製開き戸 —
台 所	ミニキッチン1200（6坪） 流し台1050+コンロ台600+吊戸（6坪・9坪・12坪）	—
浴 室	1216タイプ 段差10mm、手摺：内外1か所	C
そ の 他	温熱環境 (断熱材の選定)	外皮平均熱貫流率UA：0.96、冷房期の平均日射熱取得率 η AC：3.0 —
	小屋裏換気	軒裏給気（1/900以上）・排気塔排気(1/1600以上) —
	S H対策	ホルムアルデヒド発散建築材料：F4★認定品、規制対象外建築材料 —
	構造の安定	上部構造：耐震等級2（基準法の1.25倍） 耐風等級1（基準法） —
	高齢者への配慮	等級2 —

給排水衛生	給水	VP管、HIVP管、PE管、適宜保温材 量水器（各戸設置） 流し前水栓：シングルレバー混合水栓	－
	排水(汚・雑)	VP管、VU管 （放流形式は地域指導による）	
	給湯	VP管、HIVP管、PE管、適宜保温材 ガス給湯器：壁掛オート20号以上（追炊きあり） 給湯3ヶ所（キッチン・浴室・洗面）	－
	ガス	プロパンガス（各戸設置） SGP管、フレキ管 マイコンメーター、ガス漏れ警報器	－
	換気	24時間第三種換気 局所換気3ヶ所（キッチン・浴室・トイレ） 給気口：DKΦ150防虫網付 その他居室：Φ100フィルター付	－
	トイレ	洋風大便器（手洗い付） ペーパーホルダー、タオルリング、手摺1か所	－
	その他	洗面化粧台（一面鏡）W500以上 タオルリング タオル掛け 住宅用火災警報器：キッチン(熱感知)・居室(煙感知)	－
電気設備	幹線	単相三線式30A以上 原則引込戸数：6戸 CV28－3C	－
	照明	各居室：シーリング1ヶ所、浴室・トイレ：ダウンライト等各1ヶ所、流し元灯：1ヶ所 入口灯：1ヶ所、その他：適宜	－
	コンセント	一般(2口)：DK1ヶ所、居室2か所、ガス漏れ警報器1ヶ所 E付(2口)：3ヶ所（洗濯機用、トイレ、冷蔵庫用） 防水E付：給湯器用1ヶ所 バラ：換気扇用3ヶ所、洗面化粧台1ヶ所、TVブースター1ヶ所 AC：1ヶ所（6坪）、2か所（9坪・12坪） 専用：電子レンジ1ヶ所	－
	スイッチ	各照明器具、浴室換気扇、トイレ換気扇	－
	電話	空配管CD22(通線ワイヤ) ノズルプレート	－
	テレビ	端子1ヶ所 空配管CD22(通線ワイヤ) アンテナ等：別途	－
	エアコン	1ヶ所：22型以上	－
備品	住戸	郵便受け：各住戸1ヶ所（壁付前入れ前出しW400程度）	－
		室名札：各住戸1ヶ所	－
		玄関庇：Z900内外×L2,200内外（床面積に含まれない形状とする）	－
		玄関段差解消タラップ：22/21以下、踏面195mm以上	－
		物干し：柱取付タイプ1組（12坪：2組）	－
		付鴨居：各住戸1ヶ所（L2,400以上）	－
		濡れ縁：各住戸1ヶ所（Z600内外×L2,000内外）	－
		家庭用消火器：各住戸1ヶ所（4型程度）	－
	棟	棟番号札：各棟2か所（妻側に設置）	－
		消火器：各棟1ヶ所（10型程度）	－
		防犯灯：各棟1ヶ所	－

－：神奈川県標準仕様方針による

A：資材調達協定による

B：〇〇業界復興支援による

C：モジュールによる

モジュール	1800～1840	—	
構 造	軽量形鋼ブレース構造	—	
基 礎	木杭@900～920 束口90mm以上	—	
屋根・樋	折板葺き:ガルバリウム鋼板 裏面ペフ貼 $t=4$ 軒樋:塩ビ角100～120 壁樋:塩ビ丸60～75	—	
天井・廻縁	下地:木製又は鋼製下地 仕上:化粧石膏ボード $t=9.5$ 廻縁:木製又は塩ビ製	—	
床	床板	大引:木製又は鋼製@900～920 床パネル:木製軸組 断熱材充填	A
	床下地	コンパネ $t=12$ 防湿シート $t=0.15$ 敷	A
	床仕上(居室等)	CFシート $t=1.8$ 以上、タイルカーペット(合板下地 $t=4$) 畳 $t=30$ 以上	A
	床仕上(収納等)	ラワン合板 $t=12$	—
壁	外壁	断熱材入り金属サンドイッチパネル 内部仕上:化粧石膏ボード $t=9.5$	A
	住戸内間仕切壁	下地:木製又は鋼製 仕上:化粧石膏ボード $t=9.5$	A
	住戸間間仕切壁 準耐火界壁	下地:木製又は鋼製 仕上:化粧石膏ボード $t=9.5$ +石膏ボード $t=12.5$ 小屋裏まで GW10K— $t=50$ 充填	A
	コンロ前	下地:鋼製 化粧ケイカル板 $t=5$ 又は下地木製化粧ケイカル $t=5$ +石膏ボード $t=9.5$	A
	巾木・造作材等	木製又は塩ビ製	—
建 具	外部	ガラス中央部の熱貫流率6.51 日射取得率0.88 玄 関 引違いアルミサッシ(中横付:上部型板・下部アルミパネル) 一般窓 引違いアルミサッシ(透明) 引違いアルミサッシ掃出し窓(中横付:上段透明・下段型板 ※外部開口部は全て網戸付き	A — —
	内部	防炎遮光布カーテン(屏掛けとも)、木製フラッシュ戸	—
	台 所	ミニキッチン1200(6坪) 流し台1050+コンロ台600+吊戸(9坪・12坪)	—
浴 室	1116タイプ 段差120mm、手摺:内外1か所	C	
その他	温熱環境 (断熱材の選定)	外皮平均熱貫流率UA:0.96、冷房期の平均日射熱取得率 η AC:3.0	—
	小屋裏換気	軒裏給気(1/900以上)・排気塔排気(1/1600以上)	—
	SH対策	ホルムアルデヒド発散建築材料:F4★認定品、規制対象外建築材料	—
	構造の安定	上部構造:耐震等級1(基準法) 耐風等級1(基準法)	—
	高齢者への配慮	等級2	—
給水	VP管、HVP管、PE管、適宜保温材 量水器(各戸設置) 流し前水栓:シングルバー混合水栓	—	

給排水衛生	排水(汚・糞)	VP管、VU管 (放流形式は地域指導による)	
	給湯	VP管、HVP管、PE管、適宜保道材 ガス給湯器:20号(追放きあり) 給湯3ヶ所(キッチン・浴室・洗面)	—
	ガス	プロパンガス(各戸設置) SGP管、フレキ管 マイコンメーター、ガス漏れ警報器	—
	換気	24時間第三種換気 局所換気3ヶ所(キッチン・浴室・トイレ) 給気口:各居室1箇所	—
	トイレ	洋風大便器(手洗い付) ペーパーホルダー、タオルリング、手摺1か所	—
	その他	洗面化粧台(一面鏡)W500以上 タオルリング タオル掛け 住宅用火災警報器:キッチン(熱感知)・居室(煙感知)	—
電気設備	幹線	単相三線式30A以上 原則引込戸数:6戸 CV28-3C	—
	照明	各居室:シーリング1ヶ所、浴室・トイレ:ダウンライト等各1ヶ所、読し元灯:1ヶ所 入口灯:1ヶ所、その他:適宜	—
	コンセント	一般(2口):DK1ヶ所、居室2か所、ガス漏れ警報器1ヶ所 E付(2口):3ヶ所(洗濯機用、トイレ、冷蔵庫用) 防水E付:給湯器用1ヶ所 バラ:換気扇用3ヶ所、洗面化粧台1ヶ所、TVブースター1ヶ所 AC: 1ヶ所(6坪)、2か所(9坪・12坪) 専用:電子レンジ1ヶ所	—
	スイッチ	各種照明器具、浴室換気扇、トイレ換気扇	—
	電話	空配管CD22(通線ワイヤ) ノズルプレート	—
	テレビ	端子1ヶ所 空配管CD22(通線ワイヤ) アンテナ等:別途	—
	エアコン	1ヶ所:22型	—
備品	住戸	郵便受け:各住戸1ヶ所(壁付前入れ前出しw=400程度)	—
		室名札:各住戸1ヶ所	—
		玄関底:w=900内外×l=1800内外(床面積に含まれない形状とする)	—
		玄関段差解消タラップ:蹴上180mm以下、踏面195mm以上	—
		物干し:柱取付タイプ1組(12坪:2組)	—
		付風呂:各住戸1ヶ所(l=2400程度)	—
		濡れ縁:各住戸1ヶ所(w=600内外×l=2000内外)	—
		家庭用消火器:各住戸1ヶ所(4型程度)	—
	棟	棟番号札:各棟2か所(妻側に設置)	—
		消火器:各棟1ヶ所(10型程度)	—
		防犯灯:各棟1ヶ所	—

— : 神奈川県標準仕様方針による

A : 資材調達協定による

B : ○○業界復興支援による

C : モジュールによる

モジュール		1BOX:2,200～2,350
構 造		鉄骨ラーメン構造
基 礎		独立基礎 300角
屋根・樋		折板葺き:ガルバリウム鋼板 軒樋:鋼製70以上 竖樋:塩ビ丸55以上
天井・廻縁		下地:木製又は鋼製下地 仕上:化粧石膏ボード $t=9.5$ 廻縁:木製又は塩ビ製
床	床組	根太:鋼製@450内外
	床下地	合板または製材 $t12$ 以上
	床仕上(居室等)	CFシート $t=1.8$ 以上、タイルカーペット(合板下地 $t=4$) 畳 $t=30$ 以上
	床仕上(収納等)	ラワン合板 $t12$
壁	外壁	カラー鋼板製パネル+ふかし壁 内部仕上:化粧石膏ボード $t=9.5$
	住戸内間仕切壁	下地:木製・鋼製 仕上:PB $t9.5$ 以上(化粧PB・ビニールクロス貼り)
	住戸間間仕切壁 準耐火界壁	—
	コンロ前	下地:鋼製 化粧ケイカル板 $t=5$ 又は下地木製化粧ケイカル $t=5$ +石膏ボード $t=9.5$
	巾木・造作材等	木製又は塩ビ製
建 具	外部	ガラス中央部の熱貫流率6,51 日射取得率0,88 玄 関 引違いアルミサッシ(中棧付:上部型板・下部アルミパネル) 一般窓 引違いアルミサッシ(透明) 引違いアルミサッシ掃出し窓(中棧付:上段透明・下段「型板」) ※外部開口部は全て網戸付き
	内部	防災遮光布カーテン(房掛けとも)、木製フラッシュ戸
	台 所	ミニキッチン1200(6坪) 流し台1050+コンロ台600+吊戸(9坪・12坪)
浴 室		1116タイプ 段差120mm、手摺:内外1か所
そ の 他	温熱環境 (断熱材の選定)	外皮平均熱貫流率UA:0,96、冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} :3,0
	小屋裏換気	—
	SH対策	ホルムアルデヒド発散建築材料:F4★認定品、規制対象外建築材料
	構造の安定	上部構造:耐震等級1(基準法) 耐風等級1(基準法)
	高齢者への配慮	等級2
給水		VP管、HIVP管、PE管、適宜保温材 量水器(各戸設置) 流し前水栓:シングルバー混合水栓
排水(汚・雑)		VP管、VU管 (放流形式は地域指導による)

給排水衛生	給湯	VP管、HVP管、PE管、適宜保温材 ガス給湯器:20号(追炊きあり) 給湯3ヶ所(キッチン・浴室・洗面)
	ガス	プロパンガス(各戸設置) SGP管、フレキ管 マイコンメーター、ガス漏れ警報器
	換気	24時間第三種換気 局所換気3ヶ所(キッチン・浴室・トイレ) 給気口:各居室1箇所
	トイレ	洋風大便器(手洗い付) ペーパーホルダー、タオルリング、手摺1か所
	その他	洗面化粧台(一面鏡)W500以上 タオルリング タオル掛け 住宅用火災警報器:キッチン(熱感知)・居室(煙感知)
電気設備	幹線	単相三線式30A以上 原則引込戸数:6戸 CV28—3C
	照明	各居室:シーリング1ヶ所、浴室・トイレ:ダウンライト等各1ヶ所、流し元灯:1ヶ所 入口灯:1ヶ所、その他:適宜
	コンセント	一般(2口):DK1ヶ所、居室2か所、ガス漏れ警報器1ヶ所 E付(2口):3ヶ所(洗濯機用、トイレ、冷蔵庫用) 防水E付:給湯器用1ヶ所 パワ:換気扇用3ヶ所、洗面化粧台1ヶ所、TVブースター1ヶ所 AC:1ヶ所(6坪)、2か所(9坪・12坪) 専用:電子レンジ1ヶ所
	スイッチ	各照明器具、浴室換気扇、トイレ換気扇
	電話	空配管CD22(通線ワイヤ) ノズルプレート
	テレビ	端子1ヶ所 空配管CD22(通線ワイヤ) アンテナ等:別途
	エアコン	1ヶ所:22型
備品	住戸	郵便受け:各住戸1ヶ所(壁付前入れ前出しw=400程度)
		室名札:各住戸1ヶ所
		玄関庇:w=900内外×l=1800内外(床面積に含まれない形状とする)
		玄関段差解消タラップ:蹴上180mm以下、踏面195mm以上
		物干し:柱取付タイプ1組(12坪:2組)
		付鶴居:各住戸1ヶ所(l=2400程度)
		濡れ縁:各住戸1ヶ所(w=600内外×l=2000内外)
		家庭用消火器:各住戸1ヶ所(4型程度)
	棟	棟番号札:各棟2か所(妻側に設置)
		消火器:各棟1ヶ所(10型程度)
		防犯灯:各棟1ヶ所

ー: 神奈川県標準仕様方針による

A: 資材調達協定による

B: ○○業界復興支援による

C: モジュールによる

モジュール		910×910	—
構 造		木造軸組工法	—
基 礎		木杭@900内外 末口90mm以上、鋼製束・ブラ束@900内外	—
屋根・樋		小波板葺き・立ハゼ葺き 軒樋：塩ビ角100 縦樋：塩ビ丸60	A
天井・廻縁		下地：木製 仕上：PB t 9.5以上（化粧PB・クロス貼り） 廻縁：無し/有り	A
床	床組	大引：木製 根太：無し/有り	A
	床下地	構造用合板 t 24以上（根太無しの場合）/構造用合板・製材12 t 以上（根太 有りの場合）	A
	床仕上(居室等)	複合・無垢フローリング12 t 以上、パーケットフロア t 12、CFシート t 1.8以上（合板下地 t 9）、畳 t 15以上	A
	床仕上(収納等)	合板 t12 以上、居室等床仕上げ同等品以上	A
壁	外壁	木製下地+透湿防水シート+外装材（板張り、サイディング、金属板など） 内部仕上：PB t 9.5以上（化粧PB・クロス貼り・板張り）	A
	住戸内間仕切壁	下地：木製 仕上：PB t 12.5（化粧PB・クロス貼り）	A
	住戸間間仕切壁 準耐火界壁	下地：木製 仕上：化粧PB・クロス貼り 告示第1358号	A
	コンロ前	下地：木製・PB t 12.5 キッチンパネル t 3等同等仕様	A
	巾木・造作材等	複合建材・製材・樹脂化粧材	—
建 具	外部	開口部の熱貫流率3.49以下（窓平均） 日射取得率0.62以下（窓平均）	A
		必 須：玄関建具熱貫流率4.07以下 引違いテラス戸W1.65× H2m（中棧付:上部透明・下部型） ※玄関を除く外部開口部は全て網戸付き	A
		その他：引違い窓、縦・横スベリ出し窓	A
	内部	カーテン、アコーディオンカーテン、木製開き戸	A
台 所		キッチン1200（6坪） 流し台1050+コンロ台600+吊戸（9坪・12坪）	A
浴 室		1216 タイプ 段差10 mm「6坪タイプは除く」、手摺：内外1か所	—
そ の 他	温熱環境 (断熱材の選定)	外皮平均熱貫流率UA：0.87以下（現行5・6地域省エネ基準適合）、冷房期の平均日射熱取得率η AC：2.8以下（現行6地域省エネ基準適合）	A
	小屋裏換気	小屋裏給排気(天井面積比、1/300以上)、軒裏給排気(同、1/250以上)、 軒裏給気・小屋裏排気(同、各1/900以上)、軒裏給気・排気塔排気(同、それぞれ1/900以上・1/1600以上)	—
	S H対策	室内気密層内ホルムアルデヒド発散建築材料：F4★認定品、規制対象外建築材料	—
	構造の安定	上部構造：耐震等級2（基準法の1.25倍） 耐風等級1（基準法）	—
	高齢者への配慮	等級2（玄関ポーチ段差、玄関・洗面脱衣室手摺下地除く）	—

給排水衛生	給水	VP管、HIVP管、PE管、適宜保温材 量水器（各戸設置） 流し前水栓：シングルレバー混合水栓	—
	排水(汚・雑)	VP管、VU管（放流形式は地域指導による）	
	給湯	VP管、HIVP管、PE管、適宜保温材 ガス給湯器：壁掛オート16号以上（追炊きあり） 給湯3ヶ所（キッチン・浴室・洗面）	—
	ガス	プロパンガス（各戸設置） SGP管、フレキ管 マイコンメーター、ガス漏れ警報器	—
	換気	24時間第三種換気 局所換気3ヶ所（キッチン・浴室・トイレ） 給気口：DKΦ150防虫網付 その他居室：Φ100フィルター付	—
	トイレ	洋風大便器（手洗い付） ペーパーホルダー、タオルリング、手摺1か所	—
	その他	洗面化粧台（一面鏡）W500以上 タオルリング・タオル掛け 住宅用火災警報器：キッチン(熱感知)・居室(煙感知)	—
電気設備	幹線	単相三線式30A以上 原則引込戸数：6戸 CV28-3C	—
	照明	各居室：シーリング1ヶ所、浴室・トイレ：ダウンライト等各1ヶ所、流し元灯：1ヶ所 入口灯：1ヶ所、その他：適宜	—
	コンセント	一般(2口)：DK1ヶ所、居室2か所、ガス漏れ警報器1ヶ所 E付(2口)：3ヶ所（洗濯機用、トイレ、冷蔵庫用） 防水E付：給湯器用1ヶ所 バラ：換気扇用3ヶ所、洗面化粧台1ヶ所、TV ブースター1ヶ所 AC：1ヶ所（6坪）、2か所（9坪・12坪） 専用：電子レンジ1ヶ所	—
	スイッチ	各照明器具、浴室換気扇、トイレ換気扇	—
	電話	空配管CD22(通線ワイヤ) ノズルプレート	—
	テレビ	端子1ヶ所 空配管CD22(通線ワイヤ) アンテナ等：別途	—
	エアコン	1ヶ所：22型以上	—
備品	住戸	郵便受け：各住戸1ヶ所（壁付前入れ前出しW400程度）	—
		室名札：各住戸1ヶ所	—
		玄関底：Z900内外×L2,200内外（床面積に含まれない形状とする）	—
		玄関段差解消タラップ：22/21以下、踏面195mm以上	—
		物干し：柱取付タイプ1組（12坪：2組）	—
		付鴨居：各住戸1ヶ所（L2,400以上）	—
		濡れ縁：各住戸1ヶ所（Z600内外×L2,000内外）	—
		家庭用消火器：各住戸1ヶ所（4型程度）	—
	棟	棟番号札：各棟2か所（妻側に設置）	—
		消火器：各棟1ヶ所（10型程度）	—
		防犯灯：各棟1ヶ所	—

—：神奈川県標準仕様方針による

A：資材調達協定による

B：〇〇業界復興支援による

C：モジュールによる

モジュール		910mm×910mm	—
構 造		木造軸組工法	—
基 礎		木杭@910mm 末口90mm以上	—
屋根・樋		仕上：折板葺き 又は長尺カラー鉄板 下地：野地板：構造用合板12mm+防水シート 軒樋：塩ビ角100 縦樋：塩ビ丸60	—
天井・廻縁		下地：木製 仕上：PB t 9.5（化粧PB・ビニールクロス貼り） 廻縁：無し	—
床	床組	床：根太床 根太45mmx60mm @455mm 又は 構造用合板24mm（剛床）	A
	床下地	構造用合板15mmあるいは構造用合板 t 24（剛床）	A
	床仕上(居室等)	複合フローリング t 12、CFシート t 1.8以上（合板下地 t 9） 畳 t 15以上	A
	床仕上(収納等)	7mm合板 t 12	—
壁	外壁	木製下地+透湿防水シート+窯業系サイディング t 16あるいはガルバリウム鋼板 内部仕上：PB t 12.5（化粧PB・ビニールクロス貼り）	A
	住戸内間仕切壁	下地：木製 仕上：PB t 12.5（化粧PB・ビニールクロス貼り）	A
	住戸間間仕切壁 準耐火界壁	グラスウール50mm(かさ比重0.02)以上 又はロックウール50mm以上(かさ比重0.04)以上 下地石膏ボード12.5mm+化粧石膏ボード12.5mm(小屋裏まで)	A
	コンロ前	下地石膏ボード12.5mm+キッチンパネル	A
	巾木・造作材等	樹脂化粧材	—
建 具	外部	ガラス中央部の熱貫流率2.33以下 日射取得率0.62	A
		必 須：玄関ドア（K4） 引違いテラス戸W1.65×H2m（ペアガラス） ※外部開口部は全て網戸付き	—
		その他：引違い窓（ペアガラス）	—
	内部	カーテン、アコーディオンカーテン、木製引き戸（原則としてH2000mm）	—
台 所		流し台1050+コンロ台600+吊戸（6坪・9坪・12坪）	—
浴 室		1116タイプ 段差10mm、手摺：内外1か所	C
そ の 他	温熱環境 (断熱材の選定)	外皮平均熱貫流率UA：0.87、冷房期の平均日射熱取得率 η AC：2.8	—
	小屋裏換気	軒裏給気（1/900以上）・排気塔排気(1/1600以上)	—
	SH対策	ホルムアルデヒド発散建築材料：F4★認定品、規制対象外建築材料	—
	構造の安定	上部構造：耐震等級2（基準法の1.25倍） 耐風等級1（基準法）	—
	高齢者への配慮	等級2	—

給排水衛生	給水	VP管、HIVP管、PE管、適宜保温材 量水器（各戸設置） 流し前水栓：シングルバー混合水栓	—
	排水(汚・雑)	VP管、VU管 （放流形式は地域指導による）	
	給湯	VP管、HIVP管、PE管、適宜保温材 ガス給湯器：壁掛オート20号以上（追炊きあり） 給湯3ヶ所（キッチン・浴室・洗面）	—
	ガス	プロパンガス（各戸設置）または都市ガス SGP管、フレキ管 マイコンメーター、ガス漏れ警報器	—
	換気	24時間第三種換気 局所換気3ヶ所（キッチン・浴室・トイレ） 給気口：DKΦ150防虫網付 その他居室：Φ100フィルター付	—
	トイレ	洋風大便器（手洗い付） ペーパーホルダー、タオルリング、手摺1か所	—
	その他	洗面化粧台（一面鏡）W500以上 タオルリング タオル掛け 住宅用火災警報器：キッチン(熱感知)・居室(煙感知)	—
電気設備	幹線	単相三線式30A以上 原則引込戸数：6戸 CV28-3C	—
	照明	各居室：シーリング1ヶ所、浴室・トイレ：ダウンライト等各1ヶ所、流し元灯：1ヶ所 入口灯：1ヶ所、その他：適宜	—
	コンセント	洋室・和室は2連2ヶ所 DKは2連1～2ヶ所、冷蔵庫2連E付1ヶ所 換気扇用各処1ヶ所 洗濯機用2連E付1ヶ所、トイレは暖房便座(ウォッシュ)用1口E付1ヶ所 屋外給湯機用外部に防水2連E付 エアコン用(居室に設置) 電子レンジ用・ガス漏警報器用コンセント(2連E付2ヶ所)	—
	スイッチ	各照明器具、浴室換気扇、トイレ換気扇	—
	電話	別途工事とする。配管のみ。	—
	テレビ	端子1ヶ所 空配管CD22(通線ワイヤ) アンテナ等：別途	—
	エアコン	1ヶ所：22kw相当以上 エアコン用スリーブ75Φ、DKを除く(各居室1ヶ所)	—
備品	住戸	郵便受け：各住戸1ヶ所（壁付前入れ前出しW400程度）	—
		室名札：各住戸1ヶ所	—
		玄関庇：Z900内外×L2,200内外（床面積に含まれない形状とする）	—
		玄関段差解消タラップ：22/21以下、踏面195mm以上	—
		物干し：柱取付タイプ1組（12坪：2組）	—
		付鴨居：各住戸1ヶ所（L2,400以上）	—
		濡れ縁：各住戸1ヶ所（Z600内外×L2,000内外）	—
		家庭用消火器：各住戸1ヶ所（4型程度）	—
	棟	棟番号札：各棟2か所（妻側に設置）	—
		消火器：各棟1ヶ所（10型程度）	—
		防犯灯：各棟1ヶ所	—

—：神奈川県標準仕様方針による

A：資材調達協定による

B：〇〇業界復興支援による

C：モジュールによる

(別添③)【記載例】〇〇協会 〇〇団地 1号棟～5号棟 建設仕様 〇年〇月〇日

モジュール		910×910	—
構 造		木造枠組工法	—
基 礎		木杭@900内外 末口90mm以上	—
屋根・樋		小波板葺き・「鋼板製屋根構法標準SSR2007」に準拠 軒樋：塩ビ角100 縦樋：塩ビ丸60	—
天井・廻縁		下地：木製 仕上：PB t 9.5（化粧PB・ビニールクロス貼り） 廻縁：無し	—
床	床組	大引：木製 根太：無し	A
	床下地	構造用合板 t 24	A
	床仕上(居室等)	パーケットフロア t 12、CFシート t 1.8以上（合板下地 t 9） 畳 t 30以上	A
	床仕上(収納等)	ラワン合板 t 12	—
壁	外壁	木製下地+透湿防水シート+窯業系サイディング t 14（防火構造） 内部仕上：PB t 12.5（化粧PB・ビニールクロス貼り）	A
	住戸内間仕切壁	下地：木製 仕上：PB t 12.5（化粧PB・ビニールクロス貼り）	A
	住戸間間仕切壁 準耐火界壁	下地：木製 仕上：PB t 12.5+PB t 9.5以上（化粧PB・ビニールクロス貼り） GW10K以上ー t 50mm以上充填 小屋裏まで	A
	コンロ前	下地：木製・PB t 12.5 キッチンパネル t 3	A
	巾木・造作材等	樹脂化粧材	—
建 具	外部	ガラス中央部の熱貫流率4.65以下 日射取得率0.63	D
		必 須：玄関ドア（K4） 引違いテラス戸W1.65×H2m（中棧付:上部透明・下部型） ※外部開口部は全て網戸付き	—
		その他：引違い窓、縦・横スベリ出し窓	—
	内部	カーテン、アコーディオンカーテン、木製開き戸	—
台 所		ミニキッチン1200（6坪） 流し台1050+コンロ台600+吊戸（6坪・9坪・12坪）	—
浴 室		1216タイプ 段差10mm、手摺：内外1 か所	C
そ の 他	温熱環境 (断熱材の選定)	外皮平均熱貫流率UA：0.92、冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} ：3.0	—
	小屋裏換気	軒裏給気（1/900以上）・排気塔排気(1/1600以上)	—
	S H対策	ホルムアルデヒド発散建築材料：F4★認定品、規制対象外建築材料	—
	構造の安定	上部構造：耐震等級2（基準法の1.25倍） 耐風等級1（基準法）	—
	高齢者への配慮	等級2	—

給排水衛生	給水	VP管、HIVP管、PE管、適宜保温材 量水器（各戸設置） 流し前水栓：シングルレバー混合水栓	－
	排水(汚・雑)	VP管、VU管（放流形式は地域指導による）	
	給湯	VP管、HIVP管、PE管、適宜保温材 ガス給湯器：壁掛オート24号以上（追炊きあり） 給湯3ヶ所（キッチン・浴室・洗面）	D
	ガス	プロパンガス（各戸設置） SGP管、フレキ管 マイコンメーター、ガス漏れ警報器	－
	換気	24時間第三種換気 局所換気3ヶ所（キッチン・浴室・トイレ） 給気口：DKΦ150防虫網付 その他居室：Φ100フィルター付	－
	トイレ	洋風大便器（手洗い付） ペーパーホルダー、タオルリング、手摺1か所	－
	その他	洗面化粧台（一面鏡）W500以上 タオルリング タオル掛け 住宅用火災警報器：キッチン(熱感知)・居室(煙感知)	－
電気設備	幹線	単相三線式30A以上 原則引込戸数：6戸 CV28-3C	－
	照明	各居室：シーリング1ヶ所、浴室・トイレ：ダウンライト等各1ヶ所、流し元灯：1ヶ所 入口灯：1ヶ所、その他：適宜	－
	コンセント	一般(2口)：DK1ヶ所、居室2か所、ガス漏れ警報器1ヶ所 E付(2口)：3ヶ所（洗濯機用、トイレ、冷蔵庫用） 防水E付：給湯器用1ヶ所 パラ：換気扇用3ヶ所、洗面化粧台1ヶ所、TVブースター1ヶ所 AC：1ヶ所（6坪）、2か所（9坪・12坪） 専用：電子レンジ1ヶ所	－
	スイッチ	各照明器具、浴室換気扇、トイレ換気扇	－
	電話	空配管CD22(通線ワイヤ) ノズルプレート	－
	テレビ	端子1ヶ所 空配管CD22(通線ワイヤ) アンテナ等：別途	－
	エアコン	1ヶ所：22型（6坪）、25型（9坪）、28型（12坪）	D
備品	住戸	郵便受け：各住戸1ヶ所（壁付前入れ前出しW400程度）	－
		室名札：各住戸1ヶ所	－
		玄関庇：Z900内外×L2,200内外（床面積に含まれない形状とする）	－
		玄関段差解消タラップ：22/21以下、踏面195mm以上	－
		物干し：柱取付タイプ1組（12坪：2組）	－
		付鴨居：各住戸1ヶ所（L2,400以上）	－
		濡れ縁：各住戸1ヶ所（Z600内外×L2,000内外）	－
		家庭用消火器：各住戸1ヶ所（4型程度）	－
	棟	棟番号札：各棟2か所（妻側に設置）	－
		消火器：各棟1ヶ所（10型程度）	－
		防犯灯：各棟1ヶ所	－

－：神奈川県標準仕様方針による

A：資材調達協定による

B：〇〇業界復興支援による

C：モジュールによる

D：不足資材が発生したため

イ 建設型応急住宅標準プラン（住戸）

6坪タイプ



9坪タイプ



12坪タイプ



ウ 集会所標準仕様書及び平面プラン（プレ協）

応急仮設住宅 集会所標準仕様書 (組立ハウス)

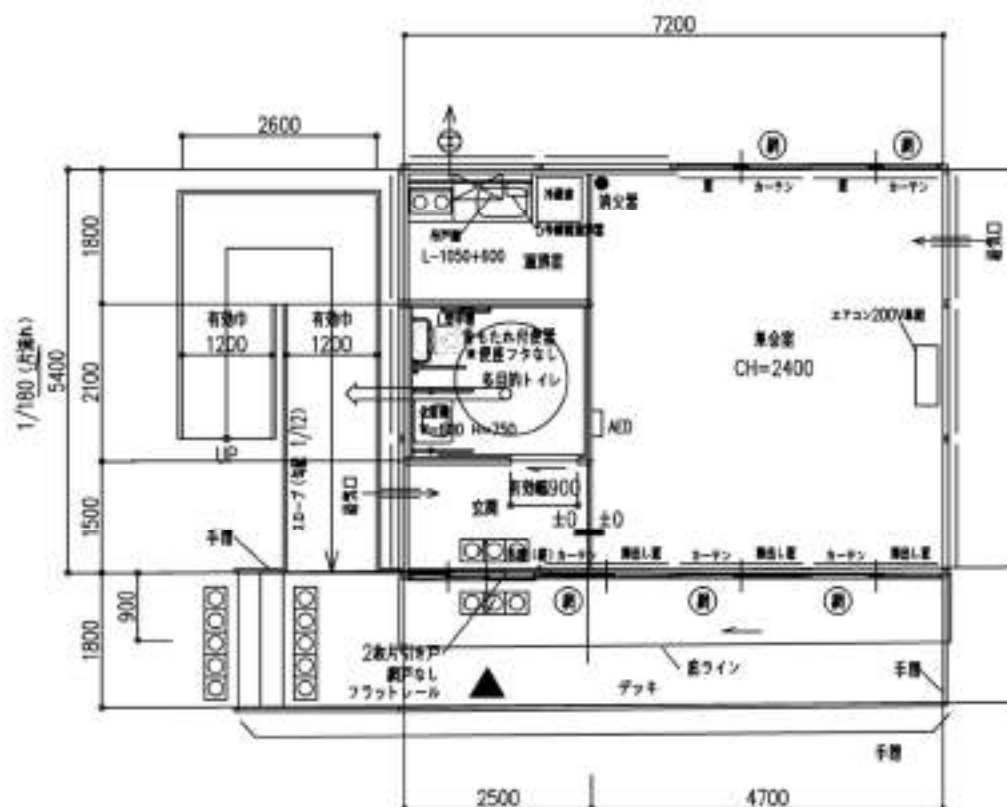
(単位:mm)

設計概要

室内仕上表

モジュール	1, 800×1, 840	部 材				備 考
構造	軽量鋼プレース構造					
基礎	水 洗 床口 800×800 ⑧900×920 ⑨ 断面 13×90 (断面10以下)					⑧ 防振スカーテン
玄関	より口 木製または鋼製階段 土台 木製又は鋼製 大引き 木製又は鋼製 ⑧900×920					⑨ 遮光防振スカーテン(既設付とも)
床	床 木造 床口750 ⑧900×920又は鋼製表					エアコン取付下地 給気口(側開式)
屋根	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					中開付
壁	折り返し 鋼板 (各社仕様による) 裏面ベア貼り t=4					カーテン、カーテンレール
窓	外窓/バルコニー 内窓 カラー鋼板 内窓 カラー鋼板 内窓 断熱材入り (各社仕様による)					
	外 窓 部 分 木製又は鋼製 土台 木製又は鋼製 大引き 木製又は鋼製 ⑧900×920					
	内 窓 部 分 木製又は鋼製 土台 木製又は鋼製 大引き 木製又は鋼製 ⑧900×920					
	内 窓 部 分 木製又は鋼製 土台 木製又は鋼製 大引き 木製又は鋼製 ⑧900×920					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
床	床 床パネル(断熱材充填、グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻上					
天井	天井下地 木製又は鋼製 断熱材 グラスウール t=50 10K相当) 防湿シート敷設 t=0.15 100以上巻					

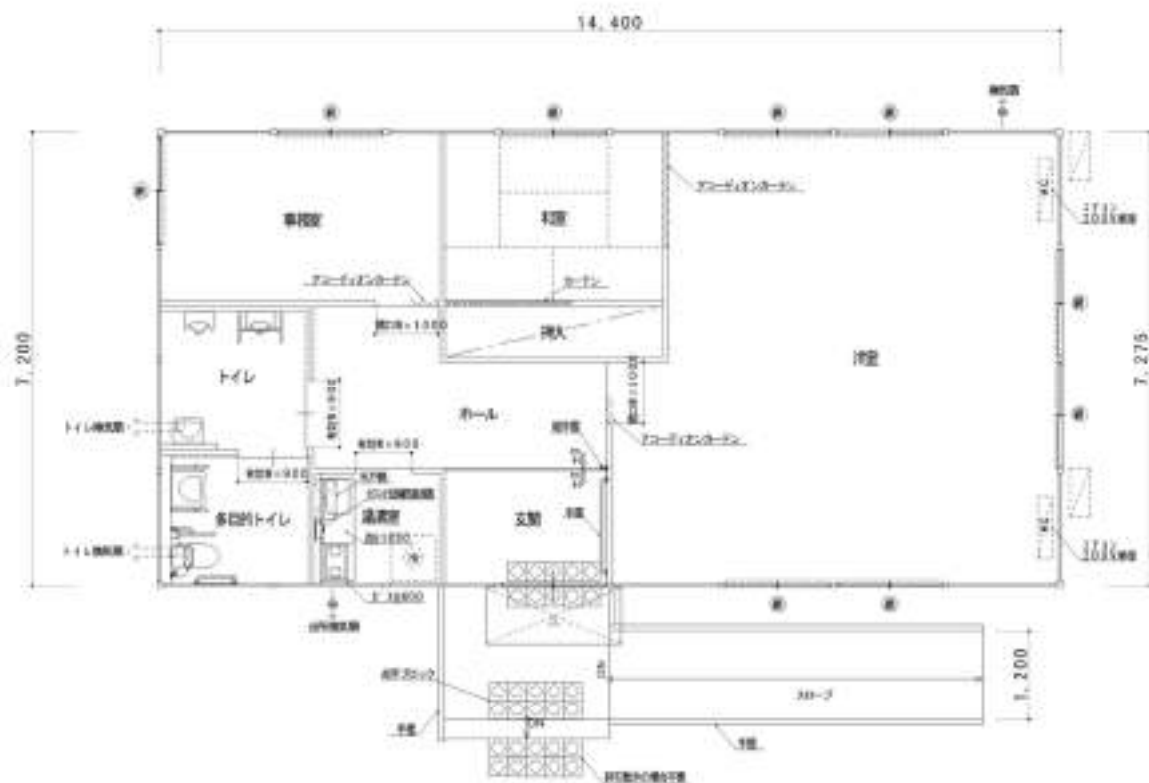
応急仮設住宅
組立ハウス



※この他にも 21 坪タイプ、28 坪タイプもある

応急仮設住宅標準図

2. 一般図（組立ハウス） 集会所 平面図（100㎡タイプ）



入り口



トイレ

3 賃貸型応急住宅編

(1) 要綱(案)

〇〇災害における神奈川県賃貸型応急住宅実施要綱(案) _____ 資 3-2

(2) 要綱に基づく様式

【様式第1号】入居申込書 _____	資 3-7
【様式第1号別紙】申出書 _____	資 3-11
【様式第2号】入居承認通知書 _____	資 3-12
【様式第3号】借上げ不可通知書 _____	資 3-13
【様式第4号】契約依頼通知書 _____	資 3-14
【様式第5号】賃貸借契約書(定期建物賃貸借契約) _____	資 3-15
【様式第6号】重要事項説明書(定期建物賃貸借契約) _____	資 3-19
【様式第6号補足】重要事項説明書(定期建物賃貸借契約)【補足説明書】 _____	資 3-21
【様式第7号】定期建物賃貸住宅契約についての説明書 _____	資 3-22
【様式第8号】委任状(貸主⇒仲介業者) _____	資 3-23
【様式第9号】支払先申出書 _____	資 3-24
【様式第10号】入居完了報告書 _____	資 3-25
【様式第11号】借上げ決定取消通知書 _____	資 3-26
【様式第12号】退去申出書 _____	資 3-27
【様式第13号】退去通知書 _____	資 3-28
【様式第14号】従前契約の精算に関する誓約書 _____	資 3-29

(3) 要綱様式以外の様式

A 平時

【様式A-1】協力可能な協定団体会員名簿の作成依頼(協定団体あて) _____	資 3-30
【様式A-2】協力可能な協定団体会員名簿 _____	資 3-31
【様式A-3】周知用リーフレット(貸主・不動産事業者向け) _____	資 3-32

B 初動

【様式B-1】民間賃貸住宅の提供に係る協力要請(協定団体あて) _____	資 3-34
【様式B-2】実施要綱の策定通知(市町村あて) _____	資 3-35
【様式B-3】周知用チラシ(被災者向け)例 _____	資 3-36
【様式B-4】ホームページ(案) _____	資 3-38

C 申込契約

【様式C-1】提出書類チェックリスト(入居申込用) _____	資 3-39
【様式C-2】提出書類チェックリスト(定期建物賃貸借契約用) _____	資 3-40
【様式C-3】受付簿 _____	資 3-41

D 契約期間満了

【様式D-1】契約期間満了通知書(参考様式) _____	資 3-42
【様式D-2】契約期間満了確認書(参考様式) _____	資 3-43

〇〇災害における神奈川県賃貸型応急住宅実施要綱（案）210301 版

（目的）

第1条 この要綱は、〇〇災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者に対して、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、被災者が自ら探した民間賃貸住宅を神奈川県が借上げて提供するために必要な事項を定める。

（適用）

第2条 この要綱は、災害救助法適用時において神奈川県内の横浜市、川崎市及び相模原市の区域を除いた地域に居住していた被災者に対して、神奈川県が民間賃貸住宅を借上げて提供する場合に適用する。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 賃貸型応急住宅 災害救助法第4条第1項の規定に基づく応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借上げて提供するもの
- （2） 被災者 災害救助法適用時において神奈川県内の横浜市、川崎市及び相模原市の区域を除いた地域に居住していた被災者
- （3） 入居希望者 被災者のうち、賃貸型応急住宅への入居を希望する者
- （4） 入居対象者 入居希望者のうち、第8条に規定する要件のいずれにも該当する者
- （5） 入居者 入居対象者のうち、第12条第1項に規定する入居手続きを行ったうえで貸主等から鍵を受け取った者
- （6） 退去者 入居者のうち、第17条に規定する退去手続きを行ったうえで貸主等へ鍵を返却した者
- （7） 貸主等 賃貸型応急住宅の貸主または貸主から管理委託を受けている管理会社
- （8） 協定団体 （公社）神奈川県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会神奈川県本部、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会
- （9） 団体会員 協定団体の会員である不動産業者
- （10） 市町村 災害救助法適用時に被災者が居住していた市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く）

（県の役割）

第4条 県は、賃貸型応急住宅の提供に関して、次に掲げる事務を行う。

- （1） 賃貸型応急住宅制度の体制整備及び運用に関すること
- （2） 被災者への賃貸型応急住宅制度の周知に関すること
- （3） 入居申込み及び賃貸借契約の審査に関すること
- （4） 県が負担する費用の支払いに関すること
- （5） 入居者の退去手続きに関すること
- （6） その他被災者、市町村、協定団体、団体会員、貸主等との調整に関すること

（市町村の役割）

第5条 市町村は、賃貸型応急住宅の提供に関して、次に掲げる事務を行う。

- （1） 入居希望者への賃貸型応急住宅制度の説明に関すること
 - （2） 入居対象者の入居申込みの受付に関すること
 - （3） 入居者の入居管理及び支援に関すること
 - （4） その他被災者、県、協定団体、団体会員、貸主等との調整に関すること
- （協定団体の役割）

第6条 協定団体は、賃貸型応急住宅の提供に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 賃貸型応急住宅制度の体制整備に関すること
- (2) 借上げ可能な民間賃貸住宅の情報収集及び情報提供のとりまとめに関すること
- (3) 賃貸型応急住宅制度に係る団体会員への周知及び支援に関すること
- (4) その他被災者、県、市町村、団体会員、貸主等との調整に関すること

(団体会員の役割)

第7条 団体会員は、賃貸型応急住宅の提供に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 借上げ可能な民間賃貸住宅の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 賃貸型応急住宅に係る貸主の意向確認に関すること
- (3) 賃貸型応急住宅の賃貸借契約の媒介に関すること
- (4) その他被災者、県、市町村、協定団体、貸主等との調整に関すること

(入居対象者の要件)

第8条 賃貸型応急住宅に入居できる被災者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 原則、災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者
- (2) 自らの資力では住家を得ることができない者
- (3) 災害救助法に基づく建設型応急住宅に入居していない者
- (4) 災害救助法に基づく被災住宅の応急修理制度を利用する場合は、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者
- (5) 災害救助法に基づく障害物の除去制度を利用していない者
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(賃貸型応急住宅の条件)

第9条 賃貸型応急住宅の条件は、神奈川県全域における民間賃貸住宅のうち、次のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 家賃が、別表第1の世帯人員の区分ごと及び借上げる民間賃貸住宅の所在地区分ごとに定める金額の範囲内である住宅
 - (2) 本要綱に基づき、県が借上げて入居対象者に提供することについて、貸主が同意した住宅
 - (3) 新耐震基準で建設（昭和56年6月1日以降に着工）された住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認できる住宅。ただし、入居対象者の数に対し、借上げ可能戸数が明らかに不足することが見込まれる場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本要綱の施行前に、被災者が自ら物件を探し、借主となって賃貸借契約を行ったときは、原則、賃貸型応急住宅としてみなさない。

(契約の方法及び契約期間)

第10条 賃貸型応急住宅の賃貸借契約は、入居対象者、貸主及び県の3者により締結する借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借契約とし、契約期間は契約成立日から2年（第8条第4号に該当する場合は6か月）を限度とする。

(費用の負担区分)

第11条 賃貸型応急住宅に関して県が負担する費用は、別表第2に掲げるものとする。

- 2 賃貸型応急住宅に関する公共料金（光熱水費）、駐車場使用料、自治会費等は、入居者が負担する。

(入居手続き)

第12条 入居手続きについては、次の各号に基づき行うこととする。

- (1) 入居希望者は、本要綱に定める制度内容について、市町村の窓口において説明を受ける

か、市町村ホームページ等により確認して、賃貸型応急住宅のあっせんが可能な団体会員を確認する。

(2) 入居希望者は、神奈川県内の団体会員の店舗窓口等において、第9条の条件に該当する住宅のあっせんを受ける。団体会員は、あっせんにあたって、貸主に対して同条第1項第2号の同意を確認する。

(3) 入居希望者は、団体会員の協力のもと、次の書類を市町村の窓口に提出する。

ア 賃貸型応急住宅入居申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）

イ 世帯全員の住民票の写し

ウ リ災証明書又はこれに代わる書類

エ 物件情報が分かる書類

オ その他知事が必要と認めるもの

(4) 市町村は、第8条に規定する入居対象者の要件の確認及び申込書の形式審査を行ったうえで、県に書類を送付する。

(5) 県は、申込書を審査し、適当と認める場合は、(市町村を経由して)入居対象者に対して承認通知書（様式第2号）を通知する。なお、審査の結果、申込内容が不適当な場合は、借上げ不可通知書（様式第3号）を通知する。また、県は、団体会員へ承認通知書の写し及び契約依頼通知書（様式第4号）を通知し、賃貸借契約を依頼する。

(6) 賃貸借契約は、前項の承認通知書の通知日以降に行うものとし、団体会員は、次の書類を作成する。なお、契約書の作成にあたっては、団体会員が入居対象者及び貸主の押印済み契約書を県あてに送付し、県は契約書の審査を行ったうえで押印する。

ア 賃貸型応急住宅賃貸借契約書（様式第5号。以下、「契約書」という。）3部

イ 重要事項説明書（様式第6号）3部

ウ 定期建物賃貸住宅契約についての説明書（様式第7号）3部

エ 委任状（様式第8号）（貸主が団体会員に契約に関して委任する場合に限る。）

オ 支払先申出書（様式第9号）

(7) 県は、締結した契約書のうち2部を団体会員あてに送付し、団体会員は、入居対象者及び貸主に各々1部を送付する。

(8) 鍵の受渡しは、入居対象者、団体会員（及び貸主等）において行う。

(9) 団体会員は、入居確認後、入居完了報告書（様式第10号）を県に送付する。

2 入居希望者は、前条第1号から第3号に規定する手続きを第三者に代行させることができる。

3 入居者が第8条に規定する入居対象者の要件に該当しないことが判明したときは、県は、借上げ決定取消通知書（様式第11号）を入居者に通知する。

（申込受付期間）

第13条 賃貸型応急住宅の申込受付期間については、別に定める。

（入居者の責務）

第14条 入居者は、賃貸型応急住宅の適切な維持管理に努めるとともに、契約その他入居条件等に定める義務等を遵守しなければならない。

（貸主等の役割）

第15条 貸主等は、入居状況を常時、的確に把握するよう努める。なお、入居者が無断で退去したことを把握した場合は、速やかに市町村に報告する。

（家賃等の支払い）

第16条 県が負担する費用の支払いについては、支払先申出書に基づき、別表第3の期限内に支

払いを行う。

(退去手続き)

第 17 条 入居者は、賃貸型応急住宅を退去する 40 日前までに、賃貸型応急住宅退去申出書（様式第 12 号。以下、「退去申出書」という。）を県の窓口に提出するとともに、貸主等に連絡する。

2 県は退去申出書の内容を確認し、退去通知書（様式第 13 号）を作成し、貸主等に通知する。

3 県は、前項において、損害保険の中途解約を行う必要がある場合は、速やかに、保険会社の定める手続きにより解約を行う。

(退去時の立会い等)

第 18 条 入居者は、貸主等が行う退去時の物件確認及び鍵の返却に立ち会わなければならない。

2 貸主等は、修繕が必要なときは、退去者と協議を行う。協議の結果、入居者の故意又は重大な過失により退去修繕負担金を超える原状回復費用が必要となったときは、その差額を退去者に請求することができる。

(その他)

第 19 条 ○年○月○日以降、入居対象者が既に別途契約し民間賃貸住宅に入居している場合においても、第 9 条の要件を満たしている場合には、第 10 条に基づく契約を締結することで、本事業の対象とする。

2 前項の規定において、入居対象者が既に締結した契約の精算は、貸主と入居者の間で行うものとする。その場合、入居対象者は従前契約の精算に関する誓約書（様式第 14 号）を県へ提出する。

3 この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、 年 月 日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係）

世帯人員の区分	家賃（円）			
	（借上げる民間賃貸住宅の所在地区分）			
	横浜市内	川崎市内	相模原市内	その他の市町村内
1 人				
2 人				
3 ～ 4 人				
5 人以上				

別表第 2（第 11 条関係）

費 用	上 限	備 考
家賃	別表第 1 に掲げる額	
礼金	家賃の 1 か月分	
退去修繕負担金	1 年あたり家賃の 1 か月分	・ 退去時の原状回復に要する費用 ・ 県と貸主の間では精算は要しない
仲介手数料	家賃の 0.55 か月分（税込）	県（借主）が支払う媒介報酬

損害保険料		・ 県が別途包括保険に加入
共益費	実費相当額（通常徴収している額）	・ 管理費を含む
入居時鍵等交換費用	実費相当額（社会通念上必要な額を限度）	

別表第 3（第 16 条関係）

支払先	費用	支払い期限
貸主	家賃	初回支払い分は契約成立日の翌月末まで 2 回目は当月分を当月末まで 3 回目以降は当月分を前月末まで（ただし、4 月分については当月末日まで）
	礼金	契約成立日の翌月末まで
	退去修繕負担金	1 年目分について契約成立日の翌月末まで 2 年目分について契約成立日から 1 年後の翌月末まで
	共益費	初回支払い分は契約成立日の翌月末まで 2 回目は当月分を当月末まで 3 回目以降は当月分を前月末まで（ただし、4 月分については当月末日まで）
	入居時鍵等交換費用	契約成立日の翌月末まで
団体会員	仲介手数料	契約成立日の翌月末まで
保険会社	損害保険料	1 年目分について契約成立日の翌月末まで 2 年目分について契約成立日から 1 年後の翌月末まで

様式第1号

神奈川県 被災者向け賃貸型応急住宅 入居申込書
(災害名)

受付番号 (申込先市区町村記入欄)
番号
受付日
☐ 新規 ☐ (切替)

以下により、賃貸型応急住宅を申し込みます。

【1 入居対象者(代表者)】

フリガナ			
氏名			
被災時の住所	〒		
現在の居住地 (避難施設等)	〒		
	☐ 民間賃貸住宅 ☐ 公営住宅 ☐ 社宅・寮 (避難所の場合) ☐ ホテル・旅館 ☐ 親戚・知人宅 ☐ 避難所 避難所名		
電話番号	日中に連絡がつく電話番号をご記入ください 【携帯番号】		
入居決定通知書の受取方法	☐ 郵送 ☐ 申し込み窓口		
※「現在の居住地」以外に 郵送を希望する場合の宛先	〒		

【入居予定者】

フリガナ 氏名	続柄	年齢	生年月日	備考(高齢者、障がい者、要介護等の特記事項があれば記入)
	本人			
入居予定人数	1人			

～～～以下の項目については、不動産店の協力のもと、ご記入ください。～～～

【2 賃貸型応急住宅の状況】

住宅の所在地	〒		
住宅の名称等		部屋番号	
住宅の間取り	部屋数をご記入し、間取りを選択してください ☐ K ☐ DK ☐ LDK ☐ SLDK ☐ ワンルーム		
耐震性の有無	☐ あり ☐ 昭和56年6月以降に建築 ☐ 昭和56年5月以前に建築で、耐震診断・耐震改修の結果耐震性有		
貸主の同意	神奈川県が借り上げて入居対象者に提供することについての貸主同意 ☐ あり ☐ なし		
	同意確認日	同意を確認した貸主等の氏名	
	確認方法	☐ 電話 ☐ メール ☐ その他 ()	
費用 (神奈川県負担分)	家賃(月額)		神奈川県負担
	礼金		神奈川県負担(賃料1ヶ月分を上限)
	退去修繕負担金		神奈川県負担(1年あたり賃料1ヶ月分を上限)
	仲介手数料	¥0	神奈川県負担(賃料0.55ヶ月分(税込)を上限)
	保険料		神奈川県が別途包括保険に加入
	共益費(管理費を含む)		神奈川県負担(通常徴収している額)
	入居時鍵等交換費用		神奈川県負担(社会通念上必要な額を限度) ※税込金額を記入のこと
	その他()	¥0	
※退去修繕負担金の上限を超える原状回復費用は、入居者の負担となります。			
費用 (入居者負担分)	駐車場料金	¥0	※入居者負担
	自治会費 その他経費	¥0	※入居者負担
	※駐車場料金、自治会費その他経費は入居者負担です。		

～～～以下の項目については、不動産店の協力のもと、ご記入ください。～～～

【3 貸主及び仲介業者等】当該住宅を賃貸型応急住宅として提供するための賃貸借契約手続きに関わる者（法人の場合は、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の役職氏名を記載してください。）

契約形態		☐ 仲介	☐ 貸主	☐ 貸主代理
1 貸主	氏名			
	住所	〒		
	電話番号		FAX番号	
2 管理者 (貸主から事務代行を受けた不動産業者)	氏名			
	住所	〒		
	電話番号		FAX番号	
3 仲介業者 又は貸主代理業者	商号又は 名称			
	代表者の 職・氏名			
	主たる 事務所			
	所在地	〒		
	電話番号		FAX番号	
	免許証 番号		免許 年月日	
	担当者の 氏名		携帯番号	
1又は3の者が 所属する団体名	☒ 神奈川県宅地建物取引業協会 ☐ 全日本不動産協会 ☐ 全国賃貸住宅経営者協会連合会 ☐ その他 ☐ 神奈川県本部			

【4 確認事項】 該当する項目に☑を付けてください。

① 被災した住宅の状況	☐ 全壊 ☐ 半壊（大規模半壊を含む） ☐ その他	※別紙 申出書を提出してください。
② 災害時（ 年 月 日時点）において神奈川県内に居住していました。	☐ はい ☐ いいえ	
③ 自らの資力をもっては住宅を確保することができません。	☒ はい ☐ いいえ	
④ 同居家族を含め、既に災害救助法に基づく応急仮設住宅の提供を受けていません。	☐ はい ☐ いいえ	
⑤ 災害救助法に基づく応急修理制度を利用する場合は、応急修理期間が1か月を超える見込みであり、また、同法に基づく障害物の除去制度は利用していません。	☐ はい ☐ いいえ	応急修理の利用 ☐ 無 ☐ 有
⑥ 申込者および入居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員、暴力団準構成員、元暴力団構成員及び元暴力団準構成員（以下「暴力団員等」という。）並びに暴力団員等と取引のある者ではありません。また、入居する者が暴力団員であるか否かを県警本部に照会されることに同意します。	☐ はい ☐ いいえ	
⑦ 申請内容が事実と相違することがあった場合や、照会の結果、私又は同居する者が暴力団員等であった場合には、入居が無効となることを承知しています。また、入居や契約が無効となっても、一切異議申し立ては致しません。	☐ はい ☐ いいえ	
⑧ 入居する賃貸型応急住宅について、駐車場料金、自治会費その他経費、退去修繕負担金の上限を超える原状回復費用は、自己負担であることを理解しています。	☐ はい ☐ いいえ	
⑨ 入居する賃貸型応急住宅について、入居条件を遵守して使用し、定められた期限までに必ず退去します。	☐ はい ☐ いいえ	
⑩ 入居後、生活実態がない場合など、申請内容の不実及び入居条件違反等が判明した場合、原状回復し、直ちに退去します。	☐ はい ☐ いいえ	
⑪ 記載された個人情報について、被災者支援上他の行政機関等に提供することへ同意します。	☐ はい ☐ いいえ	

（注1）「賃貸型応急住宅」とは、民間賃貸住宅などを神奈川県などが借上げて提供する住宅です。

この申込書に記載の内容について事実と相違はありません。

（入居対象者（代表者）の署名欄） 年 月 日

氏名

《手続代行者》 次の者を賃貸型応急住宅に係る申込等手続の代行者として選任します。

会社名			
住 所			
連絡先		氏 名	
メールアドレス			

申 出 書

年 月 日

神奈川県知事 様

(申告者)

住所

氏名（自署）

※賃貸型応急住宅の入居申込者と同じ方にしてください。

（災害名）の災害時に私が住んでいた住宅については、当該災害により下記のとおり被害を受け、居住できません。

記

① 住宅の所在地	
② 住宅の被害の状況	いずれかに☑を入れてください。 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ その他上記に準ずる特別の事情があるもの
③ 居住できない理由 ^{注)}	

注)「大規模半壊」又は「半壊」した方については、流入した土砂や流木等により、自らの住宅に居住できない理由を詳しく記載してください。また、「その他上記に準ずる特別の事情がある」場合は、居住できないことがわかる災害状況、例えば1階部分が全壊したアパートの取り壊しに伴い、家主から立ち退きを求められている等、詳しく記載してください。

(重要事項)

- （災害名）により住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した方については、流入した土砂や流木等により、自らの住宅に居住できないことが、神奈川県が提供する、賃貸型応急住宅（応急仮設住宅：民間賃貸住宅借上げ）への入居条件となります。
- 申告内容と異なる事実が判明した場合は、入居契約を解除し、神奈川県が負担した家賃等を返還していただきます。

様式第2号

受付番号

年 月 日

入居希望者 様

神奈川県知事 ○○
(公印省略)

賃貸型応急住宅入居承認通知書

年 月 日にお申込みいただきました次の住宅について、入居を承認しますので、
仲介業者等とともに「賃貸型応急住宅賃貸借契約書」の作成などの手続を進めてください。

住宅の所在地				
住宅の名称				
部屋番号				
入居期間		年 月 日 から 年 月 日 まで		
住宅の貸主				
仲介業者	商号又は 名称		代表者	
	所在地	〒 0	電話番号	000-000-0000
			担当者	0
			携帯番号	

問合せ先
県土整備局建築住宅部
住宅計画課 住宅企画グループ
電話 045-210-6539

年 月 日

入居希望者 様

神奈川県知事 ○○
(公印省略)

賃貸型応急住宅借上げ不可通知書

年 月 日にお申込みいただきました次の住宅について、下記の理由により
借上げできませんので、通知致します。

住宅の所在地	
住宅の名称	
部屋番号	
住宅の貸主	
入居予定者	
借上げ不可理由	

※ この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県知事を被告として決定の取消しの訴えを提起することもできます。審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告としてこの決定の取消しの訴えを提訴することができます。

問合せ先
県土整備局建築住宅部
住宅計画課 住宅企画グループ
電話 045-210-6539

年 月 日

仲介事業者等 様

神奈川県知事 ○○
(公印省略)

賃貸型応急住宅賃貸借契約の締結について(依頼)

に 様からお申込みいただきました
への入居について、下記のとおり承認しましたので、
標記契約書等を3部作成のうえ、御返送くださるようお願いいたします。

記

住宅の名称			
入居対象者		電話番号	
現在の居住地 (避難施設等)			
住宅の所在地			
部屋番号			
入居期間		年 月 日 から 年 月 日 まで	
住宅の貸主			
仲介業者	商号又は名称	代表者	
	所在地	電話番号	
		担当者	
		携帯番号	

送付先・問合せ先

〒241-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1

県土整備局建築住宅部

住宅計画課 住宅企画グループ

電話 045-210-6539

賃貸型応急住宅賃貸借契約書（定期建物賃貸借契約）

借主 神奈川県知事（以下「借主」という。）、貸主 （以下「貸主」という。）
及び （以下「入居者」という。）は、不動産に関し、別記のとおり定期賃貸借契約を締結する。

別記（1）目的物件の表示

建 物	名称	所在地		延床	号室
	所在地				
	構造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造 ・その他（ ）／瓦葺・スレート葺・瓦葺メッキ鋼板葺・セメント瓦葺 ・陸屋根・その他（ ）／（ ）階建／全（ ）戸			
	駐車場	有（ ）台・無			
	種類	マンション・アパート・戸建・（ ）		新築年月	年 月
住 戸 部 分	間取り			床面積	㎡
	設備等	トイレ	有・無	浴室	有・無
		シャワー	有・無	給湯設備	有・無
		上水道	有・無	冷暖房設備	有（ ）台・無
		下水道	有・無	ガス	プロパンガス・都市ガス

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

別記（2）入居期間 入居期間は2年以内とすること。

年 月 日	から	年 月 日	まで
-------	----	-------	----

別記（3）賃料等

項目	負担者	支払先	支払時期	金額
賃料	借主	貸主が指定する口座	支払時期については次のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は、借主と貸主は協議により支払時期を定めるものとする。 (初回支払分) 契約成立日の翌月末日まで (第2回支払分) 当月分を当月末日まで (第3回以降支払分) 当月分を前月末日まで (4月分については、当月末日まで)	月額 0 円
共益費及び管理費	借主	貸主が指定する口座	同上	月額 0 円
駐車場使用料	入居者	貸主が指定する口座	貸主と入居者の協議による	月額 0 円

※ただし、1か月に満たない期間に係る賃料、共益費及び管理費の額は、別記契約条項第4条第3項及び第4項の規定によるもの

別記（4）一時金等

項目	用途	負担者	支払先	支払時期	金額
礼金	礼金として	借主	貸主が指定する口座	契約成立日の翌月末日まで	0 円
退去修繕費	原状回復に要する費用として	借主	貸主が指定する口座	1年目分については契約成立日の翌月末日まで 2年目分については契約成立日から1年後の翌月末日まで	0 円
仲介手数料	借主が支払う賃貸借契約の媒介報酬として	借主	仲介業者が指定する口座	契約成立日の翌月末日まで	0 円
損害保険料	火災保険等の損害保険の加入費用として	借主	損害保険代理店	別途	別途
入居時鍵等交換費用	入居時鍵等交換費用として	借主	仲介業者が指定する口座	契約成立日の翌月末日まで	0 円
その他（ ）					円

			受付 番号	
頭書（５）同居者				
同居者の氏名				

頭書（６）管理者（貸主から事務代行及び管理の委託を受けた不動産業者）				
管理者	住所			
	氏名		電話番号	
			F A X	

頭書（７）特約事項	
1 頭書（２）の入居期間の途中で入居者が本物件を退去する場合、貸主は借主及び入居者のいずれに対しても違約金の請求をしない。 2 頭書（２）の入居期間が満了した場合、本契約は終了する。その際、入居者が引き続き居住を希望する場合は貸主と入居者との協議する。 3 2の協議の結果、合意が得られた場合は貸主と入居者との間で新たな契約を締結し、合意が得られない場合は入居者は直ちに当該物件を貸主に明渡し、退去するものとする。	

本契約の締結を証するため、本契約書を３通作成し、借主、貸主及び入居者が記名押印の上、各自１通を保有する。

年 月 日

借主	氏名	神奈川県知事 ○○	㊟	電話番号	045-210-1111
	住所	神奈川県横浜市中区日本大通 1			
貸主	氏名		㊟	電話番号	
	住所				
(貸主代理の場合) 受任者	氏名		㊟	電話番号	
	住所				
入居者	氏名		㊟	電話番号	
	住所			携帯電話	

仲 介 業 者	宅地建物取引業者		宅地建物取引士	
	商号又は名称	㊟	氏名	㊟
	代表者の氏名			
	主たる事務所		登録番号	知事 第 号
	所在地		業務に従事する事務所名 事務所所在地 電話番号	
	電話番号			
	免許証番号			
免許年月日				

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 借主、貸主及び入居者は、頭書（１）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、居住を目的とする借地借家法（平成３年法律第９０号）第３８条の規定による定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下に定める条項により締結する。

(契約の目的)

第2条 借主は、【（災害名）】により被災した入居者の居住を目的とする住宅を確保するため、貸主から本物件を賃借する。

2 貸主は、入居者が本物件を使用することを承諾するものとする。ただし、以下に定める条項において、入居者が行うべき義務は、借主が責任をもって入居者に行わせるものとする。

(入居期間)

第3条 本契約に係る入居期間（以下「入居期間」という。）は、頭書（２）に記載するとおりとする。

(賃料等)

第4条 借主は、頭書（３）の記載に従い、賃料を貸主が指定する口座に支払うものとする。

2 借主は、頭書（３）の記載に従い、共益費及び管理費を貸主が指定する口座に支払うものとする。

3 １か月に満たない期間に係る賃料、共益費及び管理費は、実日数で日割計算した額とする。

4 前項の規定により計算した額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(駐車場使用料)

第5条 入居者は、頭書（３）の記載に従い、駐車場使用料を貸主が指定する口座に支払うものとする。

2 １か月に満たない期間に係る駐車場使用料の算定方法は、貸主及び入居者が協議して定めるものとする。

(礼金)

第6条 借主は、頭書（４）の記載に従い、礼金を貸主が指定する口座に支払うものとする。

(退去修繕負担金)

第7条 借主は、頭書（４）の記載に従い、本物件の明渡し時における原状回復に要する費用に充てるための退去修繕負担金を貸主が指定する口座に支払うものとする。

(損害保険)

第8条 借主は、損害保険代理店が取り扱う火災保険等の損害保険に加入するものとする。

(負担の帰属)

第9条 本物件の所有者は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 入居者は、電気、ガス、水道その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 借主は、前条の損害保険に係る保険料を負担するものとする。

(禁止又は制限される行為)

第10条 入居者は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

2 入居者は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

(１) 鉄砲、刀剣類又は爆発性若しくは発火性を有する危険な物品等を製造し、又は保管すること。

(２) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。

(３) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

(４) 大音量でのテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作又はピアノ等の演奏を行うこと。

(５) 猛獣、毒蛇、鳴き声が大きい動物、異臭のする動物等明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。

(６) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）を本物件に同居させ、又は暴力団員に本物件を使用させること。

(７) 貸主の書面による承諾を得ることなく、頭書（５）に記載する者以外の者を本物件に同居させ、若しくは当該者に本物件を使用させ、又は入居者を変更すること。

3 入居者は、本物件の使用に当たり、貸主の書面による承諾を得ることなく、次に掲げる行為を行ってはならない。

(１) 犬、猫その他の小動物等ペットの飼育

(２) 階段、廊下等共用部分への物品の設置及び看板、ポスター等の広告物の掲示

(入居者の善管注意義務等)

第11条 入居者は、本物件を善良な管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 入居者は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 入居者は、貸主が定める管理規約、使用細則等を遵守するものとする。また、貸主が本物件の管理上必要な事項を入居者に通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。

4 入居者は、貸主から渡された鍵を善良な管理者の注意をもって保管し、かつ、使用しなければならない。入居者は万一当該鍵を紛失し、又は破損したときは、直ちに貸主に連絡の上、貸主が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。

この場合において、新たな鍵の設置に要する費用は、入居者の負担とする。

5 入居者は、鍵の追加設置及び交換を貸主の承諾を得ることなく行ってはならない。

(入居期間中の修繕)

第12条 貸主は、入居者が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、入居者が負担しなければならない。

2 前項の規定により貸主が修繕を行う場合は、貸主は、あらかじめ、その旨を入居者に通知しなければならない。この場合において、入居者は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 本物件内に破損箇所が生じた場合は、入居者は、貸主に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて貸主に損害が生じたときは、入居者は、これを賠償する。

(契約の解除)

第13条 貸主は、入居者が自らの故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠った場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 貸主は、入居者が次に掲げる行為をしたことにより本契約を継続することが困難であると認めるときは、入居者及び借主に催告することなく直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本物件を居住の用以外の用に使用したとき。

(2) 第10条各項に規定する義務に違反をしたとき。

(3) その他本契約に関し看過できない重大な違反をしたとき。

3 入居者が次のいずれかに該当する場合は、前項に規定する本契約を継続することが困難であると認めるときに該当する場合とみなす。

(1) 入居者が暴力団員であることが判明したとき。

(2) 入居者が本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入りさせたとき。

(入居者からの解約)

第14条 入居者は、入居期間の途中で本物件を退去しようとする場合、当該退去日の40日前までに、借主に対して、解約の申出を行わなければならない。

(借主からの解約)

第15条 借主は、貸主に対して1か月前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を終了させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、借主は、1か月分の賃料又は賃料相当額を貸主に支払うことにより、解約の申入れの日から起算して1か月を経過する日までの間、随時本契約を終了させることができる。

3 本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に定める長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る借主の歳出予算について減額又は削除があったとき、借主は、本契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第16条 前2条の規定により借主及び入居者が、本契約を終了させる場合には、明渡しの日1か月前までに貸主に通知しなければならない。

2 借主及び入居者は、第13条の規定により本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を貸主に明け渡さなければならない。

3 借主及び入居者は、明渡しの際、引渡しを受けた本物件の鍵(複製したものを含む。)を、貸主に返還するものとする。

4 本契約終了時に本物件等に残置された入居者の所有物について、本物件を維持管理するために当該入居者の所有物を緊急に処分しなければならないやむを得ない事情がある場合は、入居者がその時点で当該入居者の所有物に係る所有権を放棄したものとみなし、貸主は、これに必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を入居者に請求することができる。

5 本物件の明渡し時における原状回復は、貸主が行うものとする。

6 貸主は、本物件の明渡しの際、借主及び入居者の故意又は過失による本物件の損壊に対する修繕に要する費用を除き、借主及び入居者に対し、退去修繕負担金以外の原状回復に要する費用の請求を行わない。

7 貸主は、入居者の故意又は過失による本物件の損壊に対する修繕に要する費用について、退去修繕負担金を超える金額については、入居者に請求することができる。

(立入り)

第17条 貸主は、本物件の防火、構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があると認めるときは、あらかじめ入居者の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 入居者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による貸主の立入りを拒否することができない。

3 入居期間中、本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、貸主及び物件の確認をする者は、あらかじめ入居者の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 貸主は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要があると認められる場合においては、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、貸主は、入居者の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を入居者に通知しなければならない。

(仲介業者の報酬)

第18条 借主は、この取引の代理又は媒介をする宅地建物取引業者(以下「仲介業者」という。)に、頭書(4)に記載する仲介手数料を原則として契約成立日の翌月末日までに、仲介業者が指定する口座に支払うものとする。

(免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故又は借主、貸主若しくは入居者の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた借主、貸主又は入居者の損害について、借主、貸主又は入居者は、互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第20条 借主、貸主及び入居者は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法(明治29年法律第89号)その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、借主の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第22条 本契約に係る特約事項については、頭書(7)に記載するとおりとする。

様式第6号

受付番号

賃貸型応急住宅賃貸借契約に係る重要事項説明書（定期建物賃貸借契約）

借主 神奈川県知事 転借人(入居者) 様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同35条の2の規定に基づき、次の通り説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。ただ ☒ 印のない口欄、又は線で抹消した説明等は、関係のないことを示します。

宅地建物取引業者	A		B	
	商号又は名称		商号又は名称	
	代表者の氏名	⑩	代表者の氏名	⑩
	主たる事務所所在地	0 TEL	主たる事務所所在地	TEL
	免許証番号		免許証番号	
	免許年月日		免許年月日	
説明物を取引する宅地建物	氏名	⑩	氏名	⑩
	登録番号		登録番号	
	業務に従事する事務所名		業務に従事する事務所名	
	事務所所在地	TEL	事務所所在地	TEL
取引態様				
供託等に関する説明				

建物及び貸主等の表示

名称		階	号	所在地			
構造		階建	間取り		床面積		
種類	☐ マンション ☐ アパート ☐ 戸建 ☐				新築年月		
貸主の住所・氏名							
管理の委託先	氏名（商号又は名称）						
	住所（主たる事務所の所在地）	TEL					
「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」による登録を受けている場合はその番号							

1 建物登記簿に記載された事項等 年 月 日 現在)

甲区	名義人の住所氏名					
	所有権にかかる権利に関する事項	☐ 無・ ☐ 有	☐ 差押登記	☐ 仮処分	☐ ()	
乙区	所有権以外の権利に関する事項	☐ 無・ ☐ 有	☐ 仮差押	☐ 所有権移転仮登記	☐ ()	
	登記名義人と貸主が	☐ 同じ ☐ 異なる→理由:				

※抵当権に対抗することができない賃借権については、抵当権の実行による競売がなされた場合、賃借人は競落人の買受の日から6か月に限り、当該不動産の明渡しを拒むことができます。なお、敷金は競落人に引き継がれません。

2 建物賃貸借契約の種類・期間・更新等

種類	定期借家契約
期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (2年 間)
更新	定期借家契約は更新のない借家契約です。

3 用途その他の利用の制限

用途制限	住宅専用
利用の制限	☐ ペット不可 ☐ ピアノ不可 ☐

4 法令に基づく制限の概要

法令名	☐ 新住宅市街地開発法 ☐ 新都市基盤整備法 ☐ 流通業務市街地整備法 ☐ 農地法
	☐ その他（法令名: 制限の内容:)
	土砂災害防止対策推進法による土砂災害警戒区域: ☐ 外 ☐ 内
	宅地造成等規制法に規定する造成宅地防災区域: ☐ 外 ☐ 内
津波災害防止対策推進法による津波災害警戒区域: なし	

5 工事完了時における形状・構造等（未完成物件の場合）

本物件は未完成物件に	☐ 該当します。 ☐ 該当しません。
------------	--

6 定期賃貸借に伴い授受される金銭

月 額		額		支払い時期・方法
入居者負担部分		借主負担部分		
駐車場使用料(税込)	0 円	家賃	0 円	
		共益費及び管理費	0 円	
合 計 月 額	0 円	合 計 月 額	0 円	
月額以外の 費用借主の 負担	仲介手数料 (賃貸の0.5ヶ月分)(税込)	0 円	損害保険料	(別途) 円
	退去修繕負担金 (賃貸の1ヶ月分以内)	0 円	礼金 (賃貸の1ヶ月分以内)	0 円
	入居時修繕等交換費 (税込)	0 円	その他	円

7 契約解除に関する事項

賃貸型応急住宅賃貸借契約書 別書(3)賃料等の記載内容に準じる。

8 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

定め有り(賃貸型応急住宅賃貸借契約書 別書(7)特約事項記載)

9 施設・設備の状況(完成物件の場合)

①電 気	□東京電力・□その他()		[ノード]	□専・□子・□割当・□
②ガ ス	□都市・□プロパン(□兼中・□個別)		・□無	[ノード] □専・□子・□割当・□
③水 道	□公営・□私設・□井戸			[ノード] □専・□子・□割当・□
④排 水	□公共下水・□浄化槽・□側溝			
⑤ト イ レ	□専用(浴室と□別・□一様・共用/□水洗・□汲取)	⑥冷暖房	□有(使用可) □無 □設置可・□不可	サービス設置品 □無・□有()
⑦浴 室	□有・□無	⑧台 所	□専用・□共用	備考
⑨シャワー	□有・□無	⑩エ ン ジ	□有(使用可)・□	
⑪洗面所	□有・□無	⑫電話設置	□可(ヶ所)・□不	
⑬給 湯	□有(使用可)・□無	⑭照明器具	□有 □無	

10 水防法の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該建物の所在地

水害ハザードマップの有無	洪水 ☐ 有 図面名称: () ☐ 無(図面先:) 雨水出水(内水) ☐ 有 図面名称: () ☐ 無(図面先:) 高潮 ☐ 有 図面名称: () ☐ 無(図面先:)
水害ハザードマップにおける当該建物の所在地	☐ 該当する図面(ハザードマップ)における当該建物の所在地については別添のとおりです。 なお、水害ハザードマップに記載されている内容については今後変更される場合があります。

11 建物についての石綿使用調査結果の記録に関する事項 ※有の場合は補足資料にも記載

石綿使用調査結果の記録の有無	☐ 無 ☐ 不明 ☐ 有 【図面先】 ☐ 所有者 ☐ 管理業者 ☐ 管理組合(区分所有建物の場合) ☐ 施工会社
----------------	---

12 建物の耐震診断に関する事項 ※有の場合は補足資料にも記載

耐震診断の有無	☐ 該当しません。 ☐ 該当します。(☐ 無 ☐ 有) 【図面先】 ☐ 所有者 ☐ 管理業者 ☐ 管理組合(区分所有建物の場合)
---------	---

13 建物状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき)

建物状況調査の実施の有無	☐ 無 ☐ 有(別添「建物状況調査の結果の概要参照」) 【図面先】 ☐ 所有者 ☐ 管理業者 ☐ 管理組合(区分所有建物の場合)
--------------	---

※既存住宅の状況調査は調査した建物状況調査。1年以内に実施したものがあれば記載

14 金銭の貸借のあつせん(☒無 ☐有)

あつせんの内容	金銭貸借が成立しないときの措置
---------	-----------------

15 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか ☒講じません ☐講じます(保全措置を行う機関)

16 添付書類

1.	2.	3.
4.	5.	6.

17 備考

宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受け十分理解しました。

年 月 日
 転借人(入居者) (住所)
 (氏名)

神奈川県記録課

年 月 日
 (借主) (住所) 神奈川県横浜市中央区日本大通1
 (氏名) 神奈川県知事 ○○

【補足資料】

建物についての石綿使用調査結果の記録に関する事項

石綿使用調査の内容	【石綿使用調査結果の内容は以下の通りです】 ・石綿使用調査結果の記録（調査年_____） ・調査の実施機関 _____ ・調査の範囲 _____ ・石綿使用の有無 ☐ 有 ☐ 無 （石綿の使用がある場合） ・石綿が使用されている箇所 _____
備 考	

建物の耐震診断に関する事項

耐震診断の内容	【建物の耐震診断の結果について以下の書類を別添します】 ☐ 地方税法・租税特別措置法に定める「耐震基準適合証明書」の写し ☐ 「住宅性能評価書」の写し（平成13年国土交通省告示第1346号別表2-1の1-1耐震等級に係る評価を受けたものを含みます。） ☐ 指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果の写し
備 考	

※当該建物の建築確認通知書（確認済証）または検査済証に記載された建築確認通知書の交付年が昭和56年5月31日以前である場合に説明します。

（建築確認通知書（確認済証）または検査済証がない場合には以下の通りとなります。

- ・居住の用に供される建物（区分所有建物を除く）の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日または家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。
- ・事業の用に供する建物の場合若しくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日または家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。

）

定期建物賃貸住宅契約についての説明書

貸主 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の役職氏名)

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の役職氏名)

住所 _____

氏名 _____ 印

借主及び貸主並びに入居者が、下記住宅について定期建物賃貸借契約を締結するにあたり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

記

(1)住 宅	所 在 地			
	名 称			
	部屋番号			
(2)入居期間	始期	年 月 日	から	2年 0月間
	終期	年 月 日	まで	

この住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、特段の事情のない限り、期間の満了の日までに、上記住宅を明け渡さなければなりません。

上記住宅につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

年 月 日

借 主 住所 神奈川県横浜市中区日本大通 1
氏名 神奈川県知事 ○○ 印

年 月 日

入居者 住所
氏名 印

委任状

【受任者】

住 所 _____

氏 名 _____

私は、賃貸型応急住宅に係る定期建物賃貸借契約に関し、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

1 委任事項

- (1) 契約の締結及び履行に関する一切の権限
- (2) 契約代金の請求及び受領に関する一切の権限

2 委任期間

新たな受任者が決定するまでの期間とする。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

賃貸型応急住宅賃貸借契約書(定期建物賃貸借契約)における支払先申出書

賃貸型応急住宅住宅賃貸借契約書(定期建物賃貸借契約)中、頭書(3)及び頭書(4)に記載の各費用の指定する支払先について、下記のとおり申し出ます。

物件名	名称		部屋	号室
	所在地			

項 目	支 払 先									
・賃料	貸主が指定する先 ①									
・共益費(管理費)	口座名義	金融機関名	本支店名	口座番号						
・礼金	(カナ)	銀行 信用金庫 信用組合 農協		(種別)						
・退去修繕負担金				普通		当座				
・鍵交換費	(漢字)									
			支店							
・賃料	貸主が指定する先 ②									
・共益費(管理費)	口座名義	金融機関名	本支店名	口座番号						
・礼金	(カナ)	銀行 信用金庫 信用組合 農協		(種別)						
・退去修繕負担金				普通		当座				
・鍵交換費	(漢字)									
			支店							
・仲介手数料	仲介業者が指定する先									
	口座名義	金融機関名	本支店名	口座番号						
	(カナ)	銀行 信用金庫 信用組合 農協		(種別)						
				普通		当座				
	(漢字)									
			支店							

※ 賃料、共益費(管理費)、礼金、退去修繕負担金、鍵交換費については、該当する項目に○を付けてください。

(項目によって振込先が異なる場合は、「貸主が指定する先 ②」にも記入してください。)

※預金通帳等の写しの添付にご協力をお願いします。

上記振込先預金口座が確認できる資料(取引先金融機関発行のもの)の添付をお願いします。

貸主
(又は貸主
代理)

住所

氏名

仲介業者 住所

氏名

※ 貸主と仲介業者が別業での提出も可です。

※ 支払先が貸主・貸主代理以外の場合、別途委任状を提出してください。

年 月 日

賃貸型応急住宅入居完了報告書

神奈川県知事 様

仲介業者（貸主、貸主代理の場合はその者）

住所

（法人の場合は、主たる事務所の名称まで）

商号または名称

（法人の場合は、主たる事務所の所在地まで）

氏名

（法人の場合は、代表者の役職氏名）

次の賃貸型応急住宅について、定期建物賃貸借契約の締結が完了し、下記のとおり
入居対象者が入居したことを報告します。

住宅の所在地			
住宅の名称		部屋番号	
入居対象者(代表者)			
入居日	年 月 日	※実際に入居した日(引越日)を記載	
契約入居期間	年 月 日	から	年 月 日

(入居対象者(代表者)の署名欄)

年 月 日

氏名

年 月 日

入居者 様

神奈川県知事 ○○
(公印省略)

賃貸型応急住宅借上げ決定取消通知書

年 月 日に入居承認しました次の住宅について、下記の理由により借上決定を取消しますので、通知致します。

住宅の所在地	
住宅の名称	
部屋番号	
住宅の貸主	
入居者	
借上げ取消理由	

問合せ先
県土整備局建築住宅部
住宅計画課 住宅企画グループ
電話 045-210-6539

神奈川県知事 様

入居者氏名

賃貸型応急住宅退去申出書

下記の賃貸型応急住宅について、(契約の途中で／契約満了日をもって)退去しますので申し出ます。

記

1 賃貸型応急住宅

住宅の所在地	
住宅の名称・部屋番号	

2 退去日

退 去 日 (契約満了の場合は満了日)	年 月 日
------------------------	-------

3 転居先の住所・電話番号

住 所				
電話番号	自 宅		携 帯	

4 住まいの再建方法(いずれかに☑を記入。その他の場合は具体的に記入してください。)

- ☐ 自宅(持家)の再建(新築、購入など)が完了したため
- ☐ 公営住宅に転居するため
- ☐ 他の民間賃貸住宅に転居するため
- ☐ 親族等の住宅に同居するため
- ☐ 賃貸型応急住宅の契約を終了し、引き続き通常の賃貸借契約を締結して継続入居するため
- ☐ その他()

【注意事項】

※ 退去日又は契約満了日の40日前までに提出してください。

＜提出先＞ 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県 県土整備局 建築住宅部 住宅計画課

電話：045-210-6539 (直通)

※ 退去時のトラブルを避けるため、提出前に必ず貸主や管理者等にも退去の意思表示を行ってください。

【神奈川県記入欄】

年 月 日

貸主 様

入居者 様

神奈川県知事 ○○
(公印省略)

賃貸型応急住宅退去通知書

年 月 日付で契約しました下記の住宅につきまして、年 月 日付で退去となりますので通知します。

住宅の所在地	
住宅の名称	
部屋番号	
住宅の貸主	
入居者	
退去日(明渡し日)	年 月 日

問合せ先
県土整備局建築住宅部
住宅計画課 住宅企画グループ
電話 045-210-6539

従前契約の精算に関する誓約書

年 月 日

神奈川県知事 様

(誓約事項)

下記の賃貸住宅について、貸主又は貸主代理（以下、貸主等）と入居者は、入居日に遡った神奈川県賃貸型応急住宅（災害名）の賃貸借契約締結にあたり、貸主等と入居者の間で既に締結している賃貸借契約に基づき支払われた家賃及び共益費等の精算方法について合意しました。

今後、この件に関して疑義が生じた場合は、貸主等と入居者で協議のうえ解決するとともに、神奈川県に対し一切の意義申し立ては行いません。

(1) 住宅の所在地 _____

(2) 住宅の名称等 _____

(3) 住宅の入居日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(貸主等) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(入居者) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

住計第 号
年 月 日

(公社) 神奈川県宅地建物取引業協会 会長 ○○ 様
(公社) 全日本不動産協会神奈川県本部 本部長 ○○ 様
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会 会長 ○○ 様

神奈川県知事 ○○ ○○

災害時における協力可能な協定団体会員名簿の作成について（依頼）

大規模災害時には、災害救助法に基づく応急仮設住宅として、民間賃貸住宅の空き住戸を活用する可能性があります。

つきましては、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書」第6条第1号に基づき、賃貸型応急住宅のあっせんや賃貸借契約にご協力いただける貴団体会員について、協力可能な協会団体会員名簿【別紙様式】を作成（更新）の上、 年 月 日までに、下記までにご提出をお願いします。

問合せ先

神奈川県県土整備局建築住宅部

住宅計画課住宅企画グループ ○○

電話 045-210-1111 内線○○○○

賃貸型応急住宅の供給（自ら探す方式）に協力可能な協定団体会員名簿

團體名：●●●●

ここまでの情報は、災害時に協力可能な協定団体リストとして県（市町村）HPで公開します。

〔平時〕回答時点における**貸可能な自社の貸主物件**や**元付け物件の合計戸数**を記載してください。
〔災害時〕災害発生前における**貸可能な自社の貸主物件**や**元付け物件の合計戸数**を記載してください。

みの産物↑

[illegible]

【災害時】被災等により協力が不可能となった場合は否に、現時点で不明な場合は不明に○を付けてください。

前例型変換性字とは

大規模災害が発生すると一帯を失った方に迅速な住宅供給と建ります。



賃貸型応急住宅とは、民間賃貸住宅を応急施設住宅として活用する制度です。

[illegible]

「貸付型応急住宅」の設置点についてQ&Aにまとめましたので、ご一読ください

そのほか、この「おとぎ話」は、おとぎ話の形式にとりかか

「A」自ら探すことが無い「B」(既に調査済み)の方に「サンディング方式」が適しています。異材質の方向に開くことで、中層の異材質層が破損するのを防止します。また、異材質層が破損して起こる剥離現象を防止します。

● 同主から仲介手数料を徴収しても構わない

以權相謀，故事之是而情則顯，小者州黨，大者

Q7 建築基準法は、もしなけれはならないのか？ 細かくて行うのか？

要す。また、本制度においては、入国中のトランプ問題の懸念から、入国後に於て、防

[illegible][illegible]

くことは可能です。

その際、不明点や疑問点等がございましたら、下記まで遠慮なくお問い合わせください

横浜市

 横浜環境政策推進課
 〒222-0297 横浜市中区磯子1-1-1
 電話：045-661-4321

川崎市

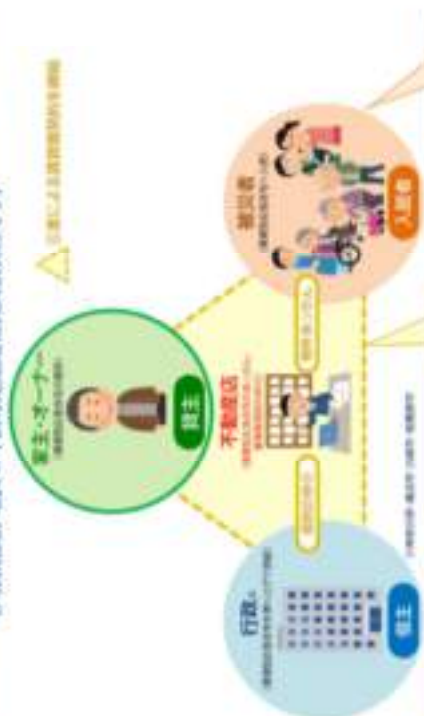
 まちづくり推進部環境政策課
 〒212-0001 川崎市川崎区宮前1-1-1
 電話：044-200-2987

相模原市

 環境政策課
 〒252-0217 相模原市中央区大宮1-1-1
 電話：042-632-5217

その隣の在野村内
製造全株
神奈川県
〒211-0000 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111 代表
藤上 昌康 部長 藤上 孝治 次長 藤上 昌弘 部長 電話 045-210-4039 代表
〒211-0000 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111 代表

新主（買主）・行現（借主）・被買者（入居者）の三者で賃貸借契約（三者契約）を締結します
（入居期間が最長2年間の定期賃貸借契約です）



疾病の上昇

- [illegible]

認購人數	認購上限
1人	¥55,000
2人	¥75,000
3~4人	¥85,000
5人以上	¥110,000

應用白濁 (續完)

[illegible][illegible]

不動産店の対応イメージ（自ら探す方式）の場合）

申請・受理時・入国時に以下のようは手紙等にご協力いただきます

●



100



● 入門

[illegible]

住計第 号
年 月 日

(公社) 神奈川県宅地建物取引業協会 会長 ○○ 様
(公社) 全日本不動産協会神奈川県本部 本部長 ○○ 様
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会 会長 ○○ 様

神奈川県知事 ○○ ○○

災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供について（協力要請）

年 月 日に発生した○○災害に関して、災害救助法の適用を決定し、同法に基づく応急仮設住宅として、民間賃貸住宅の空き住戸を活用することとし、別添のとおり、「○○災害における神奈川県賃貸型応急住宅実施要綱」を策定しました。

つきましては、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書」第3条に基づき、貴団体へ協力を要請しますので、本要綱に基づき、下記の事項について、協力いただきますようお願いいたします。

記

- (1) 賃貸型応急住宅制度の体制整備に関すること
- (2) 借上げ可能な民間賃貸住宅の情報収集及び情報提供のとりまとめに関すること
- (3) 賃貸型応急住宅制度に係る団体会員への周知及び支援に関すること
- (4) その他被災者、県、市町村、団体会員、貸主等との調整に関すること

問合せ先

神奈川県県土整備局建築住宅部

住宅計画課住宅企画グループ ○○

電話 045-210-1111 内線○○○○

住計第 号
年 月 日

（ 救助実施市を除く被災市町村長 ） 殿

神奈川県知事 ○○ ○○

○○災害における神奈川県賃貸型応急住宅実施要綱の策定について（通知）

年 月 日に発生した○○災害に関して、別添のとおり実施要綱を策定しました。
つきましては、本要綱に基づき、下記の事項について事務取扱をお願いします。

記

- （１）入居希望者への賃貸型応急住宅制度の説明に関すること
- （２）入居対象者の入居申込みの受付及び入居審査（形式審査）に関すること
- （３）入居者の入居管理及び支援に関すること
- （４）その他被災者、県、協定団体、団体会員、貸主等との調整に関すること

問合せ先

神奈川県県土整備局建築住宅部

住宅計画課住宅企画グループ ○○

電話 045-210-1111 内線○○○○



神奈川県

県土整備局建築住宅部住宅計画課

〇〇災害より被災された皆様へ 賃貸型応急住宅のご案内

この度の災害により、ご自宅が全壊等の被害を受け、住まいをなくされた方を対象に、県、横浜市、川崎市又は相模原市（以下「県又は政令市」という。）が、県内の民間賃貸住宅を一時的に借り上げて提供する事業を実施します。

1 お申込み期間： 年 月 日() から当面の間

2 対象となる方：次の(1)から(6)のすべての要件を満たす方

- (1)災害時(年 月 日)に、神奈川県内にお住まいの方（住民票により確認）
- (2)住宅が全壊・全焼・流出の被害を受けた方（罹災証明書により確認）
- (3)自らの資力では住宅を確保できない方（入居申込書の申告により確認）
- (4)災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する場合は、応急修理の期間が1か月を超える見込みの方
- (5)災害救助法に基づく障害物の除去制度を利用していない方
- (6)暴力団員でない方

3 借り上げる住宅の要件：次の(1)から(4)のすべての要件を満たす住宅

- (1)県内の民間賃貸住宅
- (2)家賃が下表の要件を満たす住宅

世帯人員	家賃の額(円)			
	横浜市内の物件	川崎市内の物件	相模原市内の物件	左記以外の市町村の物件
1人	75,000円以内	75,000円以内	55,000円以内	65,000円以内
2人	95,000円	※災害時に、金額を設定します		10円以内
3～4人	120,000円以内	120,000円以内	90,000円以内	60,000円以内
5人以上	150,000円以内	150,000円以内	110,000円以内	110,000円以内

- (3)県又は政令市が借り上げて被災者に提供することを貸主が同意している住宅
- (4)昭和56年6月以降に建築したなど耐震性を有する住宅

4 入居に係る経費負担：

県又は政令市の負担 (上限額)	家賃	上記3の(2)の額
	共益費	実費相当額、管理費を含む（通常支払う額）
	礼金	家賃の1か月分
	仲介手数料	家賃の0.55か月分（税込）
	退去修繕負担金*	家賃の1か月分
	火災保険等損害保険料	別途、県又は政令市が加入
	入居時鍵等交換費用	実費相当額（社会通念上必要な額）
入居者の負担	公共料金（光熱水費）、駐車場使用料、自治会費 等	
	入居者の故意又は重大な過失により、上記の退去修繕負担金*の額を超える原状回復費用が必要となったときの差額	

*退去修繕負担金とは、退去時に発生する原状回復の費用をお支払いするもので、清算は要しません。入居者の故意・過失等により退去修繕負担金を上回る原状回復費用が発生した場合は入居者が負担することになります。

5 入居期間：入居から2年以内（住宅の応急修理制度を利用する場合は6か月以内）

6 お申込みに必要な書類：県又は政令市のホームページからダウンロードできます。

- ☐①賃貸型応急住宅入居申込書（様式第1号）
- ☐②世帯全員の住民票の写し
- ☐③罹災証明書の写し
- ☐④入居予定の物件の情報が分かる書類

申込・問い合わせは
被災時にお住まい
の市町村へ

7 申込先・問い合わせ先

市町村	担当窓口	電話番号	所在地	
			郵便番号	住所
横浜市	住宅政策課	045-671-4121	231-0005	横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 24 階
川崎市	住宅整備推進課	044-200-2997	210-8577	川崎区宮本町 1
相模原市	市営住宅課	042-769-8256	252-5277	中央区中央 2-11-15
鎌倉市	住宅課	0467-61-3679	248-8686	鎌倉市御成町 18 番 10 号
藤沢市	住宅政策課	0466-50-3541	251-8601	藤沢市朝日町 1-1
小田原市	建築課	0465-33-1558	250-8555	小田原市萩窪 300
厚木市	住宅課	046-225-2330	243-8511	厚木市中町 3-17-17
大磯町	都市計画課	0463-61-4100 (内線 242)	255-8555	大磯町東小磯 183
...				

※実際には、制度を適用する市町村を掲載します

8 入居までのおおまかな流れ

物件探し（入居希望者→不動産店）

- ☐入居希望者は、協力不動産店で物件を探します。→別紙協力不動産店名簿参照
- ☐不動産店の協力により申込書の作成、及び申請に必要な書類(罹災証明書のコピー等)を準備します。



入居申込（入居希望者→市町村）

- ☐入居希望者はご自宅のある市町村に申込書類を提出します。
- ☐市町村や県の審査を経て、審査を終えると承認通知書が送られてきます。



入居契約（申込者・県又は政令市・貸主←不動産会社が仲介）

- ☐不動産店が契約書を作成し、申込者、県（又は政令市）、貸主の三者が契約書に押印します。



入居（申込者←不動産会社）

- ☐不動産店から鍵を受取り入居します。

【制度全般に関する問い合わせ先】神奈川県住宅計画課住宅企画グループ 電話 045-210-6539

神奈川県

くらし・安全・環境 健康・福祉・子育て 教育・文化・スポーツ 観光・名産 産業・働く 電子銀行・県政運営 さがす

ホーム > くらし・安全・環境 > 防災・安全 > 災害・住まい・防災生活 > 令和2年〇〇災害の被災者への賃貸型応急住宅の供与について

掲載日：

令和2年〇〇災害の被災者への賃貸型応急住宅の供与について

令和2年〇〇災害により、ご自宅が全壊等の被害を受け、住まいをなくされた方を対象に、県、横浜市、川崎市又は相模原市（以下「県又は政令市」という。）が、災害救助法に基づき県内の民間賃貸住宅を一時的に借り上げて提供する事業（賃貸型応急住宅の供与）を実施します。

※ 令和2年〇〇災害より被災された皆様へ賃貸型応急住宅のご案内（PDF：600KB）

本制度の対象は、災害救助法の適用を受けた県内全33市町村です。

注意事項

- 入居契約は、県（又は政令市）・被災者（入居者）・貸主（大家）の三者契約となります。
- 入居物件は、協力不動産店の協力のもと、原則入居者様ご自身で、要件に合う住宅をお探しいただくことになります。（県や市町村が住宅を紹介する制度ではありません。）
- 申込受付は、ご自宅のある市町村の窓口で行っています。
- 賃貸型応急住宅に入居された後に、新たに別の応急仮設住宅に入居することはありません。
- 家賃の差額を支弁する等により、上乗額を超える住宅に入居することはありません。

入居申込について

申込期間

令和2年11月20日（金曜日）から当分の間

対象者

次の（1）から（6）のすべての要件を満たす方（世帯）が本制度の対象となります。

- 災害時（令和2年11月某日）に、神奈川県内にお住まいの方（住民票により確認）
- 住宅が全壊・全焼・流失の被害を受けた方（被災証明書により確認）
- 县らの協力では住宅を確保できない方（入居申込書の申告により確認）
- 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する場合は、応急修理の期間が1か月を超える見込みの方
- 災害救助法に基づく障害物の除去制度を利用していない方
- 県力団員でない方

賃貸型応急住宅の要件

次の（1）から（4）のすべての要件を満たす住宅を県又は政令市が借り上げて提供します。

- 県内の民間賃貸住宅
- 家賃が下表の要件を満たす住宅

世帯人員	家賃の額(円)			
	横浜市内の物件	川崎市内の物件	相模原市内の物件	上記以外の市町村の物件
1人	円以内	円以内	円以内	円以内
2人	円以内	円以内	円以内	円以内
3～4人	円以内	円以内	円以内	円以内
5人以上	円以内	円以内	円以内	円以内

※ 実際には、金額を入れて公開します

（3）県又は政令市が借り上げて被災者に提供することを貸主が同意している住宅
（4）昭和56年6月以降に建築したなど耐震性を有する住宅

入居に係る経費負担

県又は政令市の負担（上乗額）	家賃	上記「借り上げる住宅の要件」(2)の額
共益費	実費相当額、管理費を含む（通常支払う額）	
礼金	家賃の1か月分	
仲介手数料	家賃の0.55か月分（税込）	
退去修繕負担金*	家賃の1か月分	
火災保険等損害保険料	別途、県又は政令市が加入	
入居時健康診断費用	実費相当額（社会通念上必要な額）	
入居者の負担	公共料金（元熱水費）、駐車場使用料、自治会費等	

令和2年〇〇災害の被災者への賃貸型応急住宅の供与について

県の重点施策

ME-BYO 未来の改善

ヘルスケア・ニューフロンティア

ROBOTT TOWN SPORE! おがみロボット産業特区

3D 空間表現技術の普及

かながわスマートエネルギー計画

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

MAOCUL マカール

ともにまきる:

SDGs 未来都市 海雲台

（以下、省略。）

様式C-1

～提出書類をこのチェックリストにより確認の上、提出書類の最初に添えて提出してください～

提出書類チェックリスト【入居申込用】

申込先(被災時の居住地)

市・町・村

必要書類	申込者	不動産店	市町村	県																									
※チェック項目	チェック日→ 記入者名→	/	/	/																									
A チェックリスト【本書】	有 ☐	有 ☐	有 ☐	有 ☐																									
※申込先欄の市町村名に、被災時の市町村が記載されていますか？		☐	☐	☐																									
※↑上記市町村は、制度対象の(災害救助法が適用された)市町村ですか？		☐	☐	☐																									
※チェック日、記入者名に記載しましたか？	☐	☐	☐	☐																									
※申込者及び不動産店の欄のチェック項目すべてに✓が記載されていますか？		☐	☐	☐																									
B 被災者向け賃貸型応急住宅入居申込書【様式第1号】	有 ☐	有 ☐	有 ☐	有 ☐																									
【1 入居対象者(代表者)】																													
※日中連絡がつく電話番号が記載されていますか？	☐	☐	☐	☐																									
※【入居予定者】は住民票と一致していますか？	☐	☐	☐	☐																									
【2 賃貸型応急住宅の状況】→申込書に記載された情報で契約書が作成されます！																													
※物件の所在地、住宅の名称、間取りに誤りはありませんか？(物件情報と一致)		☐	☐	☐																									
※耐震性の有無の欄に✓が記載されていますか？		☐	☐	☐																									
※家賃の額は基準以内ですか？																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>横浜市内</th> <th>川崎市内</th> <th>相模原市内</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 1人</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>☐ 2人</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>☐ 3～4人</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>☐ 5人以上</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人員	横浜市内	川崎市内	相模原市内	左記以外	☐ 1人	円	円	円	円	☐ 2人	円	円	円	円	☐ 3～4人	円	円	円	円	☐ 5人以上	円	円	円	円		☐	☐	☐
世帯人員	横浜市内	川崎市内	相模原市内	左記以外																									
☐ 1人	円	円	円	円																									
☐ 2人	円	円	円	円																									
☐ 3～4人	円	円	円	円																									
☐ 5人以上	円	円	円	円																									
※礼金と退去時修繕負担金は家賃の1か月分以内ですか？		☐	☐	☐																									
※仲介手数料は家賃の0.55ヶ月分以内ですか？(計算機で計算して確認)		☐	☐	☐																									
※共益費の金額は物件情報と一致していますか？		☐	☐	☐																									
※入居時鍵交換費用は税込金額が記載されていますか？		☐	☐	☐																									
【3 貸主及び仲介業者等】→申込書に記載された情報で契約書が作成されます！																													
※契約形態に✓が記載されていますか？		☐	☐	☐																									
※貸主欄の記載に誤りはありませんか？		☐	☐	☐																									
※管理者欄に記入漏れはありませんか？		☐	☐	☐																									
※仲介業者等欄に入居申込書を作成した不動産店が記載されていますか？		☐	☐	☐																									
※所属する団体名に✓が記載されていますか？		☐	☐	☐																									
【4 確認事項】																													
※被災した住宅の被害の程度は、罹災証明書と一致していますか？	☐	☐	☐	☐																									
※確認事項欄は申込者が✓を記入しましたか？	☐	☐																											
※確認事項欄のすべての「はい」に✓が記入されていますか？	☐	☐	☐	☐																									
※申込者の欄に本人の署名がされていますか？(必ず手書きの署名であるか確認)	☐	☐	☐	☐																									
※(代理人の場合)手続代行者欄に記入していますか？		☐	☐	☐																									
C 住民票	有 ☐	有 ☐	有 ☐	有 ☐																									
※入居予定者全員が、年 月 日時点において、神奈川県内に居住していたか？	☐		☐	☐																									
※世帯全員の氏名・生年月日等が申込書と一致していますか？	☐		☐	☐																									
D 罹災証明書の写し	有 ☐	有 ☐	有 ☐	有 ☐																									
※住所・氏名は入居申込書と一致していますか？	☐		☐	☐																									
※年 月 日の【〇〇災害】による罹災証明ですか？	☐		☐	☐																									
※被害の程度は全壊・全焼・流出ですか？	☐		☐	☐																									
E 物件情報書類【任意様式】	有 ☐	有 ☐	有 ☐	有 ☐																									
※住宅の所在地、名称、間取り、費用の情報が、申込書の内容と一致していますか？	☐	☐	☐	☐																									
F 被災した住宅の申告書【被害の程度が半壊以下の場合に提出必要】	有 ☐	有 ☐	有 ☐	有 ☐																									
※申告理由が条件に適合していますか？	☐	☐	☐	☐																									
G 長期にわたり居住できないものである確認書	有 ☐	有 ☐	有 ☐	有 ☐																									
※申告理由が条件に適合していますか？	☐	☐	☐	☐																									
H (切替契約の場合)従前契約の精算に関する誓約書【様式第14号】	有 ☐	有 ☐	有 ☐	有 ☐																									
※貸主欄、入居者欄に署名又は記名押印されていますか？	☐	☐	☐	☐																									

ここまで
は必ず提出
↑
↓
当該
該当
にす
る出

提出書類チェックリスト 【定期建物賃貸借契約用】

受付日	年 月 日
受付番号	
申込者氏名	
承認通知日	年 月 日

チェック日	／	／	
担当者名			

1 賃貸型応急住宅賃貸借契約書(定期建物賃貸借契約)【神奈川県内版】	不動産店	県	不備対応日
3部あるか	☐	☐	
(1)目的物件の表示(建物、住戸部分)の記載は適当か	☐	☐	
(2)入居期間の記載は適当か(2年以内となっているか)	☐	☐	
(3)(4)賃料、共益費、管理費、礼金、退去修繕負担金、仲介手数料の金額は適当か 【金額は捨印訂正不可】	☐	☐	
仲介業者欄の内容は重要事項説明の内容と同じか	☐	☐	
押印はあるか	☐	☐	
2 重要事項説明書	不動産店	県	不備対応日
3部あるか	☐	☐	
当該物件の内容(建物の名称、部屋番号、所在地)となっているか	☐	☐	
契約期間は契約期間と合っているか	☐	☐	
各金額は契約書の金額と合っているか	☐	☐	
各記載事項はもれなく記載されているか	☐	☐	
転借人(入居者)欄に記名押印されているか	☐	☐	
3 定期建物賃貸借契約についての説明書	不動産店	県	不備対応日
3部あるか	☐	☐	
貸主または代理人欄に記名押印されているか	☐	☐	
「(1)住宅」の所在地、名称、部屋番号は契約書の内容と合っているか	☐	☐	
「(2)入居期間」は契約書の内容と合っているか	☐	☐	
入居者欄に記名押印されているか	☐	☐	
4 支払先申出書	不動産店	県	不備対応日
1部あるか	☐	☐	
物件名は、当該物件の内容(建物の名称、部屋番号、所在地)となっているか	☐	☐	
貸主が指定する先の内容(口座名義、金融機関名、支店名、口座番号)は正しく記載されているか	☐	☐	
仲介業者が指定する先の内容(口座名義、金融機関名、支店名、口座番号)は正しく記載されているか	☐	☐	
貸主または代理人欄、仲介業者欄に記名押印されているか	☐	☐	
5 委任状	不動産店	県	不備対応日
1部あるか	☐	☐	
上部の受任者欄は、仲介業者名となっているか	☐	☐	
下部の委任者欄は、貸主の記名押印があるか	☐	☐	

入居申込書を作成したExcelデータの【受付簿(自動反映)】シートの情報をコピー＆ペーストして使用してください

賃貸型応急住宅 受付簿

申込 番号	申込 受付日	契約日	入居 完了日	退去届 受付日	退去 完了日					
フリガナ						代表者氏名	郵便番号	被災時の住所	郵便番号	【1 入居対象者(代表者)】 現在の居住地

申込者(入居者)の情報

申込者(入居者)の情報										
電話					携帯	受取方法	郵便番号	「現在の居住地」以外に郵送を希望する場合の宛先		入居予定者

賃貸型応急住宅(借上住宅)の情報

【2 賃貸型応急住宅の状況】										
郵便番号	所在地	名称	部屋番号	間取り	耐震性	貸主の同意	賃料	礼金	退去修繕負担金	費用 仲介手数料 共益費 管理費

貸主の情報

貸主の情報					管理者					
契約形態	氏名	郵便番号	住所	FAX	電話番号	FAX	氏名	郵便番号	住所	電話番号 FAX

仲介業者等の情報

仲介業者等の情報			
氏名	郵便番号	住所	電話番号 FAX

年 月 日

貸主 様

入居者 様

神奈川県知事 ○○
(公印省略)

賃貸型応急住宅の契約期間満了について(通知)

年 月 日付で契約しました次の住宅につきまして、年 月 日付で
契約期間満了となりますので通知します。内容をご確認の上、○月○日までに、
下記の提出書類により、ご回答をお願いいたします。

住宅の所在地	
住宅の名称	
部屋番号	
住宅の貸主	
入居者	
退去日(明渡し日)	年 月 日

<提出書類(貸主様)>

○賃貸型応急住宅の契約期間満了の確認について(回答)

<提出書類(入居者様)>

○賃貸型応急住宅退去申出書【様式第12号】

問合せ先

県土整備局建築住宅部

住宅計画課 住宅企画グループ

電話 045-210-6539

年 月 日

神奈川県知事 様

(貸主)

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の役職氏名)

住所

氏名

賃貸型応急住宅の契約期間満了の確認について(回答)

年 月 日付で契約しました下記の住宅につきまして、年 月 日付で
契約期間満了となることを確認しました。

住宅の所在地	
住宅の名称	
部屋番号	
住宅の貸主	
入居者	
退去日(明渡し日)	年 月 日

4 協定書

災害発生時の住宅対策に関する各種マニュアルと協定締結の状況	資 4-2
(建設型協定団体)	
【プレハブ建築協会 (プレ協)】	資 4-3
【全国木造建設事業協会 (全木協)】	資 4-6
【日本木造住宅産業協会 (木住協)】	資 4-9
【神奈川県建設業協会 (神建協)】	資 4-12
【神奈川県建築士事務所協会 (神事協)】	資 4-15
(賃貸型協定団体)	
【神奈川県宅地建物取引業協会 (宅建)】	資 4-17
【全日本不動産協会 (全日)】	資 4-20
【全国賃貸住宅経営者協会連合会 (ちんたい協会)】	資 4-23

災害発生時の住宅対策に関する各種マニュアルと協定締結の状況

■ 応急住宅供給対策

□ 一時提供住宅供給

○公営・公社住宅等を活用して被災者に対し、一時使用の住宅を供給する。

神奈川県 一時提供住宅供給マニュアル

□ 応急仮設住宅供給

○自力再建が困難な被災者に対し、応急的な住宅を整備し、提供する。
(災害救助法第4条第1項第1号)

神奈川県 応急仮設住宅供給マニュアル

神奈川県 応急仮設住宅建設候補地データベース

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書^{※2}

- ・(公社)神奈川県宅地建物取引業協会
H31.4.1再締結^{※1} (旧協定H17.11.17締結)
- ・(公社)全日本不動産協会神奈川県本部
H31.4.1再締結^{※1} (旧協定H23.1.17締結)
- ・(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会
H31.4.1再締結^{※1} (旧協定H26.3.24締結)

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書((一社)プレハブ建築協会)

H31.4.1再締結^{※1} (旧協定S50.9.1締結)

災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書((一社)全国木造建設事業協会)

H31.4.1再締結^{※1} (旧協定H25.9.5締結)

災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書((一社)日本木造住宅産業建築協会神奈川県支部)

H31.4.1再締結^{※1} (旧協定H30.5.24締結)

災害時における応急仮設住宅建設等に関する協定書((一社)神奈川県建設業協会)

H31.4.1再締結^{※1} (旧協定S57.4.1締結)

災害時における応急仮設住宅建設等に関する協定書((一社)神奈川県建築士事務所協会)

H31.4.1再締結^{※1} (旧協定H27.6.26締結)

災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書(神奈川県電気工事工業組合)

R01.6.28締結

■ 持ち家再建支援

□ 住宅の応急修理・障害物の除去

○自力で修繕や障害物の除去ができない被災者に代わり、行政が応急的な措置を行う。
(災害救助法第4条第1項第6号)

○住居またはその周辺に運ばれた土石・木竹等の除却。
(災害救助法第4条第1項第10号、令第2条第2号)

神奈川県 住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル

□ 被災住宅再建支援

○住宅再建のための相談(技術相談・住宅金融相談等)窓口を設置する。
○融資制度の拡充要請等を行う。

神奈川県 被災住宅再建支援マニュアル

災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書((一社)神奈川県建築士会)

H17.9.1締結

災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書

- ・(一社)神奈川県建築士事務所協会
- ・(一社)かながわ住まいまちづくり協会

R01.10.18締結

災害時における住宅の早期再建に向けた協力に関する協定書((独)住宅金融支援機構)

H28.3.22再締結 (旧協定H19.4.1締結)

■ 公営住宅応急対策

□ 被災調査・応急措置

○公営住宅の被災状況を調査し、応急的な措置を行う。

地震時行動マニュアル
(神奈川県県土整備局マニュアル内に記載)

※1 災害救助法改正(救助実施市関係)を受けて、県、3政令市及び関係団体で再締結した。

※2 借上基準等の見直しが必要なため、旧覚書は※1に合わせて廃止した。

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、神奈川県（以下「甲」という。）及び救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）が、般性団体であるプレハブ建築協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第18号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

2 救助実施市とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する被災実施市をいう。

（所要の手続き）

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって内に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に移えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに内に提出しなければならない。

2 乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえで、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって内に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に移えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は内に、それぞれ後に当該文書を速やかに届出しなければならない。

3 神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、乙は前項にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接内に連絡することのできるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に移えて電話等によることのできる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに内に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

（協 力）

第4条 内は、前条の要請があったときは、内の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあつせんその他の可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 内のあつせんを受けた丁は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条 丁が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては一般社団法人プレハブ建築協会業務第一課とする。

（連絡調整）

第8条 甲は、この協定の業務が遂行かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の広域調整の下で、丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報告）

第9条 丙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿の提供）

第10条 丙は、この協定に係る丙の業務担当者部員の名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲及び乙に提供するものとし、強引又は会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

（協 議）

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

（効 用）

第12条 この協定は、平成31年4月1日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指針が効力を発することとなる適用日から適用する。

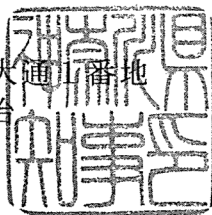
2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

3 甲と丙との間で締結した平成17年4月1日付「災害時における緊急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書3通作成し、甲乙丙記各押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市長 林 文子



丙 東京都千代田区神田小川町2丁目3番13号 M&Cビル5階
一般社団法人プレハブ建築協会 会長 芳井 敬一



（補足）

プレ協は、県・救助実施市・プレ協での3者協定を締結しており、川崎市、相模原市についても、上記と同様の協定を同日付で締結済み（掲載省略）。

災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の実施（以下「住宅建設等」という。）に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救済実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人全木造建設事業協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「住宅建設等」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもので木造のもの、同項第3号に規定する被災した住宅の応急修理、及び同項第10号に規定するもののうち災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号に係るもの（障害物の除去）をいう。
2 「救済実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救済実施市をいう。

（所要の手続き）

第3条 甲は、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。
2 乙、丙又は丁は、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの連絡を受けた甲は、第3条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は甲に、甲は戊に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。
3 神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙、丙又は丁のうちいずれかのみである場合は、乙、丙又は丁は前項にかかわらず、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接戊に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。
4 前項の場合、乙、丙又は丁は住宅建設等を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第3条第1項の連絡調整を行う。

（協 力）

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である住宅建設等業者（以下「業者」という。）のあつせんその他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

（住宅建設等）

第5条 戊のあつせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設等を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条 業者が前条の住宅建設等に要した費用は、当該住宅建設等に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

- 2 前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設等終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県庁設置局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅都市政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設総務本部とする。

（連絡調整）

- 第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。
2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報告）

第9条 戊は、住宅建設等について、協力する建設能力等の状況を毎年4月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿の提供）

第10条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部局の名簿及び戊に加盟する会員の名簿を毎年4月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、都府又は会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

（協 議）

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

（協 用）

- 第12条 この協定は、平成31年4月1日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、7、丙又は丁に係る規定については、7、丙又は丁を救済実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。
2 乙、丙又は丁が、救済実施市の指定を取り消した場合は、乙、丙又は丁に係る規定については、失効する。
3 甲と戊との間で締結した平成27年8月1日付け「災害被害における木造住宅仮設住宅の建設等に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

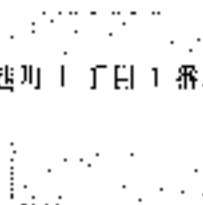
この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通り番地
神奈川県知事 黒岩 祐治



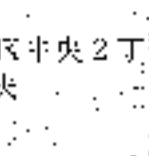
乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市長 林 文子



丙 神奈川県川崎市川崎区宮前町番地
川崎市長 橋田 紀彦



丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目1番15号
相模原市長 加田 俊夫



戊 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北丸ビル東館6階
一般社団法人全国木造建設事業協会
理事長 大野 健司

災害時における木造緊急仮設住宅の建設に関する協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における緊急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人日本木造住宅産業協会神奈川県支部（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（第 2 条）

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第16号）第4条第1項第1号に規定する緊急仮設住宅のうち、建設し供与するもので木造のものをいう。
2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

（所要の手続き）

第3条 1 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。
2 乙、丙又は丁は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は甲に、甲は戊に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。
3 神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙、丙又は丁のうちいずれかのみである場合は、乙、丙又は丁は前項にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接戊に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。
4 前項の場合、乙、丙又は丁は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

（協 力）

第4条 戊は、前条の要請があったときは、次の会員である住宅建設業者（以下「業者」という。）のあつせんその他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 戊のあつせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 業者が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。
2 前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県以上協議局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜県建築局住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人日本木造住宅産業協会神奈川県支部事務局とする。

（連絡調整）

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報告）

第9条 戊は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年5月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿の提供）

第10条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部（の）名簿及び戊に加盟する会員の名簿を毎年5月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

（適用）

第12条 この協定は、平成30年4月1日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙、丙又は丁に係る規定については、乙、丙又は丁を援助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。

2 乙、丙又は丁が、援助実施市の指定を取り消された場合、乙、丙又は丁に係る規定については、失効する。

3 甲と戊との間で締結した平成30年11月24日付け「災害時における木造緊急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月1日

- 四 神奈川県横浜市中区日本大通
神奈川県知事 黒岩 祐祐



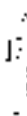
- 五 神奈川県横浜市中央区港町1丁目1番地
横浜市長 林 文子



- 六 神奈川県川崎市川崎区
川崎市長 福住 紘



- 七 神奈川県松戸市中央区中央2丁目1番15号
松戸市長 加戸 俊夫



- 戊 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目33番1号 ティーエスビル四
一般社団法人日本木造住宅産業協会神奈川県支部
支部長 平田 恒一郎

災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の実施（以下「住宅建設等」という。）に関して、神奈川県（以下「県」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人神奈川県建設業協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「住宅建設等」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもの、同項第6号に規定する被災した住宅の応急修理、及び同項第10号に規定するもののうち災害救助法施行令（昭和22年政令第235号）第2条第2号に係るもの（障害物の除去）をいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

（所要の手続き）

第3条 甲又は乙、丙若しくは丁は、住宅建設等の要請に当たっては、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、工事場所、工事内容、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲又は乙、丙若しくは丁は、後に前記文書を送りかき戊に提出しなければならない。

（協 力）

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である建設業者（以下「業者」という。）のあつせんその他可能な限り、甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

（住宅建設等）

第5条 戊のあつせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設等を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条 業者が前条の住宅建設等に要した費用は、当該住宅建設等に関する契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

2 前項の当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設等終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅政策課、乙においては横浜市長官庁住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり企画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人神奈川県建設業協会事業部とする。

（連絡調整）

第8条 甲は、この協定の業務が遂行かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報告）

第9条 戊は、住宅建設等について、協力できる人員の状況を毎年4月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第10条 戊は、本協定に係る戊に加盟する会員の名簿を毎年4月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

（協 議）

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第12条 この協定を証するため、本書を5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救災実施市の指定発表における効力発生日から適用する。

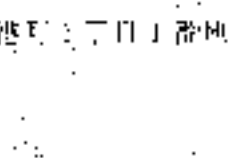
2 非営利財団事と一般社団法人神奈川県建設業協会との間で締結した平成17年4月1日付け「災害時における応急仮設住宅建設等に関する協定書」は廃止する。

平成31年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通り番地
神奈川県知事 黒岩 祐彦



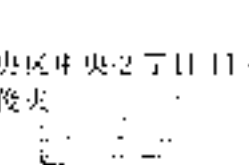
乙 神奈川県横浜市中区港町2丁目1番地
横浜市長 林 文子



丙 神奈川県川崎市川崎区鶴見
市議会議長 稲田 純



丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目1番1号
相模原市長 加山 俊夫



戊 神奈川県横浜市中区太田町2-22
一般社団法人神奈川県建設業協会 会長 小保 啓



災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の実施（以下「住宅建設等」という。）に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「住宅建設等」とは、災害救助法（昭和22年法律第18号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもの、同項第6号に規定する被災した住宅の応急修理、及び同項第10号に規定するもののうち災害救助法施行令（昭和22年政令第22号）第2条第2号に定めるもの（障害物の除去）に係る業務並びにその他災害における住宅対策に係る業務をいう。
② 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

（所定の手続き）

第3条 甲又は乙、丙若しくは丁は、住宅建設等の要請に当たっては、第7条第1項の連絡調整を行ったうえ、工事場所、工事内容、戸数、規模、お工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲又は乙、丙若しくは丁は、後に前記文書を書やかに戊に提出しなければならない。

（協 力）

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員（以下「会員」という。）の協同、その他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

（協力の内容）

第5条 会員は、第3条の要請に基づき、住宅建設等の実施にあたっての甲又は乙、丙若しくは丁への助言、被災者相談、その他必要な協力を行う。

（連絡窓口）

第6条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県土木整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人神奈川県建築士事務所協会業務課とする。

（連絡調整）

第7条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の連絡調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。
② 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（会員名簿の提供及び報告）

第8条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び会員の名簿を毎年4月末までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲並

びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

（調査及び研究）

第9条 甲、乙、丙、丁及び戊は、大規模災害時の対応、対策についての調査・研究を
協力して行う。

（協 議）

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その間甲乙丙丁戊協議
のうえ定めるものとする。

（その他）

第11条 この協定を証するため、本書を5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ各1通
を保有する。

附則

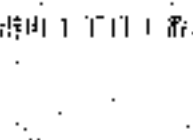
- 1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、
裁断実施市の指定公表における効力発生日から適用する。
- 2 神奈川県知事と一般社団法人神奈川県建築士事務所協会との間で締結した平成27
年6月28日付「災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書」は廃止する。

平成31年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通り
神奈川県知事 黒岩 祐造



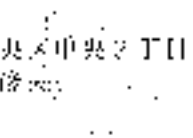
乙 神奈川県横浜市中区青田1丁目1番地
横浜市長 林 文子



丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市長 船山 紀敏



丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目1番15号
相模原市長 加山 修二



戊 神奈川県横浜市中区六本町3丁目12
一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 会長 白川 勇

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）、並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）、及び相模原市（以下「丁」という。）、と、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会（以下「戊」という。）は、災害時に、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害救助法適用時において、甲、乙、丙及び丁が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）に、民間賃貸住宅を提供するため、戊に協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「借上型仮設住宅」とは、災害救助法（昭和25年法律第118号。以下同じ。）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

（協力要請）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認める場合、戊に対し、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第4条 戊は、前条の規定に基づく甲、乙、丙及び丁からの要請があった場合、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、可能な限り協力するものとする。

（甲、乙、丙及び丁の役割）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- (2) 借上型仮設住宅の借上げに関すること
- (3) 借上型仮設住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
- (4) 借上型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること
- (5) その他、関係者との調整に関すること

2 甲、乙、丙及び丁は、戊が了承したときは、前項に掲げる業務の一部を、戊に委託することができる。

（戊の役割）

第6条 戊は、第4条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁に協力するため、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型仮設住宅の制度の事前周知、民間賃貸住宅の円滑な提供に協力する戊の会員名簿の作成、並びに民間賃貸住宅の所有者及び転賃を目的とする賃借人に対する借上型仮設住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

- 12) 借上型仮設住宅として甲、乙、丙及び丁が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- 13) 借上型仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- 14) 甲、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関する事
- 15) その他、関係者との調整に関する事

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県庁主務局建築住宅部住宅課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会事務局とする。

（連絡調整）

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の当該調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。
2 乙、丙、丁又は戊は、連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第10条 この協定を正するため、本書2通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

附則

- 1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施日の指定公示における効力発生日から適用する。
- 2 神奈川県知事と公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会との間で締結した平成27年11月17日付の「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書」及び平成28年8月23日付の「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書」は、廃止する。

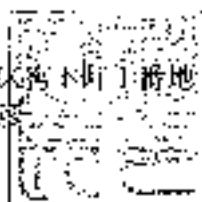
平成31年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通り新地
神奈川県知事 黒岩 清



乙 神奈川県横浜市西区磯町丁丁目二番地
横浜市長 林 文子

丙 神奈川県川崎市川崎区高木町一丁目番地
川崎市長 堀田 紀彦



丁 神奈川県相模原市中央区中央二丁目二番15号
相模原市長 加山 俊夫

戊 神奈川県横浜市中区住吉町
公設仲介法人 神奈川県宅地建物取引業協会 会長 坂本 久



災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）、並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）、及び相模原市（以下「丁」という。）、と、公益財団法人全日本不動産協会神奈川県本部（以下「戊」という。）は、災害時に、甲、乙、丙、丁及び戊が団体に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害救助法適用時において、甲、乙、丙及び丁が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下甲に「被災者」という。）に、民間賃貸住宅を提供するため、戊に協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「借上型仮設住宅」とは、災害救助法（昭和32年法律第113号、以下同じ。）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

（協力要請）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認める場合、戊に対し、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第4条 戊は、前条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁からの要請があった場合、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、可能な限り協力するものとする。

（甲、乙、丙及び丁の役割）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 甲 借上型仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 乙 借上型仮設住宅の借上げに関すること
- 丙 借上型仮設住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
- 丁 借上型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること
- 戊 その他、関係者との調整に関すること

2 甲、乙、丙及び丁は、戊が了承したときは、前項に掲げる業務の一部を、戊に委託することができる。

（戊の役割）

第6条 戊は、第5条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁に協力するため、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 甲 借上型仮設住宅の制度の事前告知、民間賃貸住宅の円滑な提供に協力する戊の会員名簿の作成、並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する借上型仮設住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

- (2) 借上型仮設住宅として甲、乙、丙及び丁が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- (3) 借上型仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- (4) 甲、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関する事
- (5) その他、関係者との調整に関する事

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部事務局とする。

（連絡調整）

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。
2 乙、丙、丁又は戊は、連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ定めるものとする。

（その他）

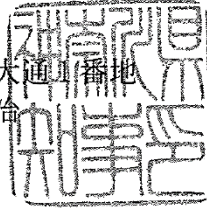
第10条 この協定を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

附則

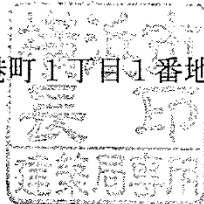
- 1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。
- 2 神奈川県知事と公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部との間で締結した平成23年1月17日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書」及び平成23年1月17日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書」は、廃止する。

平成31年4月1日

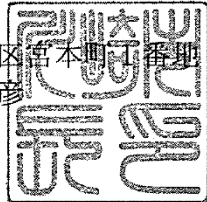
- 甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地
神奈川県知事 黒岩 祐治



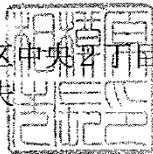
- 乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市長 林 文子



- 丙 神奈川県川崎市川崎区南本町1番地
川崎市長 福田 紀彦



- 丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市長 加山 俊夫



- 戊 神奈川県横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル6F
公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部 本部長 秋山 始



災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）、並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）、及び相模原市（以下「丁」という。）と、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「戊」という。）は、災害時に、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害救助法適用時において、甲、乙、丙及び丁が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）に、民間賃貸住宅を提供するため、戊に協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「借上型仮設住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第115号。以下同じ。）第4条第3項第1号に規定する忠急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

（協力要請）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認める場合、戊に対し、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第4条 戊は、前条の規定に基づく甲、乙、丙及び丁からの要請があった場合、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、可能な限り協力するものとする。

（甲、乙、丙及び丁の役割）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- ① 借上型仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- ② 借上型仮設住宅の借上げに関すること
- ③ 借上型仮設住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
- ④ 借上型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること
- ⑤ その他、関係者との調整に関すること

2 甲、乙、丙及び丁は、戊が了承したときは、前項に掲げる業務の一部を、戊に委託することができる。

（戊の役割）

第6条 戊は、第4条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁に協力するため、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- ① 借上型仮設住宅の制度の事前告知、民間賃貸住宅の円滑な提供に協力する戊の会員名簿の作成、並びに民間賃貸住宅の所有者及び融資を目的とする貸借人に対する借上型仮設住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

- (2) 借上型仮設住宅として甲、乙、丙及び丁が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- (3) 借上型仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- (4) 甲、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関する事
- (5) その他、関係者との調整に関する事

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会事務局とする。

（連絡調整）

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。

2 乙、丙、丁又は戊は、連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第10条 この協定を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

附則

1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、被災実施市の指定公示における効力発生日から適用する。

2 神奈川県知事と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会との間で締結した平成29年3月24日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書」及び平成29年3月24日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書」は、廃止する。

平成31年4月1日

- 151 神奈川県横浜市中区日本大通り番地
神奈川県知事 馬場 祐治



- 乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市長 林 寛子

- 丙 神奈川県川崎市川崎区大田町1番地
川崎市会 稲垣 純彦



- 丁 神奈川県相模原市中央区中本2丁目1番15号
相模原市長 加山 俊夫

- 戊 東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル15階
公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会 会長 三好 修

5 法令集

災害救助法	資 5-2
災害救助法施行令	資 5-10
災害救助法施行規則	資 5-16
災害救助法の運用に関する件	資 5-19
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	資 5-21
災害救助費の国庫負担について	資 5-28
災害救助法による救助の実施について	資 5-30
災害救助法施行細則による救助の程度等	資 5-40
大規模災害における応急救助の指針について	資 5-46
災害救助法による応急仮設住宅の管理および処分について	資 5-57

留意事項

災害時には法令が改定されている場合があるため、必ず最新の法令等を確認してください。

(参考) 内閣府防災情報 (災害救助法) のページ

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo.html>

災害救助法

(昭和二十二年十月十八日法律第百十八号)

最終改正：平成三〇年六月十五日法律第五二号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（以下「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条第一項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

(救助実施市の長による救助の実施)

第二条の二 救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）の区域内において前条に規定する災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条の規定にかかわらず、当該救助実施市の長が行う。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、内閣府令で定めるところにより、同項の救助を行おうとする市の申請により行う。

3 内閣総理大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(都道府県知事による連絡調整)

第二条の三 都道府県知事は、救助実施市の区域及び当該救助実施市以外の市町村の区域にわたり発生した第二条に規定する災害に際し、当該都道府県知事及び当該救助実施市の長が行う救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、当該救助実施市の長及び物資の生産等（生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送をいう。以下同じ。）を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

第二章 救助

(都道府県知事等の努力義務)

第三条 都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

(救助の種類等)

第四条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

(指定行政機関の長等の収用等)

第五条 指定行政機関の長（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関とする。次条において同じ。）及び指定地方行政機関の長（同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。次条において同じ。）は、防災業務計画（同法第二条第九号に規定する防災業務計画をいう。）の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産等を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

2 前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。

3 第一項の処分を行う場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（指定行政機関の長等の立入検査等）

第六条 前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（従事命令）

第七条 都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

2 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事等が第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

3 前二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。

4 第五条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

5 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

（協力命令）

第八条 都道府県知事等は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

（都道府県知事等の収用等）

第九条 都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産等を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（都道府県知事等の立入検査等）

第十条 前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事等は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 第六条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

（通信設備の優先使用権）

第十一条 内閣総理大臣、都道府県知事等、第十三条第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う災害発生市町村（救助実施市を除く。以下同じ。）の長又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に急激的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

（扶助金の支給）

第十二条 第七条又は第八条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、政令の定めるところにより扶助金を支給する。

（事務処理の特例）

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（内閣総理大臣の指示）

第十四条 内閣総理大臣は、都道府県知事等が行う救助について、他の都道府県知事等に対し、その応援をすべきことを指示することができる。

（日本赤十字社の協力義務等）

第十五条 日本赤十字社は、その使命に鑑み、救助に協力しなければならない。

2 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力（第八条の規定による協力を除く。）についての連絡調整を行わせることができる。

（日本赤十字社への委託）

第十六条 都道府県知事等は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

（事務の区分）

第十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条並びに第十四条の規定により都道府県又は救助実施市（以下「都道府県等」という。）が処理することとされている事務

二 第二条及び第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

三 第二条の二第一項の規定により救助実施市が処理することとされている事務

四 第十三条第二項の規定により災害発生市町村が処理することとされている事務

第三章 費用

（費用の支弁区分）

第十八条 第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

2 第七条第五項の規定による実費弁償及び第十二条の規定による扶助金の支給で、第七条第一項の規定による従事命令又は第八条の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事等の統括する都道府県等が、第七条第二項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をした都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

3 第九条第二項の規定により準用する第五条第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

（委託費用の補償）

第十九条 都道府県等は、その都道府県知事等が第十六条の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

（都道府県等が応援のため支弁した費用）

第二十条 都道府県等は、他の都道府県等の都道府県知事等により行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、当該他の都道府県等に対して、求償することができる。

2 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、前項の規定により求償の請求を受けた都道府県等（以下「被請求都道府県等」という。）は、内閣府令で定めるところにより、国に対して、国が当該被請求都道府県等に代わって同項に規定する費用について同項の規定により求償の請求を行った都道府県等（以下「請求都道府県等」という。）に対して弁済するよう要請することができる。

3 国は、前項の規定による被請求都道府県等の要請があった場合において、当該被請求都道府県等の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定による

求償の請求に係る費用（以下「請求費用」という。）を、当該被請求都道府県等に代わって請求都道府県等に対して弁済することができる。

4 国は、前項の規定により請求費用を弁済したときは、被請求都道府県等に対して、当該弁済した費用を求償するものとする。

（国庫負担）

第二十一条 国庫は、都道府県等が第十八条の規定により支弁した費用及び第十九条の規定による補償に要した費用（前条第一項の規定により求償することができるものを除く。）並びに同項の規定による求償に対する支払に要した費用（前条第四項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。）の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県等の普通税（法定外普通税を除く。第二十三条において同じ。）について同法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもって算定した当該年度の収入見込額（以下この項において「収入見込額」という。）の百分の二以下であるときにあっては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二を超えるときにあっては次の区分に従って負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の定めるところによるものとする。

一 収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十

二 収入見込額の百分の二を超え、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十

三 収入見込額の百分の四を超える部分については、その額の百分の九十

2 国は、前条第二項の規定による被請求都道府県等の要請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による国庫の負担額の全部又は一部を、同条第三項の規定による弁済に代えて、請求都道府県等に対して支払うことができる。

一 前条第二項の規定により被請求都道府県等から弁済するよう要請された費用の額が前項の規定による国庫の負担額を上回らないこと。

二 被請求都道府県等の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して請求費用を当該被請求都道府県等に代わって請求都道府県等に対して弁済する必要があること。

3 前項の規定により国が請求費用を支払う場合における第一項の規定の適用については、同項中「前条第四項の規定による求償に対する支払に要した」とあるのは、「前条第二項の規定による要請に係る」とする。

（災害救助基金）

第二十二条 都道府県等は、前条第一項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

第二十三条 災害救助基金の各年度における最少額は次の各号に掲げる都道府県等の区分に応じ当該各号に定める額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県等は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。

一 都道府県（次号に掲げる都道府県を除く。） 当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額

二 救助実施市を包括する都道府県 当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額から、当該額に救助実施市人口割合（救助実施市を包括する都道府県の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下この号において同じ。）に占める救助実施市ごとの人口の割合をいう。次号において同じ。）の合計を乗じて得た額を減じた額

三 救助実施市 当該救助実施市を包括する都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額に、当該救助実施市に係る救助実施市人口割合を乗じて得た額

第二十四条 災害救助基金から生ずる収入は、全て災害救助基金に繰り入れなければならない。

第二十五条 第二十一条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による国庫の負担額が、第二十一条第一項に規定する費用を支弁するために災害救助基金以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを災害救助基金に繰り入れなければならない。

第二十六条 災害救助基金の運用は、次の方法によらなければならない。

一 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金

二 国債証券、地方債証券その他確実な債券の応募又は買入れ

三 第四条第一項に規定する給与品の事前購入

第二十七条 災害救助基金の管理に要する費用は、災害救助基金から支出することができる。

第二十八条 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額を超えて積み立てられている都道府県は、区域内の市町村が災害救助の資金を貯蓄しているときは、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができる。

第二十九条 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額を超えて積み立てられている都道府県等は、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金を取り崩すことができる。

（繰替支弁）

第三十条 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

第四章 雑則

第三十一条 都道府県知事は、救助を行った者について、災害対策基本法第九十条の三第四項の規定により情報の提供の求めがあったときは、当該提供の求めに係る者についての同条第二項第一号から第四号までに掲げる情報であって自らが保有するものを提供するものとする。

第五章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第二項の規定による従事命令に従わなかった者

二 第五条第一項又は第九条第一項の規定による保管命令に従わなかった者

第三十三条 偽りその他不正の手段により救助を受け、又は受けさせた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるものは、同法による。

第三十四条 第六条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第六条第二項若しくは第十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第三十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

〇1 この法律は、昭和二十二年十月二十日から、これを施行する。

〇2 罹災救助基金法は、これを廃止する。

〇3 この法律施行の際、現に存する旧法による罹災救助基金は、この法律による災害救助基金とする。

附 則 （昭和二四年五月三十一日法律第一五七号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則 （昭和二四年五月三十一日法律第一六八号） 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二六年三月三十一日法律第一〇二号）

この法律は、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）施行の日から施行する。

附 則 （昭和二八年八月三日法律第一六六号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十三条及び第三十六条の改正規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。

附 則 （昭和三七年五月八日法律第一〇九号）

1 この法律は、災害対策基本法の施行の日から施行する。ただし、第三条中災害救助法第三十六条の改正規定は、公布の日から施行し、昭和三十七年度分の国庫負担金から適用する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五五年十一月一九日法律第八五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二十条 この法律の施行前にしたこの法律による改正に係る国の機関の法律若しくはこれに基づく命令の規定による許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国の機関のした処分等とみなす。

附 則 （昭和五九年五月八日法律第二五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二十三条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局その他の地方機関の長（以下「支局長等」という。）又は陸運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令（支局長等がした処分等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局その他の地方機関の長（以下「海運支局長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十四条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、支局長等又は陸運局長に対してした申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令（支局長等に対してした申請等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に対してした申請等とみなす。

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五十九年一二月二五日法律第八七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第二百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(災害救助法の一部改正に伴う経過措置)

第六十三条 この法律の施行の際現に第四百四十八条の規定による改正前の災害救助法第三十条の規定により都道府県知事の職権の一部を委任されて市町村長が行っている救助は、第四百四十八条の規定による改正後の同法第三十条第一項の規定により市町村長が行うこととされた救助とみなす。

第六十四条 施行日前に第四百四十八条の規定による改正前の災害救助法第三十一条の規定によってなされた命令は、第四百四十八条の規定による改正後の同法第三十一条の規定によってなされた指示とみなす。

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及

びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

２ 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成十一年一月二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成十二年五月三十一日法律第九九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成十四年五月三十一日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成十八年六月七日法律第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十二年一月三日法律第六五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （平成二五年六月二一日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（災害対策基本法目次の改正規定（「第三款 被災者の運送（第八十六条の十四）」を「第三款 被災者の運送（第八十六条の十四）第四款 安否情報の提供等（第八十六条の十五）」に、「第八十六条の十五—第八十六条の十七」を「第八十六条の十六—第八十六条の十八」に改め、「第九十条の二」の下に「—第九十条の四」を加える部分に限る。）、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第五章第六節中第八十六条の十七を第八十六条の十八とし、第八十六条の十六を第八十六条の十七とし、第八十六条の十五を第八十六条の十六とする改正規定、同法第五章第五節に一款を加える改正規定及び同法第七章中第九十条の二の次に二条を加える改正規定に限る。）、第三条、第五条及び第六条の規定並びに附則第四条、第六条、第九条、第十条、第十一条（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十七条第三項の改正規定に限る。）、第十三条（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第一項の表第八十六条第一項及び第二項の項の次に次のように加える改正規定、同表第九十条の二第一項及び第二項の項の改正規定、同法第二十八条第二項の表第八十六条の十五第一項及び第二項の項の改正規定、同表第八十六条の十六の項の改正規定及び同表第八十六条の十七第一項及び第二項の項の改正規定に限る。）、第十五条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第八十六条の改正規定に限る。）及び第十六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（災害救助法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定の施行前に同条の規定による改正前の災害救助法第三十一条の規定により厚生労働大臣がした指示は、第三条の規定の施行後は、同条の規定による改正後の災害救助法第十四条の規定により内閣総理大臣がした指示とみなす。

2 第三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二六年五月三〇日法律第四二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成三〇年六月一五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

災害救助法施行令

(昭和二十二年十月三十日政令第二百二十五号)

最終改正：平成三〇年一二月二八日政令第三五九号

(災害の程度)

第一条 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。)内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(救助の種類)

第二条 法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 死体の搜索及び処理
- 二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(救助の程度、方法及び期間)

第三条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長(以下「都道府県知事等」という。)が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲)

第四条 法第七条第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。

- 一 医師、歯科医師又は薬剤師
- 二 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
- 三 土木技術者又は建築技術者
- 四 大工、左官又はとび職
- 五 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
- 六 鉄道事業者及びその従業者
- 七 軌道経営者及びその従業者
- 八 自動車運送事業者及びその従業者
- 九 船舶運送業者及びその従業者
- 十 港湾運送業者及びその従業者

(実費弁償)

第五条 法第七条第五項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。

(都道府県知事等が管理することができる施設)

第六条 法第九条第一項の規定により都道府県知事等が管理することができる施設は、次のとおりとする。

- 一 病院、診療所又は助産所
- 二 旅館又は飲食店

(扶助金の種類)

第七条 法第十二条の扶助金（以下「扶助金」という。）は、療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金の六種類とする。

（支給基礎額）

第八条 前条に規定する扶助金（療養扶助金を除く。）は、支給基礎額を基準として支給する。

2 前項に規定する支給基礎額は、次のとおりとする。

一 法第七条の規定により救助に関する業務に従事した者（以下「従事者」という。）のうち、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって疾病の発生が確定した日を基準として、同法第十二条の規定により算定した平均賃金の額

二 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として都道府県知事等が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、標準収入額を基準として都道府県知事等が定める額とする。

三 法第八条の規定により救助に関する業務に協力した者（以下「協力者」という。）については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）第五条に規定する給付基礎額の例により都道府県知事等が定める額

（療養扶助金）

第九条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかった場合においては、療養扶助金として、必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

（休業扶助金）

第十条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業扶助金として、その業務に服することができない期間一日につき、支給基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。

2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けることができる期間中は休業扶助金を支給しない。ただし、その業務上の収入の額が休業扶助金の額より少ないときは、その差額を支給する。

（障害扶助金）

第十一条 従事者又は協力者の負傷又は疾病が治った場合において、次項に規定する障害等級に該当する程度の身体障害が存するときは、障害扶助金を支給する。

2 障害等級は、その身体障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する身体障害は、内閣府令で定める。

3 障害扶助金の額は、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、支給基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- 一 第一級 千三百四十
- 二 第二級 千百九十
- 三 第三級 千五十
- 四 第四級 九百二十
- 五 第五級 七百九十
- 六 第六級 六百七十
- 七 第七級 五百六十
- 八 第八級 四百五十
- 九 第九級 三百五十
- 十 第十級 二百七十
- 十一 第十一級 二百
- 十二 第十二級 百四十

十三 第十三級 九十

十四 第十四級 五十

4 障害等級に該当する程度の身体障害が二以上ある場合の障害等級は、最も重い身体障害に応ずる障害等級による。

5 次に掲げる場合の障害等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者又は協力者に最も有利なものによる。

一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より一級上位の障害等級

二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より二級上位の障害等級

三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より三級上位の障害等級

6 前項の規定による障害扶助金の額は、それぞれの身体障害に応ずる障害等級による障害扶助金の額を合算した額を超えてはならない。

7 既に身体障害のある従事者又は協力者が、負傷又は疾病によって、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害扶助金の額から従前の障害に応ずる障害等級による障害扶助金の額を差し引いた額をもって、障害扶助金の額とする。

（遺族扶助金）

第十二条 従事者又は協力者が死亡した場合においては、遺族扶助金として、その者の遺族に対して、支給基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

（遺族扶助金の受給者の範囲）

第十三条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者又は協力者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 子、父母、孫及び祖父母で、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの

三 前二号に掲げる者のほか、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の遺族扶助金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 従事者又は協力者が遺言又は都道府県知事等に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族扶助金を受けるものとする。

4 遺族扶助金を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族扶助金は、その人数によって等分して支給するものとする。

（葬祭扶助金）

第十四条 従事者又は協力者が死亡した場合においては、葬祭扶助金として、葬祭を行う者に対して、支給基礎額の六十倍に相当する金額を支給する。

（打切扶助金）

第十五条 第九条の規定によって療養扶助金の支給を受ける者が、療養扶助金の支給開始後三年を経過しても負傷又は疾病が治らない場合においては、打切扶助金として、支給基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切扶助金を支給したときは、その後は扶助金を支給しない。

（他の法令による給付又は補償との調整等）

第十六条 扶助金の支給を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、扶助金を支給しない。

2 扶助金の支給の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、扶助金の支給を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、扶助金を支給しない。

（災害発生市町村の長による救助の実施に関する事務の実施）

第十七条 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととするときは、災害発生市町村の長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を災害発生市町村の長に通知するものとする。この場合においては、当該災害発生市町村の長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

2 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務（法第七条から第十条ま

でに規定する事務に限る。)の一部を災害発生市町村の長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

3 法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、災害発生市町村の長に関する規定として災害発生市町村の長に適用があるものとする。

(事務の区分)

第十八条 この政令の規定により都道府県又は救助実施市(以下「都道府県等」という。)が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第三条、第五条並びに第八条第二項第二号及び第三号の規定により都道府県等が処理することとされている事務

二 前条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務

(国庫負担)

第十九条 法第二十一条第一項に規定する政令で定める額は、百万円とする。

(災害救助基金の積立て)

第二十条 都道府県等が法第二十三条の規定により積み立てなければならない金額は、当該都道府県等の当該年度における災害救助基金の最少額の五分の一に相当する額とする。

2 前項の規定により算定した額と当該都道府県等が現に積み立てている額の合計額が、当該都道府県等の当該年度における災害救助基金の最少額を超過する場合には、当該都道府県等が積み立てなければならない金額は、同項の規定により算定した額からその超過額を控除した額とする。

附 則 抄

○1 この政令は、公布の日から、これを施行する。

○2 昭和十年勅令第二十号(罹災救助基金の貯蓄額に関する勅令)は、これを廃止する。

附 則 (昭和二十二年一月二七日政令第二九〇号)

この政令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十八年八月一二日政令第一八一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年一月一九日政令第四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十四年七月一日政令第二五六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十七年七月九日政令第二八九号)

この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、この政令による改正後の第二十三条の規定は、昭和三十七年度分の国庫負担金から適用する。

附 則 (昭和三十八年四月一三日政令第一二八号)

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

附 則 (平成六年九月二日政令第二八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成六年十月一日から施行する。

附 則 (平成十一年一月二八日政令第三九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(災害救助法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行前に開始した災害救助法(昭和二十二年法律第百四十四号)第二条に規定する救助に係る救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関して必要な事項に関する都道府県知事の定めについては、第三条の規定による改正後の災害救助法施行令第九条の二及び第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成十二年六月七日政令第三〇九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成十四年一月一七日政令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。

附 則 （平成一八年八月一日政令第二六六号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日前に支給すべき事由の生じた災害救助法施行令第十七条に規定する障害扶助金の支給については、なお従前の例による。

附 則 （平成二三年七月六日政令第二一二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年九月二六日政令第二八五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

（災害救助法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定の施行前に開始した災害救助法第二条に規定する救助に係る救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関して必要な事項に関する都道府県知事の定めについては、第二条の規定による改正後の災害救助法施行令（以下この条において「新災害救助法施行令」という。）第三条及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第二条の規定の施行前に同条の規定による改正前の災害救助法施行令第九条第二項の規定によりされた同意又は第二条の規定の施行の際現に同項の規定によりされている協議の申出は、それぞれ新災害救助法施行令第三条第二項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

3 第二条の規定の施行前に支給すべき事由の生じた障害扶助金の支給については、新災害救助法施行令第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （平成二七年一月三〇日政令第三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成三〇年一二月二八日政令第三五九号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表第一 （第一条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五，〇〇〇人未満	三〇
五，〇〇〇人以上一五，〇〇〇人未満	四〇
一五，〇〇〇人以上三〇，〇〇〇人未満	五〇
三〇，〇〇〇人以上五〇，〇〇〇人未満	六〇
五〇，〇〇〇人以上一〇〇，〇〇〇人未満	八〇
一〇〇，〇〇〇人以上三〇〇，〇〇〇人未満	一〇〇
三〇〇，〇〇〇人以上	一五〇

別表第二 （第一条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一，〇〇〇，〇〇〇人未満	一，〇〇〇
一，〇〇〇，〇〇〇人以上二，〇〇〇，〇〇〇人未満	一，五〇〇
二，〇〇〇，〇〇〇人以上三，〇〇〇，〇〇〇人未満	二，〇〇〇
三，〇〇〇，〇〇〇人以上	二，五〇〇

別表第三 （第一条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五，〇〇〇人未満	一五
五，〇〇〇人以上一五，〇〇〇人未満	二〇
一五，〇〇〇人以上三〇，〇〇〇人未満	二五
三〇，〇〇〇人以上五〇，〇〇〇人未満	三〇
五〇，〇〇〇人以上一〇〇，〇〇〇人未満	四〇
一〇〇，〇〇〇人以上三〇〇，〇〇〇人未満	五〇
三〇〇，〇〇〇人以上	七五

別表第四 （第一条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一，〇〇〇，〇〇〇人未満	五，〇〇〇
一，〇〇〇，〇〇〇人以上二，〇〇〇，〇〇〇人未満	七，〇〇〇
二，〇〇〇，〇〇〇人以上三，〇〇〇，〇〇〇人未満	九，〇〇〇
三，〇〇〇，〇〇〇人以上	一二，〇〇〇

災害救助法施行規則

(昭和二十二年十月三十日総理府・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第一号)

最終改正：平成三〇年一二月二八日内閣府令第五号

災害救助法施行規則を、次のように定める。

(公用令書の交付等)

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第五条第一項又は第九条第一項の規定により物資の保管を命じ、物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書は、当該の物資、施設、土地又は家屋を所有する者に対して交付しなければならない。ただし、所有者に交付することが困難な場合においては、権原に基づいてその物資、施設、土地又は家屋を占有する者に対して交付することをもって足りる。

2 前項本文の場合において、所有者が占有者でないときは、占有者に対しても公用令書を交付しなければならない。

3 公用令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 公用令書の交付を受ける者の氏名（法人その他の団体については、その名称）

二 保管させるべき物資の種類、数量、所在の場所及び保管の期間（物資を収用する場合においては、収用すべき物資の種類、数量、所在の場所及び引渡時期、施設を管理する場合においては、管理すべき施設の名称、種類及び所在の場所並びに管理の範囲及び期間、土地又は家屋を使用する場合においては、使用すべき土地又は家屋の種類及び所在の場所並びに使用の範囲及び期間、物資を使用する場合においては、使用すべき物資の種類、数量、所在の場所、引渡時期及び使用の期間）

三 その他必要と認める事項

4 指定行政機関の長（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関とする。以下同じ。）若しくは指定地方行政機関の長（同条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。以下同じ。）又は都道府県知事若しくは救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、公用令書を交付した後前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく公用変更令書を交付しなければならない。

5 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事等が、公用令書を交付した後保管、収用、管理又は使用に関する処分を必要としなくなったときは、遅滞なく公用取消令書を交付しなければならない。

(物資の引渡し)

第二条 収用又は使用すべき物資は、公用令書に記載した引渡時期にその所在の場所において、収用又は使用の処分を行う指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事等に引き渡さなければならない。

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事等は、当該職員に、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けさせるものとする。

3 当該職員が引渡しを受けたときは、受領調書を作り、引渡しを行った所有者又は占有者に交付しなければならない。

4 当該職員が前項の規定により受領調書を占有者に交付した場合においては、遅滞なく所有者にその謄本を交付しなければならない。

(損失補償請求書の提出)

第三条 法第五条第三項（法第九条第二項の規定により準用される場合を含む。）の規定による損失の補償を請求しようとする者は、保管、管理又は使用の場合においては保管、管理又は使用の期間満了の後において、収用の場合においては収用の後三月以内において、補償請求の事由、補償請求額その他必要と認める事項を記載した損失補償請求書を、当該処分を行った指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、保管、管理又は使用の場合においては、保管、管理又は使用を開始した日から一月を経過するごとにその経過した期間の分について直ちに損失補償請求書を提出することができる。

2 損失補償請求書には、損失補償額算出明細書を添付しなければならない。受領調書の交付を受けた場合であるときは、なおその写しを添付しなければならない。

(従事命令の方法)

第四条 法第七条第一項又は第二項の規定により従事させる場合の公用令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 命令を受ける者の氏名、職業、出生の年月日及び居住の場所（法人その他の団体についてはその名称、事業の種類及

び主なる事務所の所在地)

二 従事すべき業務

三 従事すべき場所及び期間

四 出頭すべき日時及び場所（法人その他の団体については従事すべき業務の内容計画）

五 その他必要と認める事項

2 公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により救助の実施に従事することができない場合には、直ちに事由を付して従事命令を発した都道府県知事等、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十八号、第八十六号及び第八十七号並びに第八十六号の事務に係る同項第十九号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下同じ。）にその旨を届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があった場合において、都道府県知事等、地方運輸局長が救助の実施に従事させることを適当でないと認めるときは、第一項の命令を取り消すことができる。この場合においては、公用取消令書を発し、その者に交付しなければならない。

（実費弁償請求書の提出）

第五条 法第七条第五項の規定による実費弁償を受けようとする者は、実費弁償請求の事実、実費弁償請求額その他必要と認める事項を記載した実費弁償請求書を従事命令を発した都道府県知事等又は法第七条第二項の規定による要求をした都道府県知事等（この場合においては、従事命令を発した地方運輸局長を経由しなければならない。）に提出しなければならない。

（扶助金支給申請書の提出）

第六条 法第十二条の規定による扶助金を受けようとする者は、扶助金支給申請書を従事命令若しくは協力命令を発した都道府県知事等又は法第七条第二項の規定による要求をした都道府県知事等（この場合においては、従事命令を発した地方運輸局長を経由しなければならない。）に提出しなければならない。

2 扶助金支給申請書には、次の区別に従い、所要書類を添付しなければならない。

一 療養扶助金支給申請書については医師の診断書及び療養費に関する請求書又は領収書

二 障害扶助金支給申請書については身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書

三 遺族扶助金又は葬祭扶助金の支給申請書については医師の死亡診断書及び死亡者との関係を証明する書類

附 則

○1 この命令は、公布の日から、これを施行する。

○2 罹災救助基金法施行手続、北海道罹災救助基金法施行手続及び明治三十八年大蔵省令第三十八号は、これを廃止する。

附 則 （昭和三十七年七月九日総理府・大蔵省・厚生省・運輸省・自治省令第一号）

この命令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百九号）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和五十六年三月三〇日総理府・大蔵省・厚生省・運輸省・自治省令第一号）

この命令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

附 則 （昭和五十九年六月二二日総理府・大蔵省・厚生省・運輸省・自治省令第一号）

この命令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 （平成一二年一〇月一一日総理府・大蔵省・厚生省・運輸省・自治省令第一号）

この命令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一四年六月二八日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・国土交通省令第一号）

この命令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 （平成一九年三月三〇日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・国土交通省令第一号）

この命令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二五年一〇月一日内閣府令第六七号）

（施行期日）

第一条 この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令の施行前に開始した災害救助法第二条に規定する救助に係る災害対策基本法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の災害救助法第二十三条の二第一項又は第二十六条第一項の規定に係る公用令書の交付、第二十三条の二第三項の規定による損失補償請求書の提出、第二十四条第一項又は第二項の規定による従事命令の方法、第二十四条第五項の規定による実費弁償請求書の提出及びこの府令の施行前に支給すべき事由の生じ

た扶助金の支給に係る扶助金支給申請書の提出については、この府令による改正後の災害救助法施行規則第一条、第三条、第四条、第五条及び第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （平成三〇年一二月二八日内閣府令第五五号）

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。

災害救助法の運用に関する件

(昭和22年10月20日 発第135号)

(各都道府県知事あて内閣官房長官・厚生次官連名通達)

災害救助法は10月20日から施行されることとなったが、本法は非常災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護の徹底と社会の秩序の保全を図ることを目的として立法されたものであるから、特に左記基本方針に御留意の上、期目的達成に遺憾のないよう配意されたく、命によって通知する。

記

第一 一般事項

- 一 本法による救助は、国の責任において行われるものであり、従って都道府県知事も国の機関として救助に当たるのであるが、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び一般国民も当然これに協力すべきであり、且つその協力を得なくては到底救助の万全を期することはできないから、事前においても、救助の実施に際してもこれ等との連絡を緊密に保持してその全幅の協力を受けるよう努める必要がある。(本法第一条参照)
- 二 本法による救助が行われるのは、災害にかかった者を放置しておくことがその者の保護のためにも、社会秩序を保全するためにも許されないような状態のときであって、災害の種類に期限制限なく又その規模についても本法第二条の規定以外に画一的な基準は設けられていない。

第二 救助対策協議会に関する事項

- 一 中央災害救助対策協議会、地方災害救助対策協議会及び都道府県災害救助対策協議会は、関係行政機関、日本赤十字社等が救助その他緊急措置に関する計画を相互間の緊密な連絡の下に協議樹立し以って救助の徹底を図るために設けられるものであるから、運営に当つてはその趣旨に添うよう特に留意されたい。
- 二 中央、地方及び都道府県災害救助対策協議会は本法による応急的な救助及び緊急措置を協議する機関である。従って恒久的な復興対策等を協議することはその本来の目的ではない。(本法第四条及び第一四条参照)
- 三 中央、地方及び都道府県災害救助対策協議会が、災害発生後活動すべきことは勿論であるが、平常時においても一朝災害が発生した場合に備えての十分な対策を練っておくこともその極めて重要な任務である。従って平常時においても臨時協議会を開催して予め適切な計画を樹立しておくことが必要である。(法第四条第二号及び第一四条第二号参照)
- 四 中央、地方及び都道府県災害救助対策協議会は、本法による救助その他緊急措置に関する計画を樹立し、その実施はこれを組織する行政機関、日本赤十字社等が当たる建前であるから、協議会は、それを組織する行政機関、日本赤十字社が協議会において樹立した計画を完全に実施するように督促し、推進することが必要である。(法第四条第五号、第八条、第一四条第五号、第一七条第二項参照)

第三 日本赤十字社に関する事項

- 一 日本赤十字社は、各国の赤十字社の例によらつて今後事業の重点を主として災害救助におき、本法の救助についてもその使命に鑑みてこれに協力し重要な責任を分担することになっているから今後日本赤十字社の育成と活用が努められたい。
- 二 本法第二一条第二項は、救助に関する民間の自発的な協力活動を総合的に結束してその効果を遺憾なくらしめるために設けられた規定であり、その連絡調整事項は、例えば労力奉仕班の編成派遣、救助金品の募集等であるが、日本赤十字社支部は都道府県各種社会事業団体、医療関係団体、青年団体、婦人団体、新聞社等関係方面と平素から十分な連絡を採つて周到な計画をたてておき、災害時における効果の万全を期するよう指導されたい。
- 三 都道府県知事は、法第三二条の規定により救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委任することができることとなっており、将来なるべく広範囲に各種業務を委任することが望ましいのであるが、差し当たり先ず主として医療、助産等につき適当な範囲の事項を委任することとし、今後支部の能力の増大に伴つて委任事項の範囲を拡張するのが適當である。
- 四 法第三四条の規定により控除すべき金額は、災害発生時においてその災害における日本赤十字社の受取活動資金として受納した寄付金等である。罹災者に交付することを目的とする義捐金等は、これに含まれない。

第四 救助に関する事項

- 一 本法による救助は災害直後の混乱状態における罹災者の保護と社会秩序の保全のための応急的救助であるから救助を受け得るのは経済上の生活困窮者であることを要件としないのであるが、他面その救助は混乱状態の平静化に伴ない短期間に終了すべき性質のものである。従って災害によって経済上の生活困窮者に陥り継続的に保護を要する者については必要に応じて生活保護法による保護等に移すべきである。
- 二 救助は現品によって行うことを原則とし、法第二三条第二項の規定による金銭の支給は事情真にやむを得ない場合において、しかも金銭の支給によって救助の実効を期し得る場合に限りこれを行うべきである。
- 三 法第二四条、第二六条から第二八条までの規定による強制は国民の自由と財産権を制限するものであるから、緊急の場合において通常の手段によつては目的を達することができず、真にやむを得ない場合に限り活動することに止め、絶対に濫用の弊に陥らぬよう特に注意を要する。
- 四 事業経営者の従業者(施行令第一一条第五号から第一〇号迄)
については事業経営者に対して従事命令を発した場合に、必要に応じて必要な範囲の従業者に従事命令を発すべきであつて、従業者のみに対して従事命令を発することはできない。

五 従事命令を受ける業種に従事する者については、常にその者が組織する団体等を通じて十分な了解を得ておき災害発生時において瞬時に滞りなく運ぶよう取り計らう必要がある。

六 法第二〇条の委任は、主に連絡困難な地域等において必要がある場合において予め事前に行うべきものである。この場合においては、委任された範囲内に

において市町村長が行った救助は、当然に都道府県知事が行った救助としての効果を生じ、その費用も当該都道府県の負担となる。（但し法第四四条の規定によって当該市町村の費用を一時繰替支弁しなければならない場合もある）

なお、本条によって委任することができるのは救助の実施に関する職権のみであるから、従事命令や財産権の強制に関する権限を委任することはできない。

七 都道府県相互の間においては第二条の規定による主務大臣の命令をまつことなく応援を行うよう努めるべきことは当然である。

第五 費用

一 法第三五条の規定における応援のため負担した費用の範囲は、応援物資の購入費、運送料、給与費、応援隊の派遣費、法第三条の規定による主務大臣の応援命令を実施するための従事命令又は財産権の強制に基づく実費弁償、扶助金支給、損失補償に要する費用等である。

二 災害救助基金運用の範囲は、法第四一条の規定によって定められているが、その範囲内の運用についても、災害発生時における支出のための現金化が容易に行われるよう十分に留意する必要がある。

三 法第四二条の規定における災害救助基金の管理に要する費用の範囲は、証券に関する手数料、保管料、給与品の保管費等基金の管理に直接必要な経費であって、人件費の如きは含まれない。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

最終改正 令和元年十月二十三日内閣府告示第三百七十八号

内閣府告示第二百二十八号

災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第三条第一項及び第五条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第一章 救助の程度、方法及び期間

第一条 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)以下「令」という。

第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)以下「法」という。第四条第一項各号に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第二条 法第四条第一項第一号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、一人一日当たり三百三十円以内とする。

ること。

二 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

ヘ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

(1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することが可能であること。

(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千円以内とする。

(3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。
- (7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。
- ロ 賃貸型応急住宅
- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じ、イ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とする。
- （炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）
- 第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
- 一 炊き出しその他による食品の給与
- イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千六百六十円以内とすること。
- ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。
- 二 飲料水の供給
- イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。
- ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。
- （被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）
- 第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
- 一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたまり等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うこと。
- イ 被服、寝具及び身の回り品
- ロ 日用品
- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料
- 三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季節及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合に

おいては、季節は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季節	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を加算する額
夏季	円 一万八千八百	円 二万四千二百	円 三万八千五百	円 四万八千	円 五万四千二百	七千九百円
冬季	円 二万四千二百	円 四万四千	円 五万六千二百	円 六万七千五百	円 八万七千二百	一万四千四百円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季節	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を加算する額
夏季	円 六千二百	円 八千三百	円 一万二千四百	円 一万五千五百	円 一万九千	二千六百円
冬季	円 一万	円 一万二千	円 一万四千八百	円 二万九千	円 三万七千	三千六百円

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬこと。

（医療及び助産）
 第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療

イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に因する法律（昭和二十二年法律第二百七十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、搬出した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とすること。

二 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
 - (2) 分べん前及び分べん後の処置
 - (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
- ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用し

た衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とすること。

(被災者の救出)

第六条 法第四号第一項第五号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四号第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ 口に掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千円

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円

三 住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完了すること。

(生業に必要な資金の貸与)

第八条 法第四号第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った

世帯に対して行うものであること。

二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。

三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。

イ 生業費 一件当たり 三万円

ロ 就職支度費 一件当たり 一万五千円

四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。

イ 貸与期間 二年以内

ロ 利 子 無利子

五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならないこと。

(学用品の給与)

第九条 法第四号第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をも

って行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
- (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 四千五百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 四千八百円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千二百円
- 四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならないこと。

（埋葬）

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の埋物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つば及び骨箱

- 三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万五千二百円以内、小人十七万二千円以内とすること。

- 四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

（死体の捜索及び処理）

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

ハ 死体の捜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

二 死体の処理

イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内とすること。

- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するため既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千四百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、

当該地域における通常の実費を加算することができること。

- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常

生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの實力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十三万七千九百円以内とすること。

三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

（救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十三条 法第四条第一項各号の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 被災者の避難に係る支援

ロ 医療及び助産

ハ 被災者の救出

ニ 飲料水の供給

ホ 死体の捜索

ヘ 死体の処理

ト 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第二章 実費弁償

（実費弁償）

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当

法第七条第一項の規定により救助に關する業務に従事させた都道府県知事等（法第三条に規定する都道府県知事等という。）の統括する都道府県等（法第十七条第一号に規定する都道府県等という。）ハにおいて同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に關する条例において定める額以内とすること。

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第三章 災害救助事務

（救助事務費）

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

ロ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費

及び修繕料をいう。）

ホ 使用料及び賃借料

ヘ 通信運搬費

ト 委託費

二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百三十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の十

九

ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

前 文（抄）（平成二十六年三月三十一日内閣府告示第十九号）
平成二十六年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成二十七年三月三十一日内閣府告示第四十四号）
平成二十七年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成二十八年三月三十一日内閣府告示第一百十二号）
平成二十八年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成二十九年三月三十一日内閣府告示第五百三十五号）
平成二十九年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成三十年三月三十日内閣府告示第五十一号）
平成三十年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成三十一年四月一日内閣府告示第三十七号）

前 文（抄）（令和元年九月三十日内閣府告示第八十九号）
令和元年十月一日から適用する。

前 文（抄）（令和元年十月二十三日内閣府告示第三百七十八号）
公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年八月二十八日から適用する。

災害救助費の国庫負担について

(昭和 40 年 5 月 11 日 社第 163 号)

(各都道府県知事あて厚生事務次官通知)

最終改正 平成 17 年 11 月 30 日

厚生労働省発社援第 1130002 号

災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第三六条の規定による災害救助費の国庫負担については、昭和 40 年度分から次により行うこととされたので通知する。

一 この負担金は、災害救助法(以下「法」という。)の規定に基づく救助の実施のため、都道府県が支弁した次の各号に掲げる費用を交付の対象とするものであること。

- (一) 法第二三条の規定による救助に要した費用
- (二) 法第二四条第五項の規定による実費弁償に要した費用
- (三) 法第二九条の規定による扶助金の支給に要した費用
- (四) 法第二六条第二項の規定により準用する法第二三条の二第三項の規定による損失補償に要した費用
- (五) 法第三四条の規定による日本赤十字社への補償に要した費用
- (六) 法第三五条の規定による求償に対する支払に要した費用
- (七) 救助の事務を行うのに要した費用

二 この負担金の交付額は、次により算出するものであること。

- (一) 地方自治法施行令第一四三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとに、第一表の第一欄に定める「種目」ごとに第二欄に定める「算定基準」により算定した額と第三欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (二) 前号により種目ごとに選定された額の災害ごとの合計額を合算した額(以下「救助費合算額」という。)を算定する。
- (三) 第二表の第一欄に定める「種目」について第二欄に定める「算定基準」により算定した額と第三欄に定める「対象経費」の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (四) (二)及び(三)の合計額(以下「救助費総額」という。)が 100 万円以上となった場合、当該救助費総額について、第三表の第一欄に定める「救助費総額の区分」ごとに対応する額に同表第二欄に定める「国庫負担率」を乗じて得た額の合算額を交付額とする。

第 1 表

1 種目	2 算定基準	3 対象経費
救助費	昭和 40 年 5 月 11 日厚生省社第 162 号厚生事務次官通達「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について」に定めるところにより算定した額の合算額	法第 23 条に基づく災害救助に要した経費
実費弁償	前記通達に定めるところにより算定した額の合算額	法第 24 条第 5 項に基づく従事命令を受けた者に対する実費弁償に要した経費
扶助金	法施行令第 14 条に定めるところにより算定した額の合算額	法第 29 条に基づく従事命令及び協力命令を受けた者に対する扶助金の支給に要した経費
損失補償	法第 26 条第 2 項の規定により準用する法第 23 条の 2 第 3 項に定めるところにより通常生ずべき損失の補償に要した額	法第 26 条の規定による管理、使用、収用及び保管に伴う損失補償に要した経費
法第 34 条の補償	別に示す基準により都道府県知事が日本赤十字社支部と締結した契約に基づき支払った額	法第 32 条の規定により日本赤十字社に委託した救助業務の実施に要した経費
法第 35 条の求償に対する支払	応援業務の実施に要した費用の求償に対する支払に要した額	法第 35 条の規定による求償に対して支払った経費

第2表

1 種目	2 算定基準	3 対象経費																
救助事務費	救助費合算額に次表の上欄に定める「救助費合算額の区分」に応じ同表の下欄に定める「割合」を乗じて得た額の合算額 <table><tr><td>救助費合算額の区分</td><td>割合</td></tr><tr><td>3,000万円以下の部分の金額</td><td>10／100</td></tr><tr><td>3,000万円をこえ6,000万円以下の部分の金額</td><td>9／100</td></tr><tr><td>6,000万円をこえ1億円以下の部分の金額</td><td>8／100</td></tr><tr><td>1億円をこえ2億円以下の部分の金額</td><td>7／100</td></tr><tr><td>2億円をこえ3億円以下の部分の金額</td><td>6／100</td></tr><tr><td>3億円をこえ5億円以下の部分の金額</td><td>5／100</td></tr><tr><td>5億円をこえる部分の金額</td><td>4／100</td></tr></table>	救助費合算額の区分	割合	3,000万円以下の部分の金額	10／100	3,000万円をこえ6,000万円以下の部分の金額	9／100	6,000万円をこえ1億円以下の部分の金額	8／100	1億円をこえ2億円以下の部分の金額	7／100	2億円をこえ3億円以下の部分の金額	6／100	3億円をこえ5億円以下の部分の金額	5／100	5億円をこえる部分の金額	4／100	救助の事務を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げるものに限る。 職員手当(時間外勤務手当)、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)
救助費合算額の区分	割合																	
3,000万円以下の部分の金額	10／100																	
3,000万円をこえ6,000万円以下の部分の金額	9／100																	
6,000万円をこえ1億円以下の部分の金額	8／100																	
1億円をこえ2億円以下の部分の金額	7／100																	
2億円をこえ3億円以下の部分の金額	6／100																	
3億円をこえ5億円以下の部分の金額	5／100																	
5億円をこえる部分の金額	4／100																	

第3表

1 救助費総額の区分	2 国庫負担率
1 普通税収入見込額(地方税法(昭和25年法律第226号)に定める当該都道府県の普通税(法定外普通税を除く。))について、同法第1条第1項第5号にいう標準税率(標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。))をもって算定した当該年度の収入見込額とし、その算定方法については、地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の定めるところによる。以下同じ。)の2/100以下の部分の金額	50/100
2 普通税収入見込額の2/100をこえ4/100以下の部分の金額	80/100
3 普通税収入見込額の4/100をこえる部分の金額	90/100

三 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものであること。

- (一) 事業により取得した応急仮設住宅については、厚生大臣が別に定める期日まで、厚生大臣の承認を受けずに、この負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (二) 厚生大臣の承認を受けて(一)に定める応急仮設住宅を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがあること。
- (三) 負担金と事業にかかる予算及び決算を明らかにした別紙による調書を作成し、事業完了後五年間保管しておかなければならないこと。

四 この負担金の精算交付の申請は、様式一による申請書を当該年度の翌年度の六月一五日までに厚生大臣に提出して行うこと。

五 前号によるほか特別の事情がある場合は、国庫負担金の概算交付を受けることができること。

また、この国庫負担金の概算交付の申請は、当該災害の発生後すみやかに様式二による申請書を厚生大臣に提出して行うものとする。

なお、この場合における事業実績報告は、当該年度の翌年度の六月一五日までに様式三による報告書を厚生大臣に提出して行わなければならない。

六 一から四までに定める手続、算定基準により難い特別の事情がある場合は、あらかじめ厚生大臣の承認を受けなければならない。

災害救助法による救助の実施について

(昭和 40 年 5 月 11 日 社施第 99 号)

(各都道府県知事あて厚生省社会局長通知)

最終改修 平成 13 年 7 月 25 日 社援発第 1286 号

今般「災害救助費の国庫負担について」(昭和 40 年 5 月 11 日厚生省社第 163 号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。)が通知されたところであるが、災害救助法による救助の実施については、法令及び交付要綱によるほか次の要領によって取り扱い、円滑な救助の実施について遺憾のないようにされたく通知する。

第 1 災害救助法による救助の実施の要件に関する事項

災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 2 条及び災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。)第 1 条に定める救助の実施要件については次の点に留意すること。

1 災害の認定

(1) 総則

ア 法の適用は、市町村(特別区を含む。)を単位として指定するものであること。

この場合において、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区を単位とすることができること。

イ 災害は、原則として同一原因によるものを単位とすること。ただし、同時又は相接近して異なる原因による災害が発生した場合、必要があると認められるときは、これらの災害を一の災害とみなして認定してさしつかえないこと。

ウ 法の適用に当たっては、必要に応じ社会・援護局長に対し技術的助言を求められたいこと。

(2) 令第 1 条第 1 項第 1 号及び第 2 号による災害

法の適用の基礎となる都道府県及び市町村人口は、地方自治法第 254 条並びに同法施行令第 176 条及び第 177 条に規定する人口によるものであること。

(3) 令第 1 条第 1 項第 3 号に定める災害

災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第 4 号の厚生労働省令で定める基準を定める省令(平成 12 年 3 月 31 日厚生省令第 86 号。以下「省令」という。)第 1 条の「災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること。

ア 被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法等を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合

(4) 令第 1 条第 1 項第 4 号に定める災害

ア 同号の基準は、災害による被害の発生前に適用することができるものであり、この場合においては、省令の定めるところにより、生命又は身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討の上、法の適用について判断されたいこと。

イ 省令第 2 条第 1 号の「災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」とは、次のような場合であること。

(ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

(イ) 紫雲丸事件等船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合

ウ 省令第 2 条第 2 号の「災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること。

(ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

(イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

2 被害の認定

被害の認定は、法の適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施にあたり、その種類並びに程度、方法及

び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、特に次の点に留意のうえ、迅速かつ適正に行わなければならないこと。

(1) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住するために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わないこと。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいうものであること。

(2) 被害の認定基準

ア 住家の被害

(ア) 住家が滅失したもの(以下「全壊、全焼又は流失」という。)

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

(イ) 住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの(以下「半壊、又は半焼」という。)

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

(ウ) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの(以下「床上浸水」という。)

(ア)及び(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

イ 人的被害

(ア) 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確かなものとする。

(イ) 行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。

(ウ) 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものとする。

第2 情報提供に関する事項

法による救助を実施する必要のある災害が発生した場合は、その被害状況等について、次により社会・援護局長あてに情報提供すること。

1 情報提供の種類とその内容

情報提供の種類とその内容は次のとおりとする。

(1) 発生情報

法による救助の実施の必要性が明白であるか、又は、その可能性がある認められる災害が発生した場合に行うものとし、その内容は次のとおりとする。ただし、発生情報の時点で、その内容の全てが判明しないときは、判明している内容について情報提供すること。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の概況

ウ 被害状況調(様式1)

エ 法適用(見込)市町村名及び年月日

オ すでにとった救助措置及びとろうとする措置

カ その他必要事項

(2) 中間情報

発生情報にかかる災害について、当該災害にかかる法適用市町村の指定事務が全部完了した直後、すみやかに、法適用市町村別に被害状況を取りまとめて情報提供するものとし、その内容は、発生情報の内容のほか、次のとおりとする。

- ア 救助の種類別、実施状況
- イ 災害救助費概算額調(様式2)
- ウ 救助費の予算措置の概況

(3) 決定情報

決定情報は、法による救助が完了した時に行うものとし、その内容は中間情報の内容とすること。

2 情報提供の方法

情報提供の方法は次によること。

- (1) 発生情報は、災害の発生後可及的すみやかに電話又はファクシミリにより行うこととし、その内容に変更があった場合には、その都度すみやかに情報提供すること。
- (2) 中間情報は、当該災害にかかる法適用市町村の指定が完了した後すみやかに電話、ファクシミリ又は文書により行うこととし、その内容に変更があった場合には、その都度直ちに情報提供すること。
- (3) 決定情報は、救助の完了後すみやかに文書により行うこと。

3 通信連絡体制の確保

災害時に通信網の途絶等により情報収集が遅れ応急救助の実施に円滑を欠く事例も見られるので、混乱の時ににおける有線電気通信設備等の優先利用について事前に関係機関と協議しておくこと。

また、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、日本赤十字社が保有する非常無線、警察無線、又はアマチュア無線通信等の活用を考慮すること。

第3 市町村長に対する救助の委任

法第30条第1項の規定により、都道府県知事が救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすること(以下「救助の委任」という。)に関しては、次の点に留意すること。

- 1 救助の委任は、救助の迅速、的確化が図られ、かつ、市町村において実施し得る範囲に限って行うこと。
- 2 避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与及び災害にかかった者の救出等最も緊急を要する救助並びに学用品の給与等、都道府県において実施することが困難であると認められるものについては、市町村に対し、あらかじめ、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくことが望ましいこと。
- 3 救助の委任をした場合において、救助の委任をした範囲内において市町村長が行った救助は、都道府県が行った救助として認められることは勿論であるが、救助の委任をしない事項についても災害が突発し都道府県知事の指示を待ったとまがない場合には、市町村長が救助を開始し、事後、すみやかに都道府県知事に情報提供させるとともに、法第30条第2項の規定による補助として実施させるものであること。

- 4 救助の委任をした場合には、令第23条第1項の規定により、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を当該市町村長に通知すること。

また、物資や土地の収用等に係る法第24条から第27条までに規定する事務について救助の委任をした場合には、令第23条第2項の規定により、直ちにその旨を公示すること。

- 5 救助の委任をした場合は、法第44条の規定により救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させる場合における当該繰替支弁にかかる費用の範囲及びその精算方法等に関する事務についても遺ろうのないよう万全を期されたい。

なお、救助の委任をしない救助事務についても、迅速、かつ、的確な救助を実施するため、市町村における救助事務の取扱要領を作成し、的確に技術的助言を行うとともに、被害状況等の情報提供並びに救助の実施にあたる一貫した組織を確立するよう努めること。

第4 救助の応援に関する事項

都道府県知事が行う救助について、他の都道府県知事が応援を行うときは、次によるものであること。

1 応援要請の手続

都道府県知事は、救助の実施に関して他の都道府県知事の応援を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって、他の都道府県知事に対して救助の応援を要請し、協議のうえ行うこと。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭、電話又はファクシミリ等によるものとし、事後において文書により処理すること。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要請する救助の種類
- (3) 応援を要する職種別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 応援の場所
- (6) 応援を要する機械器具及び資材の品名並びに数量等

(7) その他応援に関する必要な事項

2 応援派遣措置

- (1) 救助の応援について要請を受けた都道府県知事は、直ちに応援隊の編成を行うとともに人員及び物件を整備し、指揮者を定めたうえ、応援を求めた都道府県に連絡して出発させること。
- (2) 応援隊の指揮は、原則としてその応援隊の長が行うこと。
- (3) 応援を受けた都道府県知事は、他の都道府県からの応援隊が到着した場合、その長に対して、直ちに災害の概況を説明し、応援を受ける救助の程度、方法及び期間等を協議して、職務の分担を明確にすること。

3 国への情報提供

都道府県知事は、他の都道府県知事に対して救助の応援を要請したとき、又は他の都道府県知事の要請を受け応援隊を派遣するときは、1の例により社会・援護局長あてに情報提供されたいこと。

4 費用の求償

応援に要した費用を求償する場合は、救助の種類、期間等を明確にし、そのために支弁した費用の明細書、証拠書類を添付して行うこと。

5 応援の指示

法第31条の規定により、主任大臣が、他の都道府県知事に対して応援を行うことを指示した場合は2及び4の例により措置すること。

第5 救助の程度、方法及び期間に関する事項

救助の程度、方法及び期間については、令第9条第1項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成12年3月31日厚生省告示第144号。以下「告示」という。)に従い都道府県知事が定めるところであるが、その実施にあたっては、次の点に留意されたいこと。

1 救助の実施時期

法による救助は一般的には、災害発生の日に開始されることとなるが、雪又は長雨等で被害が漸増し、一定日時を経た後初めて法の適用基準に達した場合は、法の適用基準に達し、現に救助を必要とする状態となった日をもって災害発生の日とみなしてとりあつかってさしつかえないこと。

2 救助の種類別留意事項

(1) 収容施設の供与

ア 避難所

- (ア) 避難所設置のために支出できる費用の限度は、市町村ごとにそれぞれ告示に示された1人1日当たりの限度額の範囲内であること。
- (イ) 避難所を閉鎖した場合における残存資材等は、換価処分をし、当該収入金額を避難所設置の費用から控除すること。
- (ウ) 避難所設置のために支出できる費用には、テレビ・ラジオ・公衆電話、公衆ファクシミリ、懐中電灯、仮設便所、仮設風呂、仮設洗濯場(洗濯機、乾燥機を含む。)、簡易調理室、冷暖房機器、仮設スロープ、更衣及びプライバシー確保に必要な間仕切り設備等の機械、器具、備品、仮設設備等の整備に要する費用を含むものであること。
- (エ) 維持及び管理に要する費用のうち、管理責任者の設置費用について、管理責任者が原則として都道府県又は市町村職員であることから、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当(以下「時間外勤務手当」という。)等は救助の事務を行うのに必要な費用(以下「事務費」という。)に含まれることとなるが、その他の管理又は運営に要する経費は、精算等の事務に係るものを除き、避難所設置のための費用に含まれるものであること。
- (オ) 「福祉避難所」の対象者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、「避難所」での生活において特別な配慮を要する者であること。
また、「福祉避難所」における特別な配慮のために必要となる費用とは、概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員等を配置するための費用、高齢者、障害者等に配慮した簡易便器等の器物の費用及びその他日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の費用とすること。

イ 応急仮設住宅

- (ア) 告示に定める規模及び設置のため支出できる費用は、1戸当たりの平均を示したものであること。したがって、家族構成、被災者の心身の状況、立地条件等を勘案し、広さ、間取り及び仕様の異なるもの、共同生

活の可能なもの、並びに 1 戸建て又は共同住宅形式のものなど、多様なタイプのものを供与してさしつかえないこと。

- (イ) 応急仮設住宅設置のために支出できる費用には、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費及び建築事務費等一切の経費を含むものであり、高齢者、障害者等の日常の生活上特別な配慮をした構造・設備とするための費用、暑さ寒さ対策のための断熱材の費用、敷地内の建物に附帯する屋内・外の各種設備の整備費用が含まれていること。
 - (ウ) 建築工事関係者を法第 24 条の規定による従事命令によって従事させた場合においては、これら従事者の実費弁償の額について限度額に含まれるものであること。
 - (エ) 応急仮設住宅の建設用地は、公有地等を予定していることから、応急仮設住宅設置のために支出できる費用には、土地の借料は含まれないこと。
 - (オ) 「福祉仮設住宅」は、被災の規模及び程度、被災者のうちの高齢者、障害者等の数並びに施設入所等の状況を勘案し、必要な設置戸数を定め、高齢者、障害者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して設置すること。
- (2) 炊き出しその他による食品の給与
- ア 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費のほか、機械、器具及び備品等の用謝金又は借上費、消耗器材費、その他の雑費とすること。なお、握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費についても、炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用としてさしつかえないこと。
 - イ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用の限度額は、原則として市町村ごとに限度額の範囲内とすること。この場合、1 日 3 食をもって計算するものであること。
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に当たっては、被災者の世帯を構成する人員数は、死者を除き、災害発生の日における世帯構成人員数を基礎とするものであること。
 - イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に当たって法第 41 条第 3 号により事前購入した給与品を払出した場合は、当該地域における時価をもって精算するものとし、権威ある評価調書を作成しておくこと。
ただし、第 8 の 2 により時価評価をした後において特に著しい物価の変動がない場合は、当該評価をもって精算してもさしつかえないこと。
 - ウ 同一品目で価格の異なる場合は、平均価格をもって精算してもさしつかえないこと。
- (4) 医療及び助産
- ア 救護班は、都道府県立又は市町村立の病院、診療所、日本赤十字社等の医師、薬剤師及び看護婦等により編成した者であること。
ただし、これにより十分な要員の確保が困難な場合は、その他の医療機関から雇い上げ、或いは、法第 24 条の規定による従事命令により医師、薬剤師及び看護婦等を確保してさしつかえないこと。
 - イ 救護班の一員として、医師、薬剤師、看護婦、事務員、運転手等を医療業務に従事させた場合の費用については、次により取り扱うこと。
 - (ア) 国又は地方公共団体に勤務する者は、旅費及び時間外勤務手当等の費用について事務費として整理すること。
 - (イ) 日本赤十字社職員等は、法第 34 条の規定により委託費用として日本赤十字社に対し補償すること。
 - (ウ) 法第 24 条の規定により従事命令を受けた医師、薬剤師及び看護婦等は、同条第 5 項の規定により、その実費を弁償すること。
 - (エ) その他の者は、賃金職員等雇上費で取り扱うこと。
 - ウ 法による医療は、原則として救護班で対応すること。重篤な救急患者等を病院又は診療所に移送して医療を行った場合には、その移送に要した費用を応急救助のための輸送費とすること。
- (5) 住宅の応急修理
- ア 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費、輸送費及び修理事務費等一切の経費を含むものであること。従って、大工、左官等の工事関係者を法第 24 条の規定による従事命令によって従事させた場合においては、これら従業者の実費弁償の額については、限度額に含まれるものであること。
 - イ 同一住家(1 戸)に 2 以上の世帯が居住している場合における住宅の応急修理は、1 世帯当たりの限度額の範囲内とすること。
- (6) 生業に必要な資金の貸与
- ア 生業に必要な資金を貸与する場合においては、告示に示されているほか貸与できる者の範囲を次に掲げるもの

とし、貸与の条件として、連帯保証人 1 人以上をたてさせるものであること。

(ア) 小資本で生業を営もうとする者

(イ) 蓄積資本を有しない者

(ウ) 家族労働力によって生業を維持している程度の者

イ 国庫負担の対象となった生業資金の貸与に伴う償還金の取扱いについては、その全額を災害救助基金に繰り入れること。

ウ 災害による生業資金の貸与については、各種貸付制度が設けられているので、この制度による資金の活用を図ること。

(7) 学用品の給与

ア 小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。)の判定の時点は、災害発生の日であること。ただし、災害が入進学時における場合にあっては、個々の実情に応じ、小学校児童又は中学校生徒に準じて取り扱ってさしつかえないものであること。

イ 教科書以外の教材とは、当該学校において、有効適切なものとして使用している教科書に準ずるもの又はワークブック等に類するもので、辞書、図鑑等の類は、含まれないものであること。

なお、学校法人の設置する学校において、使用している教材については、公立学校の例によるものであること。

ウ 同一品目で価格の異なる場合は、平均価格をもって精算してもさしつかえないこと。

(8) 埋葬及び死体の処理

ア 法による救助の適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した死体が、当該災害によるものであると推定できる場合は、次により措置するものとする。

(ア) 漂着した地域の市町村が、救助の行われた地の都道府県知事の統括する市町村であるときは、当該市町村長は、直ちに救助の適用市町村長に連絡して、関係者に死体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては当該都道府県知事に死体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、当該市町村長が「埋葬又は死体の処理」を行うものとし、これに要する費用については都道府県が支弁すること。

(イ) 漂着した地域の市町村が、救助の行われた地以外の都道府県知事の統括する地域の市町村(この場合の市町村には、法による救助の適用市町村を含む。)であるときは、当該市町村長は、前号の例により措置するものとし、それに要する費用については、当該市町村を包括する都道府県が支弁すること。この場合における埋葬又は死体の処理は、救助の行われた地の都道府県知事に対する救助の応援として取り扱い、当該都道府県は、その支弁した費用について、法第 35 条の規定により、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができること。

イ 法による救助の適用市町村以外の市町村の地域に漂着した死体が当該災害によるものであると推定できないときにおいては、当該市町村長が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)の定めるところにしたがって、その死体を措置するものであるが、措置した後において、その死体の漂着が当該災害によるものであると判明した時期が、当該救助の実施期間内であるときに限り法による救助の実施とみなして取り扱うものとし、それに要した費用については前項各号の例により取り扱われるものであること。

ウ 告示に示す埋葬のため支出できる費用の大人とは満 12 才以上のものをいうものであること。

(9) 障害物の除去

同一住家(1 戸)に 2 以上の世帯が居住している場合における障害物の除去は、一世帯当りの限度額の範囲内とすること。

(10) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

ア 救援物資は、法による被服寝具その他生活必需品、学用品、炊出し用食糧及び医薬品衛生材料のほか義援物資等被災者の応急救助のため使用される一切の物資を含むものであること。

ただし、他の法令等によりその費用が措置される物資及び次に掲げる資材等については原則として除くものであること

(ア) 避難所設置のための資材等

(イ) 応急仮設住宅建築のための資材等

(ウ) 住宅の応急修理のための資材等

(エ) 埋葬のための棺、壺及び骨箱

(オ) 死体の一時保存のための資材等

(カ) 障害物の除去のための資材等

イ 応急救助のため支出できる輸送費の範囲は、当該都道府県内及び当該都道府県以外の地区を輸送した費用であること。ただし、当該都道府県以外の地区を輸送した費用については、法第 23 条及び令第 8 条に規定する救助を行うために必要な輸送費に限られるものであること。

ウ 応急救助のため支出できる輸送費の内容は、輸送契約による場合の輸送費のほか、借上費、燃料費、修繕費及び消耗器材費であること。

エ 応急救助のために支出できる賃金職員等雇上費は、告示に定める各救助の種類ごとに支出できる費用に賃金職員等雇上費を含まない場合で、都道府県又は市町村職員、日本赤十字社職員、被災者を含む地域住民及びボランティア等に対応できないため、臨時に職員等を雇い上げ実施した費用で、法第 23 条及び令第 8 条に定める救助を実施するために必要な要員に限られること。

3 費用に関する事項

法に基づき実施される救助のために支出できる費用としては、救助に当たって実際に使用されたものの経費についてのみ認めることが原則であるが、実際に使用されなかったものの経費についても、真にやむを得ない事情にあるものについては、法に基づき実施された救助のために支出できる費用として認めることもあるので、これらの事情を説明し得る書類等の整備を図っておくこと。

第 6 削除

第 7 救助の特別基準に関する事項

令第 9 条第 2 項の規定により特別基準の設定を協議する場合は、救助の種類別に、次の事項を明らかにした文書をもって、当該救助の基準期間内に行うこと。

ただし、緊急やむを得ない場合は、とりあえず電話により協議し、事後すみやかに文書をもって処理すること。

1 告示による実施期間内により難い場合

- (1) 告示による実施期間内により難い理由
- (2) 必要とする救助の実施期間
- (3) 実施期間の延長を必要とする市町村別救助対象数
- (4) その他必要な事項

2 避難所の設置、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の季別により難い場合

- (1) 季別の変更を要する理由とその季別
- (2) 季別の変更を必要とする市町村別救助対象数
- (3) その他必要な事項

3 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲により難い場合

- (1) 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲により難い理由
- (2) 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲に含める必要のある事項及びその実施期間
- (3) その他必要な事項

4 その他告示により難い場合

- (1) 基準により難い理由
- (2) 特別基準の内容
- (3) その他必要な事項

第 8 事務費に関する事項

事務費については、交付要綱に示されているところであるが、この取扱いに当たっては次の事項に留意すること。

なお、事務費についても、交付要綱の 1 から 4 までに定める算定基準により難い特別の事情がある場合は、あらかじめ厚生

労働大臣に情報提供すること。この場合の手続きについては、第 7 の例によること。

1 事務費の範囲

- (1) 事務費は、法に基づき実施する救助に当たり、必要やむを得ない経費であって、救助の実施機関の経費に限ること。従って、災害の事前対策又は復旧事業等の事務を行うために必要な経費等は含まれないが、救助の委任を受けた市町村並びに補助機関としての市町村が応急救助の事務に要した経費については、勿論含まれるものであること。

(2) 事務費は、救助の実施期間内において、救助の事務を行うのに直接必要な経費のほか、救助費の精算の事務を行うのに必要な経費も含まれるものであること。

2 事務費の対象経費

事務費として認められる経費は、次に掲げるものに限ること。

(1) 時間外勤務手当

職員が応急救助事務に従事した時間外勤務手当

(2) 賃金

筆耕等の臨時の賃金職員等雇上費

(3) 旅費

職員の被災地及びその地域内相互の指導連絡旅費、関係都道府県又は本省への連絡打合旅費及び救助物資調達旅費

(4) 消耗品費

文房具及び消耗器材等の購入費

(5) 燃料費

庁用暖房の石炭、薪炭等及び自動車燃料等の購入費

(6) 食糧費

職員に対する炊出し及び応急救助対策打合会賄料

(7) 印刷製本費

被災証明書、公用令書、災害報告等の作成に要する経費

(8) 光熱水費

電灯料、水道料、ガス代等

(9) 修繕料

自動車、船舶、自転車等の修理に要する経費

(10) 使用料及び賃借料

土地、家屋の借上料、船舶、車馬等の借上料及び機械、器具等の借上料等

(11) 通信運搬費

電信、電話及び郵便料、運搬料、近距離の交通費

第9 災害救助基金の取扱いに関する事項

災害救助基金の管理、運用については、次の点に留意すること。

1 規則の制定

災害救助基金の設置、管理及び処分にかかる細部の取扱いに関しては、都道府県規則をもって定めることとし、当該規則を制定し又は改正したときは、すみやかに、その写を厚生労働大臣に提出すること。

2 備蓄物資の管理

法第41条第3号の規定により事前に購入した給与品の管理については、善良な管理者の注意をもって行うとともに、毎年度当初において、公正な評価者により、時価による評価をしておくものとする。

なお、法第41条第3号の規定により事前に購入した給与品については、当該都道府県の災害時の救助に重大な支障をきたさない範囲で、他の都道府県の応援等に利用してさしつかえないこと。

この際、当該額相当を一般会計から基金に繰り入れるのが原則であるが、求償に応じ、支払がなされた時点において補充する場合はこの限りでないこと。

3 情報提供

各年度における災害救助基金の積立状況等について、毎年度6月15日までに災害救助基金報告書(様式5)により厚生労働大臣に情報提供すること。

第10 救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項

救助事務の処理に必要な帳簿書式は、次に定めるところによること。

1 救助の種目別物資受払状況(様式6)

-
-
- 2 避難所設置及び収容状況(様式 7)
 - 3 応急仮設住宅台帳(様式 8)
 - 4 炊出し給与状況(様式 9)
 - 5 飲料水の供給簿(様式 10)
 - 6 物資の給与状況(様式 11)
 - 7 救護班活動状況(様式 12)
 - 8 病院診療所医療実施状況(様式 13)
 - 9 助産台帳(様式 14)
 - 10 被災者救出状況記録簿(様式 15)
 - 11 住宅応急修理記録簿(様式 16)
 - 12 生業資金貸付台帳(様式 17)
 - 13 学用品の給与状況(様式 18)
 - 14 埋葬台帳(様式 19)
 - 15 死体処理台帳(様式 20)
 - 16 障害物除去の状況(様式 21)
 - 17 輸送記録簿(様式 22)
 - 18 令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者の従事状況(様式 23)
 - 19 令第 10 条第 5 号から第 10 号までに規定する者の従事状況(様式 24)
 - 20 扶助金の支給状況(様式 25)
 - 21 損失補償の状況(様式 26)
 - 22 法第 34 条の補償費の状況(様式 27)
 - 23 法第 35 条に規定する費用の求償の対象となった救助については、それぞれ該当する種目の様式に記載すること。

第 11 関係通知の廃止に関する事項

昭和 34 年 8 月 13 日社発第 416 号本職通知「災害救助法による救助の実施について」は、この通知の施行と同時に廃止すること。ただし、災害救助費の国庫負担については、昭和 39 年度分に限り、同通知の第 6 によること。

(7) 災害救助法施行細則

(昭和 34 年 12 月 15 日 規則第 90 号)

(最終改正 平成 18 年 11 月 21 日 規則第 111 号)

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

第 1 条及び第 2 条 削除

削除〔平成 12 年規則 114 号〕

第 3 条 災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号)第 9 条第 1 項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別に定める。

第 4 条 災害救助法施行規則(昭和 22 年総理庁令 厚生省令 内務省令 大蔵省令 運輸省令第 1 号。以下「規則」という。)第 1 条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるとおとする。

- (1) 公用令書 第 1 号様式の 1～第 1 号様式の 4
- (2) 公用変更令書 第 2 号様式
- (3) 公用取消令書 第 3 号様式

2 前項第 1 号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳(第 4 号様式)に登録しなければならない。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあってはあわせて変更事項を記録しなければならない。

第 5 条 前条第 1 項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付してある受領書に受領年月日を記入し、署名及び押印して直ちにこれを返さなければならない。

第 6 条 当該吏員が規則第 2 条第 3 項の規定により、受領調書(第 5 号様式)を作成する場合はその物資の所有者又は権限に基いてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合においては、この限りでない。

第 7 条 規則第 3 条の規定による損失補償請求書は、第 6 号様式による。

2 損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基き損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

第8条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 公用令書 第7号様式

(2) 公用取消令書 第8号様式

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（第9号様式）に登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを斜線でまつ消しな

ければならない。

第9条 第5条の規定は、前条第1項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について準用する。

第10条 規則第4条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

(2) 天災その他さけられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官又はその他適当な官公吏の証明書

第11条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第24条第5項の規定による実費弁償の程度は、別に定める。

第12条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、第10号様式による。

第13条 法第27条第4項の規定により、当該吏員が立入検査にあたって携帯しなければならない証票は、第11号様式による。

第14条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書は、第12号様式による。

2 前項による扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金にかかる申請書には、次の区別にしたが、必要の書類を添付しなければならない。

(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 救助に関する業務に協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において規則第6条の規定に基づき、扶助金を受けようとするときは、同条及び前項各号に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書を添付しなければならない。

災害救助法施行細則による救助の程度等

(昭和 40 年 9 月 10 日告示第 561 号)

最終改正 令和 2 年 8 月 25 日告示第 342 号

災害救助法施行細則（昭和 34 年神奈川県規則第 90 号）第 3 条の規定による救助の程度、方法及び期間並びに第 11 条の規定による実費弁償の程度を次のように定め、昭和 40 年 8 月 1 日から適用する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間（昭和 33 年神奈川県告示第 558 号）及び災害救助法による実費弁償の限度（昭和 33 年神奈川県告示第 559 号）は、廃止する。

1 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与

ア 避難所

(ア) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

(イ) 避難所は、学校、公民館等既存の建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。

(ウ) 避難所の設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1 人 1 日当たり 330 円以内とする。

(エ) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(ウ)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。

(オ) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができるものとする。

(カ) 避難所を開設する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

イ 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するものであつて(ア)に掲げる要件を満たすもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するものであつて(イ)に掲げる要件を満たすもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

(ア) 建設型応急住宅

a 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

b 1 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、571 万 4,000 円以内とすること。

c 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

d 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。

e 建設型応急住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置すること。

f 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとすること。

g 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

(イ) 賃貸型応急住宅

a 賃貸型応急住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(ア) b に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

b 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。

c 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(ア) f と同様の期間とすること。

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ア 炊き出しその他による食品の給与

(ア) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。

(イ) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行う。

(ウ) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。

(エ) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

イ 飲料水の供給

(ア) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(イ) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

(ア) 被服、寝具及び身の回り品

(イ) 日用品

(ウ) 炊事用具及び食器

(エ) 光熱材料

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の 世帯
夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	54,200円に5人を 超える世帯員1人につき 7,900円を加算した額
冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	82,700円に5人を 超える世帯員1人につき 11,400円を加算した額

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の 世帯
夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	19,000円に5人を 超える世帯員1人につき 2,600円を加算した額
冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	27,600円に5人を 超える世帯員1人につき 3,600円を加算した額

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(4) 医療及び助産

ア 医療

(ア) 医療は、災害のため医療の方途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

(イ) 医療は、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定する柔道整復師（以下これらを「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

(ウ) 医療は、次の範囲内において行う。

- a 診察
- b 薬剤又は治療材料の支給
- c 処置、手術その他の治療及び施術
- d 病院又は診療所への収容
- e 看護

(エ) 医療のため支出する費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

(オ) 医療を実施する期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

イ 助産

(ア) 助産は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の方途を失った者に対して行う。

(イ) 助産は、次の範囲内において行う。

- a 分べんの介助
- b 分べん前及び分べん後の処置
- c 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(ウ) 助産のため支出する費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 100 分の 80 以内の額とする。

(エ) 助産を実施する期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

(5) 被災者の救出

ア 被災者の救出は、災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出するものとする。

イ 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

(6) 被災した住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

イ 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最少限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出する費用は、1 世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 59 万 5,000 円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 30 万円

ウ 住宅の応急修理は、災害発生の日から 1 月以内に完了するものとする。

(7) 学用品の給与

ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもつて行う。

(ア) 教科書

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 学用品の給与のため支出する費用は、次の額以内とする。

(ア) 教科書代

a 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、神奈川県教育委員会又は市町村の教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

b 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1 人当たり 4,500 円

中学校生徒 1 人当たり 4,800 円

高等学校等生徒 1 人当たり 5,200 円

エ 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了するものとする。

(8) 埋葬

ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行う。

イ 埋葬は、次の範囲内において、原則として棺又は棺材の現物をもつて行う。

(ア) 棺（附属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(ウ) 骨つば及び骨箱

ウ 埋葬のため支出する費用は、1 体当たり大人 21 万 5,200 円以内、小人 17 万 2,000 円以内とする。

エ 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

(9) 死体の搜索

ア 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

イ 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 死体の搜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

(10) 死体の処理

ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

イ 死体の処理は、次の範囲内において行う。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 検案は、原則として救護班によつて行う。

エ 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1 体当たり 3,500 円以内とする。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上げに要する通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は 1 体当たり 5,400 円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

(11) 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

イ 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行つた 1 世帯当たりの平均が 13 万 7,900 円以内とする。

ウ 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

(12) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる範囲とする。

(ア) 被災者の避難に係る支援

(イ) 医療及び助産

(ウ) 被災者の救出

(エ) 飲料水の供給

(オ) 死体の捜索

(カ) 死体の処理

(キ) 救済用物資の整理配分

イ 救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

ウ 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用をする期間は、当該救助を実施する期間内とする。

2 実費弁償

実費弁償は、次のとおりとする。

(1) 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「政令」という。）第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

ア 日当

(ア) 医師及び歯科医師 1 人 1 日当たり 2 万 4,100 円以内

(イ) 薬剤師 1 人 1 日当たり 1 万 8,300 円以内

(ウ) 保健師及び看護師 1 人 1 日当たり 1 万 7,600 円以内

(エ) 助産師 1 人 1 日当たり 1 万 8,500 円以内

(オ) 准看護師 1 人 1 日当たり 1 万 4,400 円以内

(カ) 診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 1 人 1 日当たり 1 万 6,600 円以内

(キ) 救急救命士 1 人 1 日当たり 1 万 6,400 円以内

(ク) 歯科衛生士 1 人 1 日当たり 1 万 5,600 円以内

(ケ) 土木技術者及び建築技術者 1 人 1 日当たり 1 万 6,100 円以内

(コ) 大工 1 人 1 日当たり 2 万 5,600 円以内

(サ) 左官 1 人 1 日当たり 2 万 6,900 円以内

(シ) とび職 1 人 1 日当たり 2 万 7,500 円以内

イ 時間外勤務手当

職種ごとに、アの(ア)から(シ)までに定める日当額を基礎とし、かつ、常勤の県職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

ウ 旅費

常勤の県職員の旅費の額に相当する額以内とする。

(2) 政令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内

3 災害救助事務

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次のとおりとする。

(1) 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

ア 時間外勤務手当

イ 賃金職員等雇上費

ウ 旅費

エ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費をいう。）

オ 使用料及び賃借料

カ 通信運搬費

キ 委託費

(2) 各年度において、(1)の救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る(1)アからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算し

た額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

ア 3,000 万円以下の部分の金額については、100 分の 10

イ 3,000 万円を超え 6,000 万円以下の部分の金額については、100 分の 9

ウ 6,000 万円を超え 1 億円以下の部分の金額については、100 分の 8

エ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については、100 分の 7

オ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については、100 分の 6

カ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については、100 分の 5

キ 5 億円を超える部分の金額については、100 分の 4

(3) (2)の「救助事務費以外の費用の額」とは、1に規定する救助の実施のために支出した費用及び2に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項において準用する法第5条第3項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払に要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

附 則（昭和41年4月1日告示第210号）

この告示は、公表の日から施行する。

（中略）

前 文（抄）（令和元年11月8日告示第251号）

令和元年10月1日から適用する。

大規模災害における応急救助の指針について

(平成9年6月30日社援保第122号)

各都道府県災害救助法主管部(局)長宛厚生省社会・援護局保護課長通知

改正平成14年3月20日社援保発第0320001号

平成19年6月1日社援総発第0601001号

平成25年4月10日社援総発0410第1号

平成25年9月18日社援総発0918第1号

今般、別添のとおり大規模災害における応急救助の指針を定めたので、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく今後の応急救助については本指針に基づき実施するとともに、管下市町村、関係機関等への周知方取り図られたい。

(別添)

大規模災害における応急救助の指針

はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大震災は、災害救助法に基づく応急救助のあり方について数多くの教訓を残した。本指針はこの教訓を踏まえ、平成9年6月に大規模災害における応急救助を迅速かつ的確に実施する上で必要な事項をとりまとめたところであるが、その後、調査研究結果や平成16年の新潟県中越地震等を踏まえ改正が行われ、今般、さらに平成23年3月の東日本大震災における応急救助の対応を鑑み、新たに改正を行ったものである。

今後、各都道府県におかれては、本指針に基づき、地域の実情に即した実施体制を整備するとともに、災害が発生した場合には迅速かつ的確な救助の実施に努められたい。

なお、本指針は、主として大規模な地震災害を念頭にとりまとめたものであるが、災害の規模や態様は千差万別であることから、災害発生時には、本指針に基づきつつも、臨機応変な対応が必要であることを念のため申し添える。

第1 応急救助の実施体制の整備

1 人的体制の整備

(1) 要員の確保

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、職員が決められた場所に自発的に参集する体制を整備しておくこと。

イ 平常時から、災害時を想定した職員の参集訓練を実施しておくこと。

ウ 職員は、交通機関の混乱や途絶の可能性があることを想定し、自転車や徒歩を含む参集場所への複数の交通手段を確保しておくこと。

エ 交通機関の混乱や途絶、また、職員自身の被災などによる救助要員の不足が想定されるため、緊急時における当面の間の、他部局や地方機関の職員による応援等の補完体制を整備しておくこと。

(2) 資質の向上

迅速かつ的確な救助を実施することができるよう、救助担当職員に対し、救助に係る実践的な研修や訓練を行っておくこと。

(3) 職員の登録

災害を経験した都道府県においては、災害業務の実践を経験して実務に精通した職員をあらかじめ登録し、災害時に直ちに活用できるようにしておくこと。

2 応援体制の整備

(1) 災害援助協定の締結

ア あらかじめ他の都道府県と救助の応援に関する協定を締結しておくこと。

イ 食料、生活必需品の調達、応急仮設住宅の建設等、事業者の協力を得ることが必要な救助については、あらかじめ事業者団体等と物資供給等に関して協定を締結しておくこと。

また、高齢者、障害者等の救助に当たり特別の配慮を要する者(社会福祉施設等に緊急入所等する者を除く。)

(以下、「要援護者」という。)に必要な生活必需品等の調達に係る協定も締結しておくこと。

ウ ア及びイに定める協定では、応援要請又は協力の手続き、応援又は協力を受けるべき救助の内容、方法、費用負担のあり方等について明確にしておくこと。

エ 被災都道府県自身の被災により、被災都道府県から応援要請が行われないことも想定されるため、このような場

合における応援派遣に関する手続きについても明確にしておくこと。

(2) 応援要請

- ア 被災都道府県の職員のみでは救助要員が不足する場合に、速やかに他の都道府県に対し、災害援助協定に基づいて職員の応援派遣を要請すること。
- イ 近隣の都道府県からの応援のみでは的確な救助が実施できないと判断した場合は、災害救助法（以下、「法」という。）第31条による厚生労働大臣の応援指示を求めること。

(3) 応援派遣

- ア 応援を行おうとする都道府県（以下、「応援都道府県」という。）は、救助の種類、場所、期間等の救助内容について事前に被災都道府県と調整を図るとともに、厚生労働省に連絡して実施すること。
- イ 被災都道府県と連絡が取れないなどの理由により調整が図れない場合は、厚生労働省と調整を図って実施すること。
- ウ 応援都道府県は、被災都道府県の被災状況によっては現地において衣食住に関する支援が受けられないことも想定し、これらに係る最低限の装備については自ら携行すること。
- エ 応援都道府県は、派遣職員の中からあらかじめ責任者（長）を定めること。応援職員に対する指揮は、原則としてその責任者（長）が行うこと。
- オ 現地では情報の混乱等が生じていることも想定されるので、責任者（長）には、様々な状況下においても的確な判断を下し、責任を持って対応できる者を選定すること。
- カ 大規模災害を経験し、救助実績のある都道府県は、国の要請に基づいて、職員を被災都道府県へ派遣し、救助の支援や助言を行うこと。

(4) 応援職員に対する職務の指示

- ア 被災都道府県は、他の都道府県からの応援職員が被災地において効率的な救助を実施することができるよう、応援職員が到着したときは、災害の概況を説明し、応援を受ける救助の程度、方法及び期間等を協議すること。
- イ 被災地の状況により、被災都道府県においてこれらの対応ができない場合は、厚生労働省又は国が設置した現地対策本部が対応する予定であるが、応援都道府県相互間においても密接な連携を図り、救助を実施すること。

(5) 応援都道府県における被災者の受け入れ

- 大規模災害により広域避難が必要となり、被災都道府県から救助の応援要請があった場合は、応援都道府県は、被災都道府県からの避難者を迅速に受け入れるための体制を確保すること。

3 被害情報の収集、連絡体制の整備

(1) 被害情報の迅速な把握と連絡

- ア 人的被害、住家被害等に係る情報は、迅速かつ効果的な救助を実施する上での基礎的情報であることから、関係機関と緊密な連携を図り、速やかに把握し、厚生労働省へ情報提供すること。
- イ 特に、消防、警察、市町村との連携は、平常時から密接な連絡を取り、緊急時の連携に支障を来さないように留意すること。
- ウ 被害が大きく、あるいは夜間等のため、被害状況を正確に把握できない場合は、まず概数により情報提供すること。
- エ 被害状況について概数により情報提供した場合は、その後、大幅に被害状況が異なることが判明した時点や正確な数値を把握した時点で速やかに厚生労働省へ修正する旨情報提供をすること。
- オ 情報の混乱を避けるため、できる限り被害情報は1か所に速やかに集約し、その結果を関係部局、関係機関へ伝達し、その後に公表等を行う体制を整備しておくこと。
- カ 行政機能に混乱が生じ、被災都道府県による被害状況の把握が困難な場合は、厚生労働省からの要請、又は隣接する都道府県が自らの判断により概括的に被害情報を把握し、厚生労働省へ連絡すること。

(2) 多様な通信手段の確保

- ア 都道府県、市町村間の情報収集、連絡を迅速に行うことができるよう、防災業務無線、衛星通信システム、緊急回線等、地域の実情にあわせ活用できる多様なルートによる情報通信手段を確認、整備しておくこと。
- イ 市町村役場等が被害を受け、都道府県、市町村間の連絡ができなくなる事態も想定し、都道府県職員等を現地に派遣し、直接情報収集に当たる体制も整備しておくこと。
- ウ 情報通信機器については、耐震対策を進めるとともに、停電の場合にも機能するよう、必要に応じて非常時の発電システムを整備しておくこと。

(3) 情報担当職員に対する訓練

- 情報通信機器を的確に操作できるよう、平常時から担当職員に対し実践的な訓練を行っておくこと。また、担当職員がいない場合も想定し、できる限り幅広く関係職員に訓練を行っておくこと。

(4) 緊急回線の活用

- 混乱時における有線電気通信設備等の優先利用等について、事前にNTT等の関係機関と協議しておくこと。

4 災害救助基金の活用による備蓄

-
-
- (1) 救助費用の財源に充てるため、法第37条により災害救助基金（以下、「基金」という。）の積み立てが義務づけられているが、基金を活用し、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料、飲料水、毛布等の生活必需品を備蓄しておくこと。
 - (2) 備蓄倉庫等が被災した場合、備蓄物資が利用できなくなる可能性もあることから、備蓄の地域分散についても考慮するとともに、平素から構造等の点検に努めること。

5 実施機関との連携

- (1) 救助のうち、死体の搜索、処理、被災者の救出、救護班による医療提供については、消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁、日本赤十字社等との連携が必要であるため、これらの機関と緊密に連携すること。
- (2) 災害時の緊密な連携を確保するため、平常時からこれらの機関との連絡等を密にしておくこと。

第2 応急救助の実施

1 避難所の設置

(1) 避難所の指定

- ア 避難所の指定に当たっては、当該地域の大多数の住民が避難することを想定し、その量的な確保を図っておくこと。
- イ 避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、できる限り、生活面での物理的障壁の除去（バリアフリー化）された公民館等の集会施設、学校、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすること。
- ウ 都市化の進んだ人口密集地域においては、管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合があることから、あらかじめ次により避難所の確保を図っておくこと。
 - (ア) 企業が所有する施設等の協力。
 - (イ) 都道府県内の市町村間での協力、連携。
 - (ウ) 他の都道府県との災害援助協定等。

(2) 利用関係の明確化

- ア 避難所をあらかじめ指定しようとする場合には、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておくこと。
- イ 学校を避難所として指定する場合については、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係部局と調整を図ること。
- ウ この場合、文部科学省において「学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議」による「学校等の防災体制の充実について」（平成8年9月2日）の報告書を教育委員会あて配付しているので、これらを参考にすること。

(3) 避難所の周知

- ア 避難所を指定した場合は、広報紙等により地域住民に対し周知を図るとともに、防災の日等に年1回以上は広報を行うなど、周知徹底を図ること。
- イ 避難所として指定した施設については、住民にわかりやすいよう避難所である旨を当該施設に表示しておくこと。

(4) 避難所における備蓄

- ア 避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料、飲料水、生活必需品等を備蓄しておくことが望ましいこと。
- イ この場合、避難所に予定される施設は、他の用途に使用されていることから、施設の管理者等の理解を得た上で実施すること。
- ウ 避難所における都道府県の備蓄については、基金による分散備蓄と認められるので、基金を活用しての備蓄について検討すること。

(5) 避難所の設置

- ア 災害が発生した場合には、あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無などの安全面を直ちに確認の上、避難所を設置すること。
- イ あらかじめ指定した避難所では不足することも想定されることから、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により対応するために、あらかじめ関係団体と協議、協定を行うこと。

(6) 通信手段の確保

被災者への情報提供や被災者相互の安否確認、避難所外被災者の情報入手を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン等の通信手段を設置すること。また、機器に不慣れな高齢者等についても、情報ボ

ランティアとの連携、協力等により情報に接することができるよう配慮すること。

また、機器に不慣れな高齢者等についても、情報ボランティアとの連携、協力等により情報に接することが出来るよう配慮すること。

(7) 避難所の生活環境の整備

ア 避難所を設置した場合には、避難生活に必要な寝具、被服、日用品等を速やかに配布すること。

イ 避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合は、避難所の集約に合わせて、小部屋がある等生活環境の良好な施設の利用を図るよう配慮するほか、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を順次講じること。

(ア) 簡易ベッド（代用品を含む）、畳、マット、カーペット

(イ) 間仕切り用パーティション

(ウ) 冷暖房機器

(エ) 洗濯機、乾燥機

(オ) 仮設風呂、簡易シャワー

(カ) 仮設トイレ（障害者用含む。）

(キ) テレビ、ラジオ

(ク) 簡易台所、調理用品

(ケ) その他必要な設備、備品

ウ 物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合には、高齢者・障害者等が利用しやすいよう、速やかに障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努めること。

エ 女性専用のトイレ、更衣室や授乳場所を確保する等、女性や妊産婦への配慮に努めること。

オ 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策を進めるとともに、必要な電気容量を確保すること。

(8) 指定避難所以外の被災者への支援

ア 関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を把握し、食料、飲料水、生活必需品等を供給すること。

イ 指定避難所以外に避難した被災者については、状況が落ち着いた段階で、仮設トイレや仮設風呂等の設備が整い、

各種の救助が確実になされる指定避難所への再避難を行うことについて、あらかじめ周知し、理解を得ること。

ウ 特に、救助活動の拠点となる施設等に避難した者については、円滑な救助を確保する観点からも、できる限り速やかに指定避難所への移転を図ること。

(9) 避難所運営の手引（マニュアル）の作成

ア 避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営の手引（マニュアル）（以下、「手引き」という）を作成し、避難所の運営基準や方法を明確にしておくこと。

イ 手引は、要員不足にも対応できるよう、災害救助関係職員以外の者の利用を想定したものとする

こと。

ウ 手引に基づき、関係機関の理解及び協力も得て、平常時から避難所の管理責任予定者を対象とした研修を実施すること。

(10) 管理責任者の配置

ア 避難所を設置した場合には、原則として各避難所に都道府県又は市町村職員等による管理責任者を配置し、避難所の運営を行うこと。

イ 災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者に充てることも考えられるので、施設管理者の理解を十分に得ておくこと。

ウ 災害発生直後から当面の間は、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に配慮すること。

エ 都道府県又は市町村職員等が、自らの被災や交通機関の途絶等が甚だしいため、十分に確保できないなどの理由で、管理責任者を他に得る手段がない場合は、臨時職員の雇用も考慮すること。

(11) 管理責任者の役割

避難所の管理責任者は、概ね次の業務を行うこと。

ア 避難所に避難した被災者の人数、世帯構成、被害状況、救助に当たり特別な配慮を要する者の状況等を可及的速やかに把握し、被災者台帳を整備すること。

イ 被災者台帳に基づき、常に被災者の実態や需要を把握すること。救助に当たり特別な配慮を要する者を把握した場合は、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行うための連絡調整を行うこと。

ウ 避難所に必要な食料、飲料水その他必要な生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、市町村等の行政機

関（災害対策本部）や近接する他の避難所と連絡をとること。

(12) 住民による自主的運営

避難所を設置した場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより避難者による自主的な運営が行われるよう努めること。また、避難所の運営に当たっては、女性等の視点を取り入れ、様々な配慮が行えるよう検討すること。さらに、被災者による自発的な避難所での生活のルールづくりを支援すること。

(13) 防犯対策等

ア 避難所における個別的な需要の把握や、防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所への巡回パトロール等を実施すること。

イ 避難所の治安・防犯等の観点から、真に必要やむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮すること。

(14) 避難所の早期解消

ア 避難所の設置は応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図ること。

イ 学校を避難所とした場合には、特に教育機能の早期回復を図ること。

ウ 避難所の早期解消を円滑に進めるため、住宅の応急修理の実施や応急仮設住宅の設置を速やかに行い、被災者の避難所からの移転を進めること。

エ 半壊した住宅については、居住を続けながら本格補修へとつなぐことができるよう、住宅の応急修理制度の活用を図るなどし、住宅の残存部分の活用が可能となるよう配慮すること。

2 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅については、建設型のみならず、公営住宅等の一時提供住宅としての活用を図るとともに、民間賃貸住宅の借上げ及び住宅の修理等を勘案し、総合的に対応すること。

(1) 建設用地の選定

ア あらかじめ応急仮設住宅の建設用地を量的に選定、確保し、候補地リストを作成しておくこと。

また、事業者等と協力し事前点検を行い、土地の状況、周囲の環境等を把握しておくこと。

イ 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定すること。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とすること。

(2) 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療機関、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地として立地条件の適した場所に建設すること。

(3) 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地の利用関係についてあらかじめ協定を結ぶ等、明確にしておくこと。

(4) 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、あらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておくこと。

(5) 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を可及的速やかに把握し、応急仮設住宅の全体の建設計画を策定すること。

(6) 必要戸数の供給

ア 災害が発生した場合には、建設事業者団体等の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設すること。

イ 大規模な応急仮設住宅の建設に当たっては、完成までに時間を要するため、ライフラインの施工業者と連携を図り、小規模単位での完成、引渡しを行い、入居時期を早めることを検討すること。

ウ 避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情のある場合には、民間賃貸住宅の借上げにより応急仮設住宅として提供すること。

そのため、これら住宅が災害発生時に優先的に確保できるよう、国土交通省及び当省による「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について」（平成24年4月27日）や「災害時における民間賃貸住宅の活用（「手引き書」）のとりまとめについて」（平成24年12月4日）等を参考にあらかじめ関係団体等と協議、協定を行うことにより、円滑な実施を図ること。

エ さらに、公営住宅や国家公務員宿舎等の公的住宅については、災害発生時に一時提供住宅としての活用が可能なことから、関係部署及び関係機関等と連携し、その活用を検討すること。

(7) 市町村間の広域調整

応急仮設住宅の建設に当たっては、規格、規模、構造、単価等の面で市町村間で格差が生じないように、広域的な調整を行うこと。

(8) 住宅の仕様

要援護者の利用に配慮した住宅の仕様はだれにとっても利用しやすいことから、通常の応急仮設住宅にあっても物理的障壁の除去された（バリアフリー）仕様とするとともに、国土交通省による「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ」（平成24年5月21日）等を参考に寒冷地や積雪地仕様等、地域の気候風土を考慮した仕様をあらかじめ検討しておくこと。

(9) 個別の需要に応じた多様なタイプの住宅の提供

ア 個々の身体状況や生活様式、単身や多人数世帯等の世帯構成等、様々な世帯の入居に対応できるよう、多様なタイプの応急仮設住宅を提供すること。また、災害直後の心理的なケアを考慮し、デザイン、色彩等を工夫することにより、快適な生活環境を造ることも検討すること。

イ 多くの応急仮設住宅を設置する場合は、安全性及び迅速性が要求されるため、同一敷地内に同一規格のものを機械的に設置しがちであるが、設置後の街並みや地域社会づくりにも配慮し、安全性及び迅速性を損ねない範囲内で、設置位置を工夫し、異なるタイプのものを組み合わせるなどの方法も検討すること。

ウ 市街地等で十分な建設用地が得られない場合には、省スペース化を図るため、炊事場、トイレ、風呂等を共用するタイプの設置も検討すること。

(10) 入居決定のあり方

ア 応急仮設住宅への入居決定は、個々の世帯の必要度に応じて決定されるべきであることから抽選等により行わないこと。ただし、入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については必ずしもこの限りでないこと。

イ 入居決定に当たっては、高齢者・障害者等を優先することはやむを得ないが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者・障害者等が集中しないよう配慮すること。

なお、従前地区のコミュニティを維持することも必要であり、単一世帯ごとではなく、従前地区の数世帯単位での入居方法も検討すること。

ウ 入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し理解を得ておくこと。

(11) 地域社会づくり

ア 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮すること。

イ 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図ること。

ウ 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治会活動などの地域社会づくりの拠点としての集会施設を設置すること。

また、一定戸数に満たない場合であっても、空き住戸を活用する等、集会等に利用できる談話室の設置を検討すること。

エ 集会施設は住民による自主的運営を原則とし、各種行事等のために活用されるものであるが、行政、その他による生活支援情報や保健・福祉サービス等を提供する場所としても活用すること。

また、各種の情報入手が可能となるよう、必要に応じ情報通信機器の配備等を図ること。

オ 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生委員やボランティア等の連携体制（ネットワーク）による見守り活動が行われるよう配慮すること。

(12) 一般対策の充実

ア 関係市町村と連携を密にし、応急仮設住宅入居者に対して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等、各種行政サービスを提供すること。

イ 行政サービスの提供に当たっては、関係者が相互に連絡を取り合い、必要に応じチーム方式で対応するなど、関係部局の連携を図ること。

ウ 被災者によっては精神的な打撃のため要望が顕在化しない事例も予想されることから、民生委員、保健婦の訪問等により生活面や保健、医療面でのニーズの積極的な把握に努めること。

エ 被災者の心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder, PTSD）に対応するため、中長期的な精神保健対策を実施すること。

オ 大規模な応急仮設住宅団地においては、入居者の日常生活の利便性の向上を図るため、必要に応じて、商業施設の設置、路線バスの増発や新規開設等を行うこと。

(13) 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであり、経過的な状況にあると認識し、次の点に留意の上、関係部局とも連携を図り、被災者の恒久住宅への移転を推進、支援すること。

ア 恒久住宅需要の的確な把握

イ 住宅再建に対する支援策の周知徹底

ウ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知

エ 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等

オ その他住宅等に関する情報の提供

- (14) 応急仮設住宅設置の手引（マニュアル）の作成災害発生時に速やかに応急仮設住宅の設置ができるよう、国土交通省による「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ」（平成24年5月21日）等を参考に手引（マニュアル）を作成しておくこと。

3 食料、飲料水の供給

(1) 食料等の迅速な供給

食料、飲料水は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれらを提供できるよう、備蓄の推進、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との物資供給協定の締結、物資搬送体制の構築等を図っておくこと。

(2) 高齢者等に配慮した食料の備蓄

備蓄食料については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。特に高齢者、障害者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮し、創意工夫をこらすこと。

(3) 食料の質の確保

ア 食料の供給に当たっては、長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保についても配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用についても検討すること。

イ ボランティア等による炊き出し、集団給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、被災地の地元事業者が営業を再開するなど災害の発生から一定の期間が経過した段階においては、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させるなどにより、適温食の確保に配慮すること。

ウ 一定の期間が経過した段階においては、被災者自らが生活を再開していくという観点から、また、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、被災者自身による炊事が重要であることから、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めること。

4 生活必需品の提供

- (1) 被服、寝具などの生活必需品は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう、備蓄の推進、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との物資供給協定の締結等を図っておくこと。

- (2) 物資供給業者との連携、必要に応じた救援用物資集積基地の設置、交通状況の把握など、生活必需品等の救援用物資を迅速に運搬・支給する体制を早急に整備すること。

- (3) (1) による調達物資のほか、義援物資が大量に搬入されてくることも考えられるので、調達物資との調整や、ボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬、配付体制についても早急に整備すること。

5 医療

(1) 救護班の編成、確保

災害発生直後、迅速に救護班の活動を開始できるよう、あらかじめ公立病院、日本赤十字社、災害医療派遣チーム

(日

本DMAT)、指定医療機関等の協力を得て救護班を編成しておくこと。また、必要に応じ地域医師会とも連携を図れる体制を整備しておくこと。

(2) 医療資源の被災状況の把握

救護班による医療提供を的確に行う上で、被災地における医療施設及び設備の被害状況、診療機能の可否の状況、医薬品及び医療用資器材等の需給状況、交通状況等の情報が不可欠であることから、関係部局とあらかじめ取り決めておき、これらの状況を速やかに把握できる体制を整備しておくこと。

(3) 救護班の迅速な派遣

ア 被災地の医療機能が混乱又は途絶した場合には、あらかじめ編成しておいた救護班を被災地へ速やかに派遣し医療活動を行うこと。

イ 救護班の要員を十分に確保することが困難な場合には、医療機関からの雇い上げ、あるいは法第24条の規定による従事命令により要員を確保すること。

(4) 救護班の派遣要請

ア 被災都道府県は、自らが編成した救護班では救助の目的を達し得ないと判断した時は、速やかに他の都道府県に対し、救護班の派遣要請を行うこと。

-
- イ 行政機能に混乱が生じ、被災都道府県が自ら救護班の派遣要請を行うことができない場合は、速やかに厚生労働省へ連絡の上、派遣要請依頼の調整を図ること。
 - (5) 救護班の応援派遣
 - ア 被災都道府県と災害援助協定を締結している都道府県は、被災都道府県の要請に基づき、又は状況に応じて自らの判断により救護班を速やかに派遣すること。
 - イ 災害援助協定を締結していない都道府県にあっても、状況に応じて自らの判断に基づき、被災都道府県の要請を待たずに救護班を派遣することが望ましいこと。
 - (6) 救護班の受け入れ調整
 - ア 被災都道府県は、被災地外の都道府県から派遣された救護班を被災地内の医療需要に応じて適正に配置するための受け入れ調整を行うこと。
 - イ 行政機能に混乱が生じ、被災都道府県が自ら救護班の受け入れ調整を行うことができない場合は、速やかに厚生労働省に対し、救護班の受け入れ調整を要請すること。
 - ウ 救護班の受け入れ調整は、地域の実情に詳しい保健所において実施することが望ましいこと。
 - (7) 自己完結型の活動
 - 救護班は、初期の医療活動ができる限り自己完結的に行うことができるよう、最低限度の医薬品や医療器材を携行するとともに、3日分程度の食料、飲料水、その他の生活必需品等についても自ら持参するよう定めておくこと。
 - (8) 被災都道府県による調整下における医療活動
 - ア 被災地外の都道府県から派遣された救護班は、被災地の都道府県の調整に従い救護班の活動を行うこと。
 - イ 自らの判断により単独で被災地に入り医療活動を行う医療スタッフに、被災都道府県の調整に従い救護班として活動を行うよう要請すること。
 - (9) 重篤な救急患者の搬送
 - 救護班では対応が困難な重篤な救急患者については、被災を免れた医療機関若しくは被災地外の後方医療機関へ搬送すること。
 - (10) 医療需要に対応した関係スタッフの配置
 - 救護班として派遣する医師等のスタッフについては、当初は外科、内科系を中心に編成することはやむを得ないとしても、時間の経過に対応し、適宜、口腔ケア、メンタルケア、いわゆる生活不活発病予防等の健康管理に必要な保健医療専門職等のスタッフを加える等、被災地の医療や保健の需要を踏まえた対応を実施すること。
 - (11) 救護班による医療活動
 - 救護班の医療活動に当たっては、短期間で交代を行うことも考えられるので、常に円滑な引き継ぎができるよう配慮して実施すること。
 - (12) 救護班の撤収
 - ア 救護班により提供される医療は、あくまでも災害によって失われた医療機能を応急的に代替するものであるため、被災地の医療機能が回復し次第、現地の医療機関にその機能を移行させること。
 - イ 救護班を撤収するに当たっては、現に医療を受けている患者を地元医療機関へ確実に引き継ぐこと。

6 住宅の応急修理

- (1) 事前協定等
 - 災害発生時に迅速に住宅の応急修理が行われるよう、あらかじめ、関係団体等と協議、協定を行うことにより、円滑な実施を図ること。
- (2) 実施体制の整備
 - 災害時に速やかかつ円滑に住宅の応急修理が実施できるよう、「災害事務取扱要領」（災害救助担当者全国会議資料）を参考にあらかじめ実施要領を作成すること。

7 埋葬

- (1) 広域的な実施体制の整備
 - 地元火葬場の被災も想定し、広域的な火葬ができるよう、遺体の搬送のための車両、ドライアイス、棺、骨壺等の確保、ヘリコプターを活用した広域的搬送、他の都道府県との協力等の体制について整備しておくこと。
 - (2) 迅速な埋葬
 - 災害が発生した場合には、直ちに地元火葬場の被害状況を調査し、火葬場の処理能力を把握し、火葬場の被災により地元で火葬が困難な場合には、速やかに他の都道府県に対し応援を要請し埋葬すること。
 - (3) 丁寧な埋葬
 - 埋葬は災害時の混乱期による応急的な仮葬であるが、遺族の心情を察し、できるだけ丁寧な埋葬の実施を図ること。
 - (4) 外国人の埋葬
 - 埋葬を外国人に対して行う場合には、火葬を行うことに問題が生じる国があるなど、風俗、習慣、宗教等の違いから問題が生じるおそれがあることから、できる限りこれらについて配慮し実施すること。
 - (5) 相談窓口の設置
-

速やかな埋葬を希望する遺族に対し、必要に応じて埋葬のための相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送等の広域的な情報を的確に提供すること。

7 遺体の処理

(1) 遺体の収容

遺体を一時的に収容するため、遺体の収容場所、遺体の搬送のための車両、遺体の保存のためのドライアイス等を確保すること。

(2) 検案体制の整備

死体検案については、警察との連携を密にし、検案を担当する医師を遺体安置所に集中的に配置する等、効率的な実施を図ること。

(3) 検案料

死体検案に要する費用及び検案書の作成料は、当該地域の慣行料金の額以内で実費弁償の対象となる。

第3 応急救助に当たり特別な配慮を要する者への支援

1 要員の確保

市町村福祉部局においては、膨大な災害関連業務が発生することが予想されることから、市町村に対し、救助と併せて、高齢者、障害者等の救助に当たり特別な配慮を要する者（以下、「要援護者」という。）への支援対策を円滑に実施できる要員体制を確保しておくよう指導すること。

2 安否確認

要援護者に対する安否確認を可及的速やかに行うことができるよう、市町村に対し次のことを指導すること。

- (1) 保健医療サービスや福祉サービスを受けている要援護者のリストを整備するなど平常時から要援護者の所在において把握しておくこと。
- (2) 民生委員、児童委員、福祉関係団体、ボランティア団体等と協力し、速やかに要援護者を安否確認できる体制をあらかじめ整備しておくこと。
- (3) 安否確認を行う上で、要援護者のプライバシーにかかわる情報を開示する場合も想定されることから、あらかじめ災害時の情報開示について本人等から同意を得ておくなど、要援護者に関する情報開示の方法を検討しておくこと。

3 避難所における支援対策

(1) 避難所の物理的障壁の除去（バリアフリー化）

物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合は、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設すること。

(2) 要援護者への支援

ア 車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）の派遣等、要援護者の要望を把握するため、避難所等に要援護者のための相談窓口を設置すること。

イ 一般の避難所であっても、要援護者に対する支援を実施することができる要援護者の支援スペースを設けること等配慮すること。

(3) 福祉避難所の指定

ア 要援護者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。以下(3)、(4)及び(5)において同じ。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（平成20年6月）等を参考にあらかじめ指定しておくこと。

イ 福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された福祉センター及び特別支援学校等の施設とすること。

また、既に防災拠点型地域交流スペースを整備している入所施設や今後、同様のスペース等を整備する入所施設については、福祉避難所として積極的に指定すること。

ウ 福祉避難所を指定した場合は、その施設の情報（場所、収容可能人数、設備内容等）や避難方法を要援護者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。

(4) 福祉避難所の量的確保

指定した福祉避難所では量的に不足することも想定されることから、社会福祉施設等における設置や公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げにより対応するために、あらかじめ関係団体等と協議、協定を行うこと。

(5) 福祉避難所への避難誘導

ア 災害が発生し必要と認められる場合には、直ちに福祉避難所を設置し、被災した要援護者を避難させること。

なお、要援護者の家族についても、避難状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難させて差し支えないこと。

イ 避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、地域住民、都道府県又は市町村職員等が協力して介助等を行うこととなるが、必要に応じて過度の負担とならない範囲で福祉避難所を設置する施設等の協力を得ること。

と。

(6) 福祉避難所の管理、運営

ア 福祉避難所には、相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行うこと。

イ 福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮すること。

ウ 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとること。また、このような状況を想定し、あらかじめ関係機関と連絡調整しておくこと。

エ 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めること。

4 福祉仮設住宅の設置

要援護者を対象として、必要に応じ、被災前の居住地に比較的近い地域において、保健福祉施策による生活支援を受けながら生活することができる要援護者向けの福祉仮設住宅を設置すること。

5 その他

在宅医療患者等、必要な薬剤、器材等（水、電気等を含む。）を得られないため、直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障を来す者などの把握及び必要物資の提供について、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮すること。

第4 情報提供

1 被災者の必要性に即した情報提供

- (1) 災害が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④応急仮設住宅設置段階、⑤応急仮設住宅生活段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、これら被災者の必要性に即した情報を的確に提供すること。
- (2) 応急仮設住宅における生活段階等、災害発生から一定の時間が経過した段階においては、恒久住宅の建設計画等の被災者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供すること。

2 多様な情報提供手段の活用

避難所への掲示、防災放送の実施、広報誌（災害対策本部ニュース）の配布と併せて、地元のラジオ（臨時のミニFM局を含む）、テレビ、新聞等の多様な手段を活用し、正確、迅速な情報提供を行うこと。

3 障害者や外国人への情報提供

(1) 障害者への情報提供

ア 障害者には情報が伝達されにくいことから、聴覚障害者に対しては掲示板、ファクシミリ、手話通訳、文字送等により、視覚障害者に対しては点字等による情報提供を行うこと。

イ 障害者への情報提供に当たっては、障害者（支援）団体やボランティア団体と連携し、情報提供を行うこと。

(2) 外国人への情報提供

外国人には、日本語を解せない者や被災地の地理や事情に不慣れな者もあり、必要な情報を得ることが困難と考えられることから、必要に応じて、外国語による情報提供、通訳を配置した外国人向け相談体制について配慮すること。

4 被災地域外避難者への情報提供

- (1) 被災者の避難先は広く他府県に及ぶことから、被災地域外の避難者が情報過疎に置かれることのないよう、マスコミ等との連携により被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット（Eメール、ホームページの開設）等による情報提供を行うこと。
- (2) 情報提供において影響力の大きいマスコミについては、緊密な連携を図る必要があることから、マスコミ相互あるいは地方公共団体等との間で平常時から災害発生時の広報についての具体的な取決め、協定等を行っておくこと。

第5 ボランティア活動との連携

ボランティア活動との連携方法については、次によるほか、「災害時の福祉救援ボランティア活動に関するマニュアル」（平成8年10月1日）を参考とすること。

1 ボランティア活動の受け入れ、連携

- (1) 被災者への救援物資の配布、避難所における炊き出し、要援護者の安否確認やきめ細かな在宅生活支援等、災害時においてボランティアが果たす役割は極めて大きいことから、ボランティアと積極的に連携すること。
- (2) ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、ボランティアの行政窓口とボランティア活動の連絡、調整（コーディネート）組織を明確に定め、その周知を図ること。
- (3) ボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携し、刻々と変化するボランテ

ィアの需要について把握し、活動者に的確な情報を提供すること。

2 連絡、調整機能の強化

ボランティアに対する多様な需要に即応したボランティア活動が行われるよう、平常時から連絡、調整を行う者（コーディネーター）の養成、配置を行い、連絡、調整（コーディネート）機能を強化しておくこと。

3 活動基盤の整備

- （1） ボランティアが安心して活動できるよう、平常時からボランティア保険の普及、活動拠点の整備、活動資材の提供等に努めること。
- （2） ボランティア活動の大規模化、長期化が予想される場合には、必要に応じ活動費の助成等についても検討すること。

4 連携体制づくり

長期にわたって、継続的かつ効果的なボランティア活動が展開されるよう、平常時からボランティア団体や企業、労働組合等の民間団体相互の連携体制（ネットワーク）づくりを支援すること。

第6 救援物資・義援金

1 救援物資の受け入れ、配分

- （1） 被災者が必要とする物資の種類、量を速やかに把握し、それらが迅速に被災地に集まるよう、報道機関等を通じて支援を要請すること。
- （2） 救援物資の受け入れを迅速に行うため、被災状況等を踏まえ、速やかに物資の集積基地、配送ルート等を確保すること。

2 救援物資の送り方の周知

救援物資を円滑に受け入れることができるよう、救援物資の送り手である国民や企業等に対し、次のことを周知すること。

- （1） 品目別に区分して発送することとし、できるだけ単品で1包みとすること。
- （2） 梱包を開かなくても内容がわかるよう識別表等により内容を表示すること。
- （3） 品物は新品が望ましいこと。
- （4） 大量の救援物資の受け入れ、配付については、ボランティアの活動が不可欠であること。
- （5） 一定期間経過後は、被災者からは救援物資よりも義援金が望まれること。

3 義援金の受け入れ、配分

- （1） 義援金の受け入れ、配分を適正に行うため、義援金受付団体等で構成する第三者機関である「義援金配分委員会」等を設置すること。なお、「義援金配分委員会」の設置に当たり、あらかじめ委員構成を決めておくこと。
- （2） 義援金の早期配分のため、あらかじめ基本的な配分ルールを決めておくこと。
- （3） 義援金の配分が終了した段階等で、第三者による監査の実施、配分状況の公表等を行い、公平性や透明性を確保すること。

第7 住民に対する啓発

災害に備え、平常時から住民自らが次のことに取り組むよう、広報活動等を通じて啓発を行うこと。

- 1 避難所と避難経路の確認、非常時の持出品の準備、3日分程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めること。
- 2 災害が発生した場合には、住民が相互に協力し、負傷者の救出、安否確認、要援護者への支援、避難所の運営等に努めること。
- 3 要援護者自らも緊急時の連絡先の確認や地域社会との関係づくりに取り組むこと

災害救助法による応急仮設住宅の管理および処分について

(昭和43年6月1日 社施第131号)

各都道府県知事宛 厚生省社会局長通知

改正 昭和47年1月14日 社支第3号

標記については、昭和40年7月1日社施第128号本職通知により取り扱ってきたところであるが、今後次により行うこととし、昭和43年6月1日から実施することとしたことから了承のうえ実施に遺憾のないようにされたい。

なお、昭和40年7月1日社施第128号本職通知「災害救助法による応急仮設住宅の管理及び処分について」は、この通知の施行と同時に廃止する。

第1 応急仮設住宅の運営管理

- 1 都道府県知事は、災害救助法による応急仮設住宅（以下「応急仮設住宅」という。）を設置したときは、常に善良な管理者の注意をもって運営管理に努めること。
- 2 都道府県知事は、応急仮設住宅の供与を受けている者の実態を把握し、一般住居への転居をすすめるとともに特に次の施策の積極的な活用を図るとともに必要な指導を行うこと。
 - (1) 公共住宅法及び日本住宅公団法等による住宅の設置又は優先的入居
 - (2) 住宅金融公庫法及び各種貸付制度等による住宅資金のあっせん
 - (3) 社会福祉施設等への収容

第2 応急仮設住宅の処分

- 1 都道府県知事は、応急仮設住宅を補助事業等により取得した財産の処分制限期間を定める件（昭和41年7月15日
厚生省告示第350号）に定める期間（以下「処分制度期間」という。）内に次のいずれかにより処分するときは定められた書式により厚生大臣の承認を受けなければならないこと。
 - (1) 応急仮設住宅の補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとする場合（別紙様式1）
 - (2) 応急仮設住宅が滅失し、又は著しく破損したため居住に適さなくなった場合（別紙様式2）
- 2 都道府県知事は、1による場合は、適正な価格処分しなければならないこと。

ただし、次にかかげる場合は、無償又は低額な価格で処分することができること。

 - (1) 売却代金よりも売却に要する経費が高い場合
 - (2) 災害対策の用に供し、若しくは社会福祉事業の用に供することを目的とする。
 - (3) その他厚生大臣が必要と認めた場合

第3 国庫負担金の対象となった応急仮設住宅の処分による収入金の取り扱い

都道府県知事は、第2の1により応急仮設住宅を処分した場合において収入金があったときは、当該処分にかかる収入金から売却のために要した費用を控除した額に応急仮設住宅を設置した年度の災害救助法による救助費の国庫負担率を乗じて得た額を国庫に納付するものとする。

第4 報告

都道府県主管部（局）長は、処分制限期間をけいかしたのものについては、その期間経過直後における利用状況を厚生社会局施設課長に報告すること。（別紙様式3）

この場合、現状のまま住宅として使用することは建築基準法第85条の規定に抵触するので特に注意すること。

厚生大臣　〇〇〇〇殿

番　　号
年　　月　　日

〇〇都道府県知事

災害救助法による応急仮設住宅の処分について

標記について、次のとおり応急仮設住宅の処分を申請します。

- | | | | |
|---|---------------------|--------|---|
| 1 | 処分による収入金国庫納付見込額 | 金 | 円 |
| 2 | 今回の処分戸数 | | 戸 |
| 3 | 未処分戸数 | | 戸 |
| 4 | 応急仮設住宅処分調書 | (別紙 1) | |
| 5 | 処分しようとする応急仮設住宅の現状調 | (別紙 2) | |
| 6 | 処分による収入金国庫納付見込概算定調書 | (別紙 3) | |

応 急 仮 設 住 宅 処 分 調 書

災 害 発 生 年 度	災 害 名	所 在 市 町 村 名	現在の状況				今回処分の内容			備考
			設置 戸数	処分 済 戸数	今回 処分 戸数	未処 分 戸数	処分 の 理由	処分 の 方法	処分に よる収 入見込 額	
○ ○	〇〇災害	〇〇 市								
		〇〇 町								
	小計									
	〇〇災害	〇〇 市								
	年 度 計									
	〇〇災害	〇〇 市								
	小 計									
	年 度 計									
	合 計									

- (注) 1 本調は、未処分戸数のある最も古い年度以降の分について記入すること。
- 2 「処分の方法」欄は、「有償払い下げ」「無償譲渡」「交換」「貸付」及び「備蓄」等の別にその数を記入すること。
- 3 「備考」の欄は、供与期間経過にもかかわらず、未処分戸数があった場合等の理由及びその他参考となる事項を記入すること。

別紙 2

処分しようとする応急仮設住宅の現況調

災 害 名	設 置 場 所	利 用 世 帯		応 急 仮 設 住 宅 設 置 日 年 月 日	経 過 期 間	入居中 空 室 の 別	処分後の 利用者の 措 置
		世帯主 氏 名	世帯 人 員				

処分の 理 由	処分の 方 法	譲渡の 相手方	交換の 相手方	貸付の 相手方	処分による 収 入 見込額	処分後 における利用 計 画	備 考

- (注) 1 「処分による収入見込額」欄に記入した金額については、その積算基礎等を添付するほか、都道府県固定資産評価員等権威ある評価者による評価調書を添付すること。
- 2 「処分後における利用計画」欄には、応急仮設住宅を売り払い又は廃棄する場合は記入する必要がある。

別紙 3

災害救助費国庫負担金返納見込額算定調書

(年 月 日作成)

区分 \ 年度									計
救 助 費 総 額	A								
国 庫 負 担 額	B								
B/A	C								
応 急 仮 設 住 宅 設 置 戸 数	D								
同 設 置 費	E								
同 国庫負担額	F								
E × C									
同 処分戸数	G								
同 処分による収入見込額	H								
売 却 に 要 す る 費 用	I								
返 納 見 込 額	J								
(H - I) × C									

(注) 「売却に要する費用」欄の金額には、その算出基礎を添付すること。

別紙様式 2

番 号
年 月 日

厚生大臣 ○○○○殿

○○都道府県知事

災害救助法による応急仮設住宅の処分について

標記について、次のとおり応急仮設住宅の処分を申請します。

- | | | | |
|---|---------------------|--------|---|
| 1 | 処分による収入金国庫納付見込額 | 金 | 円 |
| 2 | 滅失又は破損戸数 | | 戸 |
| 3 | 滅失又は破損状況 | (別紙 1) | |
| 4 | 処分による収入金国庫納付見込額算定調書 | (別紙 2) | |

(添付資料)

滅失又は破損の事実を証するに足る写真等

応急仮設住宅の滅失及び破損状況調

[illegible]

(注)「利用者の措置」欄は、現在の状況及び今後の措置について具体的に記入のこと。

別紙 2

災害救助費国庫負担金返納見込額算定調書

(年 月 日作成)

区分 \ 年度									計
救 助 費 総 額	A								
国 庫 負 担 額	B								
B/A	C								
応 急 仮 設 住 宅 設 置 戸 数	D								
同 設 置 費	E								
同 国庫負担額	F								
$E \times C$									
同 処分戸数	G								
同 処分による収入見込額	H								
売 却 に 要 す る 費 用	I								
返 納 見 込 額	J								
$(H - I) \times C$									

(注) 「売却に要する費用」欄の金額には、その算出基礎を添付すること。

別紙様式 3

番 号
年 月 日

厚生省社会局施設管理課長殿

〇〇都道府県主管部（局）長

災害救助法による応急仮設住宅の処分について

標記について、次のとおり報告します。

1 応急仮設住宅処分報告書

応 急 仮 設 住 宅 処 分 報 告 書

災害発生 年 度	災 害 名	所 在 市町村名	設置 戸数	処分済 戸 数	今回処 分戸数	処分の 方 法	利用 状況	備考
〇 〇	〇〇災害	〇〇市						
		〇〇町						
	小 計							
	〇〇災害	〇〇市						
	年 度 計							
	〇〇災害	〇〇市						
	小 計							
	年 度 計							
	合 計							

(注) 1 「処分の方法」欄は、「有償払い下げ」「無償譲渡」「交換」「貸付」及び「備蓄」等の別にその数を記入すること。

2 「利用状況」欄は、今後の利用計画を記入すること。